

2014 年度
自己評価・外部評価結果報告書

2015 年 3 月

立命館大学法学部・大学院法学研究科

刊行にあたって

2014年度に法学部・大学院法学研究科は、教育、研究、学部・研究科の運営、学生の受け入れ・支援など、教育研究機関として注目すべき重要項目について、分野別の外部評価を進んで受けることとした。私どもが、現在、進めている教学改革の方向が適切であるのかどうか、また、これまでの私どもの教育・研究・学生対応などの考え方や学部・研究科の運営方法が適切であるのかどうか、外から見て頂くことにより、私どもの教学改革をいっそう実りあるものにするのが、外部評価受審の目的であった。本報告書は、この本格的な外部評価を受審するにあたって、取りまとめたものである。一般に用いられる評価指標に従って、上述の多角的な視点から、本学法学部・大学院法学研究科の姿が照らし出され、私どもの現状が相当に客観化されたものと思われる。

法学系の学部教育は、この間、法科大学院が創設されたことにより法曹養成の面で、相応の影響を受け、専門教育のあり方が問われていた。研究科においては研究面の後継者養成の課題も現れて来ていた。他方、社会的には、各分野、各層で法学の素養を要する現場の仕事も増加している。いわゆるコンプライアンス、法令順守体制の構築という課題が、経営やビジネスの現場でもよく指摘される時代に入って来た。その中で、大学院法学研究科の進路課題も含めて、法学系の学部・研究科は、直接的な法曹養成教育とは別の多くの課題をも担う状況となっていた。最近では、司法試験・予備試験の受験者増加とその合格者の司法試験合格率の高さなども注目される事態となり、現状は複雑な様相を呈している。

この中で、村田尚紀・関西大学教授を委員長とする外部評価委員会委員をお務め頂いた先生方には、精力的な評価活動により「外部評価結果報告書」をまとめて頂いた。この報告書は、私どもが教学改革を進める上で、必要と考えていた点や気がついていなかった点、不足の点のご指摘など、多くの教示を得られるものであった。ご尽力を賜ったことに改めて厚くお礼を申し上げる次第である。この外部評価結果を今後の教学改革に大いに生かしていくことが重要であることはいままでもない。今回の外部評価に関わって、ご協力を頂いた皆様に、心から感謝を申し上げます。

2015年3月

立命館大学法学部長 竹瀨 修

立命館大学大学院法学研究科長 小松 浩

立命館大学法学部
自己点検・評価報告書
2014年度

目 次

序 章	p. 1
本 章	
1. 理念・目的	p. 2
2. 教員・教員組織	p. 7
3. 教育内容・方法・成果	
(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	p. 15
(2) 教育課程・教育内容	p. 23
(3) 教育方法	p. 26
(4) 成果	p. 38
4. 学生の受け入れ、学生支援	
(1) 学生の受け入れ	p. 41
(2) 学生支援	p. 54
5. 教育研究等環境	p. 65
6. 内部質保証	p. 93
終 章	p. 96

序 章

立命館大学法学部は、1900年5月19日に京都法政学校として京都府から認可を受け、法律学校として開学したことに始まる。後に、創立者・中川小十郎が学祖・西園寺公望からその家塾「立命館」の名称を継承することの許諾を得て、1913年に私立立命館大学となり、今日に至る。その中で本学は「自由と清新」を建学の精神とし、「平和と民主主義」を教学理念と定め、この伝統の下で、本学法学部は、法学部教育のあり方を長年にわたって常に模索して来ている。

現在、法学部は、戦後の着実な発展を経て、1学年の定員790名、2013年度の在籍学生数3,612名（2013年5月1日現在）を擁するに至っている。本学法学部の学生は、外国人を含めて関西圏以外を出身地とする者が半数程度に及ぶ。いわゆる下宿生は、過半数を優に超えている。女子学生比率は3分の1強で安定的である。そして、正課のみならず課外のさまざまな活動に取り組む者も多い。このように多様な学生で構成されている大規模な私立大学法学部の教育をいかに効果あるものにしていくのか、本学法学部の教育改革は、その工夫に注力、格闘してきた歴史でもある。

本学法学部のカリキュラムの基本的な骨格は、2008年度から実施したものであり、2012年度に若干の修正を施して、現在に至っている。その基本的な考え方は、学生の興味関心・進路に応じて各自が選択して自身のカリキュラムを作っていくというものである。すなわち、入学時から学生が将来を見据えてすでに方向が固まっている場合は、いわゆる「特修」という枠組みで入学試験の段階から選択をする。法曹をめざす「司法特修」、公務員等の公共的進路を希望する「公務行政特修」、そして国際分野での活躍をめざす「国際法務特修」の3つから選択して入学する。一方、法学部に入学後、学修を進めながら興味関心・進路について考えを深めて専門の選択をしようという場合は、特修を選択しない「法学科」に属し、1年次の遅い時期に5つの専門化プログラム（ビジネス・金融法務、環境・生活法、法と人権、法文化、政治と市民社会）から1つを選択して2年次以降で配置科目を順次、系統的に履修する。法学科の中に3つの特修を設置するとともに、それに属さない学生も認める構造である。学生が途中でそのコースを変更することも所定の要件を満たせば、これを認める制度になっており、柔軟性もある。

さらに、専門科目の小集団科目を1年次から配置し、「基礎演習」と称して専門科目を履修するための基本的な学修作法を入門的な専門科目の内容とともに教授している。そして、3年次の専門演習（定員16名）が専門科目の学修を最も高度化させる位置づけとなっている。専門演習は、多数開講され、自由に応募し選択することができる。

現行カリキュラムの問題点や課題について、教授会の下にある企画委員会の審議やFD活動を通じて認識を深め、それを共有することが現在もなおしばしば行われているが、本学法学部は、今次の外部評価に当たっても真摯な点検作業を再度進めたいと考えている。外部評価委員の皆様から、本報告書をお読みいただき、いろいろご教示、ご指摘を賜れることは、大変に貴重な機会であり、心より感謝申し上げる次第である。

1. 理念・目的

1. 現状の説明

1101 (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

①理念・目的の明確化

法学部の教育研究上の目的は、人材育成像として「法学部は、法学および政治学の教育研究を通じて、法および政治に関わる社会現象の多面的な理解を礎として主体的に進路を切り拓き、社会のさまざまな分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人間を育成することを目的とする」と規定されている。立命館大学学則（規程第17号）¹⁻¹の第1条第2項に基づいて制定されている立命館大学法学部学則（規程第835号、2010年3月19日制定、同年4月1日施行、2012年3月16日最終改正、同年4月1日施行）¹⁻²の第3条が、立命館大学の教学理念として立命館憲章¹⁻³にも明記されている「平和と民主主義」を含み込んで定めている。さらに、これに立脚する3つのポリシーとして、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が設定されている。^{1-4、1-5}

これらは、具体的には、次のようである。

I. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

法学部は、法の役割がますます高まる時代にふさわしい意欲と能力を持ち、将来、専門知識を生かして社会で活躍したいと考える学生を求めている。

II. 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

法化社会をリードする主体性・専門性を養うカリキュラム構造としている。社会が複雑になるに従って、「ルール」のもつ意味は重くなり、司法の場だけではなくビジネスや行政においても法に精通した人材がこれまで以上に強く求められている。そこで、法学部は、より高度な専門性を養う教育の仕組みやプログラムを充実させ、現代が求める法の専門知識を活かせる人材の育成をめざし、①系統的・段階的な専門知識の積み上げによる学修と、②将来の志望進路や学問的興味関心に基づく学修、この2点に留意して4年間の学修計画を立てることをサポートするカリキュラムを編成している。

法学部入学生全員が法学科に所属するが、入学時より学修・進路目的が明確な場合は、「司法」「公務行政」「国際法務」のいずれかの特修に所属し、低回生時からその目的に即した専門的な学修が進められるようにしている。「司法特修」は、法曹をはじめとする法律専門職を将来希望する学生のためのプログラムである。「公務行政特修」は、公務員など、広く公共的な分野に進むことを希望する学生のためのプログラムである。そして、「国際法務特修」は、法律学の専門性を基礎にして、特に国際社会を舞台として活躍することを希望する学生のためのプログラムである。

上記の各特修に所属しない学生に対しては、各人がさまざまな志望進路や多様な学問的興味関心を抱いていることを念頭において、カリキュラムが設計されている。自由度が相当に認められるカリキュラムであるが、2回生段階から、〈ビジネス・金融法務〉〈環境・生活法〉〈法と人権〉〈法文化〉〈政治と市民社会〉の計5つの専門化プログラムから1つを選択・履修することにより系統的学修ができるように配慮されている。

Ⅲ. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

法学部は、法学および政治学の教育研究を通じて、法および政治に関わる社会現象の多面的な理解を礎として主体的に進路を切り拓き、社会のさまざまな分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人間を育成することを目的として、後述の7つの学生が身につけるべき能力（教育目標）を定めている。これらの能力の獲得と学部の教育課程に規定する所定単位（教養科目18単位以上、外国語12単位、専門科目78単位以上、計124単位）の修得をもって、学部の教育目標の達成とみなし、学士課程学位を授与する。

②実績や資源からみた理念・目的の適切性

社会の複雑化による法化社会が進むに従って社会的「ルール」のもつ意味は重くなり、司法の場だけではなくビジネスや行政、そして家族関係を含めて一般社会、国際社会においても法に精通した人材がこれまで以上に強く求められている。その意味で、本学法学部が設定する上記の人材育成目標は、現代社会の課題性に適合する中身を持つものであるといえよう。¹⁻⁶

この目標を達成するため、学生がより高度な専門性を養う仕組みやプログラムを充実させ、現代が求める法の専門知識を活かせる人材の育成をめざし、①系統的・段階的な専門知識の積み上げによる学修と、②将来の志望進路や学問的興味関心に基づく学修を基本にして4年間のカリキュラムを編成している。そして、上記法学部教学の理念・目的を果すため、初年次から少人数クラスを編成し、基礎演習や法学ライティングなどの基礎的専門科目群を配して、法学部教学における学問の基礎的手順および入門的授業を実施し、年次が上るに従って、専門的学修が高度化するカリキュラム体系を構築している。これを系統的に履修することにより法学・政治学の基本的力量形成が行われる。初年次からの少人数クラス編成と専任教員の全クラス担当により法学部教学が浸透することを図っている。¹⁻⁷

③個性化への対応

上記の3つのポリシーに基づき、具体的な教育目標を「学部学生が卒業時に身につけておくべき能力」として次のように設定している。¹⁻⁴

- ①日々生起する個々の法現象および政治現象における問題の所在を的確に把握しうるための法学・政治学の知識および思考方法。
- ②法学・政治学の諸分野のうち、自らの問題関心を深め、自らの進路を切り拓くための

専門分野に関する知識とそれを応用する能力。

③専門性の枠にとらわれない広い視野を背景とし、自らと異なる文化的背景、信条、意見をもつ他者とコミュニケーションを図り、意見を尊重しつつ主体的に自らの意見をまとめ、述べることができる。

④「平和と民主主義」の理念に照らして法化社会における規範のあり方を主体的に考え、それを実践に移すことができる。

⑤自らの適性を客観的に見極め、自ら設定した目標に向かって主体的かつ系統的に学習する意欲と方法論。

⑥論理的で正確な日本語を用いて、自らの意見を発表・討論し、文章化する能力。

⑦外国語による基礎的コミュニケーション力を身につけ、専門に関わるテーマについて外国語で理解し、討論する意欲を持っている。

このような基本の教育目標は学問の土台として共通するが、これを基盤として、学生各人がそれぞれの問題関心や進路志望に従い、系統的な履修をすることにより各人の個別の目標が達成される。その意味で、確かな学力形成に基づき個性化を追求できる自由度のあるカリキュラムである。法学・政治学の共通する基礎を持ちつつも、上述の諸種のプログラムの選択的履修を通じて、学生各自が固有の目標を追求するなかで、各自の個性が磨かれ発揮されるカリキュラム立てである。かくして、国際的視野を持ちつつ、世界共通の課題や国内の問題、そして自身の身近な課題にも対応することが可能な個性的な人材育成が果される。¹⁻⁶

1102 (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

上記1101の内容は、図表などを使用して理解し易いように、本学法学部のホームページ（以下、HPと記す）、パンフレット、学修要覧により公開、公表されている。¹⁻⁸学生用には、毎年度の「学修要覧」（冊子体）（2013年度までは「履修要項」と称した）に記載され、学生全員に配布されている。¹⁻⁴本学の教職員、学生のみならず、本学法学部のHPにアクセスすることにより誰もが上記の内容を容易に見ることができ、社会的に公表されている。¹⁻⁵

1103 (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

学部教学の自己点検として毎年度末に「法学部教学総括」が作成され、当該年度の特徴と次年度に向けた課題、さらには次の大きな教学改革に向けた課題・指摘などが記載され、常に学部の理念・目的の適切性が上述のポリシーや教学上のガイドラインに照らして検証されている。¹⁻⁶また、カリキュラム改革は、通常、4年ごとに重要課題を中心に検討、見直しが行われ、その際には、それまでに自己点検の中で課題とされたものが審議・検討され、教学の改善につなげられている。なお、「法学部教学総括」は、法学部教授会の下で組織されている企画委員会において法学部教学の全般にわたり長時間の検証作業が行われ、その

結果が教授会に報告・討議され、承認を得ることにより、教学担当者間の共通認識とされている。

2. 点検・評価

(1) 効果が上っている事項

① 上記の「学部学生が卒業時に身につけておくべき能力」＝教育目標は、法学部における教育目標の設定として具体化されたものである。これを改めて明確化したのは、比較的新しく、2010年の全学的方針に基づく（2010年4月26日本学教学対策会議における「学部・研究科における教学上のポリシー策定・公開の取組について」の提案を受けて、法学部教授会が定めたものである（2010年6月22日法学部教授会議決））。従来、暗黙裡に前提とされていたことを改めて明確にしたことは、これを意識化するうえで法学部の学生、教職員にとっても適切であった。

② 学生が本学法学部における履修をするに際して、その学び方を正確に説明する冊子である「履修要項」ないし「学修要覧」が法学部の理念・目的を明確に記載し、またHPによってもそれを誰でもいつでも見られる状態になっており、公開性については対応できている。

③ 社会や時代の要請に応じた法学部教学の内容とするため、毎年の「法学部教学総括」により適時、適切な検証が行われている。さらに、4年に1度は、法学部教学全般にわたって大きな見直し作業を行っている（前回は、2012年度教学改革に向けたものである）。¹⁻⁹このような取組みにより、その時々々の社会や時代の要請に応えられる法学部教学の理念・目的といえるかが検証されている。堅持すべきもの、付加・修正すべきものについても、「法学部教学総括」の中で検討され、法学部教授会においてその適切性につき最終的な審議が行われている。

(2) 改善すべき事項

カリキュラム・ポリシー等の公開性については、上述のように、問題ないが、学生が法学部での学修を始めるにあたって、十分にその教育目標等につき理解を進めているかどうかについては、なお不明瞭である。

3. 将来に向けた発展方策

教育目標等の公開性については問題ないが、学生への理解浸透度について前進させるために、さらに見易く、理解し易い形に、いっそう改善する努力を継続するとともに、学年始めのガイダンスなどにおいてカリキュラム・ポリシー等の再確認を促すこととしたい。

4. 根拠資料

- 1-1 立命館大学学則
- 1-2 立命館大学法学部学部則
- 1-3 立命館憲章
- 1-4 立命館大学法学部「2014年度学修要覧2013年度以前入学生用」
- 1-5 立命館大学法学部HPのURL：<http://www.ritsumeai.ac.jp/law/>（2014年5月1日確認）
- 1-6 「法学部2013教学総括」2014年3月25日法学部教授会承認
- 1-7 「2013年度法学部1回生小集団担当体制について」2013年3月26日法学部教授会承認
- 1-8 立命館大学法学部2013パンフレット、立命館大学法学部2014パンフレット
- 1-9 「2012年度法学部カリキュラム改革答申（案）」2011年6月21日法学部教授会

2. 教員・教員組織

1. 現状の説明

1301 (1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

①教員に求める能力・資質等の明確化

まず、本学全体に適用される「立命館大学教員任用・昇任規程」²⁻¹、「立命館大学教員選考基準」²⁻²および「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」²⁻³があり、これらに定められる要件を満たすことが必要である。そのうえで、法学部の教育研究上の目的に立脚した教員像および教員組織の編制方針は、上述の立命館大学および法学部の教学理念・目標に共感し、そのための教育研究に情熱を傾注できる能力と資質をもち、大学学部運営にも積極的に貢献する教員を採用、育成することを採用・昇任人事に際しその都度明確にしている。²⁻⁴すなわち、法学部教学への熱意をもって参画する能力と資質、研究成果を高い水準で達成できる展開力、そして大学学部運営に積極的に貢献する活動が求められている。

②教員構成の明確化

2013年（いずれも5月1日現在）の法学部在学生数と法学部所属専任教員数のS T比は55.6 で、2012年度から0.1ポイント改善した。²⁻⁵

教員構成については、年齢、性別、キャリア等を考慮して、バランスの良い形になるように採用人事において各専門分野に検討を依頼している。その結果、2014年度の性別および年齢別の専任教員の構成は、全体の合計64名（法学部および法学研究科所属）のうち、男性50名、女性14名で、男女比は男78%、女22%であり、30歳台10名、40歳台26名、50歳台21名、60歳台7名である（年齢基準時2014年3月31日）。このうち、任期制教員3名（このうち2名は法学研究科所属）、特任教授3名（1年ごとの更新）が含まれている。なお、2013年度の上記専任教員構成は、総計61名（うち2名は法学研究科所属）、男女比は男45名77%、女14名23%であった。²⁻⁶さらに、大学院法務研究科の教員が法学部・法学研究科の専門科目を担当しており、この教員は、兼任教員であるが、法学部とは常に合同の各種会議を開いて、意思疎通を図っており、²⁻⁷法学部の専任教員に準ずるものとして遇している。これを含めた2013年度の学部基礎科目の開講状況においては専任教員の担当するクラスが90%（専任教員が学外研究のため、その担当科目について非常勤講師を委嘱したことによる）になっている。2013年度主要専門授業科目における専兼比率は95.9%である。²⁻⁸

専門分野ごとの所属人数は、2014年4月現在（2013年度から3名増加〔4名採用、1名定年退職〕）で、次のようである。なお、右端のカッコ内は女性教員数である。

基礎法（法哲学等）	教授 5 名、准教授 2 名	（教授 1 名、准教授 1 名）
憲法	教授 6 名	（教授 1 名）
行政法・税法	教授 4 名、准教授 1 名	（教授 1 名）
国際公法	教授 2 名	
刑法	教授 2 名、准教授 1 名	（准教授 1 名）
刑事訴訟法	准教授 1 名	（准教授 1 名）
民法	教授 6 名、准教授 2 名	（教授 2 名）
商法	教授 3 名、准教授 1 名	（准教授 1 名）
民事訴訟法	教授 2 名	
社会法	教授 2 名	
経済法・知的財産法	教授 3 名	
国際私法	教授 1 名	
金融法・信託法	教授 2 名	
政治学・行政学	教授 7 名、准教授 1 名	（教授 2 名）
外国語等	教授 6 名、准教授 4 名	（教授 3 名）

教員のキャリアとしては、多くが大学院教育を経た研究者教員であるが、民間企業や官公庁等において就業経験を持つ教員も少なからず存在し、10名に上る。

③教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

法学部の共通する専門科目群については、初年次教育に関わる全体の執行と課題を担当する者、初年次教育上重要な科目である基礎演習や法学ライティングなどのほか2年次の基礎科目は、個別に世話人において、適宜、担当者会議を開いて共通事項の実施確認・方策、成績評価の在り方などを討議し、決定して実行している。²⁻⁹

これらの教育面に関する基本方針は、教授会において決定され、²⁻¹⁰その執行責任は、副学部長（教学担当）が担い、中身の実施については、上記のような世話人が意見集約を行いながら実行に移している。そして、課題や問題があるときは、適宜、法学部執行部と相談しながらこれを解決する体制をとっている。その意味で、第一次的には、共通科目については、世話人がその責任を負い、その上で副学部長が統括的な管理責任を負っている。さらに大きな課題や問題については、法学部執行部が対応をすることになるので、最終的には、法学部執行部がカリキュラムの実施に関する責任を負っている。²⁻¹¹

1302（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

①編制方針に沿った教員組織の整備

法学部の教員組織は、その教育課程の中心に位置づけられている学部基礎科目および専門科目を専任教員が担当する体制の構築、維持を基本原則として整備されており、専任教

員がそれぞれの専門科目の授業を担当することとしている。学外研究や大学の役職上、当該教員の専門科目担当が難しい場合などは、これを非常勤講師に委嘱することがある。

第5 Semesterから始まる専門演習（いわゆるゼミ）については、2014年度以降、非常勤講師による担当を段階的に廃止し、2016年度までにすべて専任教員による担当にする予定である。ここでは、非常勤講師の委嘱は、専任教員が学外研究等のため、半年ないし1年間担当できないような場合に、例外的に委嘱する方向で整理している。^{2-10、2-11}

2012年度のカリキュラム改革²⁻¹²において、立命館大学の「教学改革の方向性と具体化」や「学部(学士課程)教学改革」に基づき、これらと非常に密接な関係にあると位置づけてきた法学部の教育課程の改定は、その基本的な設計として、第3 Semesterまでに履修されるべき専門の学部基礎科目を計26単位の構造に精選するとともに、第4 Semesterから履修される専門化プログラムの科目も精選している。専任教員が責任授業時間数を充足するとともに、非常勤講師が委嘱上限時間数を超過しないという基本的な条件を遵守して、法学部の教育課程に相応しい教員組織を整備するため、専任教員の定年退職による欠員の補充を前倒しする事例²⁻¹³も含めて、着実に進んでいるほか、立命館大学の「2011-2015年度教員組織整備計画」²⁻¹⁴を実施するなかで、専兼比率とS T比の改善を基本的な指標として専任教員および非常勤講師の適切な配置による教学改善を計画的に推進している。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

法学部の各専門分野の教育については、担当部門ごとに次年度の担当科目の割当てが審議され、その結論を教授会の下にある時間割編成委員会に集約し、各科目の適切な担当者を決定する方法を取っている。法学部全体に共通の科目等（例えば、初年次の基礎演習、法学ライティングや2年次の展開演習など）については、時間割編成委員会と法学部執行部が協議をしながら原案を作成し、教授会において決定している。^{2-11、2-15}

教養教育については、本学全体の教養教育に責任を持つ教養教育センターが教養教育の枠組みを提案し、全学の会議体である教学委員会において審議される。それを受けて、各学部が各科目について担当教員を決定するが、各学部が基本担当者と称する教養科目担当教員の科目割当て等を行う者を選定し、教養教育センターにおける教養科目担当者の選定案作成等が行われている。これを受けて、最終的に教授会がこの適否を判断する。²⁻¹⁶

外国語教育については、本学全体の外国語教育に責任を持つ言語教育センターが各学部に必要な教員数を確保することを行っており、各学部は、その外国語教育のカリキュラムに従って配置された教員について科目担当を決定する。²⁻¹⁶

いずれの場合も、このような手順によって教授会で授業科目と担当教員との適合性を判断している。

1303 (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続の明確化

法学部における教員任用人事の方針は、法学部教授会において、また、必要に応じて法学部企画委員会においても、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき審議、議決しており、とりわけ年齢構成および教育研究分野の分布に関連する事項について重点的に検討している。個別の教員の新規任用にあたっては、その教育研究分野を法学部全体の教育研究を向上させる観点から特定して、教授会のもとに人事委員会を設置し、教授会の議決に係る選考基準に基づき、その基準を明確に提示する一般公募または学内公募により実施している。²⁻¹⁷

立命館大学の「2011-2015 年度教員組織整備計画」に基づく法学部の年次任用方針は、2016年度に実施予定のカリキュラム改革にあわせて、上述の観点から検討し、順次、任用を進めているが、2012 年度に行ったカリキュラム改革、各授業科目のクラス規模、教室環境、教員研究室の整備課題等の教学条件整備との関係を含む諸条件との関連を踏まえて、毎年度、執行計画を策定している。^{2-18、2-18-2}

また、教員の昇任人事は、法学部教授会の内規である法学部教授昇任規程（2012年9月25日改定）²⁻¹⁹に基づき、研究、教育、大学・学部運営の諸側面から各部門の専門的評価とともに、教授会における総合的評価を加えて、教授昇任の判断を行っている。具体的には、各部門から、まず教授昇任候補者を学部長に提示し、執行部会議を経て、各部門に当該昇任候補者について上記の諸側面から評価を依頼し、その結果を受けて、法学部教授会の下に他部門からの委員を含めた昇任人事委員会を設置する。同委員会が行う昇任可否の答申を教授会において審議し、昇任を可とする場合に、本学の最終的な人事を決定する大学協議会に上程する手続を踏んで、教授昇任を進めている。以上の適正かつ厳格な手続により研究・教育・大学学部運営に適切な活動ができる者について教授昇任を認めることとしている。2013年度は、8名の教授昇任が認められた（民法2名、行政法、刑法、日本政治史、行政学、英語、中国語、各1名）。²⁻²⁰

②規程等に従った適切な教員人事

法学部の教育課程に相応しい教員組織を整備するための募集・採用・昇格の各種人事は、上記(1)のそれぞれの根拠となる規程に基づき、いずれも法学部教授会のもとに設置された個別の人事委員会による綿密な選考または審査を経て、法学部教授会の審議、議決により厳正に実施されている。その際の基準は、本学法学部の教学理念・目標に共感し、そのための教育研究に情熱を傾注できる能力と資質をもち、大学学部運営にも積極的に貢献する教員を採用、育成することであり、換言すれば、教育力、研究力、大学学部の管理運営力をもって評価するものである。研究力のみによる評価ではなく、これらの3つの観点から教員人事が行われ、その適切性が担保されている。^{2-17、2-18、2-19、2-20}

1304 (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

①教員の教育研究活動等の評価の実施

授業アンケートを実施しているほか、インタラクティブシートや独自の方法を授業科目の種別に応じて定期的に活用することにより、個別の授業科目の教育改善を図るばかりでなく、下記のように、教員の教育資質の向上も法学部として組織的に取り組んでいる。²⁻²¹また、法学部自治会を中心にして、学生との間で授業懇談会²⁻²²を開催し、教員参加の下で、学生の率直な意見・感想を聴くとともに、意見交換を行い、アンケートや書面だけでは分かりにくい部分についても、意思疎通を図り、教育改善に資する機会を設けている。さらに、各専門科目については、個別科目ごとの成績分布が教授会に報告され、極端な成績分布状況になっていないかどうかの点検が教員相互間でも行われている。²⁻²³

研究活動については、本学のHP²⁻²⁴においてこれまでの研究成果が登録、公開されている。さらに、「法学アカデミー」と称する本学法学部の研究活動面に関するHP²⁻²⁵があり、教員の研究活動の一端が紹介されている。学内には各部門での研究会組織があり、学外の多数の会員も含めて、定例の研究会が開催されるなど、旺盛な研究活動が展開される中で、教員相互間で研究の進捗状況について点検・評価が行われている。

教員の社会貢献や管理業務に関しては、教授会において学外からの委嘱人事などが提示、承認されるのみならず、本学HPにおいても、これらの事項が公開されている。

②FDの実施状況と有効性

個別の教員の資質を向上させるとともに、教員組織としての教育開発を推進するため、法学部FD委員会による「FD茶話会」において、必要に応じ法学部企画委員会とも合同しながら、学内各所から講師を招請して自主的な勉強会を定期的に開催している。²⁻¹⁸⁻²

2013年度の具体的な実施企画としては、次のとおりであった。

第1回：「大人数講義での授業運営方法」(2013年6月4日 27名参加)
第2回：「立命館教学改革の歩みについて」(2013年10月29日 30名参加)
第3回：「manaba+Rの活用について」(2013年12月24日 29名参加)
第4回：「学士課程教育における政治学分野の参照基準について」(2014年2月17日 15名参加)

また、法学部の新規任用人事により着任した専任教員を対象として、法学部独自の新任教員ガイダンスを実施している。²⁻²⁶これにより、法学部の教育課程の基本構造のほか、法学部の運営に係る各種の会議(教授会、各種委員会等)の位置づけ、専任教員の基本的な教育研究条件にかかる諸制度を詳細に説明し、理解を促している。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

① 女性教員数は、最近の5年間（2009年～2013年）で10名から14名に増加し、2014年度にもさらに1名が着任しており、改善は顕著である。ただ、2014年度に法科大学院と法学部との間の人事交流により、女性教員1名が法科大学院に移籍したため、法学部の女性教員数が14名となっている。2-27

② 上述の法学部の人材育成目標を踏まえて、教育・研究・大学学部運営に適切に貢献できているかどうかを基準として、新規の教員任用、教授昇任を判断している。また、法学部の教学改革に応じて人事を進めるため、教授会およびその下に組織されている企画委員会が教学課題に対応した人事方針について学部の教学全体を向上させる視点から提案し、審議、議決している。このため、例えば、ある分野の退職者が出たとしても、当然にその後任人事を行うのではなく、学部の今後の教学にとって必要性和展開可能性を考慮して、退職者とは異なる専門分野からの採用人事を行うこともある。このような学部教学向上の全体的な見地から採用人事の判断を行える柔軟な運営体制が合意されていることは、新たな教学展開にとって有益である。

③ 教授昇任については、昇任候補者の部門、昇任人事委員会、そして教授会における評価が重ねられ、厳正かつ適切に判断されている。したがって、例えば、教授昇任規程により昇任要件となる直近5年間に3本以上の学術論文が公表されていることといった客観的数値基準のみならず、その中身についても立入った検討が行われ、昇任が適切である場合にのみ、当該部門から学部長に昇任候補者としての申出が行われる。

このように、教員組織については、所定の規程に基づき、学部全体での適切な取組みが常に行われており、今後もこのような運営を堅持する。

④ 学生が法学部で学ぶ基礎になる科目群である学部基礎科目は、基本的に専任教員が担当しており、それが可能なように人事を行っている。主要専門科目についても概ね学内の専任教員が担当し、専門演習（いわゆるゼミ）についても、例外的に非常勤講師に委嘱しているものがあるが、ほとんどは専任教員が担当しており、学部の教育課程に即した教員組織となっている。

⑤ FD活動については、自主的な取組みが副学部長（企画担当）を中心にして学部全体として行われており、相応の参加人数があり、意見交換も積極的に行われ、各自の授業のあり方にも参考とされている。

(2) 改善すべき事項

① ST比については、現状維持ないし改善傾向は見られるが、なお大きな改善が見られ

ず、教員一人当たり学生55.6名といった水準にある。

② 授業評価は、学生側からの点検・評価のみならず、とくに初年次教育の科目群や大規模講義科目について教員相互における点検の体制をもう一步踏み込んで構築することも検討課題であろう。

3. 将来に向けた発展方策

① ST比については、2016年度カリキュラム改革において、現在の教員定数（未補充分）を活用して必要な措置を講じ相当の改善をする予定である。2-28

② 専兼比率については、科目精選など簡潔明瞭なカリキュラム改革により学部基礎科目や主要専門科目を中心にしたカリキュラム立てを志向し、法科大学院からも出講を得て、専任教員による担当体制をいっそう充実させる方針であることから、さらに改善が見込まれる。

③ 教育評価、授業評価については、教員相互の授業参観も含めて、教員相互による評価の方法を再度検討することとする。

4. 根拠資料

- 2-1 立命館大学教員任用・昇任規程
- 2-2 立命館大学教員選考基準
- 2-3 教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン
- 2-4 「国際化対応法学専門科目人事の人事方針」2014年1月28日法学部教授会
- 2-5 「全学の教員組織」立命館大学教学関連基礎データ（2012年度）、（2013年度）
- 2-6 「専任教員数・兼任教員数」立命館大学教学関連基礎データ（2013年度）
- 2-7 法学部・法務研究科連携委員会まとめ
- 2-8 「開設授業科目における専兼比率」立命館大学教学関連基礎データ（2013年度）
- 2-9 「2013年度 法学部役職表」2013年4月9日法学部教授会
- 2-10 「法学部2014年度開講方針」2013年7月2日法学部教授会、同年9月24日法学部教授会
- 2-11 「2014年度 法学部時間割編成委員会」第1回～第6回2013年6月25日～11月26日資料
- 2-12 「2012年度法学部カリキュラム改革答申（案）」2011年6月21日法学部教授会
- 2-13 「『税法』人事」2012年4月24日法学部教授会
- 2-14 「2011～2015年度教員組織整備計画について」2011年3月23日常任理事会、同年3月29日法学部教授会
- 2-15 「2014年度 法学部開講責任科目 担当体制一覧」2013年11月26日法学部教授会
- 2-16 「法学部開講責任科目時間割一覧」2014年3月4日法学部教授会

- 2-17 「教養枠（2人目）人事方針」2013年5月21日法学部教授会、「立命館大学法学部専任教員の（公募政治意識論及び政治コミュニケーション論）」2013年6月4日法学部教授会、「国際化対応の法学専門科目人事」2013年12月10日法学部教授会、「国際化対応法学専門科目人事の人事方針」2014年1月28日法学部教授会
- 2-18 「法学部専任教員（民事訴訟法）募集要項」2013年1月15日法学部教授会、「法学部教養枠の人事方針」2013年2月17日法学部教授会、「法学部憲法専任教員募集要項」2013年3月5日法学部教授会、「スペイン語専任教員の募集（公募）および全学人事委員会の設置に向けて」2013年5月21日法学部教授会
- 2-18-2 「2012年度法学部教学総括」2013年3月25日法学部教授会
- 2-19 法学部教授昇任規程
- 2-20 「法学部教授昇任人事」（日本政治史）2013年10月29日法学部教授会議事録、同（行政法、民法、行政学、英語、中国語）同年11月26日法学部教授会議事録、同（刑法、民法）同年12月10日法学部教授会議事録
- 2-21 「2013年度授業アンケートの実施日程について」2013年4月15日教学委員会、「『授業改善に関わる担当教員と受講生の意見交換』のためのインタラクティブシート配布にあたって」2013年4月15日教学委員会
- 2-22 「2013年度 法学部五者懇談会 議事録」2013年9月24日法学部教授会報告、法学部学生自治会「授業懇談会総括」2014年1月14日法学部教授会報告
- 2-23 「2013年度前期 科目別成績分布について」2013年10月22日法学部教授会
- 2-24 http://www.ritsumei.jp/index_i.html（2014年5月1日確認）
- 2-25 <http://www.ritsumeilaw.jp/>（2014年5月1日確認）
- 2-26 「2014年度 新任教員ガイダンス（法学部版）」2014年3月31日法学部副学部長（教学担当）
- 2-27 「専任教員の移籍について」2013年11月8日大学協議会
- 2-28 「法学部2016年改革の骨子」2014年3月25日法学部教授会

3. 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

1411 (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

① 学士課程の教育目標の明示

法学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育目標（＝学部学生が卒業時に身につけておくべき能力）は以下のとおりである。³⁻¹

法学部は、法学および政治学の教育研究を通じて、法および政治に関わる社会現象の多面的な理解を礎として主体的に進路を切り拓き、社会の様々な分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人間を育成することを目的として、下記のとおり7項目の卒業時において学生が身につけるべき能力（教育目標）を定めます。

これらの能力の獲得と学部の教育課程に規定する所定単位（教養科目18単位以上、外国語12単位、専門科目78単位以上、計124単位）の修得をもって、学部人材育成目的の達成とみなし、学士課程学位を授与します。

<学部学生が卒業時に身につけておくべき能力＝教育目標>

1. 日々生起する個々の法現象および政治現象における問題の所在を的確に把握しうるための法学・政治学の知識および思考方法。
2. 法学・政治学の諸分野のうち、自らの問題関心を深め、自らの進路を切り拓くための専門分野に関する知識とそれを応用する能力。
3. 専門性の枠にとらわれない広い視野を背景とし、自らと異なる文化的背景、信条、意見をもつ他者とコミュニケーションを図り、意見を尊重しつつ主体的に自らの意見をまとめ、述べることができる。
4. 「平和と民主主義」の理念に照らして法化社会における規範のあり方を主体的に考え、それを実践に移すことができる。
5. 自らの適性を客観的に見極め、自ら設定した目標に向かって主体的かつ系統的に学習する意欲と方法論。
6. 論理的で正確な日本語を用いて、自らの意見を発表・討論し、文章化する能力。
7. 外国語による基礎的コミュニケーション力を身につけ、専門に関わるテーマについて外国語で理解し、討論する意欲を持っている。

上掲学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、法学部の全学生に配布している「履修要項」に掲載されている³⁻¹。また、上掲学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、法学部HPにも掲載されている。⁽¹⁻⁵⁾

②教育目標と学位授与方針との整合性

「学部則」第3条は、法学部の研究教育上の目的を以下のとおり定め、これも「履修要覧」に収録されている。³⁻¹

(教育研究上の目的)

第3条 法学部は、法学および政治学の教育研究を通じて、法および政治に関わる社会現象の多面的な理解を礎として主体的に進路を切り拓き、社会の様々な分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人間を育成することを目的とする。

すなわち、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、上掲学部則第3条を基礎としている。そして、法学部では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を具体化するために、<学部学生が卒業時に身につけておくべき能力＝教育目標>を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と一体のものとして掲げている。したがって、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育目標との整合性が図られている。

③修得すべき学習成果の明示

上掲「<学部学生が卒業時に身につけておくべき能力＝教育目標>」にあるとおり、「身につけておくべき能力」として、7つの「能力」を具体的に列挙し、明示している。

1412（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

① 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

法学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のとおりであり、これらは「履修要項」³⁻¹および法学部HP⁽¹⁻⁵⁾で明示されている。

法社会をリードする主体性・専門性を養うカリキュラム構造

社会が複雑になるに従って、「ルール」のもつ意味は重くなり、司法の場だけではなくビジネスや行政においても法に精通した人材がこれまで以上に強く求められています。

法学部は、より高度な専門性を養う課程やプログラムを充実させ、現代が求める法の専門知識を活かせるスペシャリストの育成をめざし、①系統的・段階的な専門知識による積み上げによる学修と、②将来の志望進路や学問的興味関心に基づく学修、この2点に留意して4年間の学修計画を立てることをサポートするカリキュラムを編成します。

法学部入学生全員が法学科に所属しますが、入学時より学習・進路目的が明確な場合は、「司法」「公務行政」「国際法務」のいずれかの特修に所属し、低回生時からより専門的な学習を進めます。

特修に所属しない学生は、様々な将来の志望進路や多様な学問的興味関心を抱いてい

ることを念頭において、カリキュラムが設計されています。自由度が高いカリキュラムですが、2回生時に、2012年度以降入学者は、〈ビジネス・金融法務〉〈環境・生活法〉〈法と人権〉〈法文化〉〈政治と市民社会〉の計5つの専門化プログラムのなかから、2008年度から2011年度までの入学者は、〈ビジネス・金融法務〉〈環境・生活法〉〈法と人権〉〈法文化〉〈マスコミ・市民活動〉〈政治と社会〉の計6つの専門化プログラムのなかから1つを選択し、系統的学修を促進しています。

「司法特修」は、法曹をはじめとする法律専門職を将来希望する学生のためのプログラムを設置しています。

「公務行政特修」は、公務員など、広く公共的な分野に進むことを将来希望する学生のためのプログラムを設置しています。

「国際法務特修」は、法律学の専門性を基礎に国際社会で活躍することを希望する学生のためのプログラムを設置しています。

以下では、2012年度以降の入学者の教育課程について記述する。³¹

法学部生は、入学試験段階から、法学科（特修除く）、法学科（司法特修）、法学科（公務行政特修）、法学科（国際法務特修）の4つに区分され（「1学科3特修」と称する）、1回生後期（第2セメスター）以降、区分ごとに学修する内容が異なっている。

司法特修・公務行政特修・国際法務特修では、特修ごとに固有の「専門化プログラム科目」が設けられている。

法学科（特修除く）では、2回生前期（第3セメスター）終了時に5つの専門化プログラム（ビジネス・金融法務プログラム、環境・生活法プログラム、法と人権プログラム、法文化プログラム、政治と市民社会プログラム）から1つを選択し、2回生後期（第4セメスター）以降、「専門化プログラム対象科目」を履修する。

上掲のとおり、1学科3特修ごとに教育目標を定め、それぞれに整合性のある教育課程として「専門化プログラム（対象）科目」を設置している。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

学年暦は、前期セメスター（4月から9月まで）と後期セメスター（9月から3月まで）からなり、各セメスター15週、年30週の授業を行っている。授業時間は1時限あたり90分間である。

法学部の要卒単位数は、教養科目18単位以上、外国語12単位以上、専門科目78単位以上を含む124単位以上となっている（「学部則」第7条）。

科目区分は以下のとおりである。法学部では、いわゆる必修科目は存在せず、すべて選択科目であるが、科目区分ごとに必要単位数を設けている。全科目について単位数を明示している。

教養科目（1学科3特修共通：18単位以上）：

教養科目は「総合学術科目A群」と「総合学術科目B群」で構成される。これらのうち「総合学術科目A群」は5系列（思想と人間、現代と文化、社会・経済と統治、世界の史

的構成、自然・科学と人類)に分けられており、学生は2回生後期(第4 Semester)にこれらのうちから1系列を選択し、選択した系列から8単位以上を含め合計18単位以上を履修しなければならない。

外国語(1学科3特修共通:12単位):

外国語については、「英語重視コース」と「初修外国語重視コース」のいずれかを選択する。いずれのコースでも初修外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、朝鮮語)から1言語を選択する。英語重視コースでは英語8単位+初修外国語4単位、初修外国語重視コースでは初修外国語8単位+英語4単位、合計12単位を履修しなければならない。

専門科目(1学科3特修共通:78単位以上):

専門科目は、学部基礎科目(1学科3特修共通:12単位以上)・専門化プログラム(対象)科目(特修により単位数が異なる)、学部共通科目(任意履修)、学際科目(任意履修)、国際展開科目群(国際法務特修のみ:12単位以上)から合計78単位以上を履修しなければならない。

学部基礎科目:

法学部では法学・政治学の基礎を確実に身につけるために、法学部教学の共通の基礎として学部基礎科目を設定している。1学科3特修共通で、下表にある合計8科目(合計26単位)から合計12単位以上を履修しなければならない。

1回生前期(第1 Semester)	1回生後期(第2 Semester)	2回生前期(第3 Semester)
法学入門〈2単位〉 政治学入門〈2〉	憲法Ⅰ〈4〉 民法Ⅰ(入門・総則)〈4〉 近代政治思想史〈2〉	憲法Ⅱ〈4〉 民法Ⅱ(債権各論)〈4〉 刑法Ⅰ(総論)〈4〉

専門化プログラム(対象)科目:

学生が所属する1学科3特修の特色を示す科目群である。専門化プログラム(対象)科目を系統的に履修することで、専門性をいっそう高度にすることが可能となる。例えば、法学科(特修除く)では、5つの専門化プログラムごとに対象科目の系統が設定されているし、司法特修では法科大学院・司法試験を意識した「六法科目」中心の科目配置、公務行政特修では進路として公務員を意識した「行政法・行政学」中心の科目配置、国際法務特修では国際的な進路・就職を意識した「国際法・外国法」中心の科目配置としている。1学科3特修の各履修単位数は下表のとおりである。

法学科(特修除く)	司法特修	公務行政特修	国際法務特修
14単位以上	22単位以上	22単位以上	16単位以上

学部共通科目：

専門化プログラムの理解を深め、法学における共通の専門性を高めるために重要な科目群として配置しているが、履修は任意である。

学際科目：

専門教育の広がりや深みを持たせることを目的とした科目群である。具体的には他学部受講科目、選択外国語、教職発展科目群であるが、履修は任意である。

国際展開科目群：

国際社会で活躍できる力を涵養するため国際法務特修に設定されているより高度な外国語を主体的に学ぶための科目群である。「法政英語コース」または「法政初修言語コース」のいずれかを12単位以上履修する。

1413 (3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

①周知方法と有効性

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、毎年度発行し、法学部の全教職員および全学生に配布する「履修要項」に明記し³⁻¹、かつ、法学部HP⁽¹⁻⁵⁾で明示して周知している。

②社会への公表方法

上述のとおり、「履修要項」³⁻¹および法学部HPで公表している。⁽¹⁻⁵⁾

1414 (4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

法学部教授会では、執行部および法学部企画委員会が中心となって、毎年度末に「教学総括」を実施し、全学に提出して全学的に情報共有をするとともに、法学部教授会に提出して法学部内で情報共有をするというかたちで、定期的に検証を行っている。⁽¹⁻⁶⁾

この「教学総括」を実施する過程を通じて、各年度における教学上の課題を析出することで、次年度以降の教学課題に対処するとともに、これまで4年に1度実施してきた定期的なカリキュラム改革において、「教学総括」で浮上した教学上の課題の克服に努めてきた。例えば、2004年度カリキュラムでは法学科を入学試験段階から4つの専攻（現代法専攻、現代法専攻・法律学特修課程、国際比較法専攻、政治行政専攻）に分ける1学科4専攻としていた（2004年度カリキュラム改革）。

続く、2008年度カリキュラムでは1学科3特修（法学科（特修除く）、司法特修、公務行政特修、国際法務特修）とし、法学科（特修除く）には6つの専門化プログラムを設け

た（2008年度カリキュラム改革）。

そして、現行の2012年度カリキュラムでは、2008年度カリキュラムの1学科3特修の大枠は維持しつつ、法学科（特修除く）の専門化プログラムを5つに再編する、学部基礎科目のひとつである「民法」の内容を再編する、司法特修の新しい専門化プログラム科目「ロースクール○○○」を新設する、などの変更を行った（2012年度カリキュラム改革）。

・学科構造

2004年度カリキュラム	2008年度カリキュラム	2012年度カリキュラム
【1学科4専攻】 現代法専攻 現代法専攻・法律学特修課程 政治行政専攻 国際比較法専攻	【1学科3特修】 法学科（特修除く） 司法特修 公務行政特修 国際法務特修	【1学科3特修】 同左 同左 同左 同左

・法学科（特修除く）の「専門化プログラム」

2008年度カリキュラム	2012年度カリキュラム
【6つの専門化プログラム】 ビジネス・金融法務プログラム 環境・生活法プログラム 法と人権プログラム 法文化プログラム マスコミ・市民活動プログラム 政治と社会プログラム	【5つの専門化プログラム】 ビジネス・金融法務プログラム 環境・生活法プログラム 法と人権プログラム 法文化プログラム 政治と市民社会プログラム

・「民法」の体系の改革

2004年度カリキュラム	2008年度カリキュラム	2012年度カリキュラム
民法Ⅰ（総則Ⅰ）〈2単位〉	基本民法〈4〉	民法Ⅰ（入門・総則）〈4〉
民法Ⅱ（総則Ⅱ）〈2〉	民法総則〈4〉	民法Ⅱ（債権各論）〈4〉
民法Ⅲ（不法行為法）〈2〉	物権法〈2〉	民法Ⅲ（物権法）〈2〉
民法Ⅳ（契約法）〈2〉	債権総論〈2〉	民法Ⅳ（債権総論）〈2〉
民法Ⅴ（物権法）〈2〉	担保法〈2〉	民法Ⅴ（担保法）〈2〉
民法Ⅵ（債権法）〈4〉	家族法〈4〉	民法Ⅵ（家族法）〈4〉
民法Ⅶ（担保法）〈2〉		
民法Ⅷ（家族法）〈4〉		
20単位	18単位	18単位

以上のとおり、毎年度末、法学部教授会および事務室構成員全員で「教学総括」を行うことが定期的な検証であり、その検証の成果が4年に1度の教学改革（カリキュラム改革）に結実している。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

1 回生配当の学部基礎科目の履修率が、近代政治思想史を除いて向上しており、法学部生にとって重要な科目であるとの認識が学生に浸透していると思われる。^{3・4}

・法学入門（1回生前期）

年度	2011年度※	2012年度	2013年度
履修者数（名）	814	828	814
入学者数（名）	836	842	815
履修率（％）	97.36	98.33	99.87

※2008年度カリキュラム

・政治学入門（1回生前期）

年度	2011年度※	2012年度	2013年度
履修者数（名）	812	825	807
入学者数（名）	836	842	815
履修率（％）	97.12	97.98	99.01

※2008年度カリキュラム

・憲法Ⅰ（1回生後期）

年度	2011年度※	2012年度	2013年度
履修者数（名）	814	825	806
入学者数（名）	836	842	815
履修率（％）	97.36	97.98	98.89

※2008年度カリキュラム

・民法Ⅰ（1回生後期）

年度	2012年度	2013年度
履修者数（名）	826	804
入学者数（名）	842	815
履修率（％）	98.09	98.65

(2) 改善すべき事項

学部基礎科目のうち、近代政治思想史については、他の学部基礎科目に比べて履修率が低い。

・近代政治思想史（1回生後期）

年度	2012年度	2013年度
履修者数（名）	634	507
入学者数（名）	842	815
履修率（%）	75.29	62.20

学部基礎科目は、法学部の教学のまさに基礎を成す科目であるから、履修率100%が望まれるものの、少数の未履修者がいる。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が学生に周知されているかについては、検証がなされていない。

3. 将来に向けた発展方策

- ① 法学入門、政治学入門、憲法Ⅰ、民法Ⅰについては、1回生時の履修率が100%になるよう履修指導を徹底するとともに、将来的に登録必修科目とするかどうかについて検討する。
- ② 近代政治思想史については、同科目を履修する必要性を周知する方法・内容について検討する。
- ③ 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が学生に浸透しているかどうかについては、今後、アンケート等を通じて情報を収集する方向で検討する。

4. 根拠資料

3-1 2013年度 履修要項

(1-5) 法学部HP <http://www.ritsumeai.ac.jp/law/introduction/policy.html/>（2014年5月1日確認）

(1-6) 2013年度 法学部教学総括

3-4 教学関連基礎データ（2013年度） 9 ○○科目（各学部における重要科目）の受講者数、合格者数（教務課）

(2) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

1421 (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

①必要な授業科目の開設状況

「履修要項」にあるとおり、1学科3特修それぞれについて、回生・ Semesterごとに授業科目を配置している。特に「専門化プログラム」科目については、網掛け表示を行い、受講者が選択したプログラムに適合する科目を明示することで、体系的な履修を促している。

②順次性のある授業科目の体系的配置

上述①のとおり、回生・ Semesterごとに履修すべき科目を体系的に配置するとともに、「憲法」であれば「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」、民法であれば「民法Ⅰ（入門・総則）」「民法Ⅱ（債権各論）」「民法Ⅲ（物権法）」と科目ごとにⅠ・Ⅱ・Ⅲ・・・とナンバリングをして順次性を持たせ、体系的な履修を促している。

③専門教育・教養教育の位置づけ

法学部では、法学部の「教育目標」を具現するにあたり教養教育が果たす役割の重要性に鑑み、「法学部教学における教養科目の教学目標」を以下のとおり明示している。³⁻¹

高度化し、かつ専門化・細分化が進行する今日の社会においては、専門的な能力・知識だけではなく、幅広い教養と豊かな人間性を涵養することが大学教育に求められています。法学部では、教養教育の教学目標を2つの方向で考えています。第1は専門の基礎的部分をはじめ、法学・政治学の隣接分野、さらには現代的な学際性を有する科目等を学ぶことにより専門性に広がりや深みを持たせること、第2は、法学部の専門教育とは異なる知的体系を学ぶことにより、自己の専門的知識を相対化し、幅広い教養と社会的に適切な判断能力を身につけることです。

1422 (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

①学士課程教育に相応しい教育内容の提供

法学部では、教養科目18単位以上、外国語（英語および初修外国語の2言語）12単位、

専門科目78単位以上含めた合計124単位以上が学位授与要件となっている。そして、専門科目としては、学部基礎科目（12単位以上）・専門化プログラム（対象）科目（14～22単位）などのほか、多様な小集団科目やキャリア形成科目が配置されている。³⁻¹

②初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

法学部では、新入生全員が履修する科目として、1回生前期（第1 Semester）に「基礎演習」を配置している。この「基礎演習」は、法学部生が自分で学ぶ力を身につけるために、必要な専門学修の方法や基本的学修スタイルを習得することを目的としている。

「基礎演習」は1クラス35名前後の小集団科目であり、法学部教員が独自に作成した「法学部 基礎演習テキスト」に沿って授業が行われる。同テキストの具体的内容は、科目の趣旨・目的の解説、法学部生として修得すべき資料収集方法・レポート作成方法、司法（裁判）制度の概要、グループワーク用の教材で構成されている。高校までの学習と大学での学修は質量ともに異なるところ、法学部での学びの「作法」を身につけさせるための科目として位置づけている。³⁻⁵

また、既述のとおり、学部基礎科目として、1回生前期（第1 Semester）にほぼ全員が履修する科目として「法学入門」「政治学入門」を配置している。「基礎演習」とあいまって、1回生後期（第2 Semester）以降の法学・政治学の専門科目への移行をスムーズにするためである。

1回生後期（第2 Semester）に配置している初年次科目・小集団科目として、「法学ライティング」（特修除く）、「ケース&ライティング」（司法特修）、公務行政基礎（公務行政特修）がある。原則として、1回生前期のクラス編成のまま、後期に移行する。「法学ライティング」ではプロセスライティングを、「ケース&ライティング」では憲法・民法・刑法分野の答案作成練習を、「公務行政基礎」では政治行政分野のリーディング能力を、「国際法務ライティング」では国際的な分野に関する文章読解・ライティング能力を身につけることを目的としている。「法学ライティング」のテキストには、市販のものを用いている。

³⁻⁶

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

法学科（特修除く）に配置されているキャリア形成科目「社会に生きる法」は、2008年度カリキュラムで設置した科目であるが、履修者がほぼ右肩上がりに増加している（94名／2009年度 → 111名／2010年度 → 207名／2011年度 → 167名／2012年度 → 240名／2013年度）。キャリア科目の重要性が相当に認識されてきたためと評価できよう（ただし、後述②参照）。³⁻³

（2）改善すべき事項

上述「社会に生きる法」については、ほぼ毎年、受講者は増加しているものの、対象となる法学科（特修除く）の半分以下の学生の履修に留まっており、キャリア科目の受講の必要性が十分に浸透しているとまではいえない。しかし、一方で、履修者が増加したため、双方向的な授業、あるいは学生が主体的に参加する授業がやや実現しにくくなっている。

「基礎演習」については、クラス規模が35名前後となっており、小集団にしては人数が多くなっている。また、「基礎演習テキスト」の内容も、取り上げている判例等が若干古くなっている。

「法学ライティング」については、使用テキストが法学・政治学を意識した内容となっていないため、専門科目との接続という面での効果測定が困難となっている。

3. 将来に向けた発展方策

キャリア科目は、学生に重要性の認識をいっそう浸透させるとともに、科目内容について質・量とも充実を図っていく。すなわち、キャリア科目について、規模の少人数化、実習を主体とした科目などの可能性についてさらに具体化を検討する。

基礎演習については、学生数は、教室条件・担当教員の制約から、ただちに規模をさらに小さくすることは困難であるが、30名規模の実現をめざす。基礎演習テキストについては、2014年度中に改訂し、2015年度から新テキストに切り替えるべく、早期に作業を開始する予定である。

法学ライティングの使用テキストについては、法学部にいっそう適した内容にして、学生の興味関心に沿えるよう、今後、より適切なテキストの調査・研究に着手する。基礎演習テキストのように、独自のテキスト開発も視野に入れる。

4. 根拠資料

3-5 2013年度 法学部 基礎演習テキスト

3-6 法学ライティング使用テキスト（大島弥生ほか『ピアで学ぶ大学生の日本語表現 プロセス重視のレポート作成』ひつじ書房（2005年）

(3) 教育方法

1. 現状の説明

1431 (1) 教育方法および学習指導は適切か。

①教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用

法学部は教育目標の達成に向けて、多様な授業形態の専門科目を配置して、学生の興味関心や進路希望に即した系統的履修ができるように工夫している。

・講義科目：

学部基礎科目をはじめとする専門科目は、法学部では伝統的に講義形式で行われている。ほぼ全員が履修する学部基礎科目については、同じ科目を3クラス（JA・JB・JCクラス）に分割して、受講者数の上限が300名程度に収まるようにしている（例えば、法学入門、政治学入門、憲法I、民法Iなど）。これは、「学士課程教学ガイドライン・同執行条件」に照らした対応である。他の講義科目についても、過去の受講者数を参照して、受講者数の多い科目については、2～3授業に分割して授業を行うこととしている。^{3-7, 3-8}

受講者数が多い講義科目では、双方向型の授業は容易でないが、担当教員は、「コミュニケーションペーパー」を配布・回収したり、manaba+R（予習・復習や講義の補足など、授業を支援するe-learningツールのこと。）を活用したりして、双方向的な授業の実現をめざしている。³⁻⁹

・小集団科目：

法学部では、講義科目に対して、少人数で行われるゼミナール形式の科目を「小集団」と呼び習わしている。

・1回生対象科目：

1回生前期（第1 Semester）の「基礎演習」は、全新入生を基礎演習クラスに割り振り、全員履修する形態としている（1クラス約35名）。「基礎演習」は、法学学修の基本となる学びの作法や素養を身につけることを目的とする科目である。授業では、グループワークやディスカッション、ディベートなどを取り入れている。

1回生後期（第2 Semester）には、法学科（特修除く）向けに「法学ライティング」、司法特修向けに「ケース&ライティング」、公務行政特修向けに「公務行政基礎」、国際法務特修向けに「国際法務ライティング」が設けられ、前期のクラスがそのまま後期に移行する。これらの科目のうち、「法学ライティング」「国際法務ライティング」では、プロセスライティングの手法に基づいてレポートの作成能力を身につけることを目的としている。「ケース&ライティング」では、将来の司法試験論文試験を念頭において、憲法・民法・刑法の基本3法の事例問題を素材に答案作成の基礎を身につけることを目的としている。「公務行政基礎」は政策立案の基礎を身につけることを目的としている。

・ 2回生対象科目：

2回生については、法学科（特修除く）向けに「展開演習」（後期）が、司法特修向けに「法曹入門」「法曹フィールドワーク演習」（前期）「法務実習」「ロースクール憲法Ⅰ」「ロースクール憲法Ⅱ」（後期）が、公務行政特修向けに「公務行政セミナー」（前期）「公共政策実習」（前期・後期）「公務行政演習Ⅰ」（後期）が、国際法務特修向けに「国際法務入門」（前期）「国際法務演習Ⅰ」（後期）がそれぞれ設けられている。これらのうち、特に、「法務実習」は弁護士事務所等で、「公共政策実習」は市役所等で実習を行う内容となっており、実習科目・キャリア形成科目としての性質を持ちあわせている。

・ 3回生対象科目：

3回生については、いわゆるゼミナールにあたる「専門演習」（通年）が設けられている。2013年度の開講クラス数は57クラスである。2013年度の登録者数は772名で、3回生全体の95.2%が登録している。単位（4単位）認定の要件であるレポート提出率は登録者の93.3%である。複数のゼミで、他大学との合同討論会などが実施されている。

・ 4回生対象科目：

4回生については、3回生時の「専門演習」を継続する形態で「卒業研究・論文」（通年）が設けられている。2013年度の開講クラス数は58クラスである。2013年度の登録者数は667名で、4回生全体の79.0%である。単位（6単位）認定の要件である卒業論文提出率は登録者の79.9%である。⁽¹⁻⁶⁾

法学部では、知識を効率よく多数の受講者に伝達することができる伝統的な講義形式の授業を基幹にしつつ、他方で講義形式の授業は受講者を受身にしてしまうことから、学生の主体的な学びを実現するために多種多様な小集団科目を用意している。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

法学部学部則第10条は、履修科目登録の上限設定に関する規定である。³⁻¹

（登録上限単位数）

第10条 1年間に履修科目として登録することができる単位数は、1回生、2回生および3回生においては各40単位を上限とし、4回生以上においては50単位を上限とする。ただし、次の各号に定める科目については、登録することができる単位数の上限から除外する。

- （1）教職課程科目
- （2）全学インターンシップ、コーオプ演習
- （3）法学部教授会において承認された科目

2013年度の各回生の年間受講登録単位数、取得単位数は下表のとおりである。

	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生
受講登録制限単位数	40			50
当年登録単位数	39.6	39.3	38.6	33.1
当年取得単位数	32.9	30.8	32.6	21.1

これによると、1回生から3回生までにおいては、ほとんどすべての学生が上限40単位の登録をしていることが伺われる。他方、4回生以上の上限は50単位とされているが、平均では33.1単位しか登録をしておらず、上限の設定が高すぎるように思われる。³⁻¹⁰

学習指導のうち履修指導については、各セメスターの開始前に、1学科3特修ごとにガイダンスを行っている（1・2回生対象）。特に、新入生については、開講前のガイダンス期間に詳細なガイダンスを行っている。その他、時期を問わず、法学部事務室では、履修相談を受け付け、履修指導を行っている。

学習指導のうち、各科目についての指導は、方法・内容を科目担当教員に委ねており、「オフィスアワー」などの一律な設定はしていない。

法学部独自の取組みとして「法学部学びマップ」を作成し、入学時に全学生に配布している。この学びマップは、各学年・学期毎に、学生が正課・課外の目標を記入し、後に学びの「振り返り」に活用することを目的としている。また、1回生前期の基礎演習開始時、2回生後期の専門化プログラム選択時、3回生の専門演習選択時に、エントリー・シートとして活用している。提出されたシートは、教員による学生指導に活用されている。³⁻¹¹

学習指導で特に取り組んでいるのが「単位僅少者等」に対する支援である。修得単位数が一定水準を下回った者を「単位僅少者」、1回生後期の学部基礎科目3科目（憲法Ⅰ・民法Ⅰ・近代政治思想史）の全単位を修得できなかった者を「基礎科目不振者」と位置づけ、新年度当初に面接指導を行っている。また、これらの者を対象に「法学部での学び方学習会」を年1回開催している。⁽¹⁻⁶⁾

③学生の主体的参加を促す授業方法

既述のとおり、入学直後の「基礎演習」から4回生の「卒業研究・論文」まで、多種多様な小集団科目を配置して、どうしても受身になりがちな講義科目の欠点を補完し、学生の主体的な学修を促している。また、多人数の講義科目であっても、「コミュニケーションペーパー」やmanaba+Rのコミュニケーション諸機能（小テスト・アンケート・レポート・掲示板など）を活用して、双方向型の授業を実践する教員もいる。

また、法学科（特修除く）3回生以上に対しては、学生らが授業計画を企画立案し、当該学生らの希望に基づいて指導教員を決定し、自発的に学修・研究するという「自主企画演習」（前期または後期2単位）を設けている。

さらに、正課ではないが、学生による「自主ゼミ」活動を奨励し、コピーカードを供与するなどして、自発的な学修を支援している。^{3-1、(1-6)}

1432 (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

①シラバスの作成と内容の充実

シラバスについては、大学全体で統一した基準・方針・形式が定められている。

シラバスの項目は、「授業の概要と方法」「受講生の到達目標」「事前に履修しておくことが望まれる科目」「授業スケジュール」「授業外学習の指示」「成績評価方法」「受講および研究に関するアドバイス」「教科書」「参考書」「参考になるwwwページ」「備考」となっている。

例年、全学統一の「シラバス執筆入稿マニュアル」が全教員に示され、それに基づいて、各教員がウェブ入力をする。各学部執行部に対しては、「シラバス点検依頼と点検マニュアル」が配布され、教員による入力後、各学部執行部が入力されたシラバスを点検することになっている。点検の結果、不適切・不十分な内容の入稿の場合、学部執行部から当該教員に連絡をし、加筆・修正等を依頼している。^{3-12,3-13}

②授業内容・方法とシラバスとの整合性

授業内容・方法がシラバスどおりに実施されたかどうかについては、組織的に把握していない。これについては、2014年度以降、全学的に実施する「授業アンケート」では、「Q1 受講生の到達目標、授業の概要と方法、成績評価方法はシラバスに沿って行われましたか。」という質問項目が設定されることが決定されており、2014年度以降は情報を把握することができるようになる。³⁻¹⁴

1433 (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

①厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法にしたがって行われる。成績の表示はA⁺（90点以上）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）までが合格、F（60点未満）が不合格となっており、学生に対しては「履修要項」で、教員に対しては「開講案内（授業編）」で明示・周知している。^{3-1,3-15}

法学部は、全13学部のうちで、成績評価が最も厳しいと評されている。学部によって、受講登録制限単位数等が異なることから、単純には比較できないものの、1回生時の受講登録制限単位数（40単位）が同じ5つの学部（法学部、社会科学系A学部、社会科学系B学部、社会科学系C学部および自然科学系D学部）で1回生の平均GPAを比較すると下表の結果となる。³⁻¹⁰

	2011年度	2012年度	2013年度	平均
法学部	2.6	2.6	2.6	2.6
社会系A学部	2.7	2.6	2.7	2.66
社会系B学部	2.7	2.7	2.8	2.73
社会系C学部	3.2	3.2	3.0	3.13
自然系D学部	2.8	3.0	2.9	2.9
平均	2.8	2.82	2.8	

法学部では、学部内の申し合わせにより、原則として講義系の専門科目の成績評価方法は学期末の定期試験で行うこととしている。例外的に、専門科目のうちキャリア形成科目と小集団科目についてはレポート試験や平常点で評価を行っている。

定期試験に際しては、担当教員（非常勤を含む）に対して、「法学部独自申し合わせ」を示し、遵守を求めている。³⁻¹⁶この申し合わせから乖離した成績評価がされた場合には、学部執行部が担当教員に対して説明を求め、以後の改善を促すなどしている。

その結果、例えば、2013年度1回生前期および2回生前期の学部基礎科目の成績分布（対受験者）は以下のとおりとなっている。⁽²⁻²³⁾

・ 1回生前期科目

	A+	A	B	C	F
法学入門	5.47%	23.07	35.59	22.94	12.90
政治学入門	4.13%	21.30	30.70	25.06	18.79

・ 2回生前期科目

	A+	A	B	C	F
刑法Ⅰ	3.92%	19.50	29.05	26.57	20.94
憲法Ⅱ	6.35%	12.40	24.49	28.68	28.06
民法Ⅱ	3.63%	19.41	29.60	25.41	21.92

法学部では、1回生前期の学部基礎科目の段階から、厳格な成績評価を行っていることがわかる。その結果、12単位以上の履修が卒業要件となっている学部基礎科目であっても、10%から30%の受験者がF評価（不合格）となっている。これらの数値は、受講登録をしたにもかかわらず定期試験を受験しなかった対登録者数で算出すれば、さらに大きくなる。他方、A+（90点以上相当）は数%に、A+とA（80～89点相当）をあわせても20～30%の範囲にそれぞれ止まっている。

なお、学部基礎科目や学部基礎科目以外の基本法科目（民法Ⅲ・民法Ⅳ・民法Ⅴ、刑法Ⅱ、会社法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ）などでは、多数の受講者に対応するため、同一科目を同一セメスターに2ないし3科目ずつ分割開講している。同一の教員が分割された複数ク

ラスを担当する場合、異なる教員が担当する場合があるところ、同一科目間で成績分布に大きな「バラツキ」が生じることは好ましくないため、同一科目の担当者間による調整を呼びかけている。その結果の一例として、2013年度1回生前期の学部基礎科目の成績分布状況（対受験者）を示す。(1-6)

	クラス	A ⁺	A	B	C	F	合格率
法学 入門	J A	5.3%	25.8	32.9	36.0	18.5	81.5
	J B	5.6%	27.6	40.2	26.6	18.3	81.7
	J C	4.3%	25.4	40.7	29.7	19.6	80.4
政治学 入門	J A	7.8%	24.2	43.3	24.7	12.8	87.2
	J B	4.1%	27.7	40.5	27.7	12.7	87.3
	J C	6.9%	27.6	38.7	26.7	13.2	86.8

このデータが示すように、クラスによるバラツキはほとんどなく、担当者間の調整が正常に機能していることが分かる。

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

「履修要項」では、「単位制の考え方」を以下のとおり説明している。³⁻¹

(1) 単位制とは

【略】

(2) 単位とは

単位とは、1つの授業科目の学修に必要な時間を表す基準であり、1単位は教室での授業を行う時間（15時間）と教室外で予習・復習を行う時間（30時間）をあわせた45時間で設定しています。授業を受講するだけでなく、予習・復習を行うことが、単位を修得するための重要な要素であることを理解して学修を進めてください。

(3) 授業時間と単位

本学では、週1回あたりの授業は90分を基本としており、制度上これを2時間とみなしています。そのため、2単位の授業科目は、毎週1回90分の授業を、1セメスターに15週実施し、それに予習および復習時間を合わせて、2単位分の学修をしたと認めています。

(4) 単位の修得

単位の修得には、次の①と②を満たすことが必要です。

② 各年度に開講される授業科目に対して、受講登録を行うこと。

②登録した授業科目を履修し、予習・復習を含めた学修に対して評価（定期試験・レポート試験・平常点評価）を受け、合格の評価を得ること。

上掲のとおり、単位制については学生に対する説明がされているものの、残念ながら、単位制の趣旨は学生の学修実態と乖離しているように思われる（後述2（2）改善すべき

事項)。

また、単位制に関連して、法学部では、3回生以上が他学部で受講した専門科目を「他学部受講科目」として20単位までを法学部の専門科目として単位認定している。

これについては、制度の弊害が目立っている。すなわち、2013年度他学部受講のべ受講件数は、法学部生が4,547件、同一キャンパスの大規模学部である産業社会学部生が616件、同じく文学部生が822件であり、法学部生の他学部受講数は、まさに「桁違い」となっている。³⁻¹⁸

③既修得単位認定の適切性

「立命館大学学則」第37条から第42条は、入学者ないし在学者が他大学等で修得した単位認定につき、以下のとおり定めている。³⁻¹

(他大学等における授業科目の履修等)

第37条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本大学における卒業に必要な単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学または短期大学(いずれも外国の大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により修得した単位を含む。)を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、30単位を上限とし、第37条第1項および第2項ならびに前条第1項の規定により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(単位認定等の権限)

第40条 第36条および第36条の4から第39条にもとづく単位授与または単位認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第41条 編入学者、転入学者または学士入学者にあつては、第39条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者にあつては30単位、3年次入学者にあつては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。ただし、理工学部および情報理工学部の2年次入学者にあつては34単位、3年次入学者にあつては70単位、理工学部の外国の大学との特別プログラムにおいて大学教育の学部2年次課程を修了し3年次に転入学した者にあつては92単位を上限とすることができる。

2 教授会が認めたときは、編入学、転入学または学士入学以前の大学等において修得した教職および教科に関する科目、学芸員に関する科目ならびに社会福祉士指定科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業に必要な単位として算入されない科目については前項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

(転籍の単位認定)

第42条 転籍者にあつては、前条の規定を準用する。ただし、同一の学部内の転籍者については、前条第1項に規定する上限を超えて単位を与えることができる。

法学部では、上掲学則に基づき、学生から単位認定の申請がなされた場合には、当該科目のシラバスや成績証明書などの資料を学生から徴求し、内容を精査した上で、教授会の議を経て学部長が単位認定を決定している。

法学部では、現在、編入学定員を設けておらず、学士入学試験等を実施していないため、単位認定の対象となるのは、在学生在が外国の大学に留学し、帰国後、復学したような場合にほぼ限られている。

1434 (4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

- ・授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

全学的な取組みとして、学期中に「授業アンケート」を実施し、その結果を科目担当者にフィードバックしている。法学部開講科目の授業アンケートの実施状況は下表のとおりとなっている。³⁻⁰⁻⁴

	A 全授業数	B 実施予定数	C 回収数	C/A 全授業の実施率%	C/B 実施予定の実施率%
2013年度前期	319	235	228	71.5%	92.4%
2013年度後期	391	226	215	55.0%	95.1%

法学部の取組みとしては、毎年度末に実施する「教学総括」が改善に向けた最も重要な活動である。この「教学総括」は法学部をとりまく学内外の情勢から、開講形態ごとに授業の状況、学生生活の実態分析、進路・就職、入学試験の状況、教員組織といった、当該年度の法学部の教学にかかわる情報を収集・分析し、以後の教学改革に資することを目的に行われている。その結果、取りまとめられる文書は、例年、100頁超の大部なもので、全学に提出するとともに、法学部の教員・職員で内容を共有している。

また、法学部では、2008年度にFD委員会を発足させ、同委員会の取組みのひとつとして、毎年数回、主に教員が参加する「FD茶話会」を実施し、教育方法の改善に向けた組織的取組みを行っている。2013年度については、合計4回の「FD茶話会」を実施した。

(1-6)

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

シラバスについては、年を追うごとに、内容（項目）の精緻化が進む一方、執筆する教員もシラバス執筆に慣れてきたと思われる。学部執行部でシラバスの内容を点検しているが、大幅な修正を担当教員に要請するケースはほぼ皆無となってきた。

学部基礎科目を始めとする講義系の専門科目では厳格な成績評価が継続・維持されており、成績評価を厳格に行う点に関しては、教員間でコンセンサスが形成されている。

(2) 改善すべき事項

専門演習、卒業研究・論文の登録率の向上、レポート・卒業論文の提出率の向上が必要である。3回生「専門演習」の登録者は9割超となっているが、4回生「卒業研究・論文」の登録者は8割弱に留まっている。(1-6)

年度	2010	2011	2012	2013
3回生専門演習登録率 (%)	92.8	88.8	91.0	95.2
登録者レポート提出率 (%)	95.0	94.2	94.7	93.3

年度	2010	2011	2012	2013
4回生卒業研究・論文登録率 (%)	70.4	77.3	76.6	79.0
登録者論文提出率 (%)	63.5	72.3	76.1	79.9

単位僅少者等に対しては面談等の学習指導をしてきているが、該当者の半数程度しか、面談に訪れない。単位僅少ないし基礎科目不振の状態に立ち至ってから回復するのは困難な面もあり、入学直後の段階から、今まで以上に充実した学習指導を実施する必要がある。

また、学習指導に関連して、現在、統一的に「オフィスパワー」を設定することはしていないが、その導入についても可能性の検討を要する。

単位制の趣旨と現実が乖離している面があり、改善が必要である。「学生実態アンケート」によると、学生の1日あたりの平均的な学修時間について「30分以下」「1時間程度」と回答した1回生が80%強、2回生80%弱、3回生約55%となっている。³⁻¹⁹

1日平均学修時間	1回生%	2回生%	3回生%
30分以下	47.2	12.3	9.3
1時間程度	34.5	65.6	46.5
2時間程度	13.2	12.9	14.0
3時間程度	2.6	5.4	11.4
4時間程度	0.9	2.0	8.5
5時間以上	0.6	1.8	10.3

1回生から3回生の受講制限単位数は年間40単位であり、各セメスターあたり20単位となる。2単位科目で10科目ということになる。2単位の取得に90分の倍の180分の予習・復習が必要であるとするならば、週に10科目履修している学生であれば180分×10科目＝1800分＝30時間／週（1日平均4時間以上）の予習・復習をしなければならないはずである。しかし、この数字は、「学生実態アンケート」で回答された授業以外の学修時間数から乖離している。

上述のとおり、法学部の成績評価は厳格であるから、A⁺やA評価の多いGPAの高い学生であれば、相当の時間数の予習・復習をしているとの推定が可能である。他方で、GPAの低い学生では、学部基礎科目の段階から十分な予習・復習をしない結果、内容が理解できずに法学・政治学の基礎が形成されず、その後の専門科目も理解できなくなっていくという負のスパイラルが発生し、結果的には4年間で卒業できない事態に至っていると推測される。単位制の趣旨に照らして、授業外での予習・復習にどのように取り組ませるべきか、検討・対応が必要である。

法学部の専門科目の単位認定が厳格であることから、学生のなかには、学際科目として履修が認められている「他学部受講科目」を履修する者が少なくない。法学部が、他学部受講を認めている趣旨は、経済学・経営学・政策科学・国際関係学・歴史学・地域研究などの科目を履修することで、法学・政治学の学修を深化させるためである。しかし、現在の法学部生の他学部受講の実態から、法学部生は、成績評価が厳格な（単位を取り難い）法学部の専門科目を避ける傾向が見られ、法学・政治学とは必ずしも関連しない他学部の専門科目を履修していることが看取できる。

3. 将来に向けた発展方策

シラバスについては全学的なフォーマットに基づいているので、学部独自の取組みの余地は少ない。他方、全学的には、今後、科目ナンバリング（科目ナンバー制）の導入についての議論が始められる可能性があるため、その導入に備えて、法学・政治学の専門科目について、どのようなナンバリングが可能か検討することが要請される。

厳格な成績評価は今後も維持する。そのために、専門基礎科目など分割講義をしている専門科目の担当教員の間で、成績評価に関するより緊密な相談およびコンセンサスをとることが必要である。また、このような全体方針について漏れのないように、新任教員に対するガイダンス等を通じて、方針の周知・徹底を行っていく。

専門演習、卒業研究・論文は、2年間連続する小集団科目であり、自発的な学修を通じて特定の研究テーマ深く掘り下げることで、講義系の専門科目で得た知見を熟成させ、アウトプットするという性質を持っており、法学部教学ひいては大学教育の集大成ということもできる。卒業時の学生の「質」を担保する観点からも、登録率およびレポート・卒業論文の提出率ともに100%を目指して、教学改革を進める。

履修科目登録の上限設定については、4回生以上の50単位は過大であり、2016年度に実施を予定しているカリキュラム改革で引き下げる。

他学部受講については、2016年度の実施を予定しているカリキュラム改革において、現状よりも制限的にすることを検討する。

4. 根拠資料

- 3-7 2014年度 法学部 時間割
- 3-8 学部（学士課程）教学改革ガイドライン・同執行基準
- 3-9 2014年度 manaba+R 教員用マニュアル
- 3-10 教学関連基礎データ（2013年度）項目10 年間受講登録単位数、取得単位数、GPA（平均）（学部・研究科別／回生別）
- 3-11 2013年度入学生用法学部学びマップ
- 3-12 シラバス入稿マニュアル（2014年版）
- 3-13 2014年度学部・研究科・教学機関執行部によるシラバス点検について
- 3-14 2014年度授業アンケート実施方針ならびに実施手順について（2014年4月14日 教学委員会文書）
- 3-15 2014年度開講案内（授業編）
- 3-16 法学部開講責任科目の成績評価にあたってのお願い
- (2-23) 2013年度前期科目別成績分布について（2013年10月22日法学部教授会文書）
- 3-18 教学関連基礎データ（2013年度）項目29 他学部受講件数

- (3-0-4) 2013年度前期授業アンケート結果報告書、2013年度後期授業アンケート結果報告書
- 3-19 2013年度法学部1回生学生実態アンケート結果分析、2013年度法学部2回生学生実態アンケート結果分析、2013年度学生実態アンケート分析（3回生）（2014年2月25日法学部学生委員会文書）

(4) 成果

1. 現状の説明

1441 (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

①学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

2012年度（2013年春）法学部卒業生の進路決定状況は下表のとおりである。

卒業者数	就職	進学	その他	不明	進路把握率
807名	566名	108名	119名	14名	98.3%

就職者のうち、業種別決定状況は下表のとおりである。

製造	流通商事	金融	サービス	マスコミ	公務員	教員	その他
15.5%	11.3%	22.6%	24.7%	2.1%	20.0%	0.5%	3.2%

法学部卒業生の70%が就職、13%が大学院等への進学である。後者は、主に法科大学院（ロースクール）への進学である。

就職者の内訳では、多いものから「サービス業」「金融」「公務員」「製造」「流通商事」の順となっている。各業種に万遍なく就職していると言えるが、「金融」と「公務員」の多さには、学部プログラムも貢献しているものと思われる。すなわち、法学科（特修除く）には専門化プログラムとして「ビジネス・金融法務プログラム」が置かれているし、公務行政特修はもともと進路として公務員を念頭においた専門化プログラムを設けている。もちろん、司法特修や国際法務特修から公務員として就職する者もいるし、法学科（特修除く）から法科大学院進学や公務員として就職する者もいる。(1-6)3-20

②学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

個々の卒業生について、それぞれの就職先ないし進学先から、個々の卒業生に対する評価等は調査していない。

1442 (2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

・学位授与基準、学位授与手続きの適切性

学位授与（卒業判定）については、年度末に法学部執行部で構成される「卒業判定委員会」において厳格な審査を行っている。具体的な手順としては、4回生時点で「卒業見込み」とされた学生について、後期定期試験の結果が反映された「成績原簿」の内容を精

査して行う。まず、法学部事務室で「成績原簿」の内容確認を1枚ずつ行い、その上で、「卒業判定委員会」で再度内容確認を1枚ずつ行い、卒業に必要な科目の単位数を充足しているかなどについて精査する。「卒業判定委員会」は判定結果の原案を教授会に提出し、教授会が卒業判定を議決する。

法学部の2013年度後期（3月）卒業者数および卒業率は下表のとおりである。

	学生数	卒業者数	卒業率%
4回生	851	667	78.4
5回生以上	187	61	32.6
合計	1038	728	70.1

また、2010年度から2013年度までの4年間について、各年度5月1日時点の法学部4回生以上の学生数で算出した卒業率は下表のとおりである。

2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
71.9%	68.8%	67.0%	65.8%

以上の数値から、標準在籍期間（4年間）で卒業できる学生は約8割に留まること、卒業該当回生（4回生以上）のうち約2/3しか卒業できていないことから、法学部では、各科目の厳格な成績評価を前提とした、厳格な卒業判定が行われている。³⁻²¹

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

進路・就職については、キャリアセンターを中心とする全学的な取組みに加え、学部独自の取組み、例えばキャリア科目「社会に生きる法」、「法務実習」、「公共政策実習」などが学生の進路開拓に好ましい効果をもたらしている。

（2）改善すべき事項

法学部卒業者の就職先での評価については、情報収集をしていない。

3. 将来に向けた発展方策

法曹志望者向け、公務員志望者向けのキャリア科目については、長年の経験を踏まえ、科目の質・量とも充実しているが、入学時に進路が明確に定まっていない学生に対応したキャリア科目の開発をさらに検討する必要がある。

本学法学部卒業者の卒業後の評価については、どのような方法によって情報収集が意味のある形で可能か、全学的な会議体も含め、意見交換をして検討する。

4. 根拠資料

3-20 立命館大学2012年度 就職決定状況

3-21 2013年度立命館大学学部卒業生数および卒業率について（2014年4月14日教学委員会文書）

4. 学生の受け入れ、学生支援

(1) 学生の受け入れ

1. 現状の説明

1501 (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

法学部は、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。「法学部は、法の役割がますます高まる時代にふさわしい意欲と能力を持ち、将来、専門知識を生かして社会で活躍したいと考える学生を求めています」。⁴⁻¹⁻¹

アドミッション・ポリシーに基づいて法学部は、多様な新入生を迎えるべく、多様な入学試験方式を採用している。入学試験方式は一般入学試験とそれ以外に大別され、募集人数790名は前者に445名、後者に345名が充てられている。また特修ごとの募集人数については法学科（特修除く）465名、司法特修160名、公務行政特修95名および国際法務特修70名となっている。一般入学試験では特修ごとの募集人数も定めている。以下ではまず一般入学試験とそれ以外に分けて記す。その後を求める学生像の明示、当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準等の明示と続き、最後に障がいのある学生の受け入れ方針について記す。

①一般入学試験

一般入学試験は2月実施分と3月実施分に分けられる。2月に実施する入学試験としては、本学独自の試験による「全学統一方式（文系）」および「学部個別配点方式」、本学独自試験とセンター試験の得点をあわせて評価する「センター併用方式」、ならびにセンター試験の得点を評価の対象とする「センター7科目型」、「センター5教科型」および「センター3教科型」がある。また3月に実施する入学試験としては、センター試験の得点を評価の対象とする「センター試験方式後期型」および本学独自試験とセンター試験の得点をあわせて評価する「後期分割方式」がある。

全学統一方式（文系）は募集人数が175名に及び、当学部一般入学試験の中で最も軸となる入学試験方式である。当学部を本命とする層が多く受験する。配点は外国語120、国語100および選択科目100である。他の科目と比べて外国語の配点が20%多くなっているのは、入学前の地道な学習を重視するからである。また配点の多さを20%に止めているのは、国語と選択科目にも外国語と同程度の学習を入学前に求めたいからである。外国語は英語（Ⅰ・Ⅱ・リーディング・ライティング）が受験科目である。国語は漢文の独立問題を除く出題である。選択科目は政治経済・現代社会、日本史、世界史、地理、数学（数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A・数学B）からの1科目選択である。政治経済・現代社会の出題は「政治・経済」および「現代社会」いずれの科目でも受験可能な出題内容・

形式(共通分野からの出題ならびに選択問題)となっている。数学Bの出題範囲は「(1) 数列」「(2) ベクトル」である。

学部個別配点方式は35名の募集人数である。出題教科および科目は全学統一方式(文系)と異なる。異なるのは配点である。外国語150、国語150および選択科目100であり、選択科目と比べて外国語と国語の配点が50%多くなっている。英語のみならず国語も重視するのは、入学後に要求される文章読解力の修得を重視するからである。全学統一方式(文系)と異なり、学部個別配点方式ではセンター試験後の出願が想定されている。センター試験の結果が不本意だった受験生の単なる救済的受け皿ではなく、地道な学習と文章読解力も重視する入学試験方式である。

センター試験併用方式の募集人数は60名である。本学独自試験科目として外国語と国語、センター試験受験科目として国語および数学・公民・地歴が出題教科である。配点はいずれも100である。本学独自試験科目の国語は現代文のみが出題され、古文・漢文は出題されない。またセンター試験受験科目の国語は、近代以降の文章のみに出題内容が限定される。センター試験併用方式もセンター試験後の出願が想定されているが、学部個別配点方式とは異なり、センター試験受験科目の得点も併用される。受験生の立場からすれば、センター試験の得点をリセットするのが学部個別配点方式、リセットせずに挽回を図るのがセンター試験併用方式となる。

センター試験方式のうち、7科目型および5教科型は国公立大学、3教科型は私立他大学との併願を想定した入学試験方式である。これらについては3つの入学試験方式を合わせた募集人数となっている。募集人数を特修ごとに細分化した場合に生ずる不都合を回避するためである。例えば国際法務特修は3つの入学試験方式であわせて9名の募集人数となっている。特修ごとに細分化した場合、募集人数が1名や2名では到底合格しそうにないとの印象を受験生に与えてしまうため、出願が見込めない事態となる。1名や2名とせずに9名を3つの入学試験方式に分けようとするれば必然的に3名となり、2名の場合と大差ない状況に帰する。3つの入学試験方式を合わせた募集人数としているのは、こうした不都合を避けるためである。

以上とは異なり、センター試験方式後期型は3月に実施される。国公立大学の前期日程入学試験や私立大学の2月実施入学試験で不首尾な結果となった受験生の出願を想定している。外国語と国語の他に、選択科目として数学・公民・地歴・理科の中から高得点2科目が採用される。配点は外国語と国語が200、選択科目が各100である。募集人数は20名である。内訳は法学科(特修を除く)が10名、司法特修が5名、公務行政特修が3名、国際法務特修が2名である。

後期分割方式も3月に実施される。募集人数および内訳はセンター試験方式後期型と異なる。センター試験と本学独自試験科目の併用であり、出題教科は本学独自試験科目が外国語と国語、センター試験受験科目が選択科目となっている。選択科目では

数学・公民・地歴から高得点1科目を採用する。本学独自試験科目として外国語と国語の受験を求めるのはセンター試験併用方式と同じである。受験生の観点に立てば、センター試験および前期日程入学試験の不首尾を3月に挽回可能な入学試験方式となる。

以上の一般入学試験については、基礎学力の担保を図るべく、外国語または国語に多くの配点を充てている。入学前の地道な学習を評価するとともに、入学後の修学成就を念頭に置いた配点である。同時に試験の出願時期、実施時期、科目、配点等に特徴を与え、多様な新入生の受け入れをめざしている。基礎学力担保と多様性確保の両立を意図した一般入学試験の各方式である。^{4・1・1}

②一般入学試験以外

多様な新入生を受け入れる役割の中心となるのがAO入学試験や各種の特別入学試験である。個別に紹介すれば、AO選抜入学試験（法学セミナー方式）、AO選抜入学試験（社会人方式）、文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験、スポーツ能力に優れた者の特別入学試験、外国人留学生試験、推薦入学試験（指定校制）、高大連携特別推薦入学試験（協定校）、附属校推薦入学試験（学内推薦）、および提携校推薦入学試験が挙げられる。^{4・1・1}

これらの入学試験方式のうち、学力入学試験の性格を有するのがAO選抜入学試験（法学セミナー方式）およびAO選抜入学試験（社会人方式）の両者である。募集人数は前者が30名、後者が2名である。試験の選考日および選考方法は異ならない。第一次選考ではエントリーシートをはじめとする書類選考が行われる。第一次選考の合格者を対象に第二次選考が行われる。第二次選考は2日間に及ぶ。1日目は講義およびレポート作成、2日目は口頭試問および面接である。社会人方式では主として社会人の出願を想定するが、法学セミナー方式では特定の志願者層を想定していない。

これに対し文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験およびスポーツ能力に優れた者の特別入学試験は特定の志願者層を想定する。定員は前者が2名、後者が20名である。

試験の実施日時および方法は基本的に異ならない。第一次選考は書類選考である。選考対処の書類には調査書が含まれ、調査書に記載される全体の評定平均値3.2以上が出願資格となっている。第二次選考では小論文と面接が行われる。

外国人留学生試験は4つに分けられる。外国人留学生試験（前期実施）、外国人留学生試験（後期実施）、外国人留学生推薦入学試験（日本語学校）および海外推薦入学試験の4つである。募集人数はそれぞれ4名、3名、2名、および1名である。前期実施と後期実施の外国人留学生試験では、日本留学試験の成績と面接の総合評価で選考される。外国人留学生推薦入学試験（日本語学校）では日本語学校長の推薦を尊重するも

の、書類審査と面接の総合評価で選考が行われる。海外推薦入学試験の選考方法は書類審査と面接である。⁴⁻¹⁻²

推薦入学試験（指定校制）は当学部が推薦を依頼する136の高校に対し、当学部への生徒推薦を依頼するものである。依頼に際し、全体の評定平均値および指定教科（外国語、国語、地歴公民の3科目）の評定平均値に条件が付される。当該条件以上の生徒を学校長が当学部へ推薦する方式である。2名の推薦を依頼する高校が8校あるので、依頼人数の合計は144名となる。⁴⁻¹⁻³

高大連携特別推薦入学試験（協定校）は法教育プログラムの受講を踏まえた入学試験方式である。4月から7月にかけて隔週の日曜日で全6回の法教育プログラムが開講される。講義に加えてレポートの提出も求める。当学部と協定を締結した高校の生徒で受講を希望するもののうち、4回以上受講してレポートを提出した者は、7月後半に行われる確認講義および確認レポートを受講することができる。提出した確認レポートが一定以上の得点となった者には、高大連携特別推薦入学試験（協定校）の出願資格が与えられる制度である。⁴⁻¹⁻⁴当学部と協定を締結している高校（協定校）は19校ある。協定校には3名または4名の推薦を依頼する。依頼人数の範囲内で学校長が当学部へ推薦する入学試験方式である。選考方法は、学校長の推薦人数を尊重するとともに、法教育プログラムにおける確認レポートを含む書類審査を行って選考する。出願に至るまでの期間が長く、出願に至るまでに当学部の教員と出願者が5回以上の顔合わせを経ている。この点に注目すれば、推薦入学試験（指定校制）と比べ、当学部とのつながりが密接な入学試験方式と言い得る。募集人数は53名で、内訳は法学科（特修除く）38名、司法特修5名、公務行政特修5名、および国際法務特修5名である。

附属校推薦入学試験（学内推薦）は本学の附属校である立命館高校、立命館宇治高校、立命館慶祥高校、および立命館守山高校を対象とした入学試験方式である。募集人数は120名で、内訳は法学科（特修除く）76名、司法特修15名、公務行政特修12名、および国際法務特修17名である。出願資格として全体の評定平均値の条件が設けられている。法学科（特修除く）が3.0以上、司法特修、公務行政特修および国際法務特修が3.5以上である。学校長の推薦を尊重しつつ、書類審査を行って選考する。

提携校推薦入学試験は本学と提携を結んでいる岩田、育英西、平安女学院、初芝立命館、初芝橋本および初芝富田林高校を対象とした入学試験方式である。募集人数については、すべての提携校からの募集人数として29名を充てているが、特修ごとに細分化されてはいない。出願資格として、全体の評定平均値3.5以上に加え、英語の評定平均値についても3.5以上を要件としている。評定平均値を記載した調査書を含む出願書類を審査して選考を行う。⁴⁻¹⁻⁵

③求める学生像の明示

一般入学試験においては、教育目標に照らして入学試験科目が整合しているか否かが問

われる。先に記したように本学独自試験における受験科目としての国語、外国語、選択科目およびそれらの配点は、文章読解力や論理的思考力を考査するものであり、法学部の教育目標と整合する。またセンター試験を利用する入学試験方式については、多彩な入学試験方式のいずれもが本学独自試験と同様に国語、外国語、選択科目の受験を必須としている。入学試験ガイドを見ると、センター試験のみで判定するか本学独自試験を併用するかを問わず、国語、外国語、選択科目の受験を求めている事実を受験生は知ることができる。私立文系に典型的とされるこれら3科目の受験を必須とするのは、当学部が受験生に対して求める学生像の明示であるとともに、私立文系学部としての標準性を確保する役割も担っている。

一般入学試験以外においても、教育目標の達成に必要な基礎学力の担保を図っている。AO選抜入学試験（法学セミナー方式）およびAO選抜入学試験（社会人方式）では、2日間に及ぶ選考で基礎学力の有無を判定する。文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験およびスポーツ能力に優れた者の特別選抜入学試験では、特定の志願者層を想定するものの、調査書と小論文を活用して基礎学力の有無を判定する。外国人留学生試験においても日本留学試験の成績提出を求め、書類審査を実施することで、入学者の基礎学力確保に努めている。推薦入学試験（指定校制）では全体および指定教科の評定平均値を条件として設定する。高大連携特別推薦入学試験（協定校）では確認レポートおよびそれらに至るまでの法教育プログラムからも基礎学力を推し量っている。附属校推薦入学試験（学内推薦）および提携校推薦入学試験では、評定平均値をはじめとする書類審査を行っている。これらはいずれも当学部入学後に必要な基礎学力の有無を判定する方法として、入学前における学習への真摯な取り組みの様子を推論するものである。受験生の立場からは、入学前の学習を当学部が重視していると推知することとなる。

社会人学生の受け入れについてはAO選抜入学試験（社会人方式）が主な役割を担う。括弧内に記すことで、この入学試験方式が社会人の受け入れを目的とする旨を示す。同時に、AO選抜入学試験として実施することで、選抜により基礎学力の有無を判定する旨を示す。受験生たる社会人の立場では、社会人の受け入れしか念頭にない入学試験方式とは異なる方式であると認識されよう。

外国人留学生の受け入れについては外国人留学生試験が主な入学試験方式となっている。国際性の維持・向上のため、単に外国人留学生試験を1回行うに止まらず、前期と後期の2回実施するとともに、日本語学校推薦および海外推薦も駆使することで、広汎で積極的な受け入れをめざしている。もとより日本留学試験の成績提出を求め、書類審査を実施するので、外国人留学生の立場からは一定の条件充足が要求される試験であると当然に認識されよう。

④当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準等の明示

一般入学試験においては本学部の求める受験科目が、入学前に修得しておくべき知識等の内容を示している。水準については過去の入学試験問題および入学試験結果から推論さ

れる。

一般入学試験以外では、全体の評定平均値が修得しておくべき知識等の主要な内容・水準となる。典型的な私立文系3科目以外の教科・科目も含め、入学前の全般的・継続的な学習とその求められる水準が指定されていると受験生は認識することとなる。また推薦入学試験（指定校制）では英語、国語、地歴公民の3科目から算定される指定教科の評定平均値が条件に加わる。受験生の側では、一般入学試験を受験しても合格が相応に期待できる水準の基礎学力を修得していることが条件と認識される。その他AO選抜入学試験では、高校段階で修得しておくべき科目を特に指定しないが、講義やレポート作成、口頭試問等がおこなわれる。したがって受験生からは、講義の理解度や論理的思考力、作文能力、文章表現力等が総合的に試されていると認識される。

⑤障がいのある学生の受け入れ方針

全学レベルの対応が基本となり、本学部で独自の受け入れ方針を示すには至っていない。もとより車椅子用のスロープやエレベータ、洗面所等の設備は整っている。現状では入学センターへの事前問い合わせを受けて対応を具体化するのが基本となるが、多様な障がいに対し本学部としてどの程度適切に対応できるか未知数の部分は多い。

1502（2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

全国型の総合大学なので学生募集の活動は全学的な取り組みが中心となるが、まず、法学部が行った学生募集活動として学部パンフレットの制作がある。限られた紙面ではあるが、在学生や卒業生の声を掲載し、カリキュラムを時系列で示し、3つの特修と5つの専門化プログラムを概説した。さらに教員のゼミナールを紹介し、進路・就職状況も示すように努めた。進学先として法学研究科および法務研究科にも言及した。⁽¹⁻⁸⁾

さらに、法学部が主体的・積極的に関与する募集活動としては8月の第1土曜・日曜に行われるオープンキャンパスがある。2013年度は法学部紹介、参加型企画、入学試験説明会、懇談会、およびAO入学試験「学部独自方式」対象企画等を実施した。来場する高校生に身近に感じてもらえるよう、教職員の他に在学生や卒業生も加わって実施した。⁴⁻¹⁻⁶

オープンキャンパス以外では全学レベルでの入学試験担当部署による活動が学生募集の基本となる。衣笠キャンパスおよびびわこ・くさつキャンパスのキャンパス見学会、全国各地で行われるAO入学試験説明会、大学説明会インマイタウン、および入学試験相談会が一般向けの募集活動である。また、入学試験関係専門のサイトとしてリッツネットを設けて入学試験最新情報や入学試験イベントの情報等を提供している。⁴⁻¹⁻⁷

本項でも以下ではまず一般入学試験とそれ以外に分けて記す。その後に学生募集方法、入学者選抜方法の適切性を記し、最後に入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性を記す。

① 一般入学試験

入学者選抜は本学独自方式とセンター方式に大別される。前者は2月1日から4日にかけての全学統一方式（文系）、2月7日の学部個別配点方式、2月8日・9日のセンター併用方式、および3月5日の後期分割方式である。2014年度入学試験ではセンター併用方式の競争倍率が1.6まで低下した。⁴⁻¹⁻⁸

② 一般入学試験以外

学生募集について法学部は一般入学試験以外の入学試験方式においても諸種の広報活動を行っている。先に記したオープンキャンパスのAO入学試験「学部独自方式」対象企画に限られない。推薦入学試験（指定校制）および高大連携特別推薦入学試験（協定校）でも同様である。いずれも推薦入学試験という入学試験方式の特徴に注目し、本学部と高校間における信頼関係の構築・醸成が不可欠との理解に基づく取り組みである。

推薦入学試験（指定校制）については44校を教員が個別に訪問した。3年に1回の訪問をめざす、新規指定校には必ず訪問する等の方針設定に基づく訪問である。2013年の訪問先は愛知県から長崎県にまで及んだ。訪問先の高校では、個人情報保護に抵触しないように留意しつつ、出身在学生の履修・成績状況を先方の進路指導の先生に伝え、当学部への理解を深めてもらうように努めた。推薦入学試験（指定校制）の制度が安直な学生確保策に墮することのないようにするための取り組みである。⁴⁻¹⁻⁹

高大連携特別推薦入学試験（協定校）については、19校すべてに開催案内を發して3月と8月に協定校連絡会を開催した。また19校すべてを当学部の教員が個別に訪問した。先方と顔を合わせるすべての機会に共通するのは、出身在学生の履修・成績状況を先方の進路指導の先生に伝えることである。本学部と協定校間の信頼関係をいっそう強くするための活動である。3月の協定校連絡会では、4月以降の法教育プログラム開始に向けた準備と意見交換を行った。8月のそれは、確認レポートを終えて高大連携特別推薦入学試験（協定校）への出願資格の有無が決したことに伴い、こうした結果に至った経緯を詳しく説明した。9月から11月にかけての個別訪問では、次年度以降の高校側における協定更新の意向や、当学部が提示予定の推薦依頼人数や評定平均値、指定科目評定の新規導入等の協定内容について懇談した。⁴⁻¹⁻¹⁰

入学者選抜について、書類選考を当学部で行う推薦入学試験（指定校制）、高大連携特別推薦入学試験（協定校）、附属校推薦入学試験（学内推薦）および提携校推薦入学試験では、複数名の教員が書類を審査する。面接や口頭試問を行う入学試験方式でも複数名が担当する。AO選抜入学試験（法学セミナー方式）、AO選抜入学試験（社会人方式）、文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験、スポーツ能力に優れた者の特別入学試験、および外国人留学生試験の各入学試験方式である。いずれも入学者選抜の公正さを担保するためである。⁴⁻¹⁻¹¹

またAO選抜入学試験（社会人方式）では、受験生が社会人たる点に留意はしたが、合格最低点に達しなかったため、合格者をゼロとした。この入学試験方式では前年度も合格者を出しておらず、便宜を図る余地があれば別の結果になったとも考えられる。しかしながら便宜を図る旨は募集要項に記されておらず、それにもかかわらず便宜を図るなら入学者選抜の公正さを害するため、一切の便宜を排して合否を判定した。⁴⁻¹⁻¹²

③ 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

募集活動については、全学的な取り組みおよび本学部の活動のいずれにおいても、適切に行われている。一般入学試験要項を定め、広報のためにパンフレットを作成し、HPにおいて公開して、本学への進学希望者に対しいつでも閲覧ができるようにしている。また、推薦入学試験（指定校制）および高大連携特別推薦入学試験（協定校）では、遠方への個別訪問や法教育プログラムの継続の実施等、金銭面のみならず人的資源を相当に投入している。

入学者選抜方法も、とくに問題になる点はない。もっとも、センター併用方式における競争倍率の低下、および後期分割方式における合格最低点の低下がみられる。

④ 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

一般入学試験では選抜を得点で行う。採点は全学または大学入試センターで行われる。不透明な要素の入る余地はなく、教授会において合否の判定を含めて公正に審議されている。

一般入学試験以外では、書類選考や面接、口頭試問を当学部が独自に行う。いずれも教授会で選定された当学部の教員が複数で担当する。教授会の選定に際しては近親者が当学部を受験する教員は担当候補者から除外される。実際の担当において教員間の評価が分かれた際には、各自の評価理由を相互に示し、担当教員全員が了解した内容を最終的な評価とする。担当者による特記事項があれば判定教授会に報告される。当学部が関与する事項のこうした対応によって、透明性が確保されている。

1503（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

①概況

法学部では通常、年度初めの4月頃に入学試験方針を教授会で審議・検討する。その際に入学試験方式ごとの募集人数を決定する。2014年度の募集人数については、前年度と比べ司法特修を40名減らし、法学科（特修除く）を15名、公務行政特修を25名増やした。前年度の入学試験結果を分析・検討すると、司法特修は一般入学試験以外で当初見込んだ志願者を確保できていなかった。不人気を放置すれば司法特修の合格最低点を引き下げなければならず、入学後の教学にも著しい影響を及ぼしかねない。こうした事態を未然に防ぐための募集人数変更である。⁴⁻¹⁻¹³

募集人数を推薦入学試験（指定校制）で24名、高大連携特別推薦入学試験（協定校）で8名それぞれ減らした。実勢に近づけた数字への募集人数の変更である。合計32名の減少分は、いずれも一般入学試験に割り当てた。全学統一方式（文系）の法学科（特修を除く）に9名、学部個別配点方式の法学科（特修除く）に8名、そしてセンター併用方式の法学科（特修を除く）に15名をそれぞれ割り当てた。法学科（特修を除く）の堅調な人気に着目した募集人数割り当てである。⁴⁻¹⁻¹⁴

在籍学生数は2013年5月1日現在で3,612名であった。同年度における法学部の入学定員は790名、収容定員は3,160名である。収容定員と比較すると在籍学生数の比率は1.14となる。入学試験定員割れという入学試験結果を避けつつ、専任教員1人あたりの適正な学生数の規模を維持するという観点から眺めると、1.14という比率は在籍学生数の管理が概ね適切に行われていることを示している。⁴⁻¹⁻¹⁵

2014年4月1日確定の入学者数によれば、入学定員790名に対し最終手続者数は1014名となった。入学定員を224名上回る結果となったが、仮に2013年5月1日現在の学生数に224名を加えても3836名であり、収容定員と比較した在籍学生数の比率は1.21となる。0.07の上昇に止まり、在籍学生数の適正さは維持されている。⁴⁻¹⁻¹⁶

②収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

入学定員が790名、収容定員が3,160名に達するいわば大所帯なので、毎年の入学者数に多少の増減が生じても、収容定員に対する在籍学生数比率はそれほど変動しない。もとより比率がそれほど変動しないとの事実は、毎年の入学者数について決して無頓着で構わないことを意味しない。先に記した1.14や暫定値を基礎とした1.21という比率は、入学定員と入学者数との適正比率内管理が従前は概ね適切に行われていることを意味するに過ぎない。

③定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

2014年4月入学の1回生については、小集団科目である基礎演習でクラスを増やした。同年3月の後半頃から入学定員を大幅に上回る入学者数が予想されるに至ったので、担当教員の増員や確保を要する教室数の追加等の対応を進めた。2013年4月入学の1回生については行わなかった対応であるが、速やかな対応により特に混乱や不都合を生ずることはなかった。

1504（4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

学生募集および入学者選抜の方法は、入学センターを事務局として全学的に検討されている。法学部においては全学的な検討の他に、教学総括の一環として毎年度の入学試験の概況と課題を分析している。2013年度の教学総括でも概況と課題が示されている。例えば一般入学試験では、センター試験と無関係な入学試験方式の志願者数が、一

般入学試験の志願者総数に占める割合で40%を割り込んだ点、センター併用方式が過信は禁物の入学試験方式である点等が記されている。⁴⁻¹⁻¹⁴

また企画委員会でも入学試験方式の検討が行われている。入学試験のあり方が教学のあり方と密接不可分であるとの認識を基礎に、教学の問題とあわせて行われる入学試験方式の検討である。すでに2016年度入学試験に向けた課題の洗い出しが進められている。大阪いばらきキャンパス開学や新課程全面移行、入学定員の90名減少に向けた早期の準備を意図しての検討開始である。まだ十分に詰められていないが、後期分割方式およびセンター試験方式後期型の存在意義、学部個別配点方式およびセンター試験併用方式と他の入学試験方式との相関関係等の論点が検討課題とされている。⁴⁻¹⁻¹⁷

学生募集および入学者選抜に関する定期的な検証は、以上のように全学的のみならず本学部においても不断にかつ組織的に行われている。また各入学試験方式の存在意義や相関関係等についての検討は、定員のみならず本学部への受け入れ方針についても検討を及ぼすべきことになる。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

① 受験生にとってわかりやすい入学試験方式にしたいとの考えに基づき、2014年度入学試験では前年度から2つの変更を加えた。いずれも名称変更である。

1つは全学統一方式（文系）である。かつては全学統一方式（文系A）と呼ばれていた。⁽⁴⁻¹⁻¹⁾ A日程を本学の熱望層を主な対象とする全学統一方式、B日程を学部の特徴を生かした学部個別配点方式やセンター併用方式と捉えていた頃の名残である。しかしながら学部個別配点方式やセンター併用方式からB日程やBといった表記が消え、Bがないまま全学統一方式にAの表記が残った。高校の進路指導担当教員なら格別、毎年高校3年生にとってAは意味不明な表記となっていた。こうしたわかりにくさを解消すべく、歴史の産物に過ぎないAの表記を消し、2013年度からは全学統一方式（文系）へと改められた。⁴⁻¹⁻¹⁸

もう1つは社会人入学試験（AO方式）である。かつてはAO社会人方式と呼ばれていた。しかしながらこの名称では、当該入学試験方式がAO入学試験なのか社会人入学試験なのかが判然としない旨の指摘が寄せられていた。社会人からの出願を促すためにも、社会人にわかりやすいように、2014年度入学試験からは社会人入学試験（AO方式）へと変更した。AOの名称を括弧の中に入れることで、当該入学試験方式が社会人入学試験である旨を明らかにするための変更である。名称変更が功を奏したかどうかは明らかでないが、2013年度入学試験ではゼロだった志願者が、2014年度入学試験では2名を数えた。⁴⁻¹⁻¹²

② 学生募集活動のうちオープンキャンパスでは、前年度と比べて来場者数がわずかに

減少したが、前年度より多くの来場者数となった企画も複数ある。この程度の減少であれば、オープンキャンパスに先立つ入学試験動向分析では、法学部志願者数の大幅な減少が伝えられていた中では、学生募集活動としてオープンキャンパスが有する意義が低下した訳ではないと考えられる。4-1-19、4-1-20、4-1-21

③ 入学者選抜については2つの変更を2013年度に行った。1つは附属校推薦入学試験（学内推薦）に関する変更であり、立命館宇治高校からの出願資格の見直しである。この入学試験方式では出願資格の1つにTOEFL ITP 400点以上が定められていた。しかしながら立命館宇治高校の指定スポーツ推薦、スカラースリットプロジェクト、スカラースリット&アーティスト入学者については、この要件の適用外となっていた。英語の基礎学力が十分に担保されないままの入学が懸念されていた。2013年度は適用外とされていた点を見直し、等しく適用対象とするように変更された。もっとも適用対象となる生徒は2018年4月に大学へ進学する者以降となる。4-1-22

もう1つは、推薦入学試験（指定校制）および高大連携特別推薦入学試験（協定校）における指定教科評定の導入である。実際の適用は前者では2014年度入学試験から早速、後者では2015年度以降である。いずれも推薦基準の引き上げとなる。適切な法学教育を行うには基礎学力の充実が欠かせない。

④ 2013年度は2014年度入学試験に向けて募集人数を変更した。司法特修で40名減、法学科（特修を除く）で15名増、公務行政特修で25名増の変更である。司法特修の不人気は当初から予想されていたこともあり、2014年度入学試験では司法特修の入学者確保に特段の腐心は必要なかった。また募集人数を増やした法学科（特修を除く）および公務行政特修においても、増加分の入学者を確保するのに他の特修と比べて特に苦労することもなく、適切な募集人数の変更であった。

⑤ 定期的な検証の1つとして法学部では、企画委員会で入学試験方式の検討を行っている。2016年度入学試験で当学部が入学定員を削減するための準備を円滑に進める目的もかねて、2015年度入学試験のみならず2016年度入学試験についても、すでに企画委員会での検討が進められている。各種入学試験方式の現時点における存在意義を問い直し、出題教科や配点に関する見直しも含む検討である。2014年度中に成案を得るべく、検討が今後も進められる予定である。(4-1-17)

(2) 改善すべき事項

① 障がいのある学生の受け入れ方針については、なお個別対応に留まっており、今後、全体的な方針を持つ必要がある。

② 一般入学試験では特修ごとの割り振りによる募集人数の細分化がなお続いている。とりわけ後期分割方式およびセンター試験方式後期型における2名や3名といった少ない募集人数は2015年度入学試験でも続く。入学定員を減らす計画をしている2016年

度入学試験の時点で抜本的な変更の予定である。

③ 高大連携特別推薦入学試験（協定校）は、公立高校を中心にして3名または4名の推薦依頼に対し1名あるか否かの推薦状況であり、相互の信頼関係に基づく協定校制度の適切性が問題となっている。⁴⁻¹⁻²³

④ 2014年度度入学試験では、入学者数が入学定員をかなり超過する事態になった。その原因は、いまだに必ずしも明らかではないが、いっそう精緻な分析手法の研究が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

① HPでの紹介内容にいっそう分かり易いように改善を加える。さらに、オープンキャンパスや入学試験説明会における口頭説明、学部パンフレットの写真や文章による説明にも、注力する。

② 一般入学試験以外の入学試験における推薦基準等を実態にあわせて見直し、高校側との信頼関係に基づいて高大連携特別推薦入学試験（協定校）制度等の見直しを行う。

③ 法学部の募集人数の設定のあり方を検討し、適切な枠組みになるように改革を行うこととする。

④ 入学試験制度の定期的な検証について、法学部教授会の下にある企画委員会のみならず、入学試験委員会においても制度全般の見直しの検討を行うこととする。

4. 根拠資料

4-1-1 2014 入試ガイド

4-1-2 2013年6月10日/17日 第3・4回入学試験委員会別冊2「2014年度 特別入学試験要項について／2014年度 AO選抜入学試験要項について」

4-1-3 2014年度 推薦入学試験要項（指定校制）について

4-1-4 2013年度高大連携協定校プログラム法教育プログラムハンドブック

4-1-5 2013年6月10日 第3回入学試験委員会別冊3「2014年度 特別入学試験要項について」

(1-8-2) 立命館大学法学部2014パンフレット

4-1-6 2013年度 第5回教授会

4-1-7 リッツネット(<http://ritsnet.ritsumeijp/>)

4-1-8 2013年度 第22回教授会回収資料

- 4-1-9 2013年6月18日 執行部会議資料
- 4-1-10 2013年度 第15回教授会資料
- 4-1-11 2013年度 第10回教授会資料
- 4-1-12 2013年度 第12回教授会資料
- 4-1-13 2013年度 第2回教授会資料
- 4-1-14 2013年度 第26回教授会資料
- 4-1-15 立命館大学HP データで見る立命館 2 構成員 2-6学生・生徒数
- 4-1-16 2014年度 第1回常任理事会資料
- 4-1-17 2014年度 第2回企画委員会資料 (2016年度入学定員について)
- 4-1-18 2013 入試ガイド
- (4-1-1) 2014 入試ガイド
- 4-1-19 2012年度 第11回入学試験委員会資料
- 4-1-20 2013年度 第7回入学試験委員会資料
- 4-1-21 2013年度 第2回入試担当副学部長会議資料
- 4-1-22 2013年度 第6回入学試験委員会
- 4-1-23 2014年3月27日 新・現執行部会議

(2) 学生支援

1. 現状の説明

1601 (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を定めているか。

①学生支援に関する基本方針

法学部では、「法学および政治学の教育研究を通じて、法および政治に関わる社会現象の多面的な理解を礎として主体としての進路を切り拓き、社会のさまざまな分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人間を育成すること」（法学部学部則第3条）という教育研究上の目的の下、学修および進路開拓における支援を行っている。とりわけ、法学・政治学は、法曹や公務員に代表されるように、進路との関連性が比較的強い学問分野であり、教学を柱としつつ、学生一人ひとりが学修を中心とする有意義な学生生活を送り、自己の進路を積極的に開拓していくことができるよう、適宜に必要な支援を行う。

②学生支援に関する体制

学生支援は、いうまでもなく、学生と直接相対する教職員が行うことを基本するが、学生担当の執行部所属教員である学生主事を中心に、法学部全体で一貫した対応を行うこととしている。学生支援に関する方針は、学生主事が開催する法学部学生委員会（6名程度の法学部専任教員で構成。以下、学生委員会）において議論し、教授会で審議・報告する。そこでは、教学担当および入学試験・高大連携担当副学部長と連携しながら、後述する成績不振者のための「単位僅少者面談」を中心とする学部全体での学生の学修支援企画について、方針を決定し実施する⁴⁻²⁻¹。進路・就職に関しては、学生委員会とは別に法学部進路・就職委員会（3名程度の法学部専任教員で構成。以下、進路就職委員会）を設けているが、進路就職委員の長は学生委員を兼務しており、学生委員会に出席することで連携を図っている⁴⁻²⁻²。これらの業務を補助するために、法学部事務室に学生支援および学籍を担当する事務職員（以下、学生・学籍担当職員）をおいている。

③学生自治活動・正課外活動における学生支援の方針・体制

学生自治活動の主体として、法学部学生自治会（以下、学生自治会）が組織されている。学生自治会は、自治会長はじめとする執行部役員と各小集団クラスの代表である「自治委員」によって構成される。これらの役員・委員は、全学生を有権者とする選挙により、年度ごとに選出される⁴⁻²⁻³。法学部は、学修や学生生活に関する学生のニーズに関し懇談する場として、学生自治会との間で年に2回ほど「五者懇談会」を開催している。そこでは、学部長をはじめとする学部側の代表と、自治会委員長をはじめとする学生自治会の代表が、教学、施設、正課外活動、学費・奨学金といった課題に関して懇談し、学生の要求を聴取

することで、学生支援に役立っている。五者懇談会に際しては、学生主事が自治会の代表と事務折衝を重ねることになっており、それは学生自治の支援にもつながっている⁽¹⁻⁶⁾。

また、学生自治会の下部組織として、主として新入生（1回生）の支援のために「オリター団」が毎年度組織される。オリター（オリエンテーション・コンダクター）は、1回生の学生生活や自治活動の支援をボランティアで行う上級生で、小集団授業の各クラスに2～4名程度配属される。学修上の支援は、ES（エデュケーション・サポーター）と呼ばれる学生が、必要な研修を積んだうえで有給で行っており、オリターは学修の支援には原則として関わらない。小集団科目の各担当教員は、授業に際しての打ち合わせ等でオリターと密に連携をとることで、その活動を支援する。オリター団の代表と学生主事および法学部事務室の担当職員は、「定例会」を定期的で開催し、情報共有や意見交換を行う。これも、学生自治の支援の場として機能している⁴²⁴。

その他、学生の自主活動として、立命館大学法学会の内部に「法学会学生委員会」を組織し、教員の支援の下、外部の講師による学術講演会の開催や機関誌の発行を行う⁽¹⁻⁶⁾。

1602（2）学生への就学支援は適切に行われているか。

①学生への就学支援の現状

学生に対する学習支援は、当然ながら、各授業の担当教員による懇切な指導が基本であり、大部分の学生はそれにより、法学部のディプロマ・ポリシーに準拠した卒業要件を満たしている。しかしながら、単位取得状況の芳しくない学生も一定数存在しており、これらの学生に対しては、教員による「単位僅少者面談」を実施して、学修上の困難の把握や改善について指導している。単位僅少者面談は、前期および後期の年2回実施され、前期は2回生以上（5回生以上の留年者も含む）、後期は1回生で、取得単位数が所定の基準を下回っている者（単位僅少者）、および学部基礎科目（憲法、民法等の法学部の基本科目）が不振であった者（学部基礎科目不振者）等を対象としている。面談は原則として、小集団授業（基礎演習、専門演習）の担当者ないしは担当者であった教員が担当する。専門演習を受講しない学生、5回生以上の学生や担当者が在外研究等で不在の学生については、学生委員が受け持つ。近年では、特に留年者への対応の重要性が増しており、学生委員会で丁寧に情報共有したうえで面談にあたることとしている。面談に際しては、対象学生に事前のアンケートを用いて状況を報告させ、それを基に学修上の困難を分析し、適切な指導を行う。面談にあたった教員は、アンケートを回収するとともに、「面談シート」を用いて学生の様子や支援の必要性などを評価する。これらの書類を法学部事務室で集約、管理することで、個別の学生の状況の把握、今後の対応、全体の傾向の分析に役立てる。また、学生の学修上の困難が発達障害等に起因する疑いがある場合には、後述の学生部内に設置された「特別ニーズ学生支援室」と連携し適切な支援を行う。

単位僅少者面談を受けて、学修の困難な学生を対象に「法学部での学び方学習会」を実

施し、民法や憲法などの基本科目における事例問題の考え方や論述の方法などを専門の教員が指導している（学生委員会の判断で、個別相談を実施することもある。また、実施時期については、当該年度の学生委員会で議論し、実態に即した支援ができるように配慮している）。なお、教学上の取り組みではあるが、民法総則などの1年時配当の基本科目の授業では、過年度に単位が取得できなかった学生向けにリメディアル・クラスを設け、基礎学力の涵養に向けた丹念な指導を行っている。

障がいのある学生に対する就学支援については、全学の支援方針に即した対応を行っている。具体的には、立命館大学障害学生支援委員会の方針が具体化された「障害学生支援ガイド」に沿って、授業等における支援・配慮を行う。また、近年課題となっている発達障害を有する学生への支援に関しては、「特別ニーズ学生支援室」を学生部内に設置し⁴⁻²⁻⁵、専門的見地から、法学部をはじめとする各教学機関と連携のうえ、助言・支援を行っている。個別の教職員に対しては、同支援室が発行する「発達障害学生の理解と支援のためのガイド『気付き』から『支援』まで」等を通じて、発達障害に対する教職員の理解を深めるように、啓発活動を行っている。また、学生生活において悩みを抱える学生が、必要に応じてカウンセラー等による支援を受けることができよう、学生部内に上記支援室とは別に「学生サポートルーム」を設置しており⁴⁻²⁻⁶、両者は常時連携できる体制を構築している。

②休退学者の状況把握と対応

休退学者に対しては、申請の受理にあたり、その理由だけでなく当該学生の状況をできる限り把握している。具体的には、申請に際し、窓口において担当職員が丹念に聞き取りを行う。学生・学籍担当職員は休退学者に関する情報を集約し、学生主事に、申請書類を付して報告するが、その際、学生からの聞き取りの内容をできる限り詳細に伝える。学生主事等の教員による休退学者への個別面談は、制度としては実施していないが、海外でのインターンシップやボランティアなどを目的とする休学等については、教学上の意義の確認や学生の安全への配慮から、学生主事が学生と面談を行うこともある。それ以外にも、学生からのニーズに応じて面談を行う。とりわけ復学にあたり、学生が修学に際して不安や困難を訴える場合、希望に応じ、学生主事が学生（およびその保証人）と面談を行うなどして、解消に努めている。学生の休退学の承認は、教授会の審議事項であるが、教授会審議に付するに際し、学生委員会で事前に議論することで、個別の休退学理由に関し丁寧に検討を行うとともに、全体の状況の把握を行っている⁴⁻²⁻⁷。

なお、近時は精神面での故障や、発達障害などを理由とする休学の願い出が目立つ傾向にある。これらを理由に休学した者が復学を希望する場合、特別ニーズ学生支援室と連携し、できる限りスムーズに学修に復帰できるよう支援する。その際、学生主事は、学生本人だけでなく、保証人を交えて面談を行うこともある。

③転学部・法学部内での異動（学科内異動）への対応

転学部については、立命館大学学則第48条に定められた転籍の枠組みにおいて、他学部との間で学生の受け入れと送り出しを行っている。学科内移動は、法学部学則第17条に基づく法学部内での所属変更である。いずれも原則として、2年次進級時と3年次進級時にこれを認めている（法学部学則第17条第2項）。ただし、旧カリキュラムの国際インスティテュートの所属学生が、法学科（特修除く）に異動を希望する場合は、例外的にいずれの回生進行時でもこれを認める（法学部学則附則3）。異動の可否は、前掲の法学部学則第17条第2項に規定された要件および手続に基づいて審査する。その際、異動を申請した学生に面接を実施している。面接は、学生委員を中心に、法学科（特修除く）や特修課程の各世話人等である教員があたる⁴⁻²⁻⁸。

④奨学金等の経済的支援措置

奨学金による学生支援措置は、立命館大学が設ける各種奨学金制度、とりわけ経済支援型奨学金によって行われている。このうち、入学予定者に対する奨学金として、「立命館大学入学試験受験前予約採用型奨学金」、「立命館大学緊急入学時給付奨学金」、「立命館大学学内推薦入学者奨学金」がある。また、在学者に対する奨学金として、「立命館大学修学奨励奨学金」、「立命館大学社会人学生修学奨励金」、「立命館大学家計急変奨学金」、「立命館大学大学院学内進学予約採用型奨学金」、「立命館大学海外留学プログラム経済支援奨学金」がある⁴⁻²⁻⁹。これらの奨学金は全学組織である学生部が所管するもので、各奨学金について定められた規程に従って、対象者を決定し給付する。給付対象者の選考は、学生部の提案に基づいて、各学部の学生主事が出席する全学の会議である「学生生活会議」で行う。

なお、経済支援ではなく、学生の正課を中心とする取り組みを奨励、支援するものとして、「立命館大学西園寺育英奨学金」（学業成績の特に優れた者に対するものであり、あらかじめ定められた人数を各学部で選考して給付する）、「立命館大学+R個人奨励奨学金」（正課の学びを基礎としながら、特色ある取り組みを行っている学生を支援する）がある。また、正課の学びを中心に特色ある取り組みを行っている団体を選考し、「立命館大学学びのコミュニティ集団形成助成金」を給付する。

1603（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

①学生生活の支援の概要

学生の生活は、いうまでもなく正課の授業が中心であるが、クラブ・サークル等の課外活動、資格試験や公務員試験のためのエクステンション・スクール、アルバイトなど幅広い。これらの諸活動のうち、大学で行われるものについては、適宜の支援体制が整えられているが（例えば、課外自主活動に対する施設支援、助成金制度や、エクステンションセンターの設置・運営など）、学生生活に対する一般的な生活支援については、学生部に設置される学生オフィスが中心となって行う。教学に関する一般的相談には、法学部事務室が

対応し、メンタルヘルスも含めた学生の健康面での悩みや困り事にはついては、保健センターが相談に応じる。また、精神面や日常生活の面での心理カウンセリングを要する困り事への対応として、前述の学生サポートルームにおいて専門のスクールカウンセラーが相談に応じている。学生サポートルームでのカウンセリングは、学生個人による申し込みを基本とするが、面談等に当たった個々の教員や法学部事務室の担当職員から、学生の必要性に応じて活用を提案することもある。学生サポートルームの来談状況や傾向については、法学部学生主事および学生担当職員と、サポートルーム担当者間で定期的に懇談する機会を設け、情報の共有と今後の対応の検討を行っている。

学生生活の支援において、法学部事務室の果たす役割は重要である。学生には、上述のような専門機関の役割分担について知悉していない者が多く、そうした学生は、身近な相談場所として、まず法学部事務室を訪れる。そのため、法学部事務室は、ワンストップ的な相談機関の役割を果たす。その際、教学上の特別な配慮が求められる場合や学生の抱える問題状況が深刻である場合には、学生主事が面談を行って状況を把握し、必要な対応を検討する。

学生生活の面におけるピアサポート活動としては、前述したオリターがきわめて重要な役割を果たしている。オリターは、新入生に対する最も身近な相談相手で、学修、課外活動や日常生活におけるさまざまな相談事に懇切に応じている。

学生生活の支援にあたっては、実態の把握が不可欠である。そのため、法学部では1～3回生に対し、毎年12月ごろに「学生実態アンケート」を実施し、その結果を学生委員会で分析することで、支援体制の検討や教学の改善に役立てている^{(3-19)・(1-6)}。

②問題行動やトラブルへの対応

学生の引き起こす種々の問題については、まず、法学部事務室に一報が入る。連絡を受けた学生・学籍担当職員は、学生の問題行動に関する報告を学生主事に行い、その指示に従って問題解決にあたる。学生による問題行動で具体的にトラブルが生じている場合には、学生主事が面談する。その際、必要に応じて学生部と連携をとる。そのうち、懲戒処分の要件に該当し得る場合には、学生主事ないしは学生委員が数度の面談を重ねて当該学生の反省を促したうえで、「立命館大学学生懲戒規程」に依拠して相当の処分を課す。

学生の引き起こす問題のうち、最も深刻なものの一つにハラスメントなどの他者侵害行動がある。ハラスメントに対しては、立命館大学として「立命館大学ハラスメントの防止に関する規程」を制定し、この規程によって設置された「ハラスメント防止委員会」を中心に取り組みを進めている。ハラスメント事案が生じた場合には、法学部をはじめとする本学の教職員から選出されたハラスメント相談員が対応し、それを受け、ハラスメント防止委員会が必要かつ相当な対応を検討する。そのうち、懲戒処分が相当と判断された場合には、学部等の教学機関に通知し、教学機関において上記の懲戒処分の手続を行う。ハラ

メントの防止および学生からの個々の教職員への相談に際してのマニュアルとして、「ハラスメント相談の手引き」を全教職員に配布し、理解の醸成に努めている。

1604（４）学生の進路支援は適切に行われているか。

①学生の進路支援のための組織的な取り組み

学生の進路選択・進路開拓に対する支援は、正課における学びの発展・深化と連動させながら行う必要がある。特に、法曹や公務員の進路においては、法学、政治学の学びが進路開拓の成否につながりうることから、これらの進路に向けたキャリア形成の支援は、教
学の中で相当程度行う必要がある。また、民間企業においても、社会の中で法や政治の果たす役割を理解し、自己が法学、政治学を学ぶ意義を見極めながらキャリアを形成することは、法学、政治学の学問的特性から、進路開拓における基礎体力となるものである。

こうした事情を踏まえ、法学部では教学面での対応として、「社会に生きる法」や「法曹フィールドワーク演習」などの2回生配当のキャリア形成科目や、「ロースクールⅠ」「ロースクールⅡ」、「公務行政演習Ⅰ」「公務行政演習Ⅱ」といった進路開拓に向けた、2回生後期以降配当の中規模講義科目、演習系科目を設置している⁴⁻²⁻¹⁰。

さらに、学生のキャリア形成支援に対する組織的取り組みとして、「学びマップ」を活用した指導を実践している。学びマップは、学生の学びのポートフォリオであり、進路開拓の羅針盤でもある。法学部の学生は、入学時より節目節目で、自己の学修を振り返り、今後の目標を見据えながら学びマップに記入することを求められる。提出された学びマップの記述内容に基づいて教員から指導を受けることで、学生は、自己のキャリア形成の到達点を再認識しながら、進路開拓に向けて着実に学修を進めることができる。

さらに、後述の進路就職委員会の取り組みと連動しながら、キャリアオフィスから学生の進路状況に関するデータや就職活動に関する情報の提供を受け、これを全教職員で共有することで、個々の教職員が個別の学生に対し、適切な進路支援ができる態勢を作っている。

②キャリア支援に関する組織体制

法学部では、既述のとおり、進路就職委員会を設け、学生委員会や全学のキャリアオフィスと連携しながら、キャリア支援の取り組みを進めている⁽¹⁻⁶⁾。進路就職委員会は、キャリアオフィスと協力しながら、学生の内定状況や進路決定状況などの情報を集約して法学部全体での共有を図るとともに、時宜に適った進路・就職企画を立案、主催する。そのうちの主だったものとして、2、3回生を対象とした「進路・就職ガイダンス」があり、公務員進路も含めた就職のためのガイダンスを、必要な時期に開催している。

法曹の進路支援については、法務研究科との連携が不可欠であることから、2011年度より法学部と法務研究科の教員で構成される「連携委員会」を設け、学生・院生に関する情報や支援に向けた課題認識の共有を図っている(4-2-2)。連携委員会を通じて、法務研究科の主催する企画に対し、法学部として協力することもある。

③ スチューデントネットワークを生かしたキャリア支援

法学部でも、3回生の専門演習(ゼミ)の各クラスでPL(プレースメント・リーダー)を1～3名選出し、進路就職委員会等が主催する企画において中心的な役割を果たすほか、相互に連携しつつ独自に活動している(4-6)。個別のゼミでPL主催の企画もあり、他のゼミの所属学生にも開放するなど、積極的な動きをみせている。また、就職活動を終えた学生が、JA(ジュニア・アドバイザー)として、これから就職活動に挑む3回生に、自己の経験に基づいたアドバイスをする取り組みを進めている(4-6)。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

法学部における学生の就学支援の取り組みとしては、「単位僅少者面談」が成果をあげている。上述したとおり、組織的かつシステムティックに、学修困難者に面談対応する仕組みとして確立している。過去3年間の面談対象者と実施件数は下の【表1】【表2】に掲げたとおりであり(4-6)、特に導入期にあたる1回生で面談実施率が高くなっており、担当教員から学修・生活上のアドバイスを受けている。また、特に支援の必要な学生を把握し、必要な対応を検討する契機ともなっており、就学支援、学生生活支援の基幹をなしている。とりわけ、2013年度に見られるように、近年では留年者への就学支援としても重要な役割を果たしている。

【表1】前期単位僅少者面談

回生	2011年度		2012年度		2013年度	
	実施/対象者	%	実施/対象者	%	実施/対象者	%
2回生 単位僅少者	33/72	45.8%	31/74	41.9%	34/83	40.9%
2回生 基礎科目不振者	44/57	77.1%	18/22	81.8%	17/22	77.3%
3回生 単位僅少者	59/91	64.8%	50/92	54.3%	73/105	69.5%
4回生 単位僅少者	41/107	38.3%	52/94	55.3%	40/89	44.9%
5回生以上 単位僅少者	12/65	18.5%	12/74	16.2%	29/74	39.2%
単年度修得単位不足者	-	-	-	-	7/15	46.6%
2回生以上(前期分)計	189/392	48.2%	163/356	45.8%	200/388	51.5%

【表2】後期単位僅少者面談

面談区分	2011年度		2012年度		2013年度	
	実施/対象者	%	実施/対象者	%	実施/対象者	%
1回生 単位僅少者	52/76	68.4%	38/65	58.4%	49/63	77.7%
1回生 基礎科目不振者	25/29	86.2%	22/38	57.8%	36/44	81.8%
合計	77/105	73.3%	60/103	58.2%	85/107	79.4%

なお、2012年度の学生委員会で行われた単位僅少者面談に関する調査によると⁴⁻²⁻¹¹、一度でもこの面談を受けた学生が卒業に至った割合は、入学年度別に、2004年度66.7%、2005年度79.0%、2006年度63.5%、2007年度60.1%、2008年度33.8%であった。これに対し、面談を受けなかった学生が卒業に至った割合は、2004年度64.8%、2005年度48.3%、2006年度29.4%、2007年度34.0%、2008年度18.2%であった。2004年度でほとんど差がなかったのを除いて、面談を受けた者の卒業に至る割合が高く、2008年度を除いて6割以上の高い数値を示している。このデータからは、単位僅少者面談には一定の学修支援としての効果があることが窺えるが、比較的古い資料であり、特に法学部として抜本的なカリキュラム改革を実施した2008年度以降の入学生についても、同様の効果検証が必要である。

休退学に関しては、学生主事をはじめとする学部執行部・学生委員会と、学生・学籍担当事務職員が適切に連携することで、効率的な状況の把握と対応がなされている。

奨学金による経済支援については、上述のとおり、学生部の所管する経済支援型奨学金が整備されている。2013年度の経済支援型奨学金の規模は、立命館大学全体で、予算額8億8千万円、出願者数3621名、採用者数1937名、執行額8億5231万7250円（執行率96.85%）であった⁴⁻²⁻¹²。これらの奨学金は、全学で定められた家計基準に基づいて採用者を選考するが、とりわけ、在学中の家計急変に対応しているなど（立命館大学家計急変奨学金がこれにあたる）、きめ細かな支援が可能である点が特筆される。

学生生活については、法学部事務室を起点として、学生主事を中心に効果的な支援を行っている。特に困難を抱えた学生への対応や、学生の問題行動への対処において、迅速に行動できるよう、連携体制を整備している。単位僅少者面談でも実践されていることであるが、学生部所属の高度の専門性を有するスクールカウンセラーとの適宜の連携は、精神面での困難が原因で問題行動を起した学生などにつき、有効な対処を可能としている。さらに、ピアサポートの取り組みとして、オリター活動は、法学部をはじめとする本学独自の取り組みである。2013年度は65名、2014年度は101名の2～3回生の学生がオリターとして活動している⁽⁴⁻⁶⁾。

進路に関しては、教学を通じた組織的な取り組みが進められている。殊に学びマップについては、全学生に配布し、時期ごとにシートを提出させ、これに応じた指導等を実施している。学びマップは、2回生後期のゼミ選択や専門化プログラムの選択において有効に活用されている。

法学部の進路・就職委員会がキャリアオフィスと連携して行うキャリア企画である「進路・就職ガイダンス」を、2013年度は直前期のものも含め3回実施した⁽¹⁻⁶⁾。

最後に、学部改善における学生参加の取り組みとしては、前述の「五者懇談会」が一定の機能を担っている。2013年度は、学生と教職員の間で教学について忌憚のない意見交換をする場である「授業懇談会」を開催するなどの成果があった⁽¹⁻⁶⁾。

(2) 改善すべき事項

学生の就学支援の取り組みとして、既述のとおり、毎年、「法学での学び方学習会」を実施している。参加した学生の満足度は総じて高く、有意義な機会となっているが、他方で、本来のターゲットとしている成績不振者の参加状況が芳しくない（参加者も、全体で30名程度と少数にとどまる）⁽¹⁻⁶⁾。これには、実施要綱の決定が遅れ、そのため単位僅少者面談で学習会に参加することができないなど、今後の改善が可能な技術的要因もあるが、何より、成績不振者のモチベーションの低さが指摘される。入学試験や教学などとも連動して、全体的に学生の学びのモチベーションを高める方策が望まれる。

休退学者への対応については、教員・事務職員間の適切な連携によって効率的な状況把握が可能となっている反面で、現場で対応にあたる職員のキャリアや力量によっては、重要な情報を聞き漏らすなど、状況把握において欠損が生じ、そのために事後的対応が必要な事例が生じている。これに対しては、現在、学生委員会で議論しながら、窓口で聞き取るべき事項を整理し、周知徹底するなどのマニュアル化を進めているところである⁴⁻²⁻¹³。

転籍・学科内異動については、2014年度の希望者は24名で例年と同水準であり、法学部の学則定員（790名）と比較して少数にとどまっている（これに対し、10名の教員を面接にあてるなど、ある意味過剰ともいえるコストをかけている）⁽⁴⁻²⁻⁸⁾。その一因として、入学試験枠組みとしての特修課程とそのカリキュラムが、特に法学科（特修除く）に所属する優秀な学生にとって、必ずしも魅力あるものと映っていないことが考えられる。これについては、今後の教学改革全体において対処する必要がある。

奨学金については、立命館大学全体の制度であり、法学部独自に改善の取り組みを進める関係にはない。もっとも、特に学生自治会からは、学費の減額の要求と併せて、経済支援型奨学金については、少なくとも現状維持としてほしい旨の要求が出ている⁴⁻²⁻¹⁴。

育英型奨学金のうち、+R個人奨励奨学金などの成長支援型奨学金については、2012年度から新たに始まった制度であることもあり、学生に内容や意義について情報を浸透させ、多数の応募へとつなげていくことが課題である。そのために、過去の給付例などをガイダンスするなどして、法学部の学生にとって分かりやすい広報をいっそう行う必要がある。

進路支援については、特に1回生に対する支援が課題である。2回生以上の学生に対しては、上述のとおり、キャリア形成科目などの教学面での支援や、キャリア企画などの正

課外での支援がきめ細かく施される体制となっている。これに対し、1回生に対しては、単発的な企画はあるものの、進路開拓を意識したキャリア形成支援として、学びマップの活用を除いては、組織だった対応ができていない。殊に近年では、明確な進路のイメージを持たずに、漠然と公務員や民間企業への就職を希望して法学部に入学してくる学生が多数であり⁽¹⁻⁶⁾、これらの学生の中には、進路開拓に困難をきたす者も見受けられることから、1回生時のキャリア形成支援、とりわけ進路を意識したキャリア形成について、自覚を強く促す形での支援が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

学生支援という観点から法学部全体の発展を考えると、最も重要な課題と思われるのは、成績の中下位層、下位層に対する学修支援といえる。単位僅少者面談などの取り組みが一定の成果を挙げている反面で、前述の「法学部での学び方学習会」への参加状況などから分かるように、成績が下位の学生の学修意欲は総じて高くない。意欲喚起の取り組みは、教学や入学試験制度などの連動した改善・改革を通じて行われるのが基本であるが、学生支援の部門でも、キャリア支援などの面で可能な方策を講じる必要がある。

そもそも学生支援は、個々の教職員による日頃の地道な取り組みが基本であり、今後の法学部の発展のためには、この取り組みを確実に実施していく必要がある。限られた人的、物的資源の中で、有効な学生支援を実施するためには、何より学生の状況やニーズを的確に把握することが必要である。そのためのチャンネルとして、ここで述べてきた学生実態アンケート、教員による学生への対応、法学部事務室での窓口対応、学生部との情報共有、個別の学生からの聞き取りや、HP上の情報収集など、さまざまなものが存在している。情報管理に十分留意しながら、これらの情報を有機的に結びつけ、分析・提供できるような体制が望まれる。

4. 根拠資料

4-2-1 2013年度前期<2回生以上>単位僅少者に対する指導・援助方針（2013年5月7日法学部教授会）、2013年度前期 単位僅少者・学部基礎科目不振者のための学習会の開催について（2013年度6月18日法学部教授会）、2013年度後期1回生単位僅少および学部基礎科目不振者に対する面談・援助方針について（2013年7月16日法学部教授会）、2013年度後期 単位僅少者・学部基礎科目不振者のための学習会の開催について（2013年10月29日法学部教授会）

4-2-2 2014年度 法学部役職表（第3次案）（2014年3月25日教授会）

4-2-3 2013年度の自治委員・自治会委員長の選出状況については、「2013年度 自治委員・自治会委員長選挙の結果について（報告）」（2013年6月17日学生生活会議）

(1-6) 2013年度法学部教学総括136-137頁

4-2-4 2014年度法学部オリター支援方針概要（2014年3月4日法学部教授会）

(1-6) 2013年度法学部教学総括139頁

- 4-2-5 立命館大学特別ニーズ学生支援室規程
- 4-2-6 立命館大学学生サポートルーム規程
- 4-2-7 2014年度第1回法学部学生委員会資料(部外秘)
- 4-2-8 2014年度転籍および学科内異動面接実施方針(2013年12月24日法学部教授会)
- 4-2-9 本学独自の奨学金・助成金制度の概要
 - (3-19) 2013年度法学部学生実態アンケート
 - (1-6) 2013年度法学部教学総括131-135頁
- 4-2-10 法学部学修要覧(2014年度入学生用)44頁
 - (1-6) 2013年度法学部教学総括24-30頁
 - (4-2-2) 2014年度 法学部役職表(第3次案)(2014年3月25日教授会)
 - (1-6) 2013年度法学部教学総括25-26頁
 - (1-6) 2013年度法学部教学総括26-28頁
 - (1-6) 2013年度法学部教学総括137-138頁
- 4-2-11 単位僅少者に対する指導・援助方針における見直しについて(2012年10月23日法学部教授会)および同付属資料②
- 4-2-12 2013年度 経済支援型奨学金運営について(総括)(2014年3月28日学生生活会議・資料6)
 - (1-6) 2013年度法学部教学総括132頁
 - (1-6) 2013年度法学部教学総括28頁
 - (1-6) 2013年度法学部教学総括133頁
 - (1-6) 2013年度法学部教学総括138頁
- 4-2-13 2014年度第1回法学部学生委員会議事録(第2回法学部学生委員会資料(部外秘))
- (4-2-8) 2014年度転籍および学科内異動面接実施方針
- 4-2-14 2013年度後期法学部五者懇談会議事録(2014年3月25日法学部教授会)11頁
 - (1-6) 2013年度法学部教学総括131-132頁

5. 教育研究等環境

1. 現状の説明

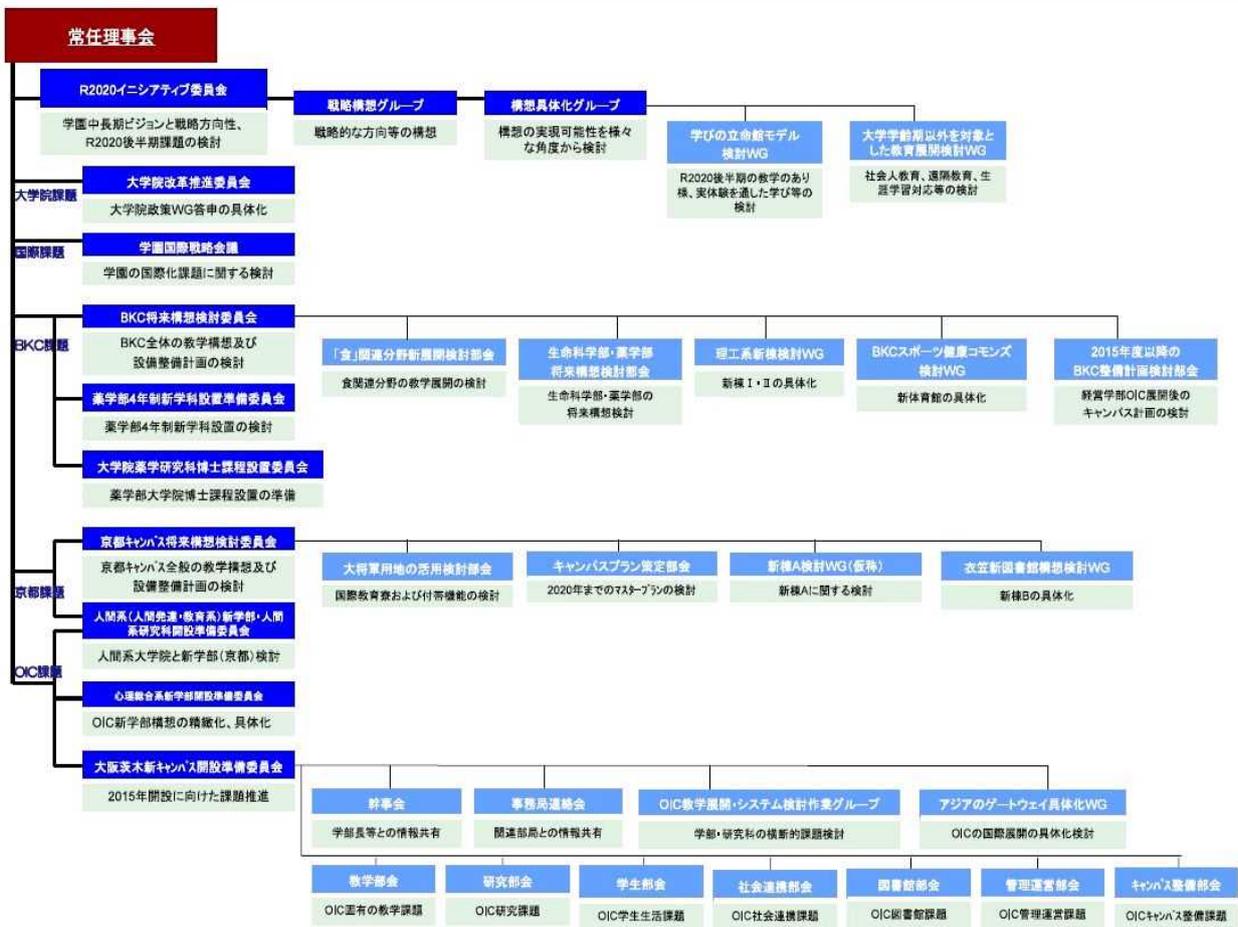
1701 (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

<学生の学修および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化>

【大学全体】

校地・校舎、施設・設備の整備については、2010年12月に常任理事会のもとに設置された、キャンパス創造委員会とキャンパス計画委員会を中心に行ってきたが、2012年11月に委員会体制の再編を行った。⁵¹両委員会を発展的に解消し、その下に設置していたキャンパス創造関連の諸委員会は、常任理事会の下に置きなおした。具体的には、京都キャンパス将来構想検討委員会、BKC将来構想検討委員会、大阪いばらきキャンパス開設準備委員会である。また、キャンパス計画委員会の下にあった、各ワーキングは、各キャンパス関連委員会の下に置きなおした。キャンパス創造を含め、政策課題の検討・推進体制の一覧は以下のとおりである。

【参考資料】2013年度の検討・推進体制（2013.4.17時点）



「R2020計画及び立命館大学キャンパス創造に関する主な経緯と取り組み状況について」
 （2013年6月12日 常任理事会）より

なお、キャンパス計画委員会の下にあった京都キャンパス部会、BKC部会の機能は、京都キャンパス将来構想検討委員会およびBKC将来構想検討委員会に引き継ぎ、整備計画に基づく執行課題については、財務部より直接常任理事会に報告することとなった。

2011年10月に示された今後のキャンパス整備の基本方針としては、衣笠キャンパスについては、①キャンパスの軸線の創出、空間の拡充・創出、ゆとりの創出、②将来的なボリューム確保のための北側へのボリュームシフト、③衣笠山と連動した緑地整備、④周辺地域との調和の取れたキャンパス整備、屋外空間の整備、各種commons施設などの改善・拡充を通じたアメニティの向上、としている。⁵⁻²

また、本学が独自に受審した2010年度の外部評価において、キャンパス・アメニティの改善に関わる思い切った政策的判断の必要性を指摘された。これに関わっては、2011年10月に常任理事会が示した『「立命館大学キャンパス創造の基本構想」を進めるにあたって』において整理した、今後のキャンパス創造の7つの重点課題の中で、大阪いばらきキャン

パスでの新展開を、既存学部の教学改革の抜本的な改善と結びつけることを第一の重点課題とおいている。衣笠キャンパスで喫緊の課題となっている、各学部教学や学生生活の改善のためのさらなる狭隘化の解消のほか、BKCでの理系と人文社系教学との新領域創造について、総合大学として魅力あるキャンパスコンセプトの再構築を可能とする新たな教学展開につなげることをめざし、キャンパス創造を進めていくこととしている。⁵⁻²

研究環境については、「すべての研究者が十分に能力を発揮できるよう研究環境を整え、研究者の成長と、適性に応じた力量形成に配慮する」⁵⁻³、「教員・研究者がよりすぐれた研究成果を追求するための研究環境、研究体制の整備に取り組む」⁵⁻⁴ことを方針としている。さらに、第2期研究高度化中期計画において、研究環境・研究支援機能の整備・充実に関することとして、1)既存の「学外研究制度」や「研究専念教員制度」を見直し、可能な限り多くの教員が研究に専念できる環境作りを行う、2)研究者交流や新たな研究プロジェクトの立ち上げ等を促進する共同研究室や若手研究者の自立した研究活動を保障するスペースなどの確保・充実を検討する、3)研究支援業務の広がり「質」の高度化に応える事務局体制の整備・充実に取り組む、等を提起している。⁵⁻⁵

図書館・学術情報サービスについては、常任理事会のもとに設置された「図書館将来構想検討委員会」により、図書館の果たすべき役割が検討された。委員会では、学習者が中心となる教育を支援し、学生の主体的学修の促進と「学びのコミュニティ」形成に向けた学修環境を整備するための基本コンセプトを検討し、計画的に各キャンパスの状況に応じて具体化を図ることとしている。検討内容は、図書館将来構想検討委員会答申「学びのコミュニティを創造する新図書館構想—学習図書館を中心とした本学図書館将来像—」(2010年12月22日常任理事会)としてまとめられ、全学方針として承認された。⁵⁻⁶

ここでは、大学の知的シンボルであり教育研究の拠点である図書館において、学修・教育支援機能を高めていくことを中心に、図書館の将来像を構想している。衣笠キャンパスにおいては、図書館を新築し新図書館内に「ラーニングコモンズ」を設置し、「学術情報を利用し自律的に学習し学びあう学生を支援する」ための学修環境として整備すること、BKCにおいては既存の2つの図書館内にラーニングコモンズを設置することとしている。

2011年度は衣笠図書館の既存施設を改修し、ラーニングコモンズ機能をもった「びあら」(ピア・ラーニングルーム)を開設した。これにより、将来構想委員会答申でめざしていた、学びのコミュニティ形成による主体的学修の促進、高校から大学への学びの転換、学びの可視化による知的刺激や知的発信の場という学修環境が一部整備された。学修支援体制については、IT支援や学術情報検索支援のみならず、ライティング支援、理工系の学修サポートや相談会(物理、数学、化学、生物、電子系)などを段階的に導入し、継続的に実施している。

さらに、キャンパス創造委員会・キャンパス計画委員会での全学的検討を受けて、衣笠新図書館を開設することを2015年度までの整備目標⁵⁻⁷として設定した。2つの新図書館開設に向けて、コンセプト構築と基本設計策定に取り組み、キャンパスの学びの拠点であり、

知的シンボルにふさわしい学修・教育環境をハード・ソフト両面から整備するための検討を進めている。ここには、個人研究ブースやセミナールーム、カンファレンスルームなどグローバルな研究活動を支援する新たな研究環境整備についても盛り込まれている。

<校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画>

【大学全体】

衣笠キャンパスでは、キャンパス西側に新体育館工事を進めており2012年11月に新築工事を完了させ、移転を完了した。2013年2月より既存第2体育館の改修整備を引き続き実施し、2013年9月に完了予定である。新体育館建設と並行して原谷新体育施設の建設を2012年初めより進めており、11月に工事完了した。また、第1体育館跡地に計画中的新図書館については、2015年度後期使用開始をめざし、検討を進めている。明学館でのバリアフリー化工事(自動ドア設置、身障者用スロープ整備)は2012年9月に工事完了しており、2012年度内には教員研究室の増室に向け、尚学館改修等により、12室の増設をした。さらに、2013年度内に興学館、修学館の改修等により教員研究室の増設を検討している。その他、外国人留学生受け入れ施設である衣笠キャンパス国際教育寮の建設計画については、2012年3月に建設用地の購入を完了し、2014年9月使用開始をめざし計画検討を進めている。また、さらなる衣笠キャンパスの狭隘化改善のため、周辺用地の確保を検討しており、2012年3月には周辺用地を購入し、計画の具体化を図っている。⁵⁻⁸

省エネルギーに関して地球環境委員会を中心に節減の取り組みと合わせ、東日本大震災に伴う電力消費削減のための取り組みを実施している。また、環境問題に関しては大学の省エネルギーを含む環境課題に取り組む組織作りを行うグリーンキャンパス推進検討委員会答申において、地球環境委員会設置が提案され2010年度から活動を開始し、各キャンパス整備部会と連携し実効ある取り組みを行うこととしている。

1702(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

<校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成>

【大学全体】

①校地・校舎等の整備状況

本学各キャンパスの主要施設概要は、大学設置基準値を大きく上回っている。⁵⁻⁹

本学の校地は、京都市北区等持院にある6学部・9研究科を擁する衣笠キャンパス、滋賀県草津市に1994年に理工学部拡充移転を契機に展開し、現在では7学部・7研究科を擁するびわこ・くさつキャンパス、および京都市中京区西ノ京に2006年に開設した2専門職大学院、1研究科を擁する朱雀キャンパス等からなる。

②キャンパス・アメニティの形成

キャンパス・アメニティの整備のひとつとして、2013年度のキャンパス内完全禁煙をめざして取り組みを進めてきた。これまでの取り組みにより、キャンパス内での喫煙実態を概ね把握することができ、ルール違反者への対応に一定程度の目処が立ったこと、近隣との関係では、京都市や草津市と連携した取り組みを進め、路上喫煙防止に向けた連携を図る方向性が見えてきたことから、当初の予定どおり2013年4月からキャンパス全面禁煙を実施することとした。全面禁煙化移行後、「受動喫煙による健康被害を防止する取り組み」を推進していくため、学生のマナー向上を通じて、大学の構成員が互いに協力し、安心・安全なキャンパスライフの構築をめざす。また、地域とも共生するコミュニティ作りをめざした取組みを前進させるため、教職員を中心とした巡回・指導や、キャンパス内外での清掃作業を組織的に実施し、新たな喫煙者を生まないキャンパス作りをすすめている。⁵⁻¹⁰

衣笠キャンパスでは、2011年度に諒友館食堂にてキャンパス整備学生スタッフの提案に基づき、混雑解消、アメニティ改善のための机椅子の入れ替え等を行った。また、諒友館前広場に食事休憩が十分可能な机椅子を増設し環境改善を完了している。

<衣笠キャンパスにおける、学生の参加によるキャンパス整備>

【大学全体】

本学では、2010年度から「キャンパス整備プロジェクト」の取り組みを行ってきた。この取り組みでは、学友会との通常の要求集約と協議を行いつつ、「正課・正課外を超えた学びと成長」を実現させる観点から、より多くの学生や集団に主体的にキャンパス創造・キャンパス計画の議論に参画してもらうことを重視している。設定した課題について、学生の参加による議論を通して、具体的な改善案をまとめるというスキームを「キャンパス整備プロジェクト」の取り組みを通じて進めてきている。

<課外自主活動の発展に必要な施設整備>

【大学全体】

課外自主活動の発展に必要な整備については、全学協議会確認に基づき、学生からの要求課題を、①安心・安全の観点から緊急性や学生生活と密接にかかわり重要性が高く、2015年を待たずに短期的に解決するもの、②2015年のキャンパス整備計画の具体化の中で整備するもの、③2015年度以降の長期的課題とするものの3つに区分し、対応可能なものから具体的に取り組んでいる。教育環境等のソフト面の充実については、教育学部懇談会の場でも課題整理を行っている。

2012年度は、学生部懇談会の中で課題整理を行い、直近の短期的な課題については管財課・キャンパス事務課と調整の上、必要な整備を進めた。キャンパス整備計画の中で盛込むべき課題、2015年度以降の長期的課題については、キャンパス整備議論の進捗に応じて

適宜対応することになっている。

<校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保>

【大学全体】

①校地・校舎・施設・設備の維持・管理

施設・設備の安全・安心対策として、耐震化については、衣笠キャンパスに昭和55年に実施された建築基準法の施行前に建設された建物が17棟あり、耐震診断をすべて実施するとともに順次耐震補強工事を実施している。2010年度に2棟の耐震改修工事を完了させ、2010年度末で、耐震補強未了の建物は3棟となっている。2011年度より修学館の耐震改修工事を実施しており、2012年度末に完了した。残る2棟（図書館、学生会館）はキャンパス計画策定の中で建替え・移転等を含めて整理予定である。

省エネ活動および省エネ対策は、これまでの取り組みに加え、東日本大震災によりさらなる電力削減に取り組んでいる。夏期の電力節減の具体的取り組みとして、啓蒙ポスター掲示、ホームページでの電力使用量状況広報、エレベータ稼働時間の短縮、取り止め、照明の間引き点灯、8月ノー残業月間等である。

情報教室については、衣笠キャンパス20教室、びわこ・くさつキャンパス21教室、朱雀キャンパス1教室で合計42教室あり、合計2706台のパソコンが設置されている。また、各キャンパスには学生・院生が自由にパソコンを利用できるマルチメディアルームがあり、合計813台設置されている。⁵⁻¹¹

2012年度の情報教室の稼働率調査では、平均稼働率は衣笠キャンパスが57.1%、びわこ・くさつキャンパスが64.4%となっている。

一方、2012年度のマルチメディアルームの利用調査では実利用者は32,831名であり、3年連続で減少している。今般のスマートフォンなどのモバイル機器の急速な普及と学内の無線LANへのログイン件数が増えていることとをあわせて考えると、学内における情報の入手媒体が、マルチメディアルームの備え付けパソコンからモバイル機器にシフトしてきていると推察できる。⁵⁻¹¹

そしてこのような現状の分析から、昨年度に引き続き無線LANへのアクセスポイントを増設している。この増設にあたっては、学部や研究科、研究部より要望を集約し増設エリアを決定している。⁵⁻¹²

また2013年度には、上記の情報教室ならびにマルチメディアルームのパソコンに繋がるプリンタの一斉更新を行い、経年劣化による機器故障の頻度を低めるなど安定的なプリンタ環境を整備した。⁵⁻¹³

②安全・衛生の確保

防災・防火面では、2012年度から整備を行うこととしていた災害時備蓄について当初予定どおりに整備し、各キャンパスおよび合宿所等の学外施設もあわせて大学全体で約20,000名分の1日分の飲料水や食料品等の備蓄を完了した⁵⁻¹⁴。研究室の防災対応に関しては上記の安全巡視を行う中で個別アドバイスにより改善を図るとともに、クリーンラボ・キャンペーンを2回実施し、研究室内や廊下に置かれている不要な物品計約1,900点の一斉廃棄を行い、室内の整理整頓および避難経路の確保に努めた。⁵⁻¹⁵

1703 (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

<図書、学術雑誌、電子情報などの整備状況とその適切性>

①学術情報の整備と利用基盤整備

【大学全体】

蔵書数は図書3,004,387冊、雑誌42,893タイトル、電子ジャーナル74,223タイトル、視聴覚資料50,402点である。⁵⁻¹⁶本学の教育研究分野構成にふさわしいバランスと特色ある蔵書構築をめざしている。加えて、故加藤周一氏ご遺族より寄贈いただいた図書（18,000冊）と貴重な手稿類を整理し、「加藤周一文庫」の開設準備に着手している。⁵⁻¹⁷

雑誌の契約タイトル数は2009年度19,414タイトルだったが、2012年度は17,578タイトル（90%）と減少し、一方で閲覧可能な電子ジャーナルは2009年度末42,298タイトルだったが、2012年度末には74,223タイトル（175%）と急激に増加している。学術研究における雑誌へのニーズは高まっているが、毎年の価格上昇が激しいため、冊子体洋雑誌についてはタイトルを精選し、政策的に全学で利用可能な電子ジャーナルへの切り替えを図っている。また、デジタル情報の予算構造の枠組みを改善するため、電子ジャーナルの集合体（ビッグディール）については、全学予算へ順次移行を図ることとしている。⁵⁻¹⁸

データベースについては、全学予算のもとで現在72タイトルを契約しており、毎年コアデータベース委員会にて募集・選定、中止（基準を下回った場合）を判断し、全学で利用可能なデジタル情報の維持・拡充を図っている。

②学術情報の利用環境整備と図書館リテラシー教育

【大学全体】

学術情報の電子化が加速度的に進行するデジタル環境のもとで、多様な学術情報を教育・学修、研究活動に生かすためには、ユーザビリティを重視した利用環境の設定と利用者教育が欠かせない。学術情報システム（RUNNERSVI）の開発により、⁵⁻¹⁹媒体に関わら

ず学術情報にアクセスしやすいディスカバリー・サービスや文献情報管理ツールRefworksを2012年4月に導入した。また、図書館リテラシーを初年次教育に必要な基本的リテラシーとして位置づけ、1回生対象にほぼ全学部において授業の中で図書館リテラシー教育を実施している。さらに、基礎演習やゼミなどの個別要望に応じたカスタマイズ型のクラス出張ガイダンスを適宜実施している。目的・分野に応じた図書館ガイダンスも年間計画のもとで実施し、並行してWeb上で自学自習できる機能をもつRAIL（基礎編・応用編）を2011年度から利用に供している。⁵⁻²⁰

また、他大学と共同で、授業での電子書籍利用の実証実験を開始し、ITを活用した主体的な学びの創造をめざしている。ここでは、学生個人にiPadを配布し、授業を通じた電子書籍の利用を促進し、実態調査と利用ツールの利便性の向上を図っている。⁵⁻²¹

③デジタル情報の流通・発信

【大学全体】

研究成果をデジタル情報として広く世界に発信するため、機関リポジトリを2008年度より開始し、立命館アジア太平洋大学（APU）と共同運営している。2013年5月28日現在の立命館大学の登録は2,769タイトル（書誌情報のみを含めると3,434件）、2012年度年間閲覧数は351,379件であった。現時点では紀要・学会誌が中心であるが、グローバルな研究活動を支援するために、今後は学位論文や学会発表資料等に対象を拡大する予定である。⁵⁻²² 本学所蔵の貴重資料のデジタル・アーカイブについては、明治以降の文献資料を中心に国文学研究資料館の協力による近代文献情報データベースや、文学部とアトリサーチセンターによる歴史文学系貴重資料データ等を2010年度にHP上に掲載した。⁵⁻²³

④有効な予算運用

【大学全体】

2009年度より図書予算の統合的運用を行い、学術情報のデジタル化や学生数にみあった図書予算確保と予算の効果的な執行に寄与している。あわせて、複数年度予算運営により、為替レートの変動等に柔軟に対応した予算運用を実現している。

<図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境 >

【大学全体】

快適な学修環境の整備については、2009年9月より学修図書館3館（衣笠図書館・メディアセンター・メディアライブラリー）の開館時間を30分繰上げ、開講期の開館時間を8：30から22：00までとし、2012年度は3館とも年間341日開館し、多くの学生が利用している。2012年度の年間利用者は2,278,308名、貸出冊数は551,117冊。2010年度より長時間滞在型の図書館として、社会的状況や学生の学修スタイルに鑑み、「ドリンクポリシー」⁵⁻²⁴を策定し、蓋付飲み物の持ち込みを許可した。

図書館の利用状況については、「図書館事業報告書」に毎年まとめており、2012年度の特徴としては、MyLibraryやデータベース、E-Journalなど非来館型サービスが利用者に浸透してきた影響もあり、入館者数・貸出冊数ともに減少傾向にある。ただし学生一人当たりの貸出冊数については、全国と同規模の11私立大学比較で2位と高水準を維持している。また、図書館リテラシーについては毎年満足度調査をおこなっており、経年比較できるように同じ項目で調査・分析し、次年度に向けて改善を図っている。

<図書テキストデータ化とスムーズな利用>

【大学全体】

2010年度より、教学部門との連携のもとで、視覚障害者への学修支援を拡充しテキストデータサービスを開始した。⁵⁻²⁵これは全国でも例をみない先進的な取り組みであり、教学部、該当学部・研究科を含めた全学的な障害者への教学支援体制のもとで、図書館が主に所蔵資料について行っているものである。運用に当たっては、実際に利用する学生の意見を踏まえ、学部・研究科の理解と協力を得ながら、実態・ニーズに見合ったしくみを構築し、恒常的・安定的なサービス提供を図っている。2012年度には、さらにスムーズな利用のために、人員増による支援体制の強化や、音声校正による時間短縮を図っている。

<国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備>

【大学全体】

大学にとって切実な課題である洋雑誌を中心としたデジタル媒体の値上げに全国レベルで対応策をとるべく、2011年より国公私学のコンソーシアムであるJUSTICEが設立された。実態やニーズに見合った価格モデルを検討しベンダーとの価格交渉を有利に進めるため、国立情報学研究所のもとに専任の事務局を置き、全国レベルの取り組みが展開されている。本学はJUSTICE運営委員会のもとにある作業部会委員として参加している。

<ラーニングコモンズの整備>

【大学全体】

自律的学修者としての学生を育成するため、図書館の学修環境を「学術情報を利用し主体的に学修し学びあう学生をサポートする」ラーニングコモンズとして体制も含めて整備する。図書館将来構想で提案しているラーニングコモンズの要件は、以下の三点に要約される。第一は、学生が集団で学び新たな知の創造や情報発信ができるような学修環境を整備すること、第二に学生が、「学びのコミュニティ」を形成し学修主体として自律的・主体的に学び将来にわたる学修習慣を定着させるべく、支援体制を恒常的・組織的に提供すること、第三に世界的なIT化の進展を視野に入れ、最先端のデジタル情報やネットワークを駆使した学術情報を収集・提供し先駆的な利用環境を整備することである。現在図書館では、各キャンパスや館の状況にあわせて、図書館構想を年次計画として具体化し、既存

図書館の一部改修により、2011年度に「びあら」（衣笠）を開設した。⁵⁻²⁵

1704（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

<教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備>

【大学全体】

学生の自習スペースについて、自由にパソコンが利用できるマルチメディアルームを衣笠キャンパス（3室348台）、びわこ・くさつキャンパス（3室465台）、朱雀キャンパス（1室21台）に整備している。2012年度におけるこれら施設全体でのログイン数は延べ123万件、実利用者数は32,831名となっている。⁵⁻¹¹

また、学部・研究科においても学生の教育・学修条件整備について、学生・院生との協議をうけて、以下の整備を行っている。

【法学部・法学研究科（独自）】

法学部では、これまでも学生相互の議論や集团的学修の場として学生共同研究室および学生用のラウンジを設け、とりわけ学生共同研究室においてはコピー機や簡便な資料なども配置して、学修研究上利用し易い条件の整備を行ってきた。また、教室のドアについて、引き戸式にして障害学生が利用し易いものにしたたり、教室ドアにスリットを入れたりして、教室の利用条件を整備した。

もっとも、法学部の所在する衣笠キャンパスは、学生数に比して教室数がやや不足気味であり、教室稼働率は、時間帯によっては100%に達することもある。⁵⁻²⁷このことが衣笠キャンパスの狭隘化といわれるゆえんでもある。

<各学部の「学び」に特化した機能を持つ「場所」の具体化>

【大学全体】

2011年11月にキャンパス計画室が発足し、既存キャンパスにおけるキャンパスマスタープランの策定に取り組んでいる。2011年度全学協議会確認をふまえ、各学部・研究科教学改革と学生・院生の能動的な学びを促進するため、各キャンパスにおけるコモنزの整備、図書館と各学部基本施設や各建物におけるアカデミック・ラウンジや共同研究室の整備にむけて検討をすすめている。

なお、衣笠キャンパスでは現在新棟A（仮称）においてリサーチコモنزの配置を計画しており、2013年6月～9月にかけて、大学および院生が共同してワークショップを開催して、研究科や専門を超えた研究の新しいあり方を検討した。また、新図書館内に設置するラーニングコモنزについて、検討ワーキングにおいて内容の検討をすすめている。

BKCにおいても、各建物内に整備予定のコモنزのあり方について、関連部課での協議をすすめている。

<「学びの場」と「憩い・交流の場」の混在を解消し、一人ひとりの成長と集団の中での

成長を連関させる支援と環境条件を備えた「コモンズ」の創生>

【大学全体】

全学協議会では、学生がキャンパスの一箇所に固まることなく、正課・正課外活動で学び、発信し、交わり、つながり、成長するコミュニティを形成するためには、サークルボックスや練習場といった特定の機能に特化したものだけでなく、すべての学生が何らかの自主的活動に参加し、一人ひとりの成長と集団の中での成長を連関させた支援と環境条件を備えた「コモンズ」を創生することを確認している。

<フリースペースの確保>

【大学全体】

外部評価時の状況に対して、2011年度に衣笠図書館1階に、2012年度にBKCのメディアライブラリー2階とメディアセンター1階にて既存施設を改修し、ラーニングコモンズ機能を持った「ぴあら」(ピア・ラーニングルーム)を開設した。

<小集団に対する資金的支援>

【大学全体】

本学では、4年間(薬学部においては6年間)一貫した小集団教育体系を作り、小集団を軸にした活動を旺盛に展開することをめざしている。

そのため、「小集団教育推進補助費」「自主ゼミ援助」「小集団担当者補助金」からなる小集団教育援助を行っている。2012年度の執行額は以下のとおりである。

表5-1 2012年度小集団教育援助業務 執行率

予算単位名	調整後予算額	執行額	調整後予算に対する執行率
法学部	5,276,000	3,563,947	67.6%
経済学部	4,873,000	3,214,364	66.0%
経営学部	7,657,000	7,202,995	94.1%
産業社会学部	7,216,000	6,331,965	87.7%
国際関係学部	3,927,000	1,269,860	32.3%
政策科学部	4,180,000	1,651,657	39.5%
文学部	6,202,000	4,462,108	71.9%
理工学部	2,835,000	2,785,255	98.2%
情報理工学部	1,896,000	1,912,894	100.9%
映像学部	1,315,000	251,286	19.1%
生命科学部	1,609,000	511,607	31.8%
薬学部	1,234,000	605,258	49.0%
スポーツ健康科学部	1,564,000	499,958	32.0%
総計	49,784,000	34,263,154	68.8%

※「父母教育後援会小集団援助金」は含まず
(財務経理課抽出データより大学評価室作成)

<国際相互理解を推進する多文化共生の学園の実現に向け、多様な外国人留学生の受け入れ・海外拠点の整備、学生生活支援（宿舎整備、カウンセリング、学内文書等の日英二言語化）、キャリア教育支援など外国人留学生受入環境を整備>

【大学全体】

2009年度に採択を受けた文部科学省「国際化拠点整備事業（大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業）」において「立命館大学を4000名超の外国人留学生を受け入れる国際化拠点として展開することにより、「留学生30万人計画」の達成にむけた牽引役を果たす。」と掲げた構想⁵⁻²⁸の実現に向けて、2012年度は次のような教育研究等環境における充実を図った。⁵⁻²⁹

①体制整備

2012年度の外国人教員数は261名で、全教員に対する比率が9.7%となった。

全学の国際化を支えるため、国際部に国際企画課、海外留学課、留学生課、国際協力事業課の4課を設置し、専任・契約職員78名（内、外国人10名）を配置している。

G30事業の強化として、専任職員3名、契約職員（専門職）11名を、英語コースや新たな海外大学との共同プログラムを開設する学部・研究科の各事務室、英語基準学生受け入れに関わって全学で必要とされる翻訳業務、アドミッション業務、海外オフィス、G30事務局へ配属し、全学的に事務機能の強化を図っている。また、事務職員の国際的な視野・スキルの涵養を図るため、SD研修を実施し、積極的な参加をうながしている。

②日英二言語化の推進

在校生対象の奨学金に関する英訳、学籍や授業に関する規程の英訳、学内情報システムに関する英訳など、在校生を主な対象とする日英二言語化を進めると同時に、2013年度新入生向けに「新入生スタートアップサイト」の二言語化にも取り組んだ。また、新しいコースウェア（manaba+R）では、日英二言語が標準仕様となっており、学内における日英二言語化が定着しつつある。

③国際宿泊施設の整備・奨学金の拡充

外国人留学生受け入れ数の拡大に対応して、当面350名程度収容の国際宿泊施設を新設（衣笠エリア200戸程度、BKCエリア150戸程度）することを決定している。計画に際しては、外国人留学生のみの寮では高い教育効果は望めないことから、外国人留学生・日本人学生の共同生活と相互の学びあいにより、多文化理解力と共生の「教育力」が最大限発揮できるグローバル人材育成に貢献する国際教育寮をコンセプトとした。⁵⁻³⁰

衣笠キャンパスについては、学生の学び合いの空間である国際教育寮とし、外国人留学生と日本人学生の混住とし、多文化コミュニティを形成する場として、ユニット形式の寮室等の具体化が検討されている。なお、設置にあたっては、2015年春の供用開始をめざしている。⁵⁻³¹

今後外国人留学生が増えていく中で、共同生活を通じて外国人留学生と日本人学生が同

じ立命館学生として学び合える場としての寮の役割が期待される。

留学生奨学金制度においては、2013年度に向けて複線化した制度を一本化し、新たに授業料100%減免を新設する改正を行った。⁵⁻³²

④キャリア教育・就職支援

2012年度は、日本企業がグローバル人材を求めている動向に着目し、日本人学生を含めて国籍を問わず、将来国際的なビジネス現場で活躍することを希望する学生を対象とし、複数の国・地域の学生が理系・文系、学部・大学院の壁を越えて共に学ぶ産学連携の体系的キャリア教育プログラム「グローバル人材養成プログラム」として実施した。2年間の試行的な取組成果を踏まえて、京都経済同友会など経済界のバックアップを受け、大手企業のみならず、中小優良企業の協力を得ながら実施した。長期にわたる課外の講座ではあるが、受講生はきわめて熱心に取り組み、協力企業からも高い評価を得た。

<ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備>

【大学全体】

①ティーチング・アシスタント（TA）、教育サポーター（ES）

教育支援体制として、院生によるティーチング・アシスタント（TA）、学部学生による教育サポーター（ES）の各制度を運用しており、2012年度の実績では、TAが約1,100名、ESが約600名程度雇用され、授業支援をおこなっている。

TAでは、年間4回のガイダンス、研修を実施している。内容はTAガイダンス、TA実務研修、TA実務ワークショップ研修、TAハラスメント防止研修を行っている。

②リサーチ・アシスタント（RA）

コンプライアンスの視点を踏まえた、博士課程後期課程（以下、後期課程という。）研究力強化を具体化させるため、時給制のリサーチ・アシスタントとして、再設定し、就業規則や任用規程、給与規程の整備を行った。また、RAの所属は、勤務実態に応じた研究機構（または研究科）とした。

RAは、あくまで後期課程に在籍する院生であり、自身の研究を進めることが本分である。RA業務のエフォートが高まり過ぎ、自身の研究活動に支障がきたすことは本来あってはならないことから、週20時間未満を上限とする基準を設定した。⁵⁻³³

<教員の待遇や研究・教育環境の改善による信頼関係の構築>

【大学全体】

教員組織整備計画（2011～2015年度）を策定し、全学で59.5名の教員定数増を判断し、教育環境の改善を進めている。

また、2011年度より「研究高度化推進制度」の中に、「研究所重点研究プログラム」を新設し、また「研究者海外渡航支援制度」の対象者に、（発表者、司会者、座長以外にも）新

しく学会参加者も加えるなどの充実を図った。

<多様な雇用形態の教員の教育研究環境の整備>

【大学全体】

この間、本学では、任期を定めた多様な教員制度を導入し、最先端の実務家教員やプロジェクトに合わせた期間に限って任用する教員など、さまざまな目的に合わせた教員を任用してきた。このことが多岐にわたる職務をひとつの制度として運用してきたことで、不整合を生じることにもなっていることから、総務部・教学部と連携し、教員および研究者の任用制度を再構築するべく、「立命館大学の教員任用制度および客員教授制度の再構築に関する基本方針について全学に提起した。⁵⁻³³今後、2013年4月以降の任用者を対象に、新たな制度に見合った任用規程および就業規則、給与規程等の整備を行う。

<本人の将来に役立つポストク支援>

【大学全体】

第1期研究高度化中期計画における学内の各種研究助成制度の総括、評価を行った。結果、第2期計画においてもポストドクトラルフェロープログラムは、若手研究者の育成やキャリアパス支援等の面からその重要性和必要性を再確認し、2011年度は他のプログラムに先行して2010年度内に募集および選考を実施した。同プログラムは、第2期計画にもとづく「研究高度化推進施策の実施について（その1）」において、この間の取り組みの到達点と制度目的を改めて全学に提起し、2013年度には「専門研究員プログラム」と名称を改め、新規10名・継続18名（計28名）の任用を行った。

<教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保>

【大学全体】

学外研究制度と研究専任教員制度については、2011年度に実施された大学評価（機関別認証評価）結果において、「運用実績が少ないことから、改善にむけた工夫が望まれる」との意見が付された。これを踏まえ、「研究高度化推進施策の実施について（その2）」⁵⁻³⁴において、それらの課題を十分認識し、教員にとって利用し易い（実施率の高い等）学外研究制度および研究専任教員制度をめざすべく、各制度の利用実態や教員ニーズを調査したうえで、現行制度を改善していくことを全学に提起し、専任教員全員を対象にWebによるアンケートを実施した。⁵⁻³⁵また、アンケート結果は、「学外研究制度および研究専任教員制度の利用実態・ニーズに関する調査の回答結果について」⁵⁻³⁶として全学に公表し、今後は、2015年度適用分からの改善をめざし、新たな制度改革の考え方を全学に提起した。⁵⁻³⁷

本学における教員の研究活動を支援する環境、研究条件の整備には、Ⅰ.研究経費面、Ⅱ.研究室などの施設設備面、Ⅲ.研究時間確保などの付加的側面におけるものに大きく区分できる。具体的には、各制度の詳細内容を記載した下表参照に後述する。

第2期研究高度化中期計画にもとづく「研究高度化推進制度」の検討・具体化にあたり、研究部および研究高度化推進施策に関わる審査委員会において、2010年度までの制度の効果検証を実施した。具体的には、制度毎に目的、内容、予算の執行状況、創出された成果の状況などをまとめたレビューシートを作成し、各制度がそれぞれの目的や特性に応じて効果を発揮し、第1期中期計画の目標達成に資するものとなっていたか、また、大学予算を投じて実施することの効率性や費用対効果の面からも検証を行った。この検証結果を踏まえて、制度拡充、現状維持、規模縮小、他の制度へ統合などの判断を行い、2011年度より、下表の各種制度を実施している。⁵⁻³⁸

表5-2 立命館大学研究支援制度（2012年度）

制度		対象	制度概要
個人研究費	資料費	専任教員、 客員教授 等	24万円／年 外国語常勤講師＝6万円／半年 客員教授・特別契約教員・特別招聘教員＝個別契約
	旅費	専任教員	15万円／年間 5万円を上限に個人研究資料費に流用可（要事前申請）。
研究推進 プログラム	基盤研究	専任教員	学内における多様な基盤的研究を支援し、強化するための研究費であり、特に積極的に学外研究費の導入を図り、さらに研究課題を発展、向上させていくためのスタートアップ資金。1件あたり50万円、100万円、150万円上限の3種類。
	若手研究	専任教員、 ポストド クトラル フェロー、 研究支援 者（研究員 呼称のみ） ※39歳以 下が対象	若手研究者の基盤研究を支援し、研究の強化を推進する制度。1件あたり50万円、100万円上限の2種類。
	政策的重点	専任教員	将来の世界水準の研究拠点を見据え、その拠点形成への発展が期待できる研究計画を対象。基盤的研究に申請された拠点から若干数を選定。個別に研究経費を査定。
	科研費 連動型	専任教員 他 （科研費 申請資格 を有する 者）	科学研究費補助金に申請し、不採択になった研究課題を対象に、次年度の応募に向けてのサポート資金を助成する制度。1件あたり50万円、100万円、300万円上限の3種類（科研費の研究種目により助成額が違ふ）。

研究の国際化推進プログラム	専任教員	研究成果の国際的発信を促進することを目的として、国内外で開催される国際学会・国際会議への出張、海外で外国語により刊行される国際的規模の学術雑誌への投稿・外国語校閲等に要する経費などを助成。1件あたり20万円、50万円、100万円、150万円上限の4種類。	
研究者海外渡航支援制度	専任教員	国外で開催される国際的な学会、会議、研究会において研究発表、報告（講演者、パネラーを含む）、司会者、座長として外国出張を認められた場合、10万円を上限として航空運賃実費を半額補助。 また、参加者として外国出張を認められた場合、5万円を上限として航空運賃実費を半額補助。	
学術図書出版推進プログラム	専任教員、ポストドクトラルフェロー、研究支援者（研究員呼称のみ）	本学教員の専門分野における優れた研究成果発信を促進する目的として、学術図書刊行費用ならびに外国語による成果発信における翻訳・校閲費用を助成。1件100万円上限として出版助成。	
立命館グローバル・イノベーション研究機構(R-GIRO)研究プログラム	専任教員	自然共生型社会形成に不可欠な新しい研究拠点の核形成と同時に次世代を担う本学の若手研究者育成を目的とした制度で、自然科学系研究領域、人文社会科学系研究領域、自然科学・人文社会科学融合新領域の研究に掛かる研究経費および専任研究員、研究支援者の雇用経費が対象。研究経費上限200万程度、雇用経費上限800万程度。	
衣笠総合研究機構研究所重点研究プログラム	衣笠総合研究機構に設置される期限のない研究所	各研究所が中長期の展望によって策定した総合計画に基づき、研究所としての重点プロジェクトを設定し推進する取り組みに対して助成。1研究所あたり500万円上限として助成。	
研究拠点形成支援プログラム	グローバルCOEプログラム採択拠点	立命館大学らしい世界水準の研究拠点を中長期的な視点に立って形成していく取り組みとして支援。	
学会開催補助	補助金	有期限雇用でない専任職員	本学を会場として開催される学会の全国大会に対し、開催経費の一部を補助。500円×参加者数、10万円を上限。日本学術会議登録の団体またはそれに準ずる学会であること。
	施設利用料免除	有期限雇用でない専任職員	本学を会場として開催される学会に対し、研究部長の判断により施設使用料の一部を免除。
論文掲載・原稿料補助	学部学会誌論文原稿料補助（人文・社系）	専任教員	本学各学会の学会誌に研究成果を発表した場合、原稿料を600円／1ページ補助。

	論文掲載料補助(理工系)	専任教員	研究論文の発表に際して刊行者より請求される投稿料を補助。対象は国内外で発行される欧文刊行物または国内で発行される邦文刊行物。和文の場合、掲載料の1/2、欧文の場合、全額を共編者のうち本学教員の占める割合によって補助。
--	--------------	------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(出典：研究高度化推進施策の実施について(その1)(2011年6月8日常任理事会))

①研究費

1) 学内における一律的な支援制度

日常的な研究活動を支援する個人研究費として個人研究資料費および研究旅費を一律的に配付している。⁵⁻³⁹本制度は、研究者個人の自由で創造的な研究を推進することにより、研究水準の維持向上、研究の高度化に資することを目的としている。

表5-3 学内における一律的な研究費運用状況

	2012年度	2011年度
個人研究資料費	1,082名/260,736,960円	1,114名/281,224,546円
研究旅費	904名/101,113,501円	992名/100,743,705円

(出典：立命館大学研究活性度総合指標)

2) 学内における各種研究推進提案制度

i) 研究推進プログラム

本学では、多様な基盤的研究や政策的重点研究を強化するために、学内提案公募型研究推進プログラムによる研究活動支援を行う制度を運用している。学部・研究科、研究所・センターの重点研究プロジェクトや、複数学部による研究、他大学、産業界を含む連携・融合研究の支援を行っている。将来的な学外研究費の獲得をめざし、研究内容をより発展させ、社会的に評価される研究成果創出をめざすためのスタートアップ資金と位置づけている。

表5-4 学内提案公募型研究推進プログラム運用状況

	2012年度	2011年度	対前年金額比
基盤研究	114/47/39,836	87/45/39,500	0.9%
若手研究	116/65/40,250	133/63/39,594	1.7%
科研費連動型	47/44/25,996	37/37/21,000	23.8%

(申請件数/採択件数/合計金額・千円)

*政策的重点研究は採択件数のみの記載

(出典：立命館大学研究活性度総合指標)

ii) 立命館グローバル・イノベーション研究機構 (R-GIRO) 研究プログラム

本学は、2008年4月に立命館グローバル・イノベーション研究機構 (Ritsumeikan Global Innovation Research Organization : R-GIRO) を設立し、持続可能な社会の形成のために21世紀に緊急に解決しなければならない課題に焦点を絞り、研究領域を定めて研究プ

プロジェクト推進している。

表5-5 立命館グローバル・イノベーション研究機構（R-GIRO）

研究プログラム運用状況

	2012年度	2011年度	対前年金額比
R-GIRO研究プログラム	37/268,133	33/262,000	2.3%

（新規・継続課題採択件数合計/合計金額・千円）

（出典：立命館大学研究活性度総合指標）

iii)研究の国際化推進プログラム

本学では、研究成果の国際的発信の質と量を着実に増やすため、専任教員を対象に、「研究成果の国際的発信強化」、「研究者海外渡航支援制度」、「研究成果の国際的発信強化」（旅費補助）の支援制度を設けている。

表5-6 国際化推進プログラム運用状況

	2012年度	2011年度	対前年金額比
国際化推進プログラム	97/58/41,007	56/42/33,665	21.8%

（申請件数/採択件数/合計金額・千円）

（出典：立命館大学研究活性度総合指標）

iv)学術図書出版推進プログラム

本学専任教員の優れた研究成果発信を促進する目的として、学術図書刊行費用ならびに外国語による成果発信における翻訳・校閲費用を助成する制度で、特に若手研究者による成果発信・国際的成果発信を優先した助成を行っている。

表5-7 学術図書出版推進プログラム運用状況

	2012年度	2011年度	対前年金額比
学術図書出版推進プログラム	18/10/9,751	28/13/12,404	△21.4%

（申請件数/採択件数/合計金額・千円）

（出典：立命館大学研究活性度総合指標）

v)学会開催補助

学会開催補助は、学術研究の向上発達を目的とする制度で、本学を会場として開催される学会に対して、開催経費の一部を補助している。

表5-8 学会開催補助制度運用状況

	2012年度	2011年度	対前年金額比
補助金	28/1,951	15/1,025	90.3%

（件数/合計金額・千円）

（出典：立命館大学研究活性度総合指標）

vi)論文掲載・原稿料補助

教員ならびに院生の研究論文の発表を促進するため、学部の教員・院生および学生によって組織される「学会」が刊行する学術雑誌も含め、論文掲載料や投稿料を補助する制度である。

表5-9 論文掲載・原稿料補助制度運用状況

	2012年度	2011年度	対前年金額比
原稿料補助金額	316/4,959,806	304/4,911,400	1.0%

(件数/合計金額)

(出典：立命館財務会計システムより抽出)

3) 産官学連携活動推進体制

本学は1995年に国内の大学において、いち早く「リエゾンオフィス」を立ち上げ、全国にさきがけて本格的な産官学連携活動を開始している。

科学研究費補助金の獲得状況においても、2005年度は採択件数で全国40位（私立大学5位）であったが2012年度には採択件数26位、金額29位（私立大学中件数4位、金額3位）に、2013年度には採択件数・金額ともに25位（私立大学中件数4位、金額3位）と着実に増加している。

表5-10 2011-12年度学外資金の導入状況

年度 種別	2012年度		2011年度		前年比 (金額)
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
科学研究費助成事業	537	1,258,405	478	1,012,514	24.3%
グローバルCOE	1	129,812	3	272,678	△52.4%
私立大学戦略的研究基盤 形成支援事業	8	116,561	10	180,432	△35.4%
その他公的研究費	84	913,796	114	1,087,544	△16.0%
受託研究	282	365,342	260	245,313	48.9%
共同研究	68	113,827	66	76,858	48.1%
奨学寄附金	86	97,196	129	130,253	△25.4%
民間財団助成金等	47	63,630	28	37,344	70.4%
合計	1,113	3,058,569	1,088	3,042,936	0.5%

(出典：立命館大学研究活性化総合指標)

表5-11 2012年度主な大型外部資金獲得状況

事業名	件数/金額
文部科学省 平成24年度地域産学官連携科学技術振興事業費補助事業 イノベーションシステム整備事業地域 イノベーションクラスタープログラム（グローバル型）「京都環境ナノクラスター」	1/52,646
文部科学省 平成24年度研究開発施設共用等促進費補助金（先端研究基盤教養・プラットフォーム形成事業）「放射光軟X線を用いた機能性材料の評価」	1/152,245
経済産業省 平成24年度戦略的基盤技術高度化支援事業「太陽光発電高効率化技術開発」	1/27,999
環境省 平成24年度循環型社会形成推進研究事業「電気二重層イオン除去による焼却灰洗浄排廃水の高度処理技術の開発」	1/26,613
（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構 平成24年革新型蓄電池先端科学基礎研究事業	1/125,810

(件数/金額 (千円))

(出典：総合科学技術研究機構 学外資金受入承認リストより作成)

②研究室整備状況

2013年度の本学本務教員数は1,352名である。このうち個室等の研究室使用対象教員は1,093名で、本務教員総数の80.8%となっている。テニユアの専任教員（教授、准教授、専任講師）は1名1室で研究室を使用することとしており、2013年度の同教員数は805名で、教員総数の59.5%にあたる。任期制教員特別契約教員、助教等については、1室を1～3名の共同で使用することを原則としている。そのほか、特別招聘教員などについては個々の任用の目的から、必要に応じて、個室または個人専用の席を設けるなどしている。

本学の教員研究室は、衣笠キャンパス、びわこ・くさつキャンパス、朱雀キャンパスに設けているが、全体で個室が868.0室、共同の研究室が71.5室の合計939.5室（面積21,597.5㎡）を設けており、上記対象者1名当たりの占有面積は約19.8㎡を確保している（1室当たりの平均面積は、22.1㎡、共同の研究室が33.2㎡となっている）。個人研究室には、机、椅子、電話、書架、小机、折り畳み椅子、傘立て、屑入れ、電気スタンド、情報コンセント（キャンパスや棟により、書架の種類等、基本備品は若干異なる）などの基本備品を設置している。月に1回程度、清掃業者による清掃を行っている。

表5-12 2013年度キャンパス別研究室状況

キャンパス名	個室数 (室)	共同室数 (室)	合計 (室)	総面積 (㎡)
衣 笠	401.5	16.0	417.5	9,132.9
B K C	417.5	46.5	464.0	11,134.0
朱 雀	49.0	9.0	58.0	1,330.6
合 計	868.0	71.5	939.5	21,597.5

(出典：2012年度大学基礎データ)

①研究時間確保の適切性

教育研究、社会貢献活動など大学が置かれている環境がますます多岐にわたり多様化していくなかで、研究条件、環境整備の一環として、本学では、より優れた研究成果を創出できるよう、教員の研究時間を確保する「学外研究員制度」⁵⁻⁴⁰、「助教学外研究員制度」⁵⁻⁴¹、「研究専念教員制度」⁵⁻⁴²の運用を行っている。2012年度には、教員にとって利用しやすい(実施率の高い等)学外研究制度および研究専念教員制度をめざした、学部・研究科執行部へのヒアリングや全専任教員を対象としたWebアンケートを実施し(2012年7月中での取りまとめ、全学報告)、2015年度適用分からの改善をめざし、新たな制度改革の考え方を全学に提起した。⁵⁻³⁷

1) 学外研究員制度および助教学外研究員制度

本学専任教員が教育を担当することなく学外において研究に専念することを認め、研究活動に専念するために掛かる旅費および滞在費・研究資料費を対象とする制度で、教学の充実発展と、学術研究の振興を図ることを目的としている。

表5-13 学外研究員制度および助教学外研究員制度運用状況

	2012年度	2011年度	対前年比(合計)
学外研究員 (専任)	27名/29名(56名)	26名/27名(53名)	5.7%
学外研究員 (助教)	3名/0名 (3名)	5名/1名 (6名)	Δ50.0%

国外/国内(合計)

2) 研究専念教員制度

本学では2002年度より、21世紀COEプログラムやグローバルCOEプログラム、科学研究費補助金(基盤研究S)等の大型外部資金による研究拠点・研究プロジェクトの代表者等や優れた研究実績をあげた研究者およびその見込みがきわめて高い研究者に対して、授業時間数減免などにより研究時間を保障する制度を設けている。

表5-14 研究専念教員制度運用状況

	2012年度	2011年度	対前年比
大型研究適用 (大型外部資金等)	5名	17名	Δ70.6%
役職者の研究回復措置に関する内規適用	2名	1名	100.0%

(出典：立命館大学研究活性度総合指標)

3) 専門研究員プログラム【旧「ポストドクトラルフェロープログラム」】(若手研究者の積極雇用)

本学では、次世代の主力研究者となる可能性をもった若手研究者育成の観点から、専門研究員プログラム(旧「ポストドクトラルフェロープログラム」)を実施し、研究業績と研究計画、受け入れ先環境の評価に基づき、専門研究員(旧ポストドクトラルフェロー)等の若手研究者を雇用する制度を設けている。

表5-15 ポストドクトラルフェロープログラム(若手研究者の積極雇用)

	2012年度	2011年度	対前年比
ポストドクトラルフェロープログラム	61名/10名	59名/10名	3.4%/-%

申請/採択

(出典：立命館大学研究活性度総合指標)

【法学部・法学研究科(独自)】

研究企画課が研究部管理データより集計したところによれば、法学部所属教員が得た学外の研究費は、科学研究費補助金および産学連携による研究資金として次の表5-16および表5-17のとおりである。

表5-16 科学研究費助成事業

	2012年度	2013年度
新規	6	4
継続	11	12
合計	17	16

判明済みの2012年度の集計結果では、科学研究費補助金の総額は、27,170,000円であり、その他の学外研究費総額は、3,048,100円である。これらの合計は、30,218,100円である(この金額は、「2013年度 大学データ集 8 学外から研究費」による)。

表5-17 産学連携による研究資金

	2012年度	2013年度
受託研究	1	0
共同研究	0	0
奨学寄附金	0	0
民間財団助成	0	0
合計	1	0

法学部専任教員の担当授業時間数(平均)は、教授8.9時間、准教授9.1時間(1授業時間45分〔1コマ90分〕)であり、1週間に概ね5コマの授業を行っていることになる。この

数値は、学外研究により軽減されているものを含む結果である。なお、本学の責任授業時間数（担当授業時間の下限）は、8.0授業時間である（「2013年度 大学データ集 3 専任教員の担当授業時間数」）。

専任教員が学外研究の期間を取得する場合、各教員が公平に研究時間を確保できるように、副学部長（研究担当）を委員長として学外研究員選考委員会を発足させ、その選考に当たることとしている。

<研究専念教員制度の十分な活用>

【大学全体】

今後の学外研究制度の充実化に関する構想については、「研究高度化推進施策の実施について（その2）」において、その運用実態と現状課題を明らかにし、改善・充実に向けた基本の方向性を全学に提起した。その取り組みの一環として、教員にとって利用し易い制度（実施率の高い制度等）をめざし、学部・研究科執行部へのヒアリングや全専任教員を対象としたWebアンケートを実施した。教員から出された意見は、2012年7月中に取りまとめ、全学に報告を行ったうえで、2015年度適用分からの改善をめざし、新たな制度改革の考え方を全学に提起した。⁵⁻³⁷

<授業以外の会議・事務作業等の拘束時間の検証>

【大学全体】

「学外研究員制度」「研究専念教員制度」など研究時間の確保策に関する検討を行う。（上記の「研究専念教員制度」の記載内容に含む）

<科研費以外の多角的な研究活動状況の指標の活用>

【大学全体】

本学（全体）は、2011年度科研費で新規採択件数全国28位、2012年度は採択件数で同26位、2013年度は同25位と躍進したことを受け、本学教員の科研費申請～獲得意識のさらなる向上と研究基盤の強化をめざし、当面はこれまで同様に科研費獲得に重点をおいた研究支援を継続していく。このことは、「研究高度化推進施策の実施について（その2）」³³⁾においても全学提起を行っており、今後は、研究高度化推進施策の各種取り組みや各学部・研究科および研究機構と連携した科研費申請を奨励する取り組みを推進し、本学の研究競争力の更なる基盤構築を図る。よって、当面、指摘事項であるものの、科研費を研究活動状況の重要な主指標として活用していく。

<世界との比較が可能な何らかの指標の選定>

【大学全体】

外国語論文の投稿など研究成果の積極的な国際発信を促すための基盤整備として、トム

ソン・ロイター等の専門情報系企業からの情報収集を開始している。(継続実施中)

<科研費採択件数の専任教員一人当たりの割合の改善>

【大学全体】

2011年度科研費で、本学(全体)は新規採択件数を前年の107件から174件(対前年度比62.6%)に伸ばし、採択率も25.7%から36.9%へと大幅に増加させた(新規採択件数全国28位)。2012年度は、新規採択件数160件、採択率35.1%と前年度からはやや低下したものの、継続課題を含む採択件数は全国26位、新規採択件数でも同27位と、引き続き好調を維持している。また、2012年度の全国の新規採択率が28.6%であることから、依然として高い水準を保っている。2013年度も、新規採択件数が142件(対前年度△18件)、採択率31.6%(対前年度△3.5ポイント)となり、前年度から低下したものの、2013年度の全国の新規採択率が27.6%であることから、依然として全国平均よりは高い水準を保っている。ただし、学部別の保有率(採択教員数/在籍教員数)にまだまだバラつきがある実態を踏まえ、保有率の低い学部・研究科を中心とした科研費申請の取り組み強化などについて、学部長・学科長に要請を行う。

1705 (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

<研究倫理に関する学内規程の整備状況>

【大学全体】

本学の学術研究が適正かつ円滑に遂行され、持続的に社会からの信頼を得ることを目的として、従前同様に、研究倫理マネジメントの充実に向けた取り組みを進めている。

また、2012年度には、立命館大学研究倫理指針をはじめ研究倫理に関する各種規程や審査の流れ等を記載した『研究倫理ハンドブック(研究者用)』を作成し、すべての教員・研究者を対象に配布した。⁵⁻⁴³

<研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性>

【大学全体】

本学研究部では、同指針の適正な運用を促進し、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討する全学的組織として、2007年度より「立命館大学研究倫理委員会」を設置し、年2回程度委員会を開催して、研究倫理指針の実施・調整に関する審議、学内の倫理審査委員会における審査状況の報告等を行っている。加えて、同年度には「研究費適正執行管理委員会」も設けて科学研究費補助金等の公的研究費について、その執行に関わる経理証憑等の自主点検、検証作業に着手している。

表5-18 2012年度における研究倫理に関する各委員会の開催状況

各種委員会名	開催内容など
研究費適正執行管理委員会	計2回開催（2012年7月26日、2013年3月14日）
動物実験委員会（衣笠）	計2回開催（2件の実験計画の審査などを実施）
動物実験委員会（BKC）	計6回開催（34件の実験計画の審査などを実施）
人を対象とする委員会（衣笠）	計8回開催（26件の実験計画の審査などを実施）
人を対象とする委員会（BKC）	計6回開催（15件の実験計画の審査などを実施）
BKC生命倫理審査委員会	計4回開催（35件の実験計画の審査などを実施）

（出典：各委員会2012年度議事録より集計）

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

・学生共同研究室および学生ラウンジは、主としてゼミなどの小集団科目や自主的な学修のためグループで議論や準備作業をする場所として使用されており、昼間から夕刻の時間帯に学生の利用が大変多い。教員と学生が議論をする場所としても使用されている。しかし、どれほどの学生が利用しているのか、その実数については把握できていない。

・担当授業時間数は、概ね本学の責任授業時間数に1授業時間を加えた1週間当たり5コマ程度であり、専任教員の研究時間に問題となる制約条件になっているとまでは見られない。また、学外研究について教員が研究の進捗に応じて適宜取得することが可能であり、2014年度には法学部から7名が学外研究員となることが決定されている。⁵⁴⁴以上のような結果、研究成果について次表のように堅調に推移している。

表5-19 著書・論文

	2012年度	2013年度
著書	28	27
論文	82	112

表5-20 研究発表等

	会議区分	2012年度	2013年度
研究発表	国際会議	5	4
	国内	19	8
	その他	2	12
	小計	26	24
講演	国際会議	1	0
	国内	2	3
	その他	0	3

	小計	3	6
シンポジウム	国際会議	2	3
	国内	1	5
	その他	3	2
	小計	6	10
その他	国際会議	0	1
	国内	0	1
	その他	0	1
	小計	0	3
合計		35	43

表5-21 ※会議区分別総計

	2012年度	2013年度
国際会議	8	8
国内	22	17
その他	5	18

本集計は、各年度5月1日時点の研究者DB登録データより集計されたものである。

(2) 改善すべき事項

教室稼働率が相当に高いため、時間割編成上、配置科目間の調整が難しい場合がある。教室数を含め教室条件の改善が望まれる。

3. 将来に向けた発展方策

- ① 学生の自主的な学びを促進する観点から、学生共同研究室や学生ラウンジの利用実態を踏まえてニーズに応じた措置を講じる。
- ② 教室数を含む教室条件の改善は、大阪いばらきキャンパス（OIC）の2015年開設とともに一定の改善が見込まれる。衣笠キャンパスから政策科学部がOICに移転するほか、2016年には文学部の心理学域を含めて200名規模がOICに移転・展開する計画であるからである。

4. 根拠資料

本文中に記載のものほか下記のとおりである。

- 5-1 R2020イニシアティブ委員会の設置及び諸委員会の再編について（2012年11月28日常任理事会）
- 5-2 立命館大学キャンパス創造を進めるにあたっての基本構想（2011年10月12日常任理事会）

- 5-3 立命館大学研究倫理指針(2007年3月15日例規第154号)
- 5-4 「研究高度化中期計画(2006-2010年度)」(2006年10月)
- 5-5 「立命館大学第2期研究高度化中期計画(2011-2015年度)」の策定について(2011年4月27日常任理事会)
- 5-6 図書館将来構想検討委員会答申(2010年12月22日常任理事会)
- 5-7 立命館大学キャンパス創造とキャンパス整備に係る基本的確認(2012年3月28日常任理事会)
- 5-8 京都・BK C キャンパスにおける2012年度の施設整備について(2012年3月28日常任理事会)
- 5-9 2013年度大学基礎データ(表5)校地、校舎、講義室・演習室等の面積
- 5-10 2013年4月からのキャンパス禁煙化基本方針について(2013.1.30常任理事会)
- 5-11 立命館大学 教育研究情報システム アニュアル・レポート2012(2013年9月6日 情報システム部)
- 5-12 学内無線LAN環境の拡張整備について(2012年9月3日 情報システム部会議)
- 5-13 2013年度RAINBOW環境におけるプリンターの更新について(2012年6月22日 情報システム会議)
- 5-14 安全管理室2012年度活動まとめと2013年度課題(2013.3.18常任理事会報告)
- 5-15 2012年度クリーンラボ・キャンペーン結果について(2013.3.7第3回理工系安全管理委員会)
- 5-16 2012年度大学データ集(表31) 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況
- 5-17 故加藤周一氏の蔵書受入と『加藤周一文庫』の開設について(2010年9月8日常任理事会)
- 5-18 2012年度からのビッグディールの全学予算化について(2011年7月25日図書館委員会)
- 5-19 次期立命館学術情報システム(RUNNERS)リプレイスについて(2010年12月20日図書館委員会)
- 5-20 RAIL応用編の製作(2010年7月26日図書館委員会)
- 5-21 大学図書館電子学術書共同実証実験への参加について(2012年12月17日図書館委員会)
- 5-22 立命館学術成果リポジトリ(R-Cube)の到達点と今後の取り組みについて(2012年7月30日図書館委員会)
- 5-23 本学デジタルアーカイブ事業についての検討状況(報告)(2010年7月27日図書館部会議)
- 5-24 立命館大学図書館 Food and Drink Policy の策定について(2010年7月26日図書館委員会)
- 5-25 著作権法改正に伴う図書館における視覚障害者支援の拡充について(2010年5月24日図書館委員会)
- 5-26 ぴあら(BK C)開設について(2012年3月19日図書館委員会)
- 5-27 2014年度基幹時間割について(2013年7月8日教学委員会)
- 5-28 平成21年度国際化拠点整備事業構想調書(組み立て直し後修正変更版)

- 5-29 平成24年度国際化拠点整備事業費補助金（大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業）実績報告書
- 5-30 立命館大学における国際寮（仮称）の建設にむけた基本コンセプトと建設基本施設について（2010年10月13日常任理事会）
- 5-31 京都キャンパス国際寮基本構想（案）（2013年7月17日大將軍用地の活用検討部会）
- 5-32 2013年度の留学生奨学金制度について（2012年5月9日常任理事会）
- 5-33 「立命館大学の教員任用制度および客員教授制度の再構築に関する基本方針について」（2012年9月21日大学協議会）
- 5-34 研究高度化推進施策の実施について（その2）（2012年5月9日常任理事会）
- 5-35 学外研究制度および研究専念教員制度の利用実態・ニーズに関する調査の実施について（2012年5月30日学部長会議）
- 5-36 学外研究制度および研究専念教員制度の利用実態・ニーズに関する調査の回答結果について（2012年7月27日研究委員会）
- 5-37 研究専念制度の創設について（2013年3月27日常任理事会）
- 5-38 研究高度化推進施策の実施について（その1）（2011年6月8日常任理事会）
- 5-39 立命館大学個人研究費取扱規程（2002年11月8日規程第521号）
- 5-40 立命館大学専任教員学外研究規程（2008年5月9日規程第766号）
- 5-41 立命館大学助教学外研究規程（2007年11月23日規程第737号）
- 5-42 立命館大学研究専念教員規程（2003年1月17日規程第529号）
- 5-43 研究倫理ハンドブック
- 5-44 2014年度学外研究員の決定について（2013年10月11日大学協議会）

6. 内部質保証

1. 現状の説明

2001（1）大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

①自己点検・評価の実施と結果の公表

法学部では、毎年度末に、「教学総括」を実施している。⁴⁻⁶⁾これは、「企画委員会」が中心となって、当該年度の学部教学全般について自己点検・評価を行うものであり、2013年度の教学総括は100頁超の大部な文書となった。法学部の専任教職員全員で内容を共有しているほか、全大の教学委員会に提出し、他学部・他研究科・各教学機関に対しても公表している。⁶⁻¹

②情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

学部の理念・目的、学部の諸規定、学部の構成、カリキュラム、開講科目、教員情報といった情報は、入学試験パンフレット、「履修要項」、全学ならびに法学部HPなどを通じて公表している。

情報公開請求については、過去、法学部に対して、個別にそのような請求が行われた例がない。

2002（2）内部質保障に関するシステムを整備しているか。

①内部質保証の方針と手続きの明確化

上記「教学総括」は、企画委員会の構成員および学部執行部（副学部長・学生主事）が中心となって執筆する。内容は、企画委員会および執行部会議で精査された上で、教授会で審議される。その結果、内容が確定したものを全学の教学委員会に提出している。

②内部質保証を掌る組織の整備

法学部企画委員会が常設されている。同委員会は、副学部長（企画担当）が委員長を務め、基礎法・公法・民法・民事法・政治学・外国語といった各専門分野から選任された専任教員を委員として構成され、原則、隔週火曜日の午後、定例で開催されている。学部および研究科執行部も出席し、教学上の課題についての検討や次期カリキュラム改革に向けた調査・検討・企画立案などを行っている。

③自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

毎年の「教学総括」によって集積された情報が、次期のカリキュラム改革の基礎資料となっている。法学部では、2012年度にカリキュラム改革を行い、2016年度に次期のカリキュラム改革を予定している。2012年度、2013年度の「教学総括」を基礎資料として、2014年度中に次期カリキュラム改革の基本構想を策定する予定である。

④構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

学内で事件・事故（例えば、個人研究室を火元とする火災）などが起きた場合に、法令・学内諸規程・モラルの遵守を促している。

2003（3）内部質保障システムを適切に機能させているか。

①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

上述のとおり、学部組織レベルでは、「教学総括」を実施するほか、FD活動の一環として「FD茶話会」を開催している。

専任教員個人レベルでは、授業アンケートの結果を提供し、自己点検・評価の活用に供している。

②教育研究活動のデータ・ベース化の推進

大学全体の「研究者学術情報データベース」で各専任教員の教育研究活動を公表している。⁶⁻¹

③学外者の意見の反映

日常的に学部独自で学外者の意見を反映することは、特段、行っていない。

④文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

「教学総括」については、年々、情報量が増えるとともに、分析も精緻化している。

（2）改善すべき事項

学外者の意見の反映について、従来、検討したことがないが、今後、検討すべきであろう。

3. 将来に向けた発展方策

引き続き、専任教員による「教学総括」を継続・精緻化することで、教学課題を共有していくほか、さらなるFD活動の推進・充実が必要である。

4. 根拠資料

(1-6) 2013年度法学部教学総括

6-1 立命館大学 研究者学術情報データベース

<http://research-db.ritsumeai.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>

終章

これまで、「1. 理念・目的」「2. 教員・教員組織」「3. 教育内容・方法・成果」「4. 学生の受け入れ、学生支援等」「5. 教育研究等環境」「6. 内部質保証」の各章で、「現状の説明」を行い、その現状に対して「点検・評価」を行い、その上で「将来に向けた発展方策」を示した。

第1に「理念・目的」については、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3ポリシーを明確に設定し、かつ、周知・公表している。もっとも、受験生を始めとする、学部構成員以外の者が、これらに対して、どのような印象を抱いているかについては、測定する方法が存在しない。また、現在の受験システムの下で、受験生がアドミッション・ポリシーに共感して、受験校を選択しているかという点についても、疑問がある。しかし、「理念・目的」を社会・時代の要請を踏まえて、不断に見直す必要を否定するものではない。立命館大学は、従来から、果敢な教学改革を行っており、改革の対象には、「理念・目的」も当然に含まれる。

第2に「教員・教員組織」については、S T比の改善がいっそう必要であるが、他方、女性教員・若手教員が増加しており、教員の多様化が進んでいる。また、専門科目を担当する専任の外国人教員が存在せず、課題の一つであると認識している。採用・昇任については、規程に基づいて適切に行っており、全学的に見ても、法学部は准教授から教授への昇任までの期間が短く、その結果、30歳代後半で教授に昇任する例が少なくない。

第3に「教育内容・方法・成果」については、1学年800名超の学生が1学科3特修に分属し、開講科目も莫大な数となるため、すべての専門科目に言及することができず、学部基礎科目を中心に言及した。入学者の大半は、「立命館に」ではなく、「法学部に」進学したいとの希望で法学部に入学してくる。ただ、高等学校までの学習と、法学部での学修には、質的・量的に大きなギャップがあることから、本学法学部では、1回生時の導入教育（基礎演習、法学ライティング等）に対して多大な注力をしている。また、法学・政治学の素地を育むために、学部基礎科目を設定し、基礎学力を身に付けさせることをめざしている。課題としては、小集団科目の充実（2回生全員を対象とする小集団科目の新設、いっそうの少人数化の実現）、卒業時の質保証として、専門演習・卒業論文の必修化などについて検討する必要がある。

第4に「学生受け入れ、学生支援等」である。

まず、学生受け入れについては、多種多様な入学試験方式を採用しているが、全学的な方針とも歩をあわせて、一般入学試験を重視していくこと、その結果として、一般入学試験以外の入学試験方式の整理が必要となる。本学部の教学目標を達成するためには、相応の基礎学力を有する入学者を確保する必要があることから、入学者の学力を担保するために、いっそうの努力が必要と考えている。

つぎに、学生支援等については、学習指導・生活指導・奨学金など、さまざまな手段・方法で手厚い学生支援を行っている。多くは、全学共通の制度であるが、法学部独自の支援についても、引き続き充実させていかなければならない。特に、近時は、学習障害など「特別なニーズのある学生」が増加傾向にあることから、全学の関係機関と連携して、ニーズに即した学生支援の実現に努める必要があると認識している。

第5に「教育研究等環境」については、衣笠キャンパスの混雑化、教室数の逼迫など、法学部だけでは解決不可能な状況の下、建設中の新図書館をはじめとするキャンパス整備計画の進展に大きく期待しているところである。特に、小集団科目を充実させるためには、小集団の授業に適した規模・設備の小教室（演習用教室）が相当数必要であり、全学に対して、法学部としての要望を提起し、施設の整備を求めていく所存である。

第6に「内部質保証」については、本章中でも頻繁に取り上げた「2013年度 法学部教学総括」を是非とも外部評価委員の皆様にご精査していただきたく思う。法学部では、毎年度、年末12月から年度末の3月にかけて、執行部および企画委員会を中心に、当該年度の教学全般をレビューし、その内容を「教学総括」として文書化し、以降の教学改革に関する情報の集約・分析、問題の析出・解決に活用してきた。内容は、授業、学生生活、進路・就職などの各項目について、1学科3特修ごと、科目ごと、回生ごとに、さまざまな切り口から検討がなされたものとなっている。この毎年の「教学総括」こそ、法学部の教学改革の基礎資料である。そして、法学部の教職員全員は、「教学総括」の内容を共有した上で、本年度（2014年度）から、次期カリキュラム改革（2016年度）の準備に着手したところである。

今回の外部評価は、われわれが行おうとしている2016年度カリキュラム改革の検討に際して、当然ながら、非常に重要な意味を有している。本学法学部の長年にわたる取り組みと、現在の到達点が、学外の外部評価委員の皆様のご目には、どのように映るであろうか。内部の人間は、ともすれば近視眼的になりがちであるところ、是非とも、外部評価委員の視点から、本学法学部の取り組みに対して、忌憚のないご意見を頂戴したいと考えている。

立命館大学大学院法学研究科
自己点検・評価報告書
2014 年度

目 次

序 章	p. 1
本 章	
1. 理念・目的	p. 3
2. 教員・教員組織	p. 7
3. 教育内容・方法・成果	
(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	p. 12
(2) 教育課程・教育内容	p. 18
(3) 教育方法	p. 25
(4) 成果	p. 32
4. 学生の受け入れ、学生支援	
(1) 学生の受け入れ	p. 38
(2) 学生支援	p. 51
5. 教育研究等環境	p. 57
6. 内部質保証	p. 60
終 章	p. 64

序 章

立命館は、西園寺公望を学祖とし、1900年、中川小十郎によって京都法政学校として創設された。「立命」の名は、『孟子』の「尽心章句」に由来し、立命館は「学問を通じて、自らの人生を切り拓く修養の場」を意味する。立命館の建学の精神は「自由と清新」であり、教学理念は「平和と民主主義」である。立命館大学法学研究科はこの精神に則り、教学優先の徹底、民主的な意思決定を尊重しつつ、人材育成目的に見合った教育目標を確立し、その達成のために努力を続けている。

本研究科は、当初法学および政治学の研究者を養成することを目的に1950年に設置された。その後、1994年に高度専門職業人養成のための専修コースが加えられた。2004年に法務研究科（法科大学院、ロースクール）が、2007年に公務研究科がそれぞれ設置される中で、法学研究科はその独自性を明確にして研究環境の充実に力を入れるとともに、時代の要請に応え社会に通用する専門性の高い優れた人材の養成に取り組んできた。

本研究科は、現在では、博士課程前期課程（以下、前期課程という。）60名・博士課程後期課程（以下、後期課程という。）10名の定員で、研究者養成の伝統を引き継ぐ「研究コース」をはじめとして、企業法務や司法書士、税理士などのいわゆる準法曹を志望する者を対象とする「リーガル・スペシャリスト・コース」、そして学部での学修をベースに特定のテーマを深く掘り下げて研究する者を対象とする「法政リサーチ・コース」という、三つのコースを設けている。さらに、最近では、東アジアの有力な大学院と協定を結び、院生の積極的な海外交流を進めて、国際化の要請に対応している。

本研究科の各コースに共通する特色は、高度で専門的な教育内容を修得してもらうために、小規模クラスによる少人数教育を基本として、双方向型の授業を行うことにある。これは、院生と教員の密接なコミュニケーションを図ることによって、教員から個々の院生に対して適切な指導がなされることを実現する。また、各自の専門領域についての学修だけでなく、関連する他分野あるいは他研究科科目の履修を通じて、広い視野を形成することが可能となり、その結果多角的な思考能力も培えるように配慮している。こうした授業環境を通じて、法学および政治学の専門的知識がより実質的なものとなり、各院生の専門性が確実に向上していくことをめざしている。

法学研究科では、院生の修了後の進路が準法曹や公務員、あるいは民間企業の法務・財務部門など多様化するなかで、それに応える能力開発にも力を入れている。リーガル・スペシャリスト・コースには、「税務プログラム」「ビジネス法プログラム」「公共法務プログラム」など修了後の進路に対応した科目群を履修モデルとして提供し、企業や税理士法人・事務所などでの法律関係業務を体験実習する「法務実習」という科目も用意しており、キャリア志向にも十分に対応している。なお、2012年度から国家公務員試験制度が改革されたことを踏まえて、公務員を志望する院生のニーズにも応えた科目を提供している。

日本社会は、国際情勢が変更するなかで、その方向性をなかなか見出せない状況にある。まさに混迷の時代にあるが、こういう時代を切りひらく専門性を有した人材を必要としている。社会に生起する諸々の課題に関わる法学および政治学という学問領域の果たすべき役割は実に大きいといえる。立命館大学法学研究科は、今、時代の要請に応え優れた人材を輩出するため、その教学を検証することが必要である。

本研究科は、今回、外部評価を実施して課題や改善事項を洗い出し、さらなる飛躍を遂げたいと考えている。本研究科の外部評価委員の先生方には、ご多忙な中で委員をお引き受け頂いたことに感謝するとともに、しばし本報告書へのお付き合いをお願い申し上げたい。

1. 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

大学を含む本学園全体の理念は、「立命館憲章」として、大学の理念は「建学の精神」である「自由と清新」と「教学理念」である「平和と民主主義」として設定している¹⁾¹⁾。

【立命館憲章】

立命館憲章

立命館は、西園寺公望を学祖とし、1900年、中川小十郎によって京都法政学校として創設された。「立命」の名は、『孟子』の「尽心章句」に由来し、立命館は「学問を通じて、自らの人生を切り拓く修養の場」を意味する。

立命館は、建学の精神を「自由と清新」とし、第2次世界大戦後、戦争の痛苦の体験を踏まえて、教学理念を「平和と民主主義」とした。

立命館は、時代と社会に真摯に向き合い、自主性を貫き、幾多の困難を乗り越えながら、広く内外の協力と支援を得て私立総合学園への道を歩んできた。

立命館は、アジア太平洋地域に位置する日本の学園として、歴史を誠実に見つめ、国際相互理解を通じた多文化共生の学園を確立する。

立命館は、教育・研究および文化・スポーツ活動を通じて信頼と連帯を育み、地域に根ざし、国際社会に開かれた学園づくりを進める。

立命館は、学園運営にあたって、私立の学園であることの特性を活かし、自主、民主、公正、公開、非暴力の原則を貫き、教職員と学生の参加、校友と父母の協力のもとに、社会連携を強め、学園の発展に努める。

立命館は、人類の未来を切り拓くために、学問研究の自由に基づき普遍的な価値の創造と人類的諸課題の解明に邁進する。その教育にあたっては、建学の精神と教学理念に基づき、「未来を信じ、未来に生きる」の精神をもって、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努める。

立命館は、この憲章の本旨を踏まえ、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献する。

このような建学の精神を踏まえた上で、立命館大学大学院法学研究科則（以下、法学研究科則）¹⁾²⁾第2条において、研究科の理念・目的を「法学研究科は、法律学・政治学の研究者およびその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍しうる人の養成を目的とする」と定めている。また、同条において、課程毎の目的について、次のように定めている。

(1) 法学専攻博士課程前期課程は、法律学・政治学の専門的研究能力の涵養とともに、法律学・政治学の専門知識を活かした職業人のための能力の養成を目的とする。

(2) 法学専攻博士課程後期課程は、博士課程前期課程での研究成果を踏まえ、自らの専門領域について主体的に研究課題を定め、自らの独創的な視点で、研究計画にしたがって研究を進めるとともに、その成果を博士論文として結実させることができる自立した学術研究者等の育成を目的とする。

このような研究科の目的を受けて、さらに「人材育成目的」を定めている。内容は研究科と前期・後期課程については研究科則に定めるそれぞれの目的と同一であるが、前期課程はコース毎に次のように人材育成目的を定めている¹⁻³⁾。

研究コース：自身の選んだ専門領域で主体的に研究課題を定め、自らの独創的な視点で、研究計画にしたがって研究を進めることができる学術研究者の育成を目的とする。

リーガル・スペシャリスト・コース：法律学・政治学の知識を必須とする職業分野において活躍し、研究や学修を通じて知識や論理的思考力、洞察力をもって、高度に法化された現代社会の諸問題を解決していく高度専門職業人の育成を目的とする。

法政リサーチ・コース：法律学・政治学の領域において、学部段階での学習では究明しきれなかったテーマや社会人としての体験を通じて抱いた問題意識および学問的関心をより深く掘り下げ、自立した研究活動を行える、豊かな学識教養を持った人の育成を目的とする。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

研究科の理念・目的は、教職員に対しては任用時に履修要項を配布し、研究科委員会（研究科委員会は、法学研究科の全教員で組織される会議体（教授会）であり法学研究科の議決機関である。立命館大学大学院法学研究科委員会規程¹⁻⁴⁾2条参照）においては法学研究科入学試験要項¹⁻⁵⁾の審議の際など適宜参照している¹⁻⁶⁾ほか、大学院入学試験時の出題担当者会議において評価の基準の一部として確認している。

院生に対しては、新入生オリエンテーション時の履修ガイダンス（配布される履修要項¹⁻³⁾に掲載されている）や、法学研究科クラス会（法学研究科在籍院生の自治組織）との法学研究科懇談会などの機会を利用して、研究科の人材育成目的を周知している¹⁻⁷⁾。また、後期課程学生を対象とした奨学金の募集において、研究科の目的を選考基準の一つとして活用し、募集要領に掲載している¹⁻⁸⁾。

社会一般に対しては、法学研究科のウェブサイトにおいて研究科の目的を閲覧・ダウンロード可能にしているほか、受験生に対しては入学試験要項において公表している¹⁻⁵⁾¹⁻⁹⁾。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

大学が 2010 年度に制定した「人材育成目的ならびに教学上のポリシー検証・公開に関するガイドライン」¹⁻¹⁰⁾に則って、法学研究科においても毎年度、法学研究科教務委員会（以下、教務委員会）（法学研究科教務委員会は、研究科委員会の下部に位置する、研究科長及び大学院担当副学部長を含む、研究科所属の数名の教員によって構成され、研究科の教務事項を含む、研究科の運営について審議する会議体である。法学研究科教務委員会規程¹⁻¹¹⁾2・3条参照）で、研究科の目的を含めた人材育成目的と教学ポリシーについて確認と点検を行うこととしている。2013 年度教務委員会においてもその確認と点検を行い、その結果、見直しの必要はないと判断した¹⁻¹²⁾。

なお、2012 年度に人材育成目的と教学ポリシーの明確化を図るため、リーガル・スペシャリスト・コースのプログラムを「ビジネス法プログラム」、「不動産法務プログラム」、「税務プログラム」、「公共法務プログラム」の 4 つに整理している¹⁻¹³⁾。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

- ① 研究科の目的およびコース毎の人材育成目的は明確に策定されており、入学時のオリエンテーションにおいて新生に研究科の目的を周知する取り組みを徹底しており、具体的に理解してもらえる機会を設けることができたと考えられる。
- ② 教務委員会における研究科としての人材育成目的の検証において、その基本的な考え方を確認することができた。また、2012 年度のリーガル・スペシャリスト・コースのプログラムの整理によって、人材育成目的と研究科のカリキュラムの関係がより明確になったと理解した¹⁻¹⁴⁾。

（2）改善すべき事項

法学研究科の志願者数の減少は、さまざまな要因によるが、法学研究科の目的が社会や学部学生に対して十分に周知されていないことも一つの要因と考えられ、広報の取り組みを強化していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

（1）効果が上がっている事項

- ① 教員に対しては、新任教員に対して丁寧の説明を行っていくこととし、院生に対しては、入学時の履修ガイダンスやクラス会との研究科懇談会などの機会を利用して、研究科の人材育成目的の周知・徹底の取り組みを継続する。
- ② 在籍する院生に対して行っている「教学改善アンケート」やクラス会との研究科懇談会の中で研究科の目的、人材育成目的の理解を確認することを検討する。
- ③ 教務委員会および研究科委員会において、人材育成目的について定期的に確認と点検

を行う。特に、今後進めるカリキュラム改革の議論の中で、現在の社会情勢に対応して、人材育成目的が適切であるものかどうかについて、教務委員会および研究科委員会において確認と点検を行う。

(2) 改善すべき事項

社会や学部学生に対しては、研究科の人材育成目的のさらなる周知の方法を検討する。

4. 根拠資料

- 1-1) 立命館憲章
- 1-2) 立命館大学大学院法学研究科研究科則
- 1-3) 2013年度法学研究科履修要項
- 1-4) 立命館大学大学院法学研究科委員会規程
- 1-5) 2014年4月入学立命館大学大学院入試要項（法学研究科）
- 1-6) 2013年度第20回研究科委員会議事録
- 1-7) 2013年度法学研究科懇談会報告（未定稿）
- 1-8) 2013年度立命館大学大学院博士課程後期課程研究奨励奨学金A・B募集要項
（2013年3月25日大学院教学委員会）
- 1-9) 法学研究科ホームページ「研究科ポリシー」
<http://www.ritsumeai.ac.jp/gsla/introduce/policy.html/>〔2014年5月1日閲覧〕
- 1-10) 人材育成目的ならびに教学上のポリシー検証・公開に関するガイドライン
- 1-11) 教務委員会規程起草委員会の設置および教務委員会規程（案）について（2011年3月1日法学研究科委員会）
- 1-12) 2013年度第17回教務委員会議事録
- 1-13) リーガル・スペシャリスト・コースのプログラム（履修モデル）の見直しについて（2012年10月9日法学研究科委員会）
- 1-14) 2013年度法学研究科教学総括

2. 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

基本的に法学部のそれと同じである（『立命館大学法学部自己点検・評価報告書』「2. 教員・教員組織」参照）が、法学研究科に特有の事項について以下記載する。

大学として、大学院研究科における教員体制は、学部の教員組織と同様に、中期的な教員体制の整備方針である「2011-2015年度教員組織整備計画」²⁻¹⁾において、その大枠としての方針が合意されている。それによれば、今次計画においては、1)人間形成・人材育成の目標を実現するための教員集団を組織すること、2)3つのポリシー(学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受入方針)を実現するための教員組織を構築すること、3)本学の到達点をふまえた全学の共通教育を実現すること、4)大学院および研究高度化も視野に入れた教員組織とすること、等の課題を担うこととしている。また、大学院を担当するにあたって求める教員像は「立命館大学大学院担当教員選考基準」において定められている²⁻²⁾。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

①法学研究科の教員組織および教員整備はおおむね法学部のそれと同じであるので、『立命館大学法学部自己点検・評価報告書』「2. 教員・教員組織」を参照されたい。

法学研究科独自には、その2011-15年の中期取組目標（2012年度教学総括・2013年度計画概要（法学研究科）²⁻³⁾参照）で、「法学研究科の多様な研究テーマを実質的に指導する教員体制が整備可能かを検討する」としている。これに基づき、法学研究科は、法学部と法学研究科に共通して、法学・政治学の主要な分野について必要な教員を採用している。加えて、法学研究科は、法学部とは独自に金融法分野に手厚く教員を配置することにして、いずれも実務経験が豊富である、金融法担当の特別招聘教授、信託法・金融関連法担当の任期制教授を任用している²⁻⁴⁾。

なお、法務研究科の教員も担当資格審査に適合すれば、院生の希望に応じて法学研究科の後期課程院生の指導を行うことができ、実際に指導を行ってきている。

②「立命館大学大学院担当教員選考基準」において、大学院設置基準の規定に基づき、大学院担当にあたっての基本的な資格を定め、さらに具体的な資格基準およびその審査に関する全研究科共通事項について「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」として合意し、大学院における研究指導および研究指導補助を担当する教員を新規任用する際およびその後5年に1回、その資格審査を行う旨規定し、全研究科で、内規等を定めたうえで資格審査を実施している。本ガイドラインにおいては、大学院の各課程を担当する教員に求められる研究業績として、過去5年間に公刊論文が3本以上あることを基本とし、また、これに加えて教育業績として、担当する専門分野に関する学部教育に3年間従事していることを求めている^{2-2) 2-5)}。なお、当該審査において大学院

を担当することについて「適」と認定された教員により構成される大学院担当体制は、2010年度より大学協議会にて確認を行っている²⁻⁶⁾。

また、2010年度、当該資格審査手続のさらなる適切性・厳格性の担保の観点から、研究指導教員・研究指導補助教員の選任手続および学位審査における主査・副査の選任について全学にて確認を行ったうえ、申し合わせにまとめた²⁻⁷⁾。

法学研究科では、2011-15年度の中期取組目標（2012年度教学総括・2013年度計画概要（法学研究科）²⁻³⁾参照）で「大学院担当資格審査基準に基づき、厳格な審査を行う」としている。上記ガイドラインのほか、法学研究科の内規を定め、審査委員会を設置して、定期的な審査および新任教員の審査を行い、前年度「不適」とされた教員に対しても継続的に審査を行っている^{2-8) 2-9)}。

2013年度は、2012年度に「不適」とされた教員の審査も行い、および2014年度に採用される教員、および2014年度に教授昇任する教員の後期課程担当資格の審査も採用・昇進に先行して行い、前年度「不適」とされた3名「適」、新任教員2名「適」、教授昇任する6名について後期課程担当資格「適」の結果を得た^{2-10) 1-14)}。

なお、法学研究科の研究指導体制について付言すると、課程・コースを問わず単独教員による院生指導を旨としている。前期課程のリーガル・スペシャリスト・コースおよび法政リサーチ・コースでは、1年後期の特別演習1の担当教員が2年次通年の特別演習2の担当教員となり、特別演習1・2を通じて修士論文の研究・執筆の指導を行っている（税法については該当する院生が多いため複数指導体制をとっている）。前期課程の研究コースについては、2年次の特別研究の担当教員1名が修士論文の指導を行い、後期課程・研究コースについては指導教員が後期課程の科目を担当し博士論文の指導を行うことになっている（研究指導フローチャート（2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾ 8・10ページ）が、実質的には該当部門に属する複数教員が指導する慣例となっている。

（3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

法学部の該当箇所に譲る（『立命館大学法学部自己点検・評価報告書』「2. 教員・教員組織」参照）。

（4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

①教員の教育研究活動等の評価の実施

法学研究科は「法学研究科教学改善アンケート」を実施し、授業改善に役立てている²⁻¹¹⁾。ただし、法学研究科では少人数の授業が多いため、回答者が特定されるおそれがあるので、受講者10名以上の科目で実施してきた。その分析結果を教務委員会において議論し、研究科委員会に報告することとしている。

2013年度は、後期から試行的に受講者5名以上の授業においても実施し、その結果を教務委員会において分析し、全体としての集計結果のみを研究科委員会に報告した。科目間の大きな差もなく、全体的に良好な評価が得られた^{2-12) 2-13) 2-14)}。

②ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

大学としては、2008年4月に教育開発推進機構を設置し、同機構は学部教員との連携のもと、学部教授会が担う学士課程教育課題を理解し支援するという視点から、全学のFD活動推進の役割を果たしている²⁻¹⁵⁾。また同機構では、大学における教育経験が相対的に短い層を対象に、教員が自らの授業を専門分野と教育学の観点から省察することができる知識、技能、態度、特にアクティブ・ラーニングを実践する能力を修得するための研修プログラム「実践的FDプログラム」を開発・提供している。また、2010年度より、全研究科の教員を対象とした大学院FDセミナーを開催している。

法学研究科においては、2011-15中期取組目標（2012年度教学総括・2013年度計画概要（法学研究科）²⁻³⁾参照）では、「法学部と合同でFD活動を展開し、授業アンケートを分析しながら、講義方法や論文指導方法などについて教育の質的向上に努める」としている。

これを受けて、法学部内にFD委員会を設置し、法学部・法学研究科合同でのFD活動を実施し、年数回FD茶話会を開いて、教員の授業における創意工夫を共有し、授業改善につなげている。その中で、大学院における学修のあり方や研究指導の方法をテーマとしてとりあげ、教員間の経験交流を図ることも行っている。

たとえば、2012年度は、「特別演習」における修士論文指導の方法をテーマとして取り上げた²⁻¹⁶⁾。2013年度は、学部・大学院において共通する課題である、授業でのmanaba+R（Webコースツール）の活用方法をテーマとしたFD茶話会を開催した²⁻¹⁷⁾。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

① 企画委員会・教授会・研究科委員会の議論を通じて、法学部・法学研究科としての人事計画策定上の課題や基本方針を確認することができ、任用計画に基づいて計画的に退職を予定する教員の補充人事を行うことができている。これにより、法学・政治学の多様な研究テーマを実質的に指導しうる教員組織を整備できていることに加えて、その特色ある教育を行うために必要な教員を任用することができている。

② 大学院担当資格ガイドラインおよび法学研究科の内規に基づき、計画的に担当資格審査を実施することができている。これにより、法学・政治学の多様な分野において、院生の研究指導を行うのに必要な教員を確保できている。

③ FD活動に関しては、大学院における学修のあり方や研究指導の方法に関するFD茶話会を毎年度開催し、教員間で研究指導の方法や経験について交流と情報共有を図ることができていると評価できる。

（2）改善すべき事項

FD活動に関して、教員の資質向上、改善が個々の教員に委ねられているため、今後は学内で開催される大学院FDセミナーなどへの教員の参加を促す。また、教員に対して新

任FDプログラムなどの研修への参加を奨励する。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ① 教員整備については、法学部・法学研究科教員組織整備計画に基づき人事計画を着実に履行できるように、さらに法学部企画委員会において議論を深め基本方針を策定して準備を進める。具体的な任用計画は、2014年度に法学部教授会・法学研究科委員会において決定する。当該任用計画に基づき計画的に人事を実施する予定である。
- ② 大学院担当資格審査については、採用予定教員の着任前の資格審査とあわせて、2013年度に「不適」とされた教員の審査も11月頃に行う計画である。
- ③ 2014年度以降も引き続き、FD茶話会において、大学院における学修のあり方や研究指導の方法をテーマとしてとりあげ、教員間の経験交流を図る計画である。

(2) 改善すべき事項

学内で開催される大学院FDセミナーなどへの教員の参加を促していく。また、教員に対して新任FDプログラムなどの研修への参加を奨励する。

4. 根拠資料

- 2-1) 2011-2015年度教員組織整備計画(2011年3月23日常任理事会)
- 2-2) 立命館大学大学院担当教員選考基準
- 2-3) 2012年度教学総括・2013年度計画概要(法学研究科)
- 2-4) 教員一覧(法学研究科ホームページ
<http://www.ritsumei.ac.jp/gsla/introduce/professor-list.html/>〔2014年5月1日閲覧〕)
- 2-5) 教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン
- 2-6) 第1305回(2012年度第20回)大学協議会議事録(「(報告)2013年度の教員の所属と学部および研究科の各課程における専任教員の確認について」)
- 2-7) 修士学位および博士学位論文審査における主査・副査の選任に関する申し合わせ(2011年11月9日大学院委員会)
- 2-8) 法学研究科大学院担当資格審査内規
- 2-9) 2013年度大学院担当資格審査委員会の設置と委員の選任について(2013年度第3回研究科委員会)
- 2-10) 2013年度大学院担当資格審査結果について(2013年度第18回研究科委員会)
- (1-14) 2013年度法学研究科教学総括)
- (1-3) 2013年度法学研究科履修要項)
- 2-11) 2013年度法学研究科教学改善アンケート

- 2-12) 授業アンケート集計結果について (2013 年度第 23 回教務委員会)
- 2-13) 2013 年度第 23 回教務委員会議事録
- 2-14) (報告) 授業アンケート集計結果について (2013 年度第 24 回法学研究科委員会)
- 2-15) 立命館大学教育開発推進機構規程
- 2-16) 2012 年度第 6 回法学部 F D 茶話会記録
- 2-17) 2013 年度第 3 回法学部 F D 茶話会記録

3. 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

① 学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示

法学研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は次のように定められている 2013 年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾ 3 ページ。

【前期課程】

①リーガル・スペシャリスト・コース：企業法務スタッフや公務員、税理士、司法書士等、法律学、政治学の知識を必須とする職業分野で活躍し、研究を通じて学んだ知識や論理的思考力、洞察力をもって、高度に法化された現代社会の諸問題を解決していく高度専門職業人。

②法政リサーチ・コース：学部段階での学習では究明しきれなかったテーマや社会人としての体験を通じて抱いた問題意識・学問的関心をより専門的に深め、自立した研究活動を行える、豊かな学識教養を持った人材。

③研究コース：自身の選んだ専門領域で主体的に研究課題を定め、自らの独創的な視点で、修士論文を執筆し、研究計画にしたがって研究を進めることができる学術研究者。

【後期課程】

研究コース：前期課程での研究成果を踏まえ、自身の専門領域で主体的に研究課題を定め、自らの独創的な視点で、研究計画にしたがって研究を進め、その成果を博士論文として結実させることができる自立した学術研究者。

② 教育目標と学位授与方針との整合性

法学研究科の教育目標は、研究科の目的および人材育成目的として次のように定められている（法学研究科則¹⁻²⁾ 2・3 条、2013 年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾ 2 ページ）（再掲）。

1. 法学研究科の理念、目的

「法学研究科は、法律学・政治学の研究者およびその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍しうる人の養成を目的とする。」

2. 法学研究科の人材育成目的

【前期課程】法学専攻博士課程前期課程は、法律学・政治学の専門的研究能力の涵養とともに、法律学・政治学の専門知識を活かした職業人のための能力の養成を目的と

する。

①研究コース：自身の選んだ専門領域で主体的に研究課題を定め、自らの独創的な視点で、研究計画にしたがって研究を進めることができる学術研究者の育成を目的とする。

②リーガル・スペシャリスト・コース：法律学・政治学の知識を必須とする職業分野において活躍し、研究や学修を通じて知識や論理的思考力、洞察力をもって、高度に法化された現代社会の諸問題を解決していく高度専門職業人の育成を目的とする。

③法政リサーチ・コース：法律学・政治学の領域において、学部段階での学習では究明しきれなかったテーマや社会人としての体験を通じて抱いた問題意識および学問的関心をより深く掘り下げ、自立した研究活動を行える、豊かな学識教養を持った人の育成を目的とする。

【後期課程】法学専攻博士課程後期課程は、博士課程前期課程での研究成果を踏まえ、自らの専門領域について主体的に研究課題を定め、自らの独創的な視点で、研究計画にしたがって研究を進めるとともに、その成果を博士論文として結実させることができる自立した学術研究者等の育成を目的とする。

前述した法学研究科の学位授与方針は教育目標の内容と対応するようになっており、整合している。

③修得すべき学習成果の明示

前述した法学研究科の学位授与方針は、修得すべき学習成果にあたり、社会および構成員に明示されている 2013 年度法学研究科履修要項 1-3) 3 ページ。

また、法学研究科では学位論文評価基準を次のように策定している (2013 年度法学研究科履修要項 1-3) 3 ページ)。

修士論文：①研究課題とその意義の明確性、②研究方法の適切性、③研究内容の独創性、④論議展開の論理性ないしは体系性

博士論文：①研究課題とその意義の明確性、②研究方法の適切性、③研究内容の独創性および国際性、④論議展開の論理性ないし体系性

学位論文評価基準は、新入生オリエンテーションや学位申請予定者への個別の説明の機会に、学位授与規程や学位授与に関する申し合わせとともに周知されている (2013 年度法学研究科履修要項 1-3) 3 ページ) 3-1)。また、新入生オリエンテーションにおいて、フローチャートに基づき修士論文・博士論文の作成から学位授与までのプロセスを説明することも行っている (研究指導フローチャート (2013 年度法学研究科履修要項 1-3) 8・10 ページ))。

前期課程院生の早期修了の要件については、法学研究科則 11 条ないし 13 条において申請の時期、申請の手続、修了の要件を定めている。修了の要件については、GPA4.0 以

上で修士論文が優秀であることを課している。早期修了については法学研究科則とともに履修要項に掲載され、新入生オリエンテーションの際に説明されている(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾10ページ)。具体的な内容は「早期修了に関する規程」に定められているが、過去の運用を見直して改正され³⁻²⁾、厳密な運用がなされており、近年の早期修了の例はない。

早期修了を認められた院生は近年輩出していないが、修士論文指導や特別演習の履修方法など早期修了の運用について、教務委員会において、引き続き検討を行っている³⁻³⁾。

後期課程については、上述の論文評価基準に加えて、博士論文の主題に関して紀要・学会誌などにおいて公表された論文が3点程度あることを原則とすることを申しあわせている³⁻⁴⁾。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

法学研究科は、研究科の人材育成目的達成のため、次のような教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定している(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾2ページ)。

【前期課程】

①リーガル・スペシャリスト・コース

法律学の知識を必須とする職業分野で活躍できる人材育成を目指して、具体的な進路選択に対応できる諸科目のパッケージとして「税務プログラム」「ビジネス法プログラム」「不動産法務プログラム」「公共法務プログラム」を提供しています。また、税理士事務所、会計事務所、特許事務所、その他民間企業における進路直結型の法務実習を通じて実務感覚を涵養します。

②法政リサーチ・コース

社会人としての体験を通じて抱いた問題意識や学問的関心、学部段階での学習では究明しきれなかったテーマ等を、より専門的に深めるためのコースです。特定の進路に対応した科目群をあえて設定せず、各人の興味・関心にあわせて、他コース向け開設された諸科目を比較的自由に履修することができます。

③研究コース

研究コースは、研究者養成を目的とする「ゆるやかな5年一貫制」をとり、修士論文の作成や専門誌への掲載論文作成の指導・助言を行います。第1学年の院生は、通常、自分の専攻する専門講義科目を1科目、隣接・関連領域の専門講義科目を1科目、外国書講読科目を2科目履修します。専門分野の研究と合わせ、他分野からの視点をも得るとともに、必要な外国語の能力を早期に涵養するため、以上のような科目履修とすることが望ましいと考えます。第2学年の院生は、通常、自分の専攻する専門演習科目を1科目、他分野の専門講義科目を1科目、そして修士論文指導科目の「特別研究」を履修します。修士論文の作成を中心に、関連領域の視点も失わないようにし

て、研究を進めることが肝要です。

【後期課程】研究コース

後期課程在籍の院生は、立命館法学をはじめとする学術雑誌等への研究の論文等の公表、国内外での学会等での報告を通じて、自らの研究活動を適時に社会に発信し、課程修了期には、博士論文としてその成果をまとめることが予定されます。これを実施するため、「特別研究」、「文献研究」等の科目を系統的に配置します。内容的には、比較法政研究、歴史的研究、解釈論または政策論を縦横に組み合わせ、総合力の涵養に資するよう設計します。

これらのカリキュラム・ポリシーは、前述の研究科の人材育成目的および学位授与方針の内容に十分に整合していると評価しうる。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

前期課程において、研究コースとリーガル・スペシャリスト・コース・法政リサーチ・コースの科目は区別されている（研究コースの院生はリーガル・スペシャリスト・コース・法政リサーチ・コースの科目を一定単位まで履修することはできる）。

必修科目は、前期課程のリーガル・スペシャリスト・コースと法政リサーチ・コースでは研究指導科目である「特別演習1」と「特別演習2」が指定されている（法学研究科則¹⁻²⁾9条2・3項）。前期課程の研究コースでは同じく「特別研究」が指定されている（同9条1項）。後期課程においては必修科目を設置していない。

選択科目は、前期課程のリーガル・スペシャリスト・コースにおいて、「リーガル・スペシャリスト・コース科目」の中から10単位以上を修得することが定められている（法学研究科則¹⁻²⁾9条2項）。前期課程の研究コースにおいては、講義科目から8単位、演習科目から4単位、外国書講読科目から2カ国語8単位を修得することが定められている（同条1項）。前期課程の法政リサーチ・コースについては、指定はしていない。

各科目の単位数は研究科則において定められている。履修要項を通じて学生に周知され、また科目毎のシラバス（オンラインシラバス³⁻⁵⁾参照）においても単位数が明示されている。

（3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

上記の研究科の人材育成目的、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、教職員に対しては任用時に配布し、教授会においてのパネル審議の際など適宜参照している³⁻⁶⁾。

院生に対しては、入学時の履修ガイダンス時に、人材育成目的、カリキュラム・ポリシーおよび学位授与方針の周知・徹底の取り組みを強化している。4月の新入生オリエンテーション時に法学研究科での学修・研究に関する研究科独自のガイダンスを実施し、その折に人材育成目的と教学ポリシーの説明を行っている（2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾2～3ページ³⁻⁷⁾。また、履修要項を通じて、8月の研究科クラス会との研究科懇談会に

においても説明を行った¹⁻⁷⁾。

社会に対しても、研究科ウェブサイトを通じて人材育成目的、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を公表している¹⁻⁹⁾。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

教務委員会および研究科委員会において、人材育成目的、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針について定期的に確認と点検を行っている。2013年度も教務委員会において、人材育成目的と教学ポリシーについてその確認と点検を行った。その結果、見直しは行わないこととした¹⁻¹²⁾。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

① 法学研究科の学位授与方針は明示されており、教育目標すなわち人材育成目的とも整合的である。

② 修得すべき学習成果としての学位授与方針は社会および構成員に明示されており、学位授与方針に基づく論文評価基準が策定され、院生に対して明示されている。

③ 教務委員会における早期修了の運用の検証によって、その基本的な考え方を確認することができた³⁻³⁾。早期修了制度については、安易な利用を慎む意図で早期修了の要件を厳格に定めており効果を上げてきたが、人材育成目的および教育課程の編成・実施方針に照らして有用であれば積極的に早期修了を認めるのが適切な場合もあると考えられる。特に、学部学生の大学院科目の早期履修制度と結びつけて、大学院の実質的な在学期間が2年確保できるのであれば、早期修了を認めることもできるので、こうした制度について検討すべきであると考えられる。

④ 教育課程の編成・実施方針は、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されている。特に、新入生には、人材育成目的とカリキュラム・ポリシーを含む法学研究科における研究・学修のあり方について、具体的に理解してもらえる機会を設けることができている。

⑤ 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、組織的に定期的な検証が行われ、その基本的な考え方を確認することができている。特に、2012年度のリーガル・スペシャリスト・コースのプログラムの整理によって、人材育成目的と教学ポリシーと研究科のカリキュラムの関係がより明確になったと教務委員会では理解された³⁻⁸⁾。

(2) 改善すべき事項

学位授与方針について、これを精緻化してコース毎に修了時に有する知識・能力を明確にすることも検討する。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ① 引き続き、ガイダンスや学位申請予定者への個別の説明の機会に、修士論文と博士論文について、学位授与規程や学位授与に関する申し合わせとともに、論文評価基準を周知徹底する取り組みを継続する。
- ② 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、引き続き周知の取り組みを進めるとともに、組織的な定期的検証を進める。
- ③ 教務委員会および研究科委員会において、教育課程の編成・実施方針について定期的に確認と点検を行う。

(2) 改善すべき事項

- ① 教務委員会において、修士論文指導や特別演習の履修方法など早期修了のあり方について検討する。
- ② 学位授与方針について、これを精緻化してコース毎に修了時に有する知識・能力を明確にすることを検討する。

4. 根拠資料

(1-3) 2013 年度法学研究科履修要項)

(1-2) 立命館大学大学院法学研究科研究科則)

3-1) 2013 年度課程博士の学位・博士（法学）論文の申請について（2013 年 9 月 25 日研究科委員会）

3-2) 法学研究科博士課程前期課程における標準修業年限未満での修了（早期修了）に関する規程（2012 年 3 月 27 日研究科委員会改正）

3-3) 2013 年度第 22 回教務委員会議事録

3-4) 文・社系研究科における課程博士学位申請要件に関する申し合わせ（2010 年 3 月 4 日大学院委員会）

3-5) オンラインシラバス

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/gaku/onlinesyllabus.htm> [2014 年 5 月 1 日閲覧]

3-6) 法学研究科入試パンフレット（2014 年入学者用）

3-7) 2013 年度法学研究科新入生オリエンテーションガイダンス日程（2012 年度第 24 回研究科委員会）

(1-7) 2013 年度法学研究科懇談会報告（未定稿）

(1-9) 法学研究科ホームページ「研究科ポリシー」

<http://www.ritsumei.ac.jp/gsla/introduce/policy.html/> [2014 年 5 月 1 日閲覧]

(1-12) 2013 年度第 17 回教務委員会議事録

3-8) 2013 年度第 24 回教務委員会議事録

(2) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。(必要な授業科目の開設状況、順次性のある授業科目の体系的配置、コースワークとリサーチワークのバランス)

法学研究科では、法学研究科のカリキュラム・ポリシーに基づいて、以下のような科目を開設している。

【前期課程】

①リーガル・スペシャリスト・コース、法政リサーチ・コース

・リーガル・スペシャリスト・コースのコース科目（法学研究科則¹⁻²⁾別表 1-2）：会社法Ⅰ、会社法Ⅱ、家族法、金融・証券法、企業会計法、刑事訴訟法、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、憲法、工業所有権法Ⅰ、工業所有権法Ⅱ、国際家族法、国際企業法務論、国際経済法、国際取引法、国際税法、社会保障法、商業登記法・供託法、商取引法、消費者法、消費税法、所得税法、税法総論、相続税法、租税手続・争訟法、著作権法、倒産処理法、独占禁止法、不動産登記法、不動産取引法、法人税法、保険法、民事執行・保全法、民事訴訟法、民法Ⅰ、民法Ⅱ、労働法、金融と法Ⅰ、金融と法Ⅱ、金融と法(演習)

リーガル・スペシャリスト・コースの学生は上記のコース科目の中から 10 単位以上を修得しなければならない（法学研究科則¹⁻²⁾9 条 2 項）。これらの科目は、法律専門職をめざす院生のために民商法を中心とした基本法律科目を配置しているほか、税理士・公認会計士志望の院生のために税法系の科目を手厚く開設している。また、司法書士など不動産取引に従事する法律専門職を志望する院生のために、不動産登記法、不動産取引法、商業登記法・供託法などの科目を、企業法務における知的財産法の重要性を反映して、工業所有権法Ⅰ、工業所有権法Ⅱ、著作権法などの科目を開設している。また、本法学研究科の特色として、金融・証券法、金融と法Ⅰ・Ⅱなど金融法関連の科目を手厚く配置している。

本研究科は、上記の趣旨から、実務家の担当する科目を置いていることも特徴である。金融と法Ⅰ・Ⅱ、金融と法（演習）（金融機関出身者）、国際企業法務論（企業法務部出身者）、企業会計法（公認会計士・税理士）、工業所有権法Ⅰ（弁理士）、商業登記法・供託法および不動産登記法（司法書士）がそうである³⁻⁹⁾。これらの科目は、社会で法律の専門知識を生かせる人材を送り出すために、現場でしか知り得ない知識・考え方を修得できるものとして有用である。

なお、前述のように、2012 年度にリーガル・スペシャリスト・コースのプログラムを「ビジネス法プログラム」、「不動産法務プログラム」、「税務プログラム」、「公共法務プログラム」の 4 つに整理する改革を行った。具体的には、公務員志望者を法学研究科に受け入れる方針³⁻¹⁰⁾に対応して、公務員試験改革に対応した「公共法務プログラム」の科目の見直

しを行い、さらに院生の進路に「ビジネス法プログラム」と「企業法務プログラム」を「ビジネス法プログラム」に統合した¹⁻¹³⁾。

- ・リーガル・スペシャリスト・コース、法政リサーチ・コース共通科目（法学研究科則¹⁻²⁾別表 1-2）：アジア法、英米法、行政学Ⅰ、行政学Ⅱ、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、現代政治分析、国際環境法、国際私法、国際人権法、国際政治論、国際法、情報法、政治学、政治思想史、西洋法史、日本法史、法社会学、法哲学、ヨーロッパ法、法政特殊講義

これらの科目は、リーガル・スペシャリスト・コース、法政リサーチ・コースの院生が自由に履修することができる科目である（法政リサーチ・コースの院生は、リーガル・スペシャリスト・コースのコース科目からも、共通コースからも自由に履修することができる）。リーガル・スペシャリスト・コースのコース科目とあわせて、主要な法律学・政治学の分野を網羅しているといえることができる。

法政特殊講義は、上記の科目群ではカバーできない分野やテーマについて開講するものである。法政特殊講義では、金融法分野では信託法、国家公務員試験制度に対応しての政策法務論³⁻¹⁰⁾、税法分野での租税政策論など、必要により毎年度開講しているものもある。

- ・法政専修外国語科目：法政専修英語、法政専修フランス語、法政専修ドイツ語、法政専修中国語

法政専修外国語科目もリーガル・スペシャリスト・コース、法政リサーチ・コースの共通科目に含まれるが、法学研究科では外国語教育を重視しており、研究コースの学生でなくても、外国語文献を読解することが必要であり、また卒業後の進路先において国際的ビジネスに携わることもあることから、学部時からの外国語の学修の継続と語学能力養成のため、外国語科目を配置している³⁻¹¹⁾。

- ・実習科目：法務実習

法務実習も共通科目に含まれる。法学研究科では、高度職業人の要請をめざす本研究科の特色ある実習プログラムであり、院生のキャリア形成を支える重要な科目として本科目を開講している。民間企業、税理士法人・事務所、司法書士事務所、官公庁に派遣し法律関係業務に関する実務修習を行わせている¹⁻¹⁴⁾（2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾ 4・37ページ、法務実習シラバス〔オンラインシラバス³⁻⁵⁾参照〕。単位にはならないが、法務インターンシップとして金融機関などへの派遣も行われている。これらは、全学の修士キャリアパス支援制度から、実習の経済的支援を行う国内実践活動給付金の適用を受けている³⁻¹²⁾。

- ・特別演習科目：特別演習 1、特別演習 2

修士論文執筆のための指導を受ける科目である（特別演習 1・同 2 シラバス〔オンライ

ンシラバス³⁻⁵⁾参照]。1回生後期での特別演習1、2回生(通年)における特別演習2と、順次性のある形で開設されている。

特別演習1では成績評価基準として、レポート(修士論文作成に向けた研究報告)の提出を課しており、各院生が1年次の最後において修士論文執筆のための研究能力を獲得しているかどうかを確認する仕組みが設計されている(前期課程研究指導フローチャート(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾8ページ)。

リーガル・スペシャリスト・コースと法政リサーチ・コースにおけるコースワーク(講義科目)とリサーチワーク(研究指導)のバランスへの配慮については、研究指導科目である特別演習1・2は、講義科目であるリーガル・スペシャリスト・コースのコース科目およびリーガル・スペシャリスト・コースと法政リサーチ・コースの共通科目を踏まえて、または同時進行で履修しながら受講する点でバランスのとれたものとして開設されている。

②研究コース

研究コースには以下の科目が開設されている(法学研究科則¹⁻²⁾別表1-1)。

- ・講義科目：法哲学研究、法史学研究、法社会学研究、比較法研究、憲法研究、行政法研究、税法研究、国際法研究、刑法研究、刑事訴訟法研究、政治学研究、政治史研究、政治思想史研究、行政学研究、国際政治論研究、民法研究Ⅰ、民法研究Ⅱ、民法研究Ⅲ、商法研究Ⅰ、商法研究Ⅱ、労働法研究、社会保障法研究、経済法研究、知的財産法研究、民事訴訟法研究、国際私法研究、国際取引法研究、公法特殊研究、民事法特殊研究
- ・外国書講読科目：外国書講読(英)、外国書講読(独)、外国書講読(仏)
- ・演習科目：法社会学研究、比較法研究、憲法研究、行政法研究、税法研究、国際法研究、刑法研究、刑事訴訟法研究、政治学研究、政治史研究、政治思想史研究、行政学研究、国際政治論研究、民法研究Ⅰ、民法研究Ⅱ、民法研究Ⅲ、商法研究Ⅰ、商法研究Ⅱ、労働法研究、社会保障法研究、経済法研究、知的財産法研究、民事訴訟法研究、国際私法研究、国際取引法研究、公法特殊研究、民事法特殊研究
- ・特別研究科目：特別研究

講義科目・演習科目は、研究者として専門についての知識を深め研究能力を涵養するための科目として、法律学・政治学の主要な分野をカバーする形で開設されている。また、外国書講読科目は、法学・政治学研究者として必要な外国語文献読解の能力を養成するため専門文献を読解する授業として開設されている。特別研究は修士論文執筆のための指導を受ける科目で、丁寧に指導が受けられるよう、6単位の科目として2回生時に開講されるものである(前期課程研究指導フローチャート(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾8ページ)参照)、特別研究シラバス(研究コース科目標準シラバス(2013年度第17回教務委員会)³⁻¹³⁾)。

修了のためには、原則として、講義科目から8単位、演習科目から4単位、外国書講読科目から2カ国語8単位、および特別研究科目から6単位を含めた30単位以上の修得が必要である（法学研究科則^{1・2}9条1項）。

リサーチワーク（研究指導科目）とコースワーク（講義科目）とのバランスへの配慮については、前期課程・研究コースは、24単位分の講義科目を受けて研究に必要な知識・能力を涵養した上で、研究指導科目である特別研究6単位を履修させる設計をしており、配慮がなされていると評価できる。

【後期課程】研究コース（法学研究科則^{1・2}別表2）

法哲学研究、法史学研究、法哲学特殊講義、法哲学文献研究、法史学特殊講義、法史学文献研究、法社会学特殊講義、法社会学文献研究、比較法特殊講義、比較法文献研究、憲法特殊講義、憲法文献研究、行政法特殊講義、行政法文献研究、税法特殊講義、税法文献研究、刑法特殊講義、刑法文献研究、刑事訴訟法特殊講義、刑事訴訟法文献研究、国際法特殊講義、国際法文献研究、行政学特殊講義、行政学文献研究、政治学特殊講義、政治学文献研究、政治史特殊講義、政治史文献研究、政治思想史特殊講義、政治思想史文献研究、国際政治論特殊講義、国際政治論文献研究、民法特殊講義(1)、民法文献研究(1)、民法特殊講義(2)、民法文献研究(2)、商法特殊講義、商法文献研究、労働法特殊講義、労働法文献研究、社会保障法特殊講義、社会保障法文献研究、経済法特殊講義、経済法文献研究、知的財産法特殊講義、知的財産法文献研究、民事訴訟法特殊講義、民事訴訟法文献研究、国際私法特殊講義、国際私法文献研究、公法特殊講義、民事法特殊講義、法政特別講義、法政特別研究

後期課程の科目も、法律学・政治学の主要な分野を網羅する形で開設されている。博士課程を修了するためには、上記の科目の中から12単位を修得しなければならない（法学研究科則^{1・2}10条）。

後期課程の科目については、科目自体がリサーチワーク（研究指導）とコースワーク（講義科目）の両方を含む形となっている^{3・14}。

前期課程も後期課程も研究コースについては、入学者の数が多くないことから、全科目を常時開設するのではなく、実際に入学者が入学してから、その志望に応じて、専攻分野とその隣接分野において必要な科目を開設する形をとっている。

また、法学研究科院生は、本学の他研究科科目を受講することができるほか、他大学で修得した単位を認定する制度がある。本研究科以外の科目（関西四大学大学院単位互換制度で履修できる他大学科目を含む）は10単位まで本研究科の単位として認定される（立命館大学大学院学則^{3・14}38条、2013年度法学研究科履修要項^{1・3}6・32ページ）。

順次性のある科目の体系的配置については、リーガル・スペシャリスト・コースと法政リサーチ・コースの研究指導科目である特別演習1と特別演習2でのみ実現されているにとどまるが、これは1年次で必要な科目を履修し、2年次で各自のテーマについて研究を行い修士論文にまとめるという年次進行からいってやむをえないと考えられる。

なお、正規の科目ではないが、新入生オリエンテーション時に、法学研究科での学修・

研究に関する入学時講座を実施している。具体的には、新入生に対して、カリキュラムの概要、研究倫理、修士論文に向けての研究の進め方、データベースを用いた文献・判例の検索の仕方、学術論文・レポートの作法、研究報告の作法などについて説明を行っている^{3-7) 3-15)}。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。 (専門分野の高度化に対応した教育内容の提供)

現行のカリキュラムは、2012年度からの入学者向けに改革を行ったものであるが、当該改革においては、学部との共同開講の解消や、民事法系科目を中心とする休眠科目の廃止・科目の統合による科目の精選と、外国語科目の再編などの改革を実施した。具体的には、主としてリーガル・スペシャリスト・コースと法政リサーチ・コースについて、学部との共同開講の廃止や外国語関連専門科目の大幅な見直し等による科目精選を実施した³⁻¹¹⁾。とりわけ、学部との共同開講については、教学面からみた実態を考慮してすべて廃止した。さらに、2011年度大学基準協会による認証評価での指摘事項(学部との共同開講が解消の方向であるものの、1科目(教職課程科目)のみ残っていること)に対応して、2012年度から解消した³⁻¹⁶⁾。

学部との共同開講科目については、水準の異なる学部学生と院生の両方が同時に受講していながら、成績評価基準が同一であり、合理的に説明できる別異の評価基準の設定が困難である事情があったが、共同開講の解消によって、研究内容の高度化に対応した教育内容を提供できるようになった。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

① 授業科目の開設状況については、おおむね教育課程の編成・実施方針に基づいて、人材育成目的に照らして必要かつ適切な科目が開設されていると評価することができる。また、法律学・政治学の主要な分野について科目が開設できている。

② リーガル・スペシャリスト・コースについては、履修プログラムを見直して4つの履修プログラムに整理した。法学研究科教務委員会において、整理の効果を検証しているが、整理によって、人材育成目的と教学ポリシーとカリキュラムの対応関係の明確化を図ることができ、体系的履修を促すことができていると評価できる³⁻³⁾。

③ 履修プログラムの整理を行った最初の学年が2013年度に修了し、修了者にアンケート調査を行ったところ、回答した13名中、ビジネス法プログラムを選択した者2名、不動産プログラムを選択した者1名、税務プログラムを選択した者8名、公共法務プログラムを選択した者1名、履修プログラムを参考としなかった者1名で、履修プログラムがわかりやすい履修モデルとして有効に機能したと評価しうる¹⁻¹⁴⁾。

④ 2012年度のカリキュラム改革により、科目精選を図ることができ、学部との共同開講科目の解消により、研究の高度化に対応した教育内容を提供しえたことと評価できる。

⑤ 新入生オリエンテーション時の入学時講座については、クラス会との研究科懇談会では、新入生が法学研究科での研究や学修を円滑に進めることができたという評価を受けた¹⁻⁷⁾。

(2) 改善すべき事項

① 現行の開設科目はおおむね適切であると考えられるが、受講者数0のため閉講となる科目がいくつかあった(2012年度は6科目³⁻¹⁷⁾、2013年度は8科目が閉講となった¹⁻¹⁴⁾ため、時間割配置の見直しやガイダンス時における履修指導の徹底が必要である。また、受講者の状況に照らして、さらなる科目精選を行う必要がある否かを検討する。

② 逆に、特に法政特殊講義で開講されている科目について、カリキュラム・ポリシーに照らしてその必要度が高いものについては、正規の科目とすることを検討する。法政特殊講義(政策法務論)については、公務員志望者から法律知識を政策に活かすことの意味がよく理解できたという感想があり、必要性も高いと考えられる²⁻³⁾。

③ 上記②に関連して、公務員養成のための科目編成をいっそう強化する必要がある。現在の公共法務プログラムの科目のすべてがリーガル・スペシャリスト・コースのコース科目となっているのかどうかについて検証する必要がある。

④ 2013年度においては、英語以外の法律専修外国語科目がすべて閉講となった³⁻¹⁸⁾。院生の外国語の学修の継続と語学能力養成のため、引き続き法政専修外国語を開講する必要があると思われるが、法学研究科クラス会からは、時間割配置の問題点(すべての法政専修外国語科目が同一時限に配置されているため履修の困難がある)の指摘があり¹⁻⁷⁾、2014年度の時間割配置では改善した³⁻¹⁹⁾。

⑤ 2013年度は修了者から6名の公務員採用者が出た反面、法政特殊講義(政策法務論)の受講者は1名にとどまった。新入生オリエンテーション時において、履修指導を丁寧に行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

① 基本的に現行のカリキュラム、特にリーガル・スペシャリスト・コースの4つの履修プログラムを維持しつつ、科目を開講する。

② 2012年度に実施したプログラム見直しの効果を教務委員会において検証し、2016年度からのカリキュラム改革に向けて議論を進める。

③ 今後も学部との科目合併を行わない形で科目を開講する。

④ 引き続き、外国人留学生や社会人、他分野からの入学者など多様な入学者に対応できるように、入学時オリエンテーションおよび特別演習1の履修ガイダンス(2014年度から実施予定)の際に法学研究科における学修や研究に関する講座を行う。

(2) 改善すべき事項

- ① 人材育成目的とカリキュラム・ポリシーの検証と精緻化を引き続き行うとともに、科目の見直しを含む、2016年度からのカリキュラム改革に向けて議論を進める。
- ② 法政専修外国語科目について、開講時間帯に注意しつつ、引き続き開講する。
- ③ 2012年度に実施した科目精選の効果を教務委員会において検証する。
- ④ 院生が適切な科目選択を行えるよう、開講にあたっては時間割配置に注意し、入学時オリエンテーションの際に法学研究科における学修に関する講座を強化し、履修相談の機会を設けることを検討するなど、履修指導を丁寧に行う。

4. 根拠資料

- (1-2) 立命館大学大学院法学研究科研究科則
- 3-9) 法学研究科入試パンフレット (2015年入学者用)
- 3-10) 公務員試験改革に対する法学研究科の対応 (2011年12月13日法学研究科委員会)
- (1-13)リーガル・スペシャリスト・コースのプログラム (履修モデル) の見直しについて (2012年10月9日法学研究科委員会)
- 3-11) 2012年度法学研究科改革について(2011年04月12日法学研究科委員会)
- (1-14) 2013年度法学研究科教学総括)
- (1-3) 2013年度法学研究科履修要項)
- (3-5) オンラインシラバス
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/gaku/onlinesyllabus.htm> [2014年5月1日閲覧])
- 3-12) (報告) 2013年度大学院前期課程研究実践活動補助審査結果および採択について (2012年度第19回大学院教学委員会)
- 3-13) 研究コース科目標準シラバス (2013年度第17回教務委員会)
- 3-14) 立命館大学大学院学則
- (3-7) 2013年度法学研究科新生オリエンテーションガイダンス日程 (2012年度第24回研究科委員会)
- 3-15) 2013年度新生オリエンテーションレジュメ
- 3-16) 学部との合併科目「法政情報処理」の扱いについて (2011年11月8日法学研究科委員会)
- (3-3) 2013年度第22回教務委員会議事録)
- (1-7) 2013年度法学研究科懇談会報告 (未定稿))
- 3-17) 2012年度法学研究科教学総括
- (2-3) 2012年度教学総括・2013年度計画概要 (法学研究科))
- 3-18) (報告) 法学研究科2013年度前期開講科目の閉講について (2013年度第2回研究科委員会)
- 3-19) 2014年度法学研究科開講責任科目時間割について (2013年度第20回法学研究科委員会)

(3) 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

①教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用

法学研究科では、教員が一方向的に講義する方式は少なく、教員と学生が双方向にやりとりする授業を主体としている（本研究科科目のシラバス〔オンラインシラバス³⁻⁵⁾参照〕を参照）。すなわち、教員から課題が提示され、課題について担当受講者が発表し、教員および他の受講者との間でディスカッションを行う形態の講義または演習が多い。

こうした双方向的授業は、前期課程・リーガル・スペシャリスト・コースおよび法政リサーチ・コースの修論指導科目である特別演習1および同2においても同様である。これらの科目においては、研究テーマに関する文献講読、判例研究などを通じて研究テーマを深め、修士論文として完成させることにしているが、指導教員と議論を行いながら進めていくことにしており、きめ細かな指導が行われている（特別演習1・同2シラバス〔オンラインシラバス³⁻⁵⁾参照〕。

また、前期課程・研究コースの修論指導科目である特別研究においても、研究テーマに関する報告、論文作成に対する指導、外国語文献の講読など、研究テーマを深め修士論文を完成させるために、やはり指導教員との議論の上で双方向的になされることになっている³⁻¹³⁾。

以上のように、人材育成目的およびカリキュラム・ポリシーに対応して、法学研究科の授業科目の多くにおいて、双方向的な授業が実施されている。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

法学研究科においては、研究科則上、課程・コースを問わず履修科目登録の上限は設定されていないが、履修要項において、登録可能な上限として46単位が設定され、年間30単位を目安に履修するよう指導している（2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾28ページ）。前期課程においては要卒単位が2年間で30単位、後期課程においては3年間で12単位と少ない単位数である（法学研究科則¹⁻²⁾10条）ため、予習・復習時間の確保という単位制の実質化を確保でき、科目を履修しすぎることによって個々の履修がおろそかになることもないので、実際に履修制限が問題になることはない。

学習指導については、毎年、入学時のオリエンテーションにおいて、履修要項に基づいて、卒業要件、開設科目、リーガル・スペシャリスト・コースの履修プログラムについて説明を行い、さらに2年間または3年間の学修の流れを研究指導フローチャートに基づいて説明を行っている³⁻⁷⁾（研究指導フローチャート（2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾8・10ページ））。

また、法学研究科は指導教員の下で研究指導を行う体制を作っている。前期課程・研究コースおよび後期課程については入学時に、前期課程のリーガル・スペシャリスト・コー

スおよび法政リサーチ・コースについては1年次の6月に実施する特別演習担当教員希望調査に基づいて指導教員を決定し、1年次の後期から指導教員の指導を受ける体制となっている(前期課程研究指導フローチャート(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾ 8ページ)³⁻²⁰⁾³⁻²¹⁾。法学研究科では、毎年6月頃に院生・教員の交流会を行っている³⁻²²⁾が、院生の指導教員の決定の参考ともなっている。法学研究科クラス会との研究科懇談会でも、次年度以降も定期的に交流の機会を設けることを合意している¹⁻⁷⁾。

③学生の主体的参加を促す授業方法

上に述べたように、法学研究科では双方向的に行う授業が多く、それらの科目では、教員から課題が提示され、課題について担当受講者が発表し、教員および他の受講者との間でディスカッションを行う形態が採用されている(法学研究科開講科目シラバス〔オンラインシラバス³⁻⁵⁾ 参照)。

また、毎年度「法学研究科教学改善アンケート」²⁻¹¹⁾を実施し、授業改善に役立っている。ただし、法学研究科では少人数の授業が多いため、回答者が特定されるおそれがあるので、受講者10名以上の科目で実施してきた³⁻²³⁾。その分析結果を教務委員会において議論し、研究科委員会に報告することとしている²⁻¹²⁾²⁻¹³⁾²⁻¹⁴⁾。教学改善アンケートによって、研究科の院生の履修動向や要望等を把握することができている。したがって、授業改善に向けて学生の意見を反映させるシステムを構築している。

④研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導

法学研究科では、学生に対する適切な学習指導の推進の観点から、「研究指導フローチャート」を作成し、履修要項で学生に公表し、新入生オリエンテーションにおいて周知して、指導の可視化を図っている。研究指導フローチャートによって長期的な研究計画のスケジュールの指導を行っている(研究指導フローチャート(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾ 8・10ページ)。

また、前期課程のリーガル・スペシャリスト・コース、法政リサーチ・コースについては、特別演習1の単位認定条件として、研究の進捗報告と修士論文計画をレポートとして課している(前期課程研究指導フローチャート(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾ 8ページ)³⁻²⁴⁾。これによって院生の研究進捗状況を把握でき、指導教員が修士論文の研究指導計画を立てやすくしている。前述したように、後期課程においては、博士論文が学会誌・紀要などにおいて事前に公表された3本程度の論文をその内容とすることを申しあわせており³⁻⁴⁾、これは入学後速やかに具体的な論文の作成計画を立て、論文の公刊を通じて、継続的かつ丁寧な指導が受けられる効果を上げている。

さらに、前期課程の学生に修士論文作成のマイルストーンとすべく、修士論文中間報告会を2年次の11月から12月にかけて行い、構想発表を報告させ、研究進捗を管理している(前期課程研究指導フローチャート(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾ 8ページ)。³⁻²⁵⁾ 修士論文中間報告会は、公法・民法・刑事法・税法・政治学の分野別の研究会において、各専門教員参加のもと開催されている(『立命館ロー・ニューズレター』75号³⁻²⁵⁾ 22ページ)。法学研究科は(在籍院生の多い税法を別として)複数指導体制を採用していないが、中間報告会において、指導教員以外の教員による助言指導を受けることができている。後

期課程においても、同様に甲号・乙号両方について博士論文公聴会を開催しており（後期課程研究指導フローチャート（2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾ 10ページ）、実際開催されている³⁻²⁶⁾ 3-27)。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

①シラバスの作成と内容の充実

大学全体として、シラバスの作成方法と内容についての基準を定めている。この基準において、各授業科目の到達目標、受講要件、授業計画、準備学修の内容、成績評価基準および成績評価方法、参考文献などを明示している（2013年度法学研究科開設科目シラバス〔オンラインシラバス³⁻⁵⁾参照〕³⁻²⁸⁾ 3-29)。教員はこの基準に沿ってシラバスを作成することとされており、各学部・研究科執行部において、学生への公開に先立ち、シラバス点検を実施し、万一適切でない記載が発見された場合、執行部から当該担当者に修正を要請している（2013年度シラバスについては、「2013年度学部・研究科・教学機関執行部によるシラバス点検結果」を、「2014年度シラバス編集・公開方針について」（2013年7月22日教学委員会）³⁻³⁰⁾の中で報告している）。

また、法学研究科では、これまでシラバスの作成されていなかった修士論文指導科目の標準的シラバスの作成を進めており、2012年度においてはリーガル・スペシャリスト・コースおよび法政リサーチ・コースの研究指導科目である特別演習1および同2の標準的シラバスを作成し公表した（特別演習1・同2シラバス〔オンラインシラバス³⁻⁵⁾参照〕。2013年度には、研究コース（前期課程・後期課程）の研究指導科目である特別研究、および他の研究コースの科目の標準的シラバスを作成し2014年度から公表する予定である³⁻¹³⁾。

②授業内容・方法とシラバスとの整合性

大学全体として、成績評価方法などシラバスの重要事項について事後的に変更する場合は、学内のルールとして、学部・研究科の執行部会議にて審議することとなっている。シラバスのその他の事項で変更する場合は、学内のルールとして、教員は授業の中で学生に事前に説明することが義務づけられている³⁻²⁹⁾。また、全学の仕組みとして学部・研究科・教学機関執行部によるシラバスの点検を定期的に行い、授業内容・方法とシラバスとの整合性を図っている³⁻³⁰⁾。全学的なシラバスの点検に際しては点検のマニュアルが配布されている³⁻³¹⁾。法学研究科では、上記の全学的なシラバス点検の仕組みに沿って、研究科科目のシラバスすべての内容を点検している³⁻³²⁾。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

①厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）、単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

大学全体では、成績評価は、オンラインシラバスに記載されている成績評価方法に従って行われる。成績表示（A⁺、A、B、C、F）は全学で統一されており、GPA（Grade Point Average）は本学独自の換算方法で数値化されている（立命館大学大学院学則³⁻¹⁴⁾23

条、2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾³⁰ページ)。全学共通の指針として、成績評価方法(試験)、成績表示、他大学等での既修得単位の取扱、GPA等を整理し、履修要項に掲載している。また、全学共通の制度として「成績確認制度に関する申し合わせ」を定めて運用している³⁻³³⁾ほか、外国留学中に取得した単位の認定にあたっては、「外国留学単位に関わる授業時間の確認について」にもとづいて、単位の基礎となる授業時間数の換算を統一化している³⁻³⁴⁾。

また、法学研究科においては、履修要項において成績評価の仕方、成績確認制度などが説明されている(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾³⁰ページ以下)。成績評価の具体的な方法は各科目によって異なり、すべての科目において成績評価方法はシラバスに明示されている。定期試験(筆記)、レポート試験、平常点(日常的な授業に対する取組状況等に対する評価)の評価項目があり、総合的に評価されている。平常点によって評価される科目が大半である(法学研究科開設科目シラバス〔オンラインシラバス³⁻⁵⁾参照])。おおまかな成績分布状況については「2013年度法学研究科教学総括¹⁻¹⁴⁾」を参照されたい。成績確認制度の利用はこれまでない。なお、全体的な成績評価の傾向については、2013年度法学研究科教学総括を参照されたい。

法学研究科は単位制を採用し、毎週1回90分の授業を1セメスターに15週実施し、予習・復習を授業時間と同じだけ行うことによって2単位として扱うこととしている(立命館大学大学院学則³⁻¹⁴⁾³⁴条、2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾²⁶ページ)。法学研究科において、上述のように成績評価を各種の評価項目に基づいて総合的に評価し、単位を与えている。

②既修得単位認定の適切性

大学全体では、他大学等での既修得単位の取扱を各学部・研究科の履修要項に掲載している。法学研究科においては、大学全体の仕組みに沿って、入学前に科目等履修で取得した既修得単位を認定する仕組みがある(立命館大学大学院学則³⁻¹⁴⁾³⁸条)。具体的には履修要項に、「入学前の既修得単位の認定及び入学後に他大学大学院で修得した単位の認定」の制度を明示している(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾³⁴ページ)。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。(授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施)

大学全体では、2008年度に全学的な教学改善を推進する組織として「教育開発推進機構」が設置され、各学部の教学における先進事例の共有や教育改善に関わる内外の情報提供、教育成果を生む効果的な教育手法の導入・紹介に取り組んでいる²⁻¹⁵⁾。全学的な教育成果・実績の確認は、毎年度末に実施される教学委員会(旧：教学対策会議)での「各学部・研究科教学総括」のなかで行われ、学部・研究科間の教学に関する取り組みを相互に点検・検証する場となっている³⁻³⁵⁾。

また、大学院全体として、教育成果を図るための一方策として、在学生または修了生を対象とした「法学研究科教学改善アンケート」を実施し、その結果を研究科委員会・研究

科教授会で審議・分析することで、教学改善のための重要な基礎的資料として活用している²⁻¹¹⁾。法学研究科としても、「教学改善アンケート」を受講生が10名以上履修する科目について実施し、その分析結果を教務委員会において議論し、研究科委員会に報告している^{2-12) 2-14)}。2013年度後期では実施科目数を増やすために受講者5名以上の科目について実施した。

また、法学研究科においては、法学部と合同でのFD活動を実施し、年数回FD茶話会を開いて、授業改善につなげている。その中で、大学院における学修のあり方や研究指導の方法をテーマとして取り上げている（既述）。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

- ① 法学研究科では双方向的な授業が行われており、人材育成目的およびカリキュラム・ポリシーに照らして、また学生の自主的な学びを促進している。
- ② 新入院生に研究指導チャートを通じた2年間の学修の流れを周知でき、この方法による学習指導はおおむね機能しているものと評価できる。
- ③ 前期課程リーガル・スペシャリスト・コース、および法政リサーチ・コースの特別演習1におけるレポート提出によって、指導教員に、修論研究の進捗と今後の計画を把握させることができている。
- ④ 修論中間報告会を開催することによって、院生が修士論文の内容について、指導教員以外の教員による評価や助言指導を受けるよい機会となっている。
- ⑤ 教務委員会における実質的な議論の到達点として、前期課程の研究指導科目の標準シラバスを作成することができた。
- ⑥ 「法学研究科教学改善アンケート」により、研究科の院生の履修動向や要望等を把握することができた。

(2) 改善すべき事項

- ① 研究指導計画については、各指導教員にまかせており、これまでそのことが問題となったわけではないが、組織的に研究指導計画を把握し管理し、客観的に検証する仕組みがなく、今後構築することを検討する必要がある。
- ② 前期課程リーガル・スペシャリスト・コース、法政リサーチ・コースの指導教員の決定について、学外からの入学者は本学の教員の研究内容について十分な知識がなく、希望調査においても困難を経験していることがある。この点について特別演習1に関するガイダンスを実施して、より丁寧に指導を行うことにしている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ① 今後も引き続き、双方向的な授業形態を維持していく。

- ② 入学時ガイダンスや「特別演習1」の開講時などにおいて研究指導フローチャートの周知徹底を図る。
- ③ 「特別演習1」において、研究の進捗報告と修士論文計画をレポートとして課す。
- ④ 修士論文中間報告会を、公法・民事法・刑事法・税法・政治学の分野別に開催する。また、博士論文公聴会の開催を実施し、両方ともに幅広く教員の参加を働きかける。
- ⑤ 2014年度も「法学研究科教学改善アンケート」を受講生が10名以上履修する科目について前期および後期に実施し、その分析結果を教務委員会において議論し、研究科委員会に報告する。

(2) 改善すべき事項

- ① 院生の研究指導計画を組織的に把握・管理・検証する仕組みについて検討する。
- ② 6月の前期課程リーガル・スペシャリスト・コース、法政リサーチ・コースの指導教員希望調査に先立って特別演習1に関するガイダンスを実施し、履修指導を丁寧に行う。
- ③ 受講者5名以上の科目について教学改善アンケートを実施し、その分析結果を教務委員会において議論し、研究科委員会に報告することで、授業改善への取り組みを継続する。

4. 根拠資料

(3-5)オンラインシラバス

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/gaku/onlinesyllabus.htm> [2014年5月1日閲覧]

(3-13)研究コース科目標準シラバス (2013年度第17回教務委員会)

(1-2)立命館大学院法学研究科研究科則

(1-3)2013年度法学研究科履修要項

(3-7)2013年度法学研究科新生オリエンテーションガイダンス日程 (2012年度第24回研究科委員会)

3-20)2013年度修士論文希望教員調査票 (リーガル・スペシャリスト・コース/法政リサーチ・コース)

3-21)2013年度第8回研究科委員会議事録

3-22)2013年度法学研究科交流会の開催について (報告) (2013年6月4日法学研究科委員会)

(1-7)2013年度法学研究科懇談会報告 (未定稿)

(2-11)2013年度法学研究科教学改善アンケート

3-23)2013年度第7回研究科委員会議事録

(2-12)授業アンケート集計結果について (2013年度第23回教務委員会)

(2-13)2013年度第23回教務委員会議事録

(2-14)(報告)授業アンケート集計結果について(2013年度第24回法学研究科委員会)

3-24)特別演習1「レポート(修士論文作成に向けた研究報告)」の提出について (案内)

(3-4)文・社系研究科における課程博士学位申請要件に関する申し合わせ (2010年3月)

- 4日大学院委員会))
- 3-25) 『立命館ロー・ニューズレター』75号
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/nl/nl75/nl.75.pdf>〔2014年5月1日閲覧〕
 - 3-26) 『立命館ロー・ニューズレター』74号18ページ
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/nl/nl74/nl74.pdf>〔2014年5月1日閲覧〕
 - 3-27) 『立命館ロー・ニューズレター』76号25ページ
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/nl/nl76/nl76.pdf>〔2014年5月1日閲覧〕
 - 3-28) 2013年度シラバス編集・公開方針について(2012年7月30日教学委員会)
 - 3-29) シラバス執筆入稿マニュアル(2013年度版)
 - 3-30) 2014年度シラバス編集・公開方針について(2013年7月22日教学委員会)
 - 3-31) 2013年度学部・研究科・教学機関執行部によるシラバスの点検について(2012年12月17日教学委員会)
 - 3-32) 法学研究科のシラバス点検結果について
 - (3-14)立命館大学大学院学則
 - 3-33) 「成績確認制度」に関する申し合わせ(意見集約を受けて)(2010年3月29日教務会議)
 - 3-34) 外国留学単位認定に関わる授業時間の確認について(2003年2月24日教務会議)
 - (1-14)2013年度法学研究科教学総括
 - (2-15)立命館大学教育開発推進機構規程
 - 3-35) 2013年度教学総括・2014年度計画概要(法学研究科)

(4) 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

①学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

学生の学習成果を測定するための指標と考えられるのは学位取得者数である。本学においては、博士を年間 100 名輩出することをめざし、大学院教学の推進に取り組んでおり、過去5年間の大学院教学の成果たる修士・博士それぞれの学位授与状況は次のとおりである。

表4－(1)－1 学位取得者数(名)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
修士・専門職	1090	1031	1046	1030	1191	1253
博士	68	69	60	68	54	45

(出典：2013年度立命館大学自己・点検評価報告書)

法学研究科では、2012年度は、修士学位を授与された者が42名、博士学位を授与された者は2名(甲号2名〔法哲学、環境法〕、乙号0名。)であった³⁻¹⁷⁾(「2012年度修士学位論文一覧」『立命館法政論集』11号³⁻³⁶⁾)。2013年度は、修士学位を授与された者は21名、博士学位を授与された者は2名(甲号2名〔民事訴訟法、行政学〕、乙号0名)であった¹⁻¹⁴⁾。

法学研究科においては、教育成果の検証に関して、以下の取り組みを行っている。

一つは『立命館法政論集』の刊行である。毎年1号発行し、リーガル・スペシャリスト・コースおよび法政リサーチ・コースの院生の2年間の研究・学修の成果である修士論文の中で優秀であるとして指導教員から推薦されたものを掲載するものである。掲載されるためには、査読委員会における査読によって掲載を可とされる必要がある。2012年度の掲載論文は7本³⁻³⁶⁾、2013年度の掲載論文は4本であった^{1-14) 3-37)}。

もう一つは、立命館大学が授与している学術賞がある。「天野和夫賞」は、優れた課程博士および修士の学位を取得した者(加えて、法の基礎理論研究の発展に寄与した研究者にも)に授与される。法学研究科における研究・学修の成果を表彰するものであり、毎年数名の院生・修了者に授与している³⁻³⁸⁾。ほかに、優秀な成績を収め今後の研究が期待される法学研究科の前期課程および後期課程並びに法務研究科院生に授与される「平井嘉一郎研究奨励賞」があり、法学研究科における研究・学修を奨励し院生の学修にインセンティブを与えている(「第8平井嘉一郎研究奨励賞授賞式について」『立命館ロー・ニューズレター』75号^{3-25) 20}ページ参照)。

また、別の指標として、進路状況が挙げられる。大学全体として、2012年度の前期課程の修了生の研究科ごとの進路就職状況を以下のようにまとめている。

表4－(1)－3 2012年度進路就職状況

研究科名	修了者数 (名)	業種別就職者数							進学	その他	進路把握率(%)
		製造	流通	金融	サービス	マスコミ	公務員	教員			
法学	42	6	3	2	17	1	3			10	100
経済学	37	1	1						1	33	97.3
経営学	38	11	3	2	4		3		4	10	97.4
社会学	19	1	2	1	3	1	1		2	8	100
文学	57	3			8		1	5	17	22	98.2
理工学	660	326	23	4	216	12	12	2	26	38	99.8
国際関係	46	5	2	1	7	1			6	24	100
政策科学	23	1	1		5		1		2	13	100
応用人間科学	33			1	7		4	3		18	100
言研教育情報	37		1	1	5			12	1	17	100
MOT	57	7	2	2	24		1		1	18	96.5
公務	37		1	2	2	1	16			14	97.3
映像	4				1	2			1		100
スポーツ健康科学	21	2	1		5	1	1	2	6	3	100
経営管理	37	4	4	1	7	1				20	100
総計	1148	367	44	17	311	20	43	24	67	248	99.4

その他・・・資格試験・進学等の受験準備、就職活動継続予定、就職意思なし

(出典：2012年度キャリアオフィス調査資料により数値算出)

以上に加え、後期課程修了者の進路を調査し、毎年度、大学院教学委員会に報告し、全学で共有している³⁻³⁹⁾。

法学研究科でも、修了時に進路状況を把握するための独自のアンケートを行っている。たとえば、2012年度では、前期課程については、公務員2名、特殊法人1名、民間企業18名、税理士法人・事務所／会計事務所13名、特許事務所1名、司法書士事務所1名、すでに社会人である者2名、資格試験および公務員試験準備1名、その他1名、未定3名であり、後期課程は、出身国での大学研究者1名と、本学の客員研究員1名であった³⁻¹⁷⁾。

2013年度は、前期課程は後期課程への進学1名、公務員6名(国税専門官を含む)、民間企業1名、税理士法人・事務所／会計事務所5名、司法書士事務所1名、資格試験など準備1名、その他1名、未定5名であり、後期課程は出身国への帰国1名(外国人留学生)、研究生1名であった¹⁻¹⁴⁾。

②学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)

大学全体では、毎年度末の教学対策会議(現 教学委員会)において、各学部・研究科の教授会の議を経て上程された「年度総括・次年度計画」を相互に点検し、学部の掲げる教育目標に沿った成果が上がっていることを確認している³⁻³⁵⁾。

法学研究科には、院生の自治組織として法学研究科クラス会があり、毎年、研究科執行部との間で要望事項について交渉する研究科懇談会が開かれている。その中では教学上の課題についての要望もあり、それを含め、院生との交流会、就職企画などにおいて積極的に受講生の声に耳を傾け、その内容を教務委員会で議論し、研究科委員会に報告し情報共有を図ることを行っている¹⁻⁷⁾。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性

立命館大学学位規程（以下、学位規程）³⁻⁴⁰⁾に則り、卒業・修了判定は厳格に実施されている。

法学研究科は次のように学位授与基準（ディプロマ・ポリシー）を定めている（2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾3ページ）（再掲）。

【前期課程】

①リーガル・スペシャリスト・コース：企業法務スタッフや公務員、税理士、司法書士等、法律学、政治学の知識を必須とする職業分野で活躍し、研究を通じて学んだ知識や論理的思考力、洞察力をもって、高度に法化された現代社会の諸問題を解決していく高度専門職業人。

②法政リサーチ・コース：学部段階での学習では究明しきれなかったテーマや社会人としての体験を通じて抱いた問題意識・学問的関心をより専門的に深め、自立した研究活動を行える、豊かな学識教養を持った人材。

③研究コース：自身の選んだ専門領域で主体的に研究課題を定め、自らの独創的な視点で、修士論文を執筆し、研究計画にしたがって研究を進めることができる学術研究者。

【後期課程】

研究コース：前期課程での研究成果を踏まえ、自身の専門領域で主体的に研究課題を定め、自らの独創的な視点で、研究計画にしたがって研究を進め、その成果を博士論文として結実させることができる自立した学術研究者。

上記の学位授与基準を受けて、法学研究科は学位論文評価基準を定めている（2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾3ページ）（再掲）。

修士論文：①研究課題とその意義の明確性、②研究方法の適切性、③研究内容の独創性、④論議展開の論理性ないしは体系性

博士論文：①研究課題とその意義の明確性、②研究方法の適切性、③研究内容の独創性および国際性、④論議展開の論理性ないし体系性

これらの学位授与基準および学位論文評価基準は履修要項において、また新入生オリエンテーションの説明を通じて院生に対して周知されている(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾3ページ)³⁻⁷⁾。また、修士・博士論文の作成から学位授与までのプロセスについて研究指導フローチャートを作成し、履修要項等にて明示し新入生オリエンテーションで周知することにより、学位論文提出までの手続きについても可視化している(研究指導フローチャート(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾8・10ページ))。博士論文については、学位申請予定者と指導教員に対して学位授与規程や学位授与に関する申し合わせと論文評価基準を確認している³⁻¹⁾。

修士・博士の学位授与手続きについて、全学的な申し合わせを定め、それに基づき運用することで、厳格性・客観性を確保している³⁻⁴⁾。

法学研究科においては、修士論文の評価については指導教員が主査となるが、単独ではなく、院生の修士論文テーマに照らして同一または関連分野から任命された副査を含めた複数の審査員で上記の論文評価基準に照らして審査を行い、論文審査報告書を研究科委員会において、全員の承認の上で行っている(立命館大学学位規程³⁻⁴⁰⁾13条1項および2項但し書き、ならびに15条1項および2項)。

博士論文に関しても、複数の教員によって審査委員会を組織している(学位規程³⁻⁴⁰⁾23条1項・2項・3項)。主たる指導教員が主査、博士審査請求論文のテーマと同一または関連する分野の教員が副査となるだけでなく、法学研究科の慣例として、他の部門の教員が3人目の審査委員として審査に参加している。研究科に属さない学内または学外の研究者を審査委員に任命することも可能である(学位規程23条4項)。博士学位審査にあたっては、審査委員会の報告書を研究科委員会において全員が承認する形をとっている(学位規程27条1項・2項)³⁻⁴¹⁾。また、博士論文公聴会を開催し、審査委員以外の複数の教員も参加しかつ公開で審査している³⁻⁴²⁾。課程博士論文については、事前に公刊されていることを原則としている³⁻⁴⁾。

以上のことから、法学研究科の学位授与基準、学位授与手続きは適切であるといえる。

②学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

上記と重複するが、修士学位・博士学位とも指導教員以外の教員も副査として関与し、複数教員で審査している。博士学位審査については、専門分野以外の教員も副査となっている。また、博士論文公聴会を開催し、審査委員以外の複数の教員も参加しかつ公開で審査している。課程博士論文については、事前に公刊されていることを原則としている。

また、研究科委員会の通常案件の定足数は構成員の過半数であるが、学位審査については、学位規程³⁻⁴⁰⁾に基づき、2/3を定足数としている(15条3項および27条3項)。

文部科学省の学位規則の改正による博士学位論文のインターネット公開については、大学として立命館大学の機関リポジトリ「R-Cube」³⁻⁴³⁾を通じて実施に移しており、法学研究科としても、学位規則9条2項に規定する公開のできない「やむを得ない事由」についてのガイドラインを策定し³⁻⁴⁴⁾、学位授与の客観性を確保するための措置をとっている。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

- ① 申請者のほとんどに修士学位が授与されている（2012年度・2013年度ともに100%である³⁻¹⁷⁾¹⁻¹⁴⁾。また、優秀な学位論文を査読・選考して『立命館法政論集』に掲載することができ、「天野和夫賞」・「平井嘉一郎研究奨励賞」を授与することができている。
- ② 進路就職状況は、法学・政治学の素養を生かした高度専門職への就職が多く、ほぼ期待どおりの就職実績があることから、一定の教育成果があがっているといえる。
- ③ 教学改善アンケートや法学研究科クラス会との懇談会を通して、学生の声に耳を傾けることができている。
- ④ 履修要項、新入生オリエンテーションなどを通じて、院生に学位授与基準、論文評価基準、学位授与手続きを周知できている。
- ⑤ 修士・博士の学位の審査の手続きは、修士論文中間報告会、博士論文公聴会など、複数の教員の審査過程への参加などにより、一定の客観性・厳格性が確保されている。

(2) 改善すべき事項

- ① 前期課程院生の減少に伴って、『立命館法政論集』の安定的な刊行が難しくなることが予測され、刊行のあり方について検討する予定である。
- ② 就職状況において、公務員試験や資格試験受験による未定者も含め、進路先が把握できていない修了者が若干名いるため、進路の把握に力を入れる必要がある。
- ③ 卒業後の評価や進路先からの評価といった卒業後の評価を得られておらず、そのため、進路先企業の声聞くための方策を立てる必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ① 引き続き優秀な修士論文を査読した上で『立命館法政論集』を刊行するとともに、前期課程・後期課程の優秀論文執筆者など有望な成績優秀者に対し、研究・学修奨励のため「天野和夫賞」・「平井嘉一郎研究奨励賞」を授与する。
- ② 研究科懇談会や院生との交流会、就職企画などにおいて積極的に院生の声に耳を傾け、その内容を教務委員会で議論し、研究科委員会に報告し情報共有を図る。
- ③ 新入生オリエンテーションや学位申請予定者への個別の説明の機会に、修士論文と博士論文について、学位授与規程や学位授与に関する申し合わせとともに、論文評価基準の周知徹底を図る。
- ④ 修士論文中間報告会を、公法・民事法・刑事法・税法・政治学の分野別に開催し、また博士論文公聴会の開催を実施する。両者ともに幅広く教員の参加を働きかける。

(2) 改善すべき事項

- ①『立命館法政論集』の刊行のあり方について検討を行う。
- ②修了時の進路アンケートなど、引き続き研究コースの修了生も含め、院生の進路状況の把握に努め、進路把握率の向上を図る。
- ③就職先企業の評価を聞くなど、卒業後の評価を得られるように努める。

4. 根拠資料

- (3-17) 2012 年度法学研究科教学総括)
- 3-36) 『立命館法政論集』 11 号
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/hosei-11/hosei-11idx.htm> [2014 年 5 月 1 日閲覧]
- (1-14)2013 年度法学研究科教学総括)
- 3-37) 『立命館法政論集』 12 号
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/hosei-12/hosei-12idx.htm> [2014 年 5 月 1 日閲覧]
- (3-25) 『立命館ロー・ニューズレター』 75 号
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/nl/nl75/nl.75.pdf> [2014 年 5 月 1 日閲覧]
- 3-38) (報告) 第 11 回 (2013 年度) 天野和夫賞受賞者および授与式の開催について (2013 年度第 13 回研究科委員会)
- 3-39) 2012 年度大学院博士課程後期 (一貫制博士) 課程修了・満期退学者の進路について (報告) (2013. 5. 27 大学院教学委員会)
- (3-35) 2013 年度教学総括・2014 年度計画概要 (法学研究科))
- (1-7) 2013 年度法学研究科懇談会報告 (未定稿))
- (1-3) 2013 年度法学研究科履修要項)
- (3-7) 2013 年度法学研究科新入生オリエンテーションガイダンス日程 (2012 年度第 24 回研究科委員会))
- (3-1) 2013 年度課程博士の学位・博士 (法学) 論文の申請について (2013 年 9 月 25 日研究科委員会))
- (3-4) 文・社系研究科における課程博士学位申請要件に関する申し合わせ (2010 年 3 月 4 日大学院委員会))
- 3-40) 立命館大学学位規程
- 3-41) 「学位論文審査要旨」 (立命館法学 2013 年第 4 号)
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/13-4/sagami.pdf> [2014 年 5 月 1 日閲覧]
- 3-42) 博士論文公聴会案内 (2013 年度)
- 3-43) 立命館大学機関リポジトリ R-Cube<<http://r-cube.ritsumeikan.ac.jp>> [2014 年 5 月 1 日閲覧]
- 3-44) 博士論文をインターネット公表できないやむを得ない事由とその場合に公表する要約についての法学研究科のガイドライン (2014 年 3 月 25 日法学研究科委員会)

4. 学生の受け入れ、学生支援

(1) 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

①求める学生像の明示

大学では、2011年度入学者入学試験以降、研究科の入学試験要項において研究科の「求める学生像」を明示している。また、大学ホームページにおいても入学試験要項を公開しており、「求める学生像」もあわせて公開している⁴⁾¹⁾。法学研究科は、求める学生像、すなわち入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を次のように策定し、入学試験要項およびウェブページで公開している¹⁾⁵⁾¹⁾⁹⁾。

【前期課程】

①研究コース

法律学・政治学の専門領域で自らの独創的な視点で研究を進めることができる学術研究者を目指し、かつそのための基礎的な知識、能力の備わっている人。

②リーガル・スペシャリスト・コース

法律学・政治学の知識を必須とする職業分野で、研究を通じて学んだ知識や論理的思考力、洞察力をもって、現代社会の諸問題を解決していく意欲があり、そのための基礎的な知識、能力の備わっている人。

③法政リサーチ・コース

自らの問題意識や学問的関心、テーマをより専門的に深めていく意欲が旺盛で、そのための基礎的な知識、能力の備わっている人。

【後期課程】研究コース

法律学・政治学の専門領域で主体的に研究課題を定め、自らの独創的な視点で研究を進めることができる学術研究者を目指し、そのための基礎的な知識、能力の備わっている人。

②当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

入学者受け入れ方針において、法律学・政治学の分野で、研究などを進めるために必要な基礎的な知識・能力として明示されている。

また、各入学試験方式において、出願要件を原則として学士の学位を授与された者または研究科入学までに授与される見込みのある者としており、大学を卒業していない者については、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを個別の入学資格審査により判断することとしている¹⁾⁵⁾。

③障がいのある学生の受け入れ方針

障がいのある学生の受け入れについては、入学試験要項（別冊）において「身体の機能に障害があり、受験時や入学後の学修に際して配慮を希望する者は、出願期間開始日までに、出願する研究科の事務室に申し出てください。」と案内しており、個別状況を把握し、学部入学試験に準じた対応を行っている⁴⁾²⁾。現在、法学研究科においては、障がいを持つ院生は在籍していない。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

本学大学院の学生募集および入学者選抜において、学生の受け入れ方針に基づいた入学試験方式が設定され問題なく実施されることを目的として、入学試験要項作成から入学試験執行、合否判定に至るまで、入学試験要項作成方針、入学試験要項標準記載例や大学院入学試験執行ガイドライン等の統一した方針を踏まえ、研究科において適切に学生募集および入学者選抜を行っている。

全学では毎期、「大学院入試方針」を集約しており常に見直しを行っている。法学研究科もこの全学の仕組みに沿って入学募集方法に関する評価、検証を行っている⁴⁾³⁾。法学研究科は、この見直しの結果、受験者のいなかったAPU（立命館アジア太平洋大学）特別受入れ入学試験を2015年度入学試験から廃止することとした⁴⁾⁴⁾。

(a)学生募集方法の適切性

【入学試験要項作成】

毎年度、入学試験要項を作成する際に、出願期間、試験日、合格発表日、入学手続期間等の全学的な標準ルールを確認し、全学共通の標準記載例にもとづき、入学試験要項を作成している^{4)5) 4)6)}。

【入試広報】

学生募集にあたっては、大学院全体として以下の取り組みを行っている。

（大学院案内）入学試験要項と併せて、毎年度、各研究科の教学内容を紹介する大学院案内（日本語版、英語版）を発行している⁴⁾⁷⁾。

（入学試験説明会）学内外において全研究科合同の入学試験説明会を年複数回開催している。入学試験説明会開催にあたり、年度当初に大学院研究科合同入学試験説明会の企画方針を確認している。入学試験説明会では、本学大学院全体の入学試験制度の説明の他に、研究科ごとの個別説明会・相談会を実施している。年当たり複数回、複数地域で入学試験説明会を実施することで、より多くの受験生に本学大学院を知り、進学先として選択する機会を提供している⁴⁾⁸⁾。

合同入学試験説明会の法学研究科の分科会では、5月・びわこ・くさつキャンパス説明会 2名：衣笠キャンパス説明会 16名、6月・衣笠キャンパス説明会 8名：大阪梅田キャンパス説明会 1名、11月・大阪梅田キャンパス説明会 6名：衣笠キャンパス説明会 15名の参加者があった³⁾³⁵⁾。

法学研究科独自の取組としては、教務委員会において検討した上で、法学研究科パンフレットや法学研究科HPを更新し、さらなるコンテンツの充実（修了生の進路就職実績など）を図り、入学試験広報を強化している^{3-6) 4-9)}。

法学研究科独自の入学試験説明会・相談会、公開授業（不動産登記法の授業において、司法書士、税理士・公認会計士、土地家屋調査士などの実務家を招いてパネルディスカッションを行い、受講者以外の院生・学部学生にも公開している）などを積極的に行い、法学部や法務研究科との連携を強化しつつ、法学研究科の教学ポリシーや教学内容を法学部生や法務研究科生に周知する努力を進めている^{3-17) 4-10)}。

特に、2012年度に国家公務員試験制度改革に対応してリーガル・スペシャリスト・コースの「公共法務プログラム」を整理した¹⁻¹³⁾ことを受けて、入学試験説明会において、法律専門職としての公務員を志望する層を同プログラムにおいて受け入れる方針を説明した^{3-10) 2-3)}。

(b) 入学者選抜方法の適切性

法学研究科の入学者選抜方法は次のとおりである¹⁻⁵⁾。入学試験は原則として9月と2月の2回行っている。いずれの入学試験も4月入学である。

【前期課程】

①一般入学試験……研究コースは、入学後主に研究する1科目および随意選択の1科目、並びに外国語1科目からなる筆記試験、並びに面接試験を課している。リーガル・スペシャリスト・コースおよび法政リサーチ・コースは、入学後主として研究する1科目および随意選択の1科目（外国語1科目に代えること可）、並びに面接試験を課している。

②社会人一般入学試験……入学までに3年以上の職業経験を有する者を対象とし、リーガル・スペシャリスト・コースまたは法政リサーチ・コースに受け入れる。試験科目は、入学後主に研究する1科目の筆記試験と面接試験である。

③社会人有資格者入学試験……弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、社会保険労務士の資格を現に有する者を対象とし、リーガル・スペシャリスト・コースまたは法政リサーチ・コースに受け入れる。試験科目は面接試験のみである。

④外国人留学生試験……研究コースは、試験科目は入学後に主に研究する1科目と随意選択の1科目の筆記試験、および面接試験であり、リーガル・スペシャリスト・コースおよび法政リサーチ・コースは、入学後主に研究する1科目の筆記試験と面接試験である。

以下は学内者のみを対象とした入学試験である。

⑤学内進学入学試験……立命館大学法学部4回生で卒業見込みの者または3回生で早期卒業候補者を対象とし、研究コースにおいては、3回生終了までに取得した単位が100単位以上で、累積GPAが3.70以上、かつ必修外国語の成績が5科目以上でA以上あることを要件とする。リーガル・スペシャリスト・コースおよび法政リサーチ・コースにおいては、立命館大学各学部の4回生で、卒業見込みであり、3回生終了時の取得単位数が90単位以上で累積GPAが2.90以上の者（みたさない場合でも法学部生で所定の専門科目のGPAが3.30以上などの基準をみたせば出願を認める）または各学部3回生の早期卒業候

補者を対象とする。試験科目は面接試験のみである。

⑥「飛び級」入学試験……法学部3回生終了時の単位数と累積GPAが所定の基準に達した者を対象とし、リーガル・スペシャリスト・コースおよび法政リサーチ・コースにおいて受け入れる。試験科目は書類審査と面接である。

⑦経営学研究科との大学院教育相互協力にもとづく入学試験……立命館大学大学院経営学研究科前期課程2回生で修了見込みの者で、法学研究科リーガル・スペシャリスト・コースで税法を中心に研究を希望する者を対象とする。

【後期課程】

①一般入学試験……試験科目は、外国語2科目（1科目を入学後主に研究する1科目で代替可）の筆記試験と面接試験である。法務博士の学位を取得または取得見込みの者については、入学後主に選択する1科目および随意選択の1科目または外国語1科目の筆記試験と面接試験を課す。

②司法試験合格者入学試験……司法試験を合格した者を対象とし、試験科目は面接のみである。10月に実施している。

③社会人入学試験……一定の資格を有する者を対象とし、試験科目は面接のみである。

④外国人留学生入学試験……入学後主に研究する1科目の筆記試験と面接試験を課している。

⑤学内進学入学試験……立命館大学法学研究科前期課程研究コースを修了または修了見込みの者を対象とし、入学試験は口頭試問（修士論文の口頭試問を兼ねる形で行われる）による。

法学研究科の2014年度入学者入学試験では、前期課程の志願者53名（前年度68名）、合格者29名（前年度33名）、入学者23名（前年度28名）と前年度より減少した（1998年からの志願者・合格者・入学者の推移については、2013年度法学研究科教学総括参照）。合格者の専攻科目別内訳は、税法11名、民法5名、刑法3名、刑事訴訟法2名、知的財産法2名のほか、法哲学、法社会学、憲法、犯罪学、国際法、政治思想史各1名ずつであった。コース毎の合格者数は、研究コースが志願者7名・合格者5名・手続者3名、リーガル・スペシャリスト・コース志願者34名・合格者17名・手続者14名、法政リサーチ・コース志願者12名・合格者7名・手続者6名であった¹⁻¹⁴。

入学試験方式毎の内訳は、9月実施入学試験が学内進学入学試験の志願者12名（合格者10名）、一般入学試験14名（合格者5名）、外国人留学生入学試験2名（合格者1名）、2月実施入学試験については学内進学入学試験3名（合格者3名）、飛び級入学試験1名（合格者1名）、一般入学試験16名（合格者5名）、社会人一般入学試験1名（合格者1名）、外国人留学生入学試験4名（合格者2名）であった¹⁻¹⁴。

2013年度実施（2014年度4月入学）の後期課程入学試験の志願者は2名（前年度4名）でいずれも2月実施入学試験の受験者である。合格者は刑法専攻の1名（前年度1名）で、学内進学であった。後述する、協定に基づく推薦入学試験（2013年9月入学）は1名が志願し合格した。なお、司法試験合格者入学試験の志願者はなかった¹⁻¹⁴。

※早期履修制度

「法学研究科早期履修制度」は、法学部学生が法学研究科科目を研究科入学前に履修し、修得した単位を研究科入学後に研究科の単位として認定される制度である。法学研究科で展開される大学院の専門科目を学部生が早めに履修することにより、進学後の科目履修の負担を軽減するとともに、就職難関分野への挑戦を早めに準備し、かつ、優れた修士論文の作成へと導くことを目標としている^{1-14) 4-11)}。

2013年度の実績は、前期開講分では登録1名で1科目（商取引法）、後期開講分では登録1名で1科目（保険法）であった。2012年度は、前期が登録1名・のべ2科目（刑法Ⅰ1名、刑事訴訟法1名）、後期が登録4名で延べ7科目（民法Ⅱ1名、企業会計法1名、保険法3名、刑法Ⅱ1名、会社法1名）であり、登録者全員が法学研究科9月実施入学試験に合格した¹⁻¹⁴⁾。

早期履修制度について、近年の状況をみると、この制度を利用して法学研究科に進学した学部生はわずかである。本制度の科目は、学部カリキュラムに存在しない一方、大学院は2年間で30単位（特別演習を除けば24単位）修得という比較的緩やかな履修条件であるため、「前倒し」で履修するメリットが学生には感じられないのかもしれない。また、そもそも学部生に本制度の存在が知られていないという問題もある。

※東アジア展開

法学研究科は、中国、韓国、台湾といった東アジアへの展開を積極的に進めているところである。東アジア諸国の法制度・法規定は、日本法から強い影響を受けており、経済発展のめざましいこれら諸国では、日本法（特に経済法や民事訴訟法）への関心も高く日本法を研究する必要性があり、法学研究科で学ぶことに一定のニーズが存在すると考えられる。

具体的には中国4大学（中国人民大学法学院、上海交通大学凱原法学院、南京大学法学院、清華大学法学院）、台湾2大学（国立台湾大学法律学院、国立政治大学法学院）、韓国2大学（韓国中央大学校法科大学院、全南大学大学院人類学科）と協定を結び、交換留学・特別研究学生の受入・派遣（大学によっては交換留学または特別研究学生の一方のみ）を行っている¹⁻¹⁴⁾。

東アジアからの受入人数は、2012年度は、交換留学1名（中国人民大学）、特別研究学生5名（中国人民大学3名、南京大学1名、上海交通大学1名）であった。本研究科から人民大学法学院へ1名特別研究学生を派遣した³⁻¹⁷⁾。2013年度は、交換留学2名、特別研究学生5名（すべて中国人民大学）であった。本研究科から人民大学法学院へ1名特別研究学生を送り出した。2014年度前期には交換留学2名（中国人民大学、台湾国立政治大学各1名）、特別研究学生1名（中国人民大学）を受け入れることにしている¹⁻¹⁴⁾。これらの交換留学生・特別研究学生が、将来正規の院生として入学することが期待される。

また、中国4大学（中国人民大学法学院、上海交通大学凱原法学院、南京大学法学院、清華大学法学院）、および韓国1大学（中央大学法科大学院）から、本研究科後期課程への推薦入学を受入・送出する体制を整えている。法学研究科は、これら協定に基づく本研究科後期課程への外国人留学生推薦入学試験の制度を設けている⁴⁻¹²⁾。日本語基準で外国人留学生を受け入れるものである。2012年度1名（中国人民大学、専攻：環境法）、2013

年度1名（中国人民大学、専攻：信託法）の実績がある（いずれも9月入学）^{3-17) 1-14)}。

※社会人向け講座

法学研究科は社会人向けに2つの講座を開講している。

第一は、「金融と法」東京講座である。同講座は、2003年度に首都圏における高度専門職業人育成を目的とする社会人向け講座として東京キャンパスにおいて開講され、2007年度からは科目等履修制度を適用し、現在まで開講を継続している^{4-13) 4-14) 3-17)}。2012年度は、東京での講座の充実を図るべく任期制教員1名を補充した。本講座では、高度に進展する金融工学を利用した先端的金融取引について、「金融技術とリーガルエンジニアリング」と題する研究テーマの下に、その基礎および応用を法学的見地から実践的に教育研究することを目的としているが、本講座の特色は、法学研究科による公開講座としての社会的に必要とされる側面からアプローチすることである。また、2013年度から、東京講座の10年間の成果を衣笠キャンパスの院生にも還元するべく、東京講座の科目の一部を衣笠キャンパスにおいても開講している。また、本学の金融・法・税務研究センターと連携しての講座も開講している¹⁻¹⁴⁾。

東京講座の2013年度の受講者数は7名(科目等履修生2名含む)・2企業であった¹⁻¹⁴⁾。2014年度から、受講者数の増加を図るべく、これまで全講座を一括受講することしか認められていなかったが、分割受講を認めることとし、科目等履修生についても科目単位での分割履修を認めることとした。さらに、受講者の在籍管理とmanaba+Rの利用などの目的で聴講制度を適用し、受講料を改定する改革を行った⁴⁻¹⁵⁾。

第二は行政書士講座である。2004年度から、行政書士を対象とした「司法研修講座」を開講してきた。この間、本講座を基礎として、京都府行政書士会の「京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター」が法務大臣認証を取得するにいたった。後者については、本研究科の講座が高く評価されたことによるとも言われており、大学として一定の社会的貢献を果たしたものと見える^{4-16) 4-17)}。

2011年度からは、正規科目を一般の院生とともに受講する方式へと転換し、2012年度は、「国際家族法（国際民事法を名称変更）」を夏期集中で開講した。しかし、2013年度については、行政書士会の役員交代などの事情から開講科目の調整がつかなかった。院生と実務家が交流するよい機会でもあり、本年度、行政書士会と調整を行った結果、2014年度に夏期集中で「国際家族法」を提供することになっている⁴⁻¹⁸⁾。

どちらの講座も、法学研究科の地域に向けた研究科独自の連携・貢献事業であり、後者については、地元の法律専門職との連携・交流を進めることにもなっている。東京講座・行政書士講座ともに、社会人が本研究科の授業講座を受講する研究科の学修に関心を持つきっかけを作り、また科目等履修制度を通じて実際に単位を修得できることから、これらを受講した社会人が本研究科に入学することが期待される。

②入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

本学大学院では、入学者選抜において透明性を確保し、公正かつ適切な入学者選抜を行うために、大学院全体で2011年度当初に「大学院入学試験執行ガイドライン2011年度執行版」をあらためて確認し、本ガイドラインにもとづく入学試験執行を行った。本ガイド

ラインは、各年度の大学院入学試験執行の経験を蓄積し、毎年度改定することとしている(4-19)。

入学試験情報開示の観点で入学問題を、過去2年度分を窓口閲覧(研究科および大学院課)に加え、著作権処理が完了した問題についてはWeb公開し、大学院入学試験の透明性に資している(4-20)。

法学研究科もこれらの全学の方針・措置にしたがって、入学者選抜方法の透明性を確保している(4-21)。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

本学大学院における2013年5月1日付の収容定員に対する在籍学生数比率は、前期課程・修士課程0.81、後期課程0.74、一貫制博士課程0.99となっている。研究科毎の比率は以下のとおりである。

博士課程 前期課程・ 修士課程	収容定員充足率			入学定員充足率			
	収容 定員	在籍 者数	充足率	2012年 9月入学	2013年 4月入学	計	充足率
法学	120	55	0.46	-	28	28	0.47
経済学	100	89	0.89	18	21	39	0.78
経営学	120	54	0.45	-	24	24	0.40
社会学	120	48	0.40	-	19	19	0.32
国際関係	120	81	0.68	12	18	30	0.50
政策科学	80	42	0.53	2	10	12	0.30
公務	120	76	0.63	-	36	36	0.60
文学	210	112	0.53	2	46	48	0.46
映像	20	13	0.65	-	4	4	0.40
応用人間科学	120	80	0.67	-	33	33	0.55
言語教育情報	120	94	0.78	6	41	47	0.78
理工学	900	714	0.79	11	333	344	0.76
情報理工学	400	304	0.76	9	154	163	0.82
生命科学	300	203	0.68	4	83	87	0.58
MOT	140	88	0.63	8	32	40	0.57
スポーツ健康	50	36	0.72	-	15	15	0.60

博士課程 後期課程	収容定員充足率			入学定員充足率			
	収容 定員	在籍 者数	充足率	2012年 9月入学	2013年 4月入学	計	充足率
法学	35	9	0.30	1	1	2	0.20
経済学	20	9	0.60	1	1	2	0.40
経営学	45	20	0.44	-	2	2	0.13
社会学	45	49	1.09	-	17	17	1.13
国際関係	30	34	1.13	2	2	4	0.40
政策科学	45	28	0.62	2	2	4	0.27
文学	105	79	0.75	1	15	16	0.46
理工学	155	118	0.76	3	20	23	0.51
情報理工学	30	15	0.50	1	5	6	0.40
生命科学	30	12	0.40	2	2	4	0.27
MOT	15	33	2.20	2	1	3	0.60
スポーツ健康	16	19	1.19	-	11	11	1.38

一貫制 博士課程	収容定員充足率			入学定員充足率			
	収容 定員	在籍 者数	充足率	2012年 9月入学	2013年 4月入学	計	充足率
理工学	-	1	-	-	-	-	-
先端学術総合	150	148	0.99	0	9	9	0.30

(出典：2013年度立命館大学自己・点検評価報告書)

法学研究科は前期課程 0.46（収容定員 120 名、在籍者数 55 名）、後期課程 0.30（収容定員 35 名、在籍者数 9 名）であった。2014 年 4 月 1 日付では、前期課程 0.46（収容定員 120 名、在籍者数 55 名）、後期課程 0.26（収容定員 35 名、在籍者数 9 名）である(2013 年度法学研究科教学総括¹⁻¹⁴)から算出)。

②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

大学として、過年度において著しく定員を充足していない研究科に対して、志願者動向や社会情勢を見ながら、大学基準協会が定める「修士課程 50%、博士課程 33%に満たない」基準を持って、定員の見直しを含めた教学改革等の検討を開始することを確認した⁴⁻²²。

法学研究科では、2012 年度入学者入学試験では、前年度から法学研究科の定員を 60 名に削減し、リーガル・スペシャリスト・コースおよび法政リサーチ・コースの一般入学試験において筆記試験の専門科目を 3 科目から 2 科目に減じる改革を行い、その後も引き続き入学試験政策の検討や広報の強化を行ってきた³⁻¹⁷。

2010 年度以来、前期課程の入学試験制度全般についてさまざまな改善のための検討分析を行ってきた。特に、一般入学試験の試験科目を 3 科目から 2 科目に減じたことの成果が上がらなかったことから、試験科目の内容や合格基準などの今後の入学試験政策について、

法学部企画委員会や法学研究科教務委員会、研究科委員会において議論を行った。法学部企画委員会の議論では、10年間の志願者、合格者、入学者の推移と他大学の動向との比較分析により、法学研究科の志願者・入学者の大幅な減少の要因は、法務研究科（2004年度）や公務研究科（2007年度）の開設などの影響から学内進学者が急激に減少したことによるところが大きいことが明らかとなった⁴⁻²³⁾ 3-17)。すなわち、2002年度92名であった学内進学の志願者が、2013年には12名にまで減少している。

2013年度も教務委員会や研究科委員会において、他大学との比較も含め、学費の引き下げ、ならびに入学試験における一般入学試験の筆記試験科目数のおよび合格基準の見直しなど、定員充足に向けた議論を行った³⁻²³⁾ 2-13) 4-24)。創設以来、志願者のなかったA P U特別受け入れ入学試験については2015年度入学試験から廃止することとした⁴⁻⁴⁾。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

学生受け入れに関わる定期的な検証については、2011年9月入学入学試験より、大学院「入学試験方針」を策定しており、前年度の入学試験まとめと次年度方針を取りまとめ、評価・改善を行う仕組みを継続している⁴⁻²⁵⁾。

本学大学院の入学試験結果については、毎年度、入学者数が確定後に教学委員会、大学協議会、常任理事会および理事会に報告し、全学的に入学試験実績を共有する取組みを行っている⁴⁻²⁶⁾。また、入学試験執行については、毎年度「大学院入学試験執行ガイドライン」を精査、改訂し、入学試験執行の適切な実施を徹底することとしている⁴⁻¹⁹⁾。

法学研究科においては、法学部企画委員会や研究科教務委員会において、アドミッション・ポリシーに照らして具体的な入学試験方針や基準の見直しの議論を行ってきた⁴⁻²³⁾ 3-23)。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

- ① アドミッション・ポリシーは適切に策定され、ホームページなどを通じて社会や受験生に周知されている。
- ② 入学試験説明会ではアドミッション・ポリシーについて周知でき、研究者・税理士志望の在学生より進学に向けての相談を受ける機会が増えた。
- ② アドミッション・ポリシーに沿って入学試験制度を見直し、試験科目数の削減や志願者のない入学試験の廃止を行ってきた。
- ③ 税理士志望者を多数受け入れることができている（入学者の約半数）。
- ④ 法律専門職としての公務員志望者を一定人数受け入れることができた（今年度の修了者21名中、6名が公務員として就職した）。
- ⑤ 東アジア展開により、中国、韓国、台湾から後期課程院生、交換留学生、特別研究学生を受け入れることができた。法学研究科の院生と受け入れた外国人留学生とがよい交流を行うことができた。また、本研究科から人民大学法学院へ1名特別研究学生を派遣する

ことができた。

⑥ 本研究科の東アジア展開は、入学試験以外にも成果を上げており、2012年8月に人民大学法学院との交流セミナーを開催し、2013年10月には国立台湾大学の教員・院生が来学して、本研究科の院生と合同で論文発表会と交流会を行った（『立命館ロー・ニューズレター』75号^{3・25}22ページ）。

⑦ 東京講座に7名の受講者と2企業からの派遣を得た。

⑧ 法学研究科パンフレットや研究科ホームページを更新するにあたって、在学生・修了生から有為な情報やコメントを収集することができた。

（2）改善すべき事項

① 大学基準協会の定める前期課程の定員充足率 50%をみたすことが厳しくなっている。その原因は法科大学院や公務研究科の開設などの影響による学内進学者の急激な減少によるところが大きい。また、学費も大きな課題である。法学研究科の独自の存在・役割が十分に認識されておらず、入学試験広報の強化を図るとともに、他大学大学院への流出を食い止めるべく、入学試験方式の見直しについても検討が必要である。

② 立命館大学には公務員をめざす者を対象とする公務研究科が存在するが、主たる学問分野は政策科学・行政学であって、法律職の公務員の養成には法学研究科が有用であるにもかかわらず、そのことが十分に周知されていない。入学試験広報において、周知に努めるとともに、カリキュラムの内容として明確にできないかを検討する必要がある。

③ 法学研究科の特色は税法分野や金融法分野に手厚いカリキュラムにあるが、後者については、「金融と法」東京講座の活用などを含む、入学者増につなげるための方策を検討する。

④ 前期課程および後期課程の研究コースへの入・進学者がきわめて少なくなっており、立命館大学法学研究科の研究者養成の伝統を維持していくのが困難となっている。近年の研究コース進学者は刑事法分野が多く、教員の研究内容や研究者養成が評価されているものと評し得る。法学・政治学研究者を志望する者の減少は全国的な現象であるが、本研究科においても対策を講じる必要がある。

⑤ 2013年度は、合同説明会の参加者が一定数いたので法学研究科独自の入学試験説明会・相談会を実施しなかったが、大学2・3回生で大学院進学を考えている者にとっては有効なものであり、2014年度以降の実施を検討する。

⑥ 早期履修制度について、この制度を利用して法学研究科に進学した学部生はわずかである。

⑦ 東アジアの各大学との協定に基づき受け入れる外国人留学生の学修・研究指導、受け入れが日本語標準となるところで、筆記力を含めた語学力が不十分な外国人留学生への日本語サポート体制や奨学金、宿舎確保といった受け入れ体制の整備が必要であり、今後教員や事務室の外国人留学生の受入体制の拡充が課題であると教務委員会において認識されている²⁻¹³）。

⑧ 2013年度は行政書士講座を開講できなかった。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ① 国家公務員試験制度改革に対応して、法律専門職としての公務員志望層をリーガル・スペシャリスト・コースの「公共法務プログラム」において受け入れる。
- ② 引き続き協定を締結した東アジア（中国、韓国、台湾）の各大学からの外国人留学生や交換学生、特別研究学生の受け入れを積極的に進める。
- ③ 東アジアの協定大学との国際連携・交流を進める。
- ④ 「金融と法」東京講座の改革の成果を検証するとともに、講座の充実化・再編成を進め、社会人に対して講座を開講する。

(2) 改善すべき事項

- ① 2011年度以降の研究科における定員充足に向けての取り組みを再度精査し、新たな定員充足に向けての具体策を検討する。
- ② 2014年度中に教務委員会において入学試験の課題や今後の入学試験政策について検討し、具体的な入学試験方針や基準の策定を検討する。
- ③ 法学研究科パンフレットや法学研究科HPを更新し、さらなるコンテンツの充実（修了生の進路就職実績など）を図り、入学試験広報を強化する。
- ④ 法学研究科の入学試験説明会・相談会、公開授業などを積極的に行い、法学部や法務研究科との連携を強化しつつ、法学研究科の教学ポリシーや教学内容を法学部生や法務研究科生に周知する努力を進める。
- ⑤ 早期履修制度の活用のため、大学院進路としての法学研究科の教学内容の広報を強化するとともに、当該制度の周知徹底を図る。あわせて、本制度の趣旨に沿って、9月実施入学試験での合格者を中心に、明確な履修指導の下、後期に利用を促す努力を進める。サポート体制の整備を進める。
- ⑥ 東アジアの各大学との協定に基づく推薦入学や交換留学の外国人留学生の受け入れのための学修・研究指導、日本語サポートなどの体制を整備する。
- ⑦ 行政書士講座を開講し、講座を通じて地元の法律専門職との交流を進める。

4. 根拠資料

(1-5)2014年4月入学立命館大学大学院入試要項（法学研究科）

(1-9) 法学研究科ホームページ「研究科ポリシー」

<http://www.ritsumei.ac.jp/gsla/introduce/policy.html/>〔2014年5月1日閲覧〕

4-1) 立命館大学大学院入学試験要項掲載ホームページ

http://www.ritsumei.jp/gr/gr02_j.html〔2014年5月1日閲覧〕

4-2) 立命館大学大学院入学試験要項別冊7ページ

4-3) 2015年4月入学大学院入試方針集約表（法学研究科）（2013年9月10日法学研究

- 科委員会・2013年10月21日大学院教学委員会)
- 4-4) 2015年入試からの「APUからの特別受入入学試験」の廃止について(2013年9月10日法学研究科委員会)
- 4-5) 2013年9月入学大学院入学試験要項の作成にあたって(2012年7月30日大学院教学委員会)
- 4-6) 2014年4月入学試験要項作成方針について(2012年10月29日大学院教学委員会)
- 4-7) 大学院案内
- 4-8) 2013年度大学院入試広報における取組みについて(報告)(2013年2月25日大学院教学委員会)
- (3-35)2013年度教学総括・2014年度計画概要(法学研究科)
- (3-6)法学研究科入試パンフレット(2014年入学者用)
- 4-9) 法学研究科ホームページ <http://www.ritsumei.ac.jp/gsla/> [2014年5月1日閲覧]
- (3-17)2012年度法学研究科教学総括)
- 4-10) (報告) 法学研究科公開授業について(2013年10月24日法学研究科委員会)
- (3-10)公務員試験改革に対する法学研究科の対応(2011年12月13日法学研究科委員会)
- (2-3)2012年度教学総括・2013年度計画概要(法学研究科)
- (1-14)2013年度法学研究科教学総括)
- 4-11) 大学院科目早期履修制度・大学院進学プログラム募集要項(2014年1月14日研究科委員会)
- 4-12) 2013年9月入学法学研究科博士課程後期課程外国人留学生海外推薦入学試験要項(2013年6月10日大学院教学委員会)
- 4-13) 「金融と法」東京講座案内
- http://www.ritsumei.ac.jp/tokyocampus/course_guide/detail/?course_id=1
- [2014年5月1日閲覧]
- 4-14) 「金融と法」東京講座募集要項
- 4-15) 2014年度からの東京講座の開講について(報告)(2014年1月20日大学院教学委員会)
- 4-16) 大学院法学研究科(行政書士対象)「司法研修講座」の新規実施および覚書の締結について(2004年4月13日法学研究科委員会・2004年大学院教学委員会)
- 4-17) 法学研究科2011年度「司法研修講座(行政書士対象)」の継続実施について(報告)(2011年4月26日法学研究科委員会)
- 4-18) 法学研究科2014年度開講方針(第二次案)(2013年9月24日法学研究科委員会)
- 4-19) 大学院入試執行ガイドラインの年次改定について(2013年4月22日大学院教学委員会)
- 4-20) 大学院入学試験問題の公開方針の変更および2013年度に執行する入試問題公開の取扱いについて(2013年5月27日大学院教学委員会)
- 4-21) 法学研究科入試問題の公開方針について(2013年6月18日法学研究科委員会)
- 4-22) 大学院教学改革の基本方針(2011年7月15日大学院委員会)
- 4-23) 2012年度第7回法学部企画委員会議事録

- (3-23)2013 年度第 7 回研究科委員会議事録)
(2-13)2013 年度第 23 回教務委員会議事録)
- 4-24) 大学院改革推進委員会中間まとめに対する法学研究科の意見(2014 年 3 月 4 日法学研究科委員会)
- 4-25) 2014 年 4 月入学入試概要 (2012 年 10 月 29 日大学院教学委員会)
- 4-26) 2013 年 4 月立命館大学大学院入学者数について (報告) (2013 年 4 月 10 日常任理事会)
- (3-25) 『立命館ロー・ニューズレター』75 号
<http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/law/lex/nl/nl75/nl.75.pdf> [2014 年 5 月 1 日閲覧])

(2) 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。(学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化)

法学研究科では、「法学研究科は、法律学・政治学の研究者およびその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍しうる人の養成を目的とする」(法学研究科則¹⁻²⁾2条)に定める研究科の目的の下、学生に対する修学・生活・進路に関する支援を行っている。特に、法学・政治学は、法律専門職や公務員といった進路との関連性が強い学問分野である。ゆえに、教学を柱としながら、学生一人ひとりが学修を中心とする有意義な学生生活を送り、自己の進路を積極的に開拓していくことができるよう、適宜必要な支援を行っている。

学生支援に関する体制は、学生と直接相対する教職員(特に指導教員)がこれを行うことを基本とするが、法学部副学部長(大学院担当)である教員を中心に法学研究科全体で対応している。学生の生活支援については学生生活会議を通じて大学の学生部と連携し、進路に関しては全学のキャリアオフィスおよび法学部進路・就職委員会とも連携している。外国人留学生および留学に関しては大学の国際部と連携している。そして、院生に対する修学・生活支援のために法学部事務室に大学院担当の職員を置いている。

また、奨学金、就職支援、留学、疾病などの学生の生活上の問題について、法学部事務室その他の部署が相談窓口となって学生支援の体制を整えており、履修要項においても院生に明示されている(2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾41ページ)。心身の故障に関しては大学の保健センター、進路・就職に関してはキャリアオフィス、学生生活一般に関しては学生サポートルームを利用することができる。

院生の自治活動に関しては、法学研究科クラス会が組織されている。クラス会長(後期課程院生が選出されている)の下に各種の役員が置かれ活動し、法学研究科も支援を行っている。法学研究科執行部とクラス会は年に1回、「法学研究科懇談会」を開催し、クラス会からの要求事項に耳を傾け法学研究科の課題について意見を交換しており、その内容を教務委員会で議論し研究科委員会に報告し情報共有を図ることとしている。2013年度では、留学プログラムの整理と広報、研究科交流会およびキャリア支援企画・交流会の継続実施、新入生オリエンテーション時におけるクラス会の茶話会の実施、法政専修外国語の時間割配置について改善することをクラス会と合意した¹⁻⁷⁾。それ以外にも、新入生オリエンテーションにおけるクラス会オリエンテーションの実施、前期の法学研究科交流会、後期のキャリア支援企画などで協働しているほか、必要に応じて情報共有や意見交換を行っている。

その他、学生の自主活動として、立命館大学法学会に院生も参加し、その常任委員会にも院生の代表も出席している。法学会の活動では、研究コース(特に後期課程)の院生が論文を掲載しているほか、各種の翻訳などを掲載している『立命館法学』、院生が日本の法令や判決の内容を英文で海外に紹介する「Case and Legislation」を掲載する『Ritsumeikan Law Review』、リーガル・スペシャリスト・コースおよび法政リサーチ・

コースの院生の優秀な修士論文を掲載する『立命館法政論集』を刊行している（2013年度法学研究科履修要項 1-3)11 ページ） 4-27)。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

①留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

標準修業年限を超えて在学する者（いわゆる留年者）については、「修士論文執筆状況報告書および今後の計画書」 4-28)または「博士論文執筆状況報告書および今後の計画書」 4-29)を提出させて在学期間延長後の研究計画を説明させている（2013年度法学研究科履修要項 1-3)21 ページ）。指導教員の所見とともに、研究科教務委員会、研究科委員会で確認し承認する手順をとっている 4-30)。必要に応じて法学部事務室の担当職員および法学部副学部長（大学院担当）（場合によっては指導教員を交えて）が本人または保護者と面談を行っている。

休学・退学者についても、履修要項で要件や手続を明示し（2013年度法学研究科履修要項 1-3)18・20 ページ）、申請については教務委員会・研究科委員会で審議し許可する手順をとっている 4-31)。この場合も必要に応じて事務室職員および副学部長（大学院担当）が面談を行って、本人の状況を把握し意思確認を行っている。

これらの手続において、教務委員会においては、事務室職員および副学部長（大学院担当）の報告に基づき、対象院生の状況を丁寧に把握することに努めている。

②障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障がいのある学生に対する就学支援については、障がいの種類や程度に応じた個別的な対応が基本である。そのため、法学研究科としては、当該学生の状況をできる限りの確に把握して、授業担当教員等に周知し必要な配慮を求めている。現状ではこうした対応を原則としている。現在、障がいのある学生は在籍していない。

③奨学金等の経済的支援措置の適切性

奨学金・研究助成といった経済的支援措置は、全学としての対応となっている。主要なものとして以下のものがある 4-32)。

(a)修士課程・博士課程前期課程

(i)大学院進学奨励奨学金……入学合格者の中から入学試験成績優秀者に給付する。期間は1年（1回生時）。奨励Aは入学者の20%以内で40万円、奨励Bは入学者の30%以内で20万円を給付する。

(ii)大学院学内進学予約採用型奨学金……本学学部在学者を対象として、経済的理由により大学院進学が困難な者を対象に標準修業年限期間中支給する（40万円。全学で80名）。

(iii)大学院育英奨学金……2年次（第三セメスター）の院生を対象として、1年次の成績を主として選考基準とするもので、育英Aが入学者の20%以内で40万円、育英Bが入学者の25%以内で20万円を給付する。また、後期課程への進学を希望する優秀

な者に前期課程2年次の学費から50万円を差し引いた金額を給付する後期課程進学奨励がある。

(iv)前期課程学会補助金……国内・国外での学会での参加または研究発表に対して補助をする。

(v)研究実践活動補助金……国内または区外での研究実践活動に対して補助を行う。

(vi)大学院家計急変奨学金……家計の急変により学費の納入が困難になった者に給付する。

(b)博士課程（博士課程後期課程）

(i)研究奨励奨学金……研究科の人材育成目的に照らして優秀な研究業績をあげた者またはあげることが期待される者に給付されるもので、研究奨励奨学金S（日本学術振興会特別研究員DC1、DC2採用者）、同A（後期課程在学者総数の5%、授業料相当額）、同B（後期課程在学者総数の15%、授業料半額相当額）がある。

(ii)国際的研究活動促進研究費……海外における15日以上の研究活動に補助を行う。

(iii)学会発表補助金……国内での学会発表に要する費用（学会登録料および旅費）の一部を支援する。

(c)修士・博士課程（博士課程前期・後期課程）両方を対象とするもの

(i)留学協定等にもとづく留学プログラムに対する奨学金……院生を対象とする留学協定等に基づく留学プログラムに派遣する学生が当該留学プログラムに関して納付する学費の1/2を補助する。

(ii)研究会活動支援制度……複数の研究科の院生による自主的な研究会活動に対して国内調査交通費などを支援する。

(iii)外国人留学生対象の奨学金……立命館大学私費外国人留学生奨学金などがある。

これらの多様な奨学金・研究助成は、院生の修学を支援するものとして有用であると評価できる。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

①心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

全学として、保健センターによる入学時およびその後の定期的な健康診断を受診させる体制を整えている。特に2013年度は全学において学生健康診断規程⁴⁻³³⁾を整備し、学生に健康診断の受診を義務づけた。院生が学校保健法に定められた学校感染症に罹患した場合は同法、立命館大学授業に関する規程⁴⁻³⁴⁾、および学校法人立命館学校保健安全管理規程⁴⁻³⁵⁾に基づき、必要な対応をとっている。

メンタルヘルスも含めた学生の健康面での悩みや困り事にはついては、保健センターが相談に応じ、精神面や日常生活の面での心理カウンセリングを要する困り事に対応するために、学生部内に「学生サポートルーム」を設置し、専門のスクールカウンセラーが相談に応じる体制を整えている。

法学研究科においては、前期課程研究コース及び後期課程については入学当初から、前期課程リーガル・スペシャリスト・コース及び法政リサーチ・コースについては1年次後期から、院生は指導教員の指導を受けることになり、指導教員を通じて院生の状況の把握に努めている。

②ハラスメント防止のための措置

ハラスメントに対しては、立命館大学として「立命館大学ハラスメントの防止に関する規程」を制定し、この規程によって設置された「ハラスメント防止委員会」を中心に取り組みを進めている。ハラスメントに対する体制は履修要項を通じて院生に周知されている（2013年度法学研究科履修要項 1-39 ページ）。ハラスメント事案が生じた場合には、法学部・法学研究科をはじめとする本学の教職員から選出されたハラスメント相談員が応対し、それを受け、ハラスメント防止委員会で必要かつ相当な対応を検討する。そのうち、懲戒処分が相当と判断された場合には、学部等の教学機関に通知し、教学機関において上記の懲戒処分の手続を行う。院生はハラスメント相談員だけでなく、事務室を通して大学院主事に相談することも可能である。

（４）学生の進路支援は適切に行われているか。（進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施、長期的な展望を持った「キャリア形成支援」、キャリア支援に関する組織体制の整備）

大学全体として、修士・博士課程（博士課程前期・後期課程）の院生に対するキャリアパス支援制度があり、セミナーなどを開催している。法学研究科は、全学の大学院キャリアパス支援に協力して、法学研究科所属の院生にプログラム・セミナーへの参加を積極的に広報した。法学研究科からの参加者は前期課程6名、後期課程1名（どちらも延べ人数）であった³⁻³⁵。

また、法学研究科では、毎年秋に独自のキャリア支援企画・交流会を実施している。非常勤教員（元企業法務部長）のキャリア形成に関する講演の後、M2の就職内定者による経験談の紹介とM1生との懇談会、院生・教員の交流会を行っている⁴⁻³⁶。

法学研究科は、院生のキャリア形成を支える重要な科目として「法務実習」を開講してきた。民間企業、税理士法人・事務所、司法書士事務所、官公庁などに夏期休暇中に前期課程1回生を派遣し法律関係業務に関する実務修習を行わせている。単位にならないが、法務インターンシップとして金融機関などへの派遣も行っている。これらは、全学の修士キャリアパス支援制度から、実習の経済的支援を行う国内実践活動給付金の適用を受けている。

2013年度の「法務実習」も、1回生に対して説明会を開催し日程調整も早めに行った上で、例年どおり実施した。参加者は14名で、内訳は、税理士法人・事務所に6名、民間企業3名、司法書士事務所3名、地方公共団体2名であった¹⁻¹⁴。今後も税理士法人・事務所や司法書士事務所に加えて、院生を対象とした民間企業や金融機関での法務実習先の確保などを進めていく方針である。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

- ① 院生に対する修学支援・生活支援の体制は有効に整備されていると評価しうる。
- ② 就職進路企画として企業法務の専門家による講演を実施し、前期課程2回生の内定者と1回生との進路・就職懇談会を開催した。
- ③ 法務実習を通じたインターンシップによって実務を経験できる機会を提供できた。また、院生からキャリア形成に関して有益であったとの声を聞くことができた³⁻⁶⁾。
- ④ 全学の大学院キャリアパス支援に協力して法学研究科所属院生に広報して参加者を得ることができた。
- ⑤ 法学研究科クラス会との研究科懇談会を通じて教学や生活支援を改善することができている。

(2) 改善すべき事項

- ① 奨学金・研究助成については、院生から、奨学金によって窓口が法学部事務室、大学院課、留学生課などに分かれており、不便であるとの意見もあり、利用しやすくするための措置が必要であると考え¹⁻⁷⁾。
- ② 法学研究科キャリア支援企画の参加者は昨年度を下回った。院生の動向を把握して日程を設定することが必要であると総括されている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ① 就職進路企画として、法学研究科OB・OGや実務家教員、企業法務の専門家などによる講演を実施し、法学研究科OB・OG、M2内定者とM1生との進路・就職懇談会を開催する。
- ② 司法書士事務所、税理士法人・事務所、民間企業での「法務実習」について前期課程1回生への告知や説明を行ったうえで、例年どおり夏期休暇中に実施する。
- ③ 前期課程および後期課程のキャリアパス支援に取り組む。
- ④ 研究科懇談会などにおいて積極的に院生の声に耳を傾け、その内容を教務委員会で議論し、研究科委員会に報告し情報共有を図る。

(2) 改善すべき事項

- ① 奨学金の制度がわかりやすくなるための方策を講じる。
- ② 法学研究科キャリア支援企画の実施にあたっては、院生の動向を把握して日程を設定する。

4. 根拠資料

- (1-2)立命館大学院法学研究科研究科則)
- (1-3) 2013 年度法学研究科履修要項)
- (1-7)2013 年度法学研究科懇談会報告 (未定稿))
- 4-27) 立命館大学法学部・法学研究科・法務研究科研究データベース
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/default.htm> [2014 年 5 月 1 日閲覧]
- 4-28) 修士論文執筆状況報告書および今後の計画書
- 4-29) 博士論文執筆状況報告書および今後の計画書
- 4-30) たとえば、2013 年度第 1 回研究科委員会議事録
- 4-31) たとえば、2013 年度第 10 回研究科委員会議事録
- 4-32) 立命館大学大学院キャリアパス支援室ホームページ
http://www.ritsumei.ac.jp/ru_gr/g-career/fellow/ [2014 年 5 月 1 日閲覧]
- 4-33) 立命館大学学生健康診断規程
- 4-34) 立命館大学授業に関する規程
- 4-35) 学校法人立命館学校保健安全管理規程
- (3-35)2013 年度教学総括・2014 年度計画概要 (法学研究科))
- 4-36) 法学研究科キャリア支援企画および交流会の開催について (報告) (2013 年度第 15 回法学研究科委員会)
- (1-14)2013 年度法学研究科教学総括)

5. 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

法学部と同一であるので、法学部の報告書の該当箇所に譲る（『立命館大学法学部自己点検・評価報告書』「5. 教育研究等環境」参照）。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

法学部の該当箇所に譲る（『立命館大学法学部自己点検・評価報告書』「5. 教育研究等環境」参照）。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

法学部の該当箇所に譲る（『立命館大学法学部自己点検・評価報告書』「5. 教育研究等環境」参照）が、法学研究科独自の事項に関して以下付記する。

法学研究科院生は、図書館、修学館リサーチライブラリー（逐次刊行物のバックナンバーを中心に専門文献を所蔵している）、法学部共同研究室（法学・政治学の専門雑誌・紀要の新着を配架している）を利用でき、その研究・学修のために必要な専門文献、専門雑誌を利用することができる。図書館の蔵書拡充の一端として、院生も図書購入をリクエストすることができる。法学研究科では新入生オリエンテーションの一環として、図書館に依頼して図書館・修学館リサーチライブラリーのガイドンスツアーを実施し、図書館リテラシー教育を実施している³⁷⁾。

また、学部学生と同様に、国立情報学研究所の提供する各種サービスのほか、第一法規判例文献情報、TKC LEX-DB といった日本法のデータベース、Westlaw、Lexis-Nexis、Hein on Line といった外国法のデータベースを利用することができる。新入生オリエンテーションの一環として、これらのデータベースの利用方法を授業し、またWeb上で自学自習できる機能をもつRAIL（基礎編・応用編）についても説明している^{37) 3-15)}。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

法学部の該当箇所に譲る（『立命館大学法学部自己点検・評価報告書』「5. 教育研究等環境」参照）が、法学研究科院生の教育研究を支援する環境・条件の整備について付記する。

法学研究科院生は、大学院施設である学而館に共同研究室を割り当てられ、現在のところ事実上、一人一機を保障される結果となっており、クラス会の自治の下で院生にキャレルの割り当てが行われている。研究コースとそれ以外のコースでは研究室を別にする運用がなされてきており、院生が先輩および同学年の院生と机を並べて、アドバイスや激励を

受けあるいは切磋琢磨して学修・研究にいそしむ良好な環境が維持されている。学而館は衣笠キャンパス図書館に隣接し、法学部・法学研究科の授業が行われる存心館、並びに法学部・法学研究教員、法学部共同研究室、リサーチライブラリーのある修学館にも近く、キャンパス内で学修・研究を進めるにあたって便利なロケーションにある。また、学而館には研究会室やアカデミックラウンジがあり、研究会や学問的議論を行うスペースも存在する。

ITに関しては、学生と同様に、IDを与えられて、キャンパス内のPCルームを利用することができる。特に、学而館には院生用のパソコンルーム2室とITプロジェクト室・IT自習室が用意され、他の研究科の院生とともに利用することができる。院生による授業で必要となる発表レジュメの印刷については、法学部事務室のコピー機を使用することを認めている（2013年度法学研究科履修要項¹⁻³⁾32ページ）。

また、教育支援体制の一つとして、院生によるティーチング・アシスタント（TA）の制度が運用されており、法学研究科院生も法学部で行われる授業のTAとして、「院生がTAとしての経験を通じて自らの教育力を高めることで、自身のキャリア形成の一助とする」ことを目的とするTA制度⁵⁻¹⁾の恩恵を受けている。

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。（研究倫理に関する学内規程の整備状況）

法学部の該当箇所に譲る（『立命館大学法学部自己点検・評価報告書』「5. 教育研究等環境」参照）が、法学研究科では、院生が新入生オリエンテーションの際の入学時講座の一貫として、研究倫理として、著作権・プライバシーの尊重、剽窃の禁止といった基本的な研究倫理について院生に講義している³⁻⁷⁾。また、大学において研究倫理指針⁵⁻²⁾を作成しており、加えて「研究倫理ハンドブック」⁵⁻³⁾を作成し、院生にも配布している。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

- ① 法学研究科院生は、豊富な図書館蔵書や各種のデータベースを利用でき、一人一机を保障された共同研究室の割り当てやパソコンルームの設置など、その学修・研究のため適切な環境を与えられている。
- ② 法学研究科院生がその研究を進めるために基礎となる研究倫理の教育を新入生オリエンテーション時に受けることができている。
- ③ 研究活動への支援と研究成果の収集・発信に関して、学位規則の一部改正を受けた、博士論文のインターネット公表について、法学研究科において課題を検討し、ガイドラインを作成することができた。

（2）改善すべき事項

① 近年の経済状況（円安、消費税率の上昇）により、データベースの維持が困難になりつつある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ① 新入生オリエンテーションの際の入学時講座において、研究倫理についての講義を行う。
- ② 博士論文のインターネット公表について、教学部門とも連携しながらそのしくみについて検討し、2013年度提出分から実施する。また、論文の内容要旨と論文審査の結果の要旨についても、過年度未登録分についてまとめて登録を行う。

(2) 改善すべき事項

法学・政治学の研究・学修にとって必要なデータベースを維持できるよう、学内関係部局と協議していく。

4. 根拠資料

(3-7)2013年度法学研究科新入生オリエンテーションガイダンス日程（2012年度第24回研究科委員会）

(3-15)2013年度新入生オリエンテーションレジュメ）

(1-3) 2013年度法学研究科履修要項）

5-1) 立命館大学ホームページ「TA制度とは？http://www.ritsumei.ac.jp/ru_gr/g-ta/ta/

〔2014年5月1日閲覧〕

5-2) 立命館大学研究倫理指針

5-3) 研究倫理ハンドブック

6. 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。(自己点検・評価の実施と結果の公表、情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応)

大学全体として、立命館大学自己評価委員会規程⁶⁻¹⁾、立命館大学大学評価委員会規程⁶⁻²⁾に基づき、全学の活動として自己点検・評価を毎年度実施している。教育情報の公開については、前述の自己点検・評価結果をウェブサイト⁶⁻³⁾において公表しているほか、所属教員の担当授業科目を「立命館大学研究者学術情報データベース」の掲載情報の一環として公表している⁶⁻⁴⁾。学校法人立命館情報公開規程⁶⁻⁵⁾に基づいて情報公開請求に対応している。在学生・父母への財政公開もウェブサイトにおいて対応している⁶⁻⁶⁾。

法学研究科は、全学の活動の中で自己点検・評価を実施している。また、教学に関する計画と評価は、毎年度、「教学総括・次年度計画概要」³⁻³⁵⁾として、全学の教学委員会に提出することとなっている。「教学総括・次年度計画概要」においては、毎年3月に当年度の教学活動の総括と翌年度の計画案を記入することになっている。この教学総括・次年度計画概要は全学の自己点検・評価報告書⁶⁻³⁾に反映され、公表されている。また、法学研究科の教育情報も研究科のホームページ⁴⁻⁹⁾を通じて公開されている。

大学の研究活動については、ウェブサイトを通じて公開されている⁶⁻⁷⁾。特に研究者学術情報データベースでは、所属各研究者の取得学位、所属学会、研究分野・研究テーマ、著書、論文、研究発表、受賞学術賞、外部資金獲得状況、研究交流希望テーマなどの情報を公開している。

法学部・法学研究科独自の取り組みとしては、従来から、立命館大学法学会が発行する各種学術誌（『立命館法学』、『立命館法政論集』、Ritsumeikan Law Review 等）をデータ化してウェブサイト⁴⁻²⁷⁾で公表している。

また、1995年以降、『立命館大学法学部ニューズレター』（現在の『立命館ロー・ニューズレター』）を発行して、教員の研究活動を紹介している⁶⁻⁸⁾。さらに、2011年以降は、「法学部&法科大学院 研究 GATEWAY」というウェブサイト⁶⁻⁹⁾を立ち上げ、法科大学院と共同で研究内容と研究の社会への還元活動を分かりやすく発信することに努めている。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。(内部質保証の方針と手続きの明確化。内部質保証を掌る組織の整備。自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立。構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底)

全学において、大学評価活動の定着と推進を図り、本学の新たな改革および発展に資することを目的として、大学評価室が設置されている。また、自己評価および外部評価を管轄する組織として、総合企画部事業計画課が設置されている。後述する毎年度の「教学総括・次年度計画概要」については、教学委員会が内部質保証を司る組織である。

法学部・法学研究科の独自の内部質保証に関するシステムとして、毎年度末に「教学総括」¹⁻¹⁴⁾を作成し、各種委員会での検討の後に、教授会・研究科委員会で審議し承認する手続があり、この手続によって、内発的に教育の質を改善させる方針が樹立されてきた。法学研究科の教学総括は、入学試験結果とその分析、在籍院生の学籍状況、科目の開講状況、学位授与を含む教育成果、進路・就職状況、担当資格審査結果・FD活動・クラス会との研究科懇談会などの教育の改善、東アジア展開、社会人向け講座の状況などをその対象範囲としている。

内部質保証を掌る組織として、法学部企画委員会が存在する（企画委員会については、『立命館大学法学部自己点検・評価報告書』「6. 内部質保証」を参照）。毎年度2月から3月にかけて、企画委員会だけでなく、法学研究科教務委員会、法学部執行部会議での報告・分析・検討を経て、最終的には、全教員によって構成される研究科委員会で審議・承認される。そこで指摘された問題点はその後の授業改善やカリキュラム改革の契機となっており、このような形で法学研究科の教育におけるPDCAサイクルを機能させ、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムを確立してきたといえる。

法学研究科は、また、前述した、全学の手続として毎年度「教学総括・次年度計画概要」³⁻³⁵⁾においても、PDCAサイクルに基づく教学の質改善を行っている。「教学総括・次年度計画概要」においては、「Ⅰ 理念・目的」、「Ⅱ 教員・教員組織」、「Ⅲ 教育課程編成・教育内容・方法・成果」、「Ⅳ 組織的FD活動・教員の資質向上の取組み」、「Ⅴ 学生の受け入れ・学生支援・その他」の項目があり、それぞれに本研究科の中期的な取組目標を記載し、これらを前提に、当年度の計画、実施状況、点検・評価、翌年度の計画を記載することとなっている。これによって自己点検・評価を改革・改善に繋げる仕組みとなっている。「教学総括・次年度計画概要」についても、「教学総括」と同時に教授会の審議・承認を経て教学委員会に提出している。

内部質保証に関しては、法学研究科執行部による毎年度の授業シラバスのチェックおよび法学部と連携してのFD活動も挙げられるが、法学部のそれぞれと同様であるので、法学部の自己点検・評価報告書の該当箇所に譲り（『立命館大学法学部自己点検・評価報告書』「2. 教員・教員組織」参照）、ここでは割愛する。

構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底については、大学全体として、学校法人立命館コンプライアンス推進規程⁶⁻¹⁰⁾、学校法人立命館コンプライアンス委員会規程⁶⁻¹¹⁾、立命館大学ハラスメント防止に関する規程⁶⁻¹²⁾、立命館大学利益相反規程⁶⁻¹³⁾等の諸規程を整備して図っている。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。（組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実。教育研究活動のデータベース化の推進。学外者の意見の反映。文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応）

組織レベルでの自己点検・評価活動として、前述した、教学総括の作成・分析・検討のプロセスは適切に機能しているといえる。個人レベルでは、先に述べた「法学研究科教学改善アンケート」²⁻¹¹⁾や法学部と連携してのFD活動が、自己点検・評価活動の接点となっている。

教育研究活動のデータベース化の推進については、(1)で説明した「立命館大学研究者学術情報データベース」を通じて行われている。また、「法学部&法科大学院 研究 GATEWAY」⁶⁾⁹⁾において、限られてはいるが、所属教員の研究内容と研究の社会への還元活動のデータベース化を推進している。

学外者の意見の反映については、今回の外部評価の受審それ自体が、学外者の意見の反映の取り組みとなっている。本研究科は2016年度においてカリキュラム改革を行う予定にしているが、今回の外部評価での指摘に真摯に耳を傾け、改革に反映させる所存である。

文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応については、2011年度大学基準協会による認証評価での指摘事項（学部との共同開講が解消の方向であるものの、1科目（教職課程科目）のみ残っていること）について、2012年度から解消する措置をとった³⁻¹⁶⁾。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

法学部・法学研究科における「教学総括」の作成・分析・検討のプロセス、および大学における「教学総括・次年度計画概要」の作成と自己点検・評価のプロセスは、教学改善のために有効に機能している。

(2) 改善すべき事項

- ① 「立命館大学研究者学術情報データベース」への法学部・法学研究科教員の入力率が100%に近づくよう取り組みを継続する必要がある。
- ② 2013年度に法学部のホームページについて抜本的に改定する作業が行われたが、法学研究科のホームページのリニューアルはこれから進める方針であり、2014年度は法学部ホームページ委員会と連携してリニューアルの作業を進める。
- ③ 「法学研究科教学改善アンケート」や法学部と連携してのFD活動による、個人レベルでの自己点検・評価活動について、あくまで各教員の判断に任されていることは課題である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

引き続き、「教学総括」の作成・分析・検討、および大学における「教学総括・次年度計画概要」の作成と点検・評価を継続する。

(2) 改善すべき事項

- ① 「立命館大学研究者学術情報データベース」への法学部・法学研究科教員の入力率が100%に近づくよう取り組みを継続する必要がある。
- ② 2014年度は法学研究科ホームページのリニューアルの作業を進める。
- ③ 「法学研究科教学改善アンケート」や法学部と連携してのFD活動による授業改善が個人レベルでの教学改善をいっそう推進するよう取り組みを継続する。

4. 根拠資料

- 6-1) 立命館大学自己評価委員会規程
- 6-2) 立命館大学大学評価委員会規程
- 6-3) 立命館大学自己点検・評価報告書
http://www.ritsumeijp/profile/a10_2012_tenken_j.html [2014年5月1日閲覧]
- 6-4) 立命館大学研究者学術情報データベース <http://research-db.ritsumeijp> [2014年5月1日閲覧]
- 6-5) 学校法人立命館情報公開規程
 (3-35)2013年度教学総括・2014年度計画概要(法学研究科)
 (4-9)法学研究科ホームページ <http://www.ritsumeijp/gsla/> [2014年5月1日閲覧]
- 6-6) 立命館大学ホームページ「情報公開インデックス」
http://www.ritsumeijp/public-info/index_j.html [2014年5月1日閲覧]
- 6-7) 立命館大学ホームページ「研究・産学官連携」 <http://www.ritsumeijp/research/>
 [2014年5月1日閲覧]
 (4-27)立命館大学法学部・法学研究科・法務研究科研究データベース
<http://www.ritsumeijp/acd/cg/law/lex/default.htm> [2014年5月1日閲覧]
- 6-8) 『立命館ロー・ニューズレター』
<http://www.ritsumeijp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm> [2014年5月1日閲覧]
- 6-9) 法学部&法科大学院 研究 GATEWAY <http://www.ritsumeilaw.jp/index.html>
 [2014年5月1日閲覧]
 (1-14)2013年度法学研究科教学総括)
- 6-10) 学校法人立命館コンプライアンス推進規程
- 6-11) 学校法人立命館コンプライアンス委員会規程
- 6-12) 立命館大学ハラスメント防止に関する規程
- 6-13) 立命館大学利益相反規程
 (2-11)2013年度法学研究科教学改善アンケート)
 (3-16)学部との合併科目「法政情報処理」の扱いについて(2011年11月8日法学研究科委員会)

終章

これまで、立命館大学法学研究科について、項目毎に、現状、効果が上がっている事項、改善すべき事項、及び将来に向けた発展方策を点検・評価してきた。どの点検・評価も、まず大学全体としての取り組みに言及した上で、法学研究科の取り組みを説明した。

立命館大学法学研究科の主な長所として、第一に、研究者養成のためにも高度専門職業人養成のためにも充実した教員を有し、かつ充実した科目を提供できている点が挙げられる。特に、税法・金融法など高度専門職業人養成のために手厚く科目を設けることができている。第二に、院生と教員との距離の近さが挙げられる。少人数授業と双方向的授業を生かした丁寧なきめ細かい指導や、毎年のクラス会との研究科懇談会での研究科の教学改善のための対話、院生・教員との交流会などが理由である。第三に、天野和夫賞・平井嘉一郎研究奨励賞といった、院生の研究奨励や優れた学位論文に対する授賞の制度の存在である。最後に、「金融と法」東京講座や行政書士講座といった、社会人に対する講座の存在であり、対社会的活動として特筆すべきものがある。

本研究科の改善を要する点としてまず挙げられるのは、このように充実した教育を提供していながら入学者数が振るわない点である。それは社会情勢といった外的な要因によるものも大きいであろう。もちろん入学試験方針の見直しも考えられうるが、法学研究科がその人材育成目的・学位授与方針に照らして、質の高い修士論文を完成させることを要求し、それに必要なアドミッション・ポリシーを策定していることから、安易な見直しには慎重でなければならないと考えられる。ゆえに、法学研究科の教学内容が時代の要請に適合しているかの検証が必要である。

最後に外部評価委員の先生方には、拙い内容の本報告書を読み進んで頂いたことに感謝申し上げます。我々だけでは気が付かないような重要項目が数多く漏れている可能性が高い。忌憚ないご意見、ご指摘、アドバイスをお願いしたい。

2014 年度

立命館大学法学部・大学院法学研究科

外部評価結果報告書

立命館大学法学部・大学院法学研究科

外部評価委員会

目 次

外部評価委員会委員名簿	1 頁
-------------	-----

<法学部>

I 総評	2 頁
II 評価結果	
1 理念・目的	3 頁
2 教員・教員組織	3 頁
3 教育内容・方法・成果	4 頁
4 学生の受け入れ、学生支援	7 頁
5 教育研究等環境	9 頁
6 内部質保証	10 頁
III 学部に対する提言	
一 長所として特記すべき事項	11 頁

<法学研究科>

I 総評	13 頁
II 評価結果	
1 理念・目的	15 頁
2 教員・教員組織	15 頁
3 教育内容・方法・成果	16 頁
4 学生の受け入れ、学生支援	19 頁
5 教育研究等環境	21 頁
6 内部質保証	22 頁
III 研究科に対する提言	
一 長所として特記すべき事項	23 頁
二 努力課題	23 頁

添付資料

法学部・法学研究科 提出資料一覧	24 頁
------------------	------

2014 年度

立命館大学法学部・大学院法学研究科

外部評価委員会 委員名簿

委員長 村田 尚紀（関西大学大学院法科大学院 教授）

副委員長 中尾 敏充（奈良大学教養部 教授）

委員 新川 達郎（同志社大学政策学部 教授）

野村 豊弘（日本エネルギー法研究所 理事長）

<法学部>

I 総評

立命館大学法学部は、1900年5月19日に京都法政学校として京都府から認可を受け、法律学校として開学したことに始まる。のちに、創立者・中川小十郎が学祖・西園寺公望からその家塾「立命館」の名称を継承することの許諾を得て、1913年に立命館大学となり、今日に至る。「自由と清新」を建学の精神とし、「平和と民主主義」を教学理念と定め、この伝統の下で、当該法学部は、法学部教育のあり方を長年にわたって常に模索してきている。

現在、当該法学部は、戦後の着実な発展を経て、1学年の定員790名、2014年度の在籍学生3791名（2014年5月1日現在）を擁するに至っている。多様な学生を受け入れる大規模な私立大学法学部の教育をいかに効果あるものにしていくのか、当該法学部の教育改革は、このような課題と取り組んできた歴史である。

当該法学部のカリキュラムは、法化社会の到来を見越して、2008年度から実施されているものであり、2012年度に若干の修正を施されて現在に至っている。その基本的な考え方は、学生の興味関心・進路に応じて各自が選択して自身のカリキュラムを作っていくというものである。入学時から学生が将来を見すえてすでに進路が固まっている場合は、いわゆる「特修」という枠組みで入学試験の段階から選択をする。すなわち、法曹をめざす者のための「司法特修」、公務員等の公共的進路を希望する者のための「公務行政特修」、そして国際分野での活躍をめざす者のための「国際法務特修」の3つから選択して入学する。一方、法学部に入学後、学修を進めながら興味関心・進路について考えを深めて専門の選択をしようという場合は、特修を選択しない「法学科」に属し、1年次の遅い時期に5つの専門化プログラム（ビジネス・金融法務、環境・生活法、法と人権、法文化、政治と市民社会）から1つを選択して2年次以降で配置科目を順次、系統的に履修する。法学部の中に3つの特修を設置するとともに、それに属さない学生も認める構造である。この構造は、所定の要件を満たす場合にはコース変更も可能とする、柔軟性のあるものである。

さらに、専門科目の小集団科目を1年次から配置し、「基礎演習」と称して専門科目を履修するための基本的な学修作法を入門的な専門科目の内容とともに教授している。そのうえで、専門科目の高度の学修機会として3年次の専門演習（定員16名）が位置づけられている。専門演習は、多数開講され、自由に選択することができる。

近年、法曹人気は低下し、それに伴う受験生の法学部離れの傾向が顕著になっている。このような法学部を取り巻く厳しい環境下にあつて、当該法学部は、かねてから法化社会の到来に対応する魅力ある法学部作りに真摯に取り組んでおり、今後も引き続くその取り組みの成果が期待される。

II 評価結果

1 理念・目的

[基盤評価]

大学の学則第1条において、教育研究機関としての目的を定めるとともに、法学部則第3条において、法学部の研究教育上の目的について定めている。これは、ホームページや法学部パンフレットによって一定程度周知されている。

[達成度評価]

大学の学則第1条では、「本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする」と規定し、法学部則第3条では、「法学部は、法学および政治学の教育研究を通じて、法および政治に関わる社会現象の多面的な理解を礎として主体的に進路を切り拓き、社会の様々な分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人間を育成することを目的とする」と規定し、建学の精神に基づく法学部の教育目標を明確に定めている。

ただ法学部の目的と建学の精神との関係が必ずしも明確ではない。学部の教育目的等に関する学部内での検証体制は、学部企画委員会と学部の総括によって、目的の適切性、その実施状況等を毎年度検討することとなっている。その場での検討を通じて右の関係がよりいっそう明確になることが望まれる。

2 教員・教員組織

おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。

[基盤評価]

教員の任用・昇格に関して、大学設置基準に従った「立命館大学教員任用・昇任規程」、「立命館大学教員選考基準」、「法学部教授昇任規程」等の規程が定められている。

法学部における教員の役割分担についても、明確に定められており、年次進行に沿った対応や、専門教育への配慮、少人数教育対応のための教員組織作りなど、適切に対応ができています。

[達成度評価]

大学全体に適用される「立命館大学教員任用・昇任規程」、「立命館大学教員選考基準」および「運用に関する全学ガイドライン」に定められた要件を満たしたうえで、

「法学部の教学理念・目標に共感し、教育研究に情熱を傾注できる能力と資質をもち、大学学部運営にも積極的に貢献する教員を採用、育成すること」を採用・昇任人事に際して、教授会でその都度明確にしている。審査は、「教育力、研究力、大学学部の管理運営力」をもって総合的に評価され、その適切性が担保されている。

採用人事に関して、年齢、性別、キャリア等が考慮されている。年齢構成はバランスがとれているといえるが、今後もそれが維持できるか若干懸念される。専門分野別にみた教員構成も、特に特定の専門分野に偏ることなく、各分野にバランスよく配置されている。民間企業や官公庁等における就業経験を有する教員が10名に上る点も、注目される。

教育課程に対応した教員組織とその役割分担について、年次進行に沿った対応や、専門教育への配慮、少人数教育対応のための教員組織作りなど、適切に対応ができています。

教員の活動に関して、各個人別に教育研究業績表が作成されている。ほとんどの教員については、過去5年間の間の教育研究業績が十分にあるものと判断される。

学部で開講されている科目のうち、演習などのコア科目については、専任教員の担当率が95.9%になっているが、それ以外の専門科目については、専任教員の担当率が58.9%になっており、この点の改善が望まれる。

3 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度がきわめて高い。

[基盤評価]

法学部の教学理念として、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が定められている。特に学生に期待する学習成果の達成について、7項目の教育目標として基本的な考え方をまとめており、それに基づく教育課程の編成・実施方針を設定している。また、この方針等はホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表されている。

[達成度評価]

卒業時に身につけておくべき7つの能力が教育目標として明示され、学位授与方針はこの教育目標と一体のものとして、それぞれの目標に対応する専門科目等合計124単位以上を取得した学生に学位が授与される。

さらに、この方針と関連して、「現代が求める法の専門知識を活かせるスペシャリ

ストの育成をめざし」て、具体的なカリキュラム・ポリシーが明示されている。それは、「司法」「公務行政」「国際法務」の3つの特修コースと、非特修学生のための5つの専門化プログラム（ビジネス・金融法務、環境・生活法、法と人権、法文化、政治と市民社会）からなるものであり、系統的・段階的な学修の促進と、多様な将来の志望進路や学問的興味関心に対応した学修に留意している。

これらの目標および方針などを検証するために、執行部や企画委員会が毎年度末に「教学総括」をまとめ、教授会に報告し、そこで審議されて、教員の情報共有がなされている。

(2) 教育課程・教育内容

おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。

[基盤評価]

学士レベル教育として、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程を編成」することが求められている。深い教養を培うことについては一定程度意識されているといえるが、総合的な判断力を養う、また豊かな人間性を涵養することについては、必ずしも明確に対応できていない。

[達成度評価]

「4年間の学修の流れ」、5つの「専門化プログラム」および3つの「特修」コースの「学び」において、1回生前期・後期、2回生前期・後期、3回生前期・後期、4回生前期・後期に取得しなければならない科目が一覧にされており、また、専門化プログラム対象科目には、網掛けがされていて、卒業までに順次取得しなければならない専門科目等が分かりやすく表示されている。

さらに、順次性のある専門科目は体系的に配置されており、また、「法学部教学における教養科目の教学目標」を示して、教養教育が果たす役割の重要性も明確にされている。外国語教育については、英語を第一外国語とする英語重視コースとドイツ語・フランス語等の初修外国語を第一外国語とする初修外国語重視コースとに分かれている。いずれも2カ国語を履修することになるが、第一外国語をより多く履修することが要求されている。

初年時教育において、小集団科目である「基礎演習」では、「法学部生として修得すべき資料収集方法・レポート作成方法、司法（裁判）制度の概要、グループワーク用の教材」等で構成された独自のテキストを使用して、「学び」の作法を身につけさせる取り組みがなされている。そのテキストはたえず見直しがなされており、新入生

の実態に即した内容にする努力がなされている。

教育課程の適切性を検証するにあたり、特に教育課程のみの検証プロセスを用意しているわけではないが、企画委員会、教学総括、教授会などを通じて定期的に検証がされている。

(3) 教育方法

方針に基づいた活動、理念・目的及び教育目標の達成が、やや不十分である。

[基盤評価]

4回生以上の年間履修科目登録単位数を50単位としている点は改善の必要性があるが、この点については、「2013年度法学部教学総括」において、「4回生以上50単位については、認証評価機関から改善が求められており、2016年度教学改革において改善する計画である。そのための議論を、2014年度中に開始する予定である。」と記述されている。早急の改善が俟たれる。

一部の科目（国際私法、国際法務入門、政治学入門等）のシラバスの成績評価方法の記述に不明確な点がみられる。これも早急の改善が求められる。

[達成度評価]

教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、講義形式や小集団形式が選択され、また講義においても1クラスの人数が300名を超えないよう工夫されている。

ゼミナール形式の小集団科目を、1回生から4回生までの各回生に設けて、法学学修の基本となる学びの手法に始まり、レポート作成能力、答案作成の基礎、政策立案の基礎、実習・キャリア形成の特質科目、専門演習および卒業研究・論文という「法学部教学ひいては大学教育の集大成」に向けた段階的な取り組みがなされている。ライティング、卒業論文など、文章を書く訓練を重視していて、この点は優れていると評価できる。また、学生の主体的な参加を促す授業として、「自主企画演習」（2単位）が設けられている点も注目される。

シラバスについては、「学部・研究科・教学機関執行部によるシラバス点検について」に基づいてチェックが行われ、「大幅な修正を担当教員に要請するケースはほぼ皆無」となってきたが、シラバスに沿って、「受講生の到達目標、授業の概要と方法、成績評価方法」が行われたかという「授業アンケート」は、2014年以降から組織的に行われることになっている。

成績評価は、立命館大学のなかで最も厳格になされている。複数クラス開講科目の成績バラツキについてもほとんどなく、担当者間の調整が正常に機能している。

単位認定については、法学部生による単位の取りやすい「他学部受講科目」の弊害が指摘されており、制限的にすることが検討されている。

定期的な検証および改善については、年度末に実施する「教学総括」において、状況が十分に把握され、問題点の指摘および改善方向が示されている。

F D委員会による「F D茶話会」が年に複数回開催され、教育方法の改善に向けた組織的な取り組みがなされている。

今後の課題として、学生の平均的な学修時間の向上を図る検討・対応が必要であるとともに、90%を超える3回生専門演習登録率およびレポート提出率ならびに80%の4回生卒業研究・論文登録率および論文提出率を100%にすることがめざされている点は、最後まで学生に対する責任を果たそうとする取り組みとして評価できる。

(4) 成果

おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。

[基盤評価]

卒業要件は、履修要項等によってあらかじめ学生に明示されている。卒業論文制度について、基準が明示されていない。

[達成度評価]

卒業生の進路決定状況の把握率が98.3%で、就職が70.1%、進学が13.4%となっている。特に、金融22.6%、公務員20.0%を占める就職先は、「ビジネス・金融法務プログラム」や「公務行政特修」の専門化プログラムの成果として評価できる。ただし、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標としては、進路状況以外のものは設けられていない。今後の課題として、卒業生の卒業後の評価について、情報収集の方法も含め、検討することが予定されている。

標準在籍期間(4年間)で卒業する学生が約8割に留まることおよび卒業該当回生(5回生以上)のうち約3分の2しか卒業できていないことから、各科目の厳格な成績評価を前提とした、厳格な卒業判定がなされていると評価できる。

学位授与にあたり、法学部執行部からなる卒業判定委員会と教授会の議により、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与している。

4 学生の受け入れ、学生支援

方針に基づいた活動、理念・目的及び教育目標の達成が、やや不十分である。

<学生の受け入れ>

[基盤評価]

法学部は、入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定め、それに基づいて、多様な入学試験を行っている。ただし、入学試験の配点による語学重視、多様な試験制度による多様な学生の受け入れがめざされているが、求める学生像やその修得しておくべき知識やその水準を明らかにするというには不十分である。なお、直近年度では、新入学者の入学定員に対する入学者数比率が 1.25 を超えている。

学部パンフレットやホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表している。

[達成度評価]

学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性がとれている。企画委員会や教授会などが、教学総括を通じて、学生の受け入れの適切性を検証する任にあたっている。ただし、入学後の大学における学習成果との関連において、どのような検証が行われているのかは必ずしも明らかでない。

<学生支援>

[基盤評価]

学生の進路支援には、学びと連動させて組織的に取り組んでいる。そのためにキャリア形成科目や、進路開拓系の講義や演習を設けている。また、「学びマップ」によって節目での学修進捗を確認する。キャリア支援の組織体制としては、法学部に進路就職委員会を設け、全学のキャリアオフィスと情報交換しながら、教員が指導助言するなど学生の支援を行っている。上級生による下級生支援や、学生自身の自主的なキャリア学修活動もある。

[達成度評価]

学生支援については、学生と直接相対する教職員が行うことを基本とし、学生主事を中心に学生委員会がその方針を立案し、特に成績不振者のための「単位僅少者面談」を学部全体で実施し、面談を受けた学生の卒業率が増加するなどの効果を上げている。

進路・就職支援については、進路就職委員会が2、3回生を対象とした「進路・就職ガイダンス」を企画・主催している。これらの企画には、PL(プレースメント・リーダー)やJA(ジュニア・アドバイザー)が協力し、活動している。

さらに、オリター(オリエンテーション・コンダクター)やES(エデュケーション・サポーター)がそれぞれ新入生の相談相手や学修上の支援をしている。

経済的支援措置として、全学的なさまざまな奨学金制度が設けられている。

教学、施設、正課外活動、学費・奨学金といった課題に関して学生自治会との間で年2回ほどの懇談会を行い、そこで聴取した学生の要求をふまえて、学生支援に役立っている点は注目に値する。

学生支援の適切性を検証するにあたり、全学の体制は充実しており、責任主体・組織、権限、手続を明確にしている。

5 教育研究等環境

方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度がきわめて高い。

[基盤評価]

校地校舎等について、大学設置基準を満たしている。

[達成度評価]

キャンパス整備や施設・設備の拡充などは、全学レベルで対応する委員会が構想・検討している。衣笠キャンパスにおいて学生参加によるキャンパス整備を進めていることは特記すべき長所であると考えられる。キャンパスの主要施設概要は、大学設置基準を大きく上回っている。ただ、法学部では、教室の稼働率が100%に達することもあり、衣笠キャンパスが狭隘であると意識されているようである。

図書館の蔵書数も図書・雑誌・電子ジャーナル・視聴覚資料ともかなりの数に上っている。また、開館時間も8時30分から22時までであり、年間の開館日数も341日に及んでいる。さらに、図書館の学修環境をラーニングコモンズとして整備することが予定されている。すでに、Web上で自学自習できる機能をもつRAIL（基礎編・応用編）を2011年度から利用に供している。

法学部では、学生相互の議論や集団的学修の場として、学生共同研究室を設けている。

教員の研究支援制度が充実している。個人研究費として、専任教員には、資料費年額24万円、旅費年額15万円の支出が認められている。さらに、研究推進プログラム、研究国際化推進プログラム、海外渡航者支援制度、学術出版推進プログラム、立命館グローバル・イノベーション研究機構プログラム等の研究支援制度が存在する。また、科学研究費などの学外資金の導入も行われている。たとえば、科学研究費について、2012年度は、約12億5,840万円が採択されている。

教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、基本的には大学としての体制が整備されており、そこにおける責任主体・組織、権限、手続は明確になっている。

6 内部質保証

方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度がきわめて高い。

[基盤評価]

法学部では、教学総括として、自己点検・評価を毎年定期的に行っている。また、受験生を含む社会一般に対して、学部パンフレットやホームページ等によって、情報を提供している。大学は、その情報公開の規程に基づいて、学校教育法（同法施行規則）が定める必要な情報、財務関係書類、自己点検・評価の結果情報を公表している。

[達成度評価]

法学部企画委員会は、副学部長（企画担当）を委員長とし、各専門分野から選出された専任教員を委員として構成され、原則、隔週定例で開催されている。この委員会には、法学部及び研究科執行部も出席し、教学上の課題についての検討や次期カリキュラム改革に向けた調査・検討・企画立案などを行っている。年度末には、「法学部教学総括」書が作成され、教学事項に関する全般的かつ詳細な検討がなされ、その「総括」が教職員の共通認識となり、内部質保証の役割を果たしている。

また、評価するにあたり、学外者の意見を聴取する等、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるため、外部評価委員会を設ける工夫が見られる。

4年に一度カリキュラム改革が実施され、「教学総括」で浮上した課題の克服がなされてきたことは注目すべきことである。

Ⅲ 学部に対する提言

一 長所として特記すべき事項

1 理念・目的

- 1) 教育目標7項目を定めており、これらは学部レベルでは高い目標とみられるものもあるが、すぐれた試みである。

2 教員・教員組織

- 1) 大学設置基準上の教員数を大幅に超える教員を法学部に配置していて、年齢構成も概ねバランスがとれている。
- 2) 民間企業や官公庁等における就業経験を有する教員が10名に上る点は、注目すべき長所である。
- 3) 教育課程に対応した教員組織とその役割分担について、年次進行に沿った対応や、専門教育への配慮、少人数教育対応のための教員組織作りなど、適切に対応ができています。

3 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1) 「司法」「公務行政」「国際法務」の3つの特修およびそれに所属しない5つの専門化プログラムを設けて、学生の志望やニーズに対応したきめ細かなカリキュラム編成を行い、現代社会が必要とする人材育成を成し遂げようとしている点は、大いに評価できる。
- 2) 学生の志望等にあわせて、多様なプログラムを用意しているだけでなく、他のプログラムに転換することも認められている点は、評価できる。
- 3) 教育目標を具体的に7項目で示しており、その周知を図っている点は評価できる。

(2) 教育課程・教育内容

- 1) 基礎演習、ライティング科目など専門科目履修の準備をかなり重視しており、蓄積的な学修体系への配慮はよくなされている。
- 2) 専門科目について、学生の志望・進路に応じて多様なプログラムが用意されている。
- 3) 基礎演習で使用するテキストを独自に作成して、法学部新入生に同一内容の教育がなされるための取り組みを行っている点は、評価すべきものであり、また、そのテキストについてもたえず見直しが行われており、新入生の実態に即した内容にする努力がなされている。

(3) 教育方法

- 1) 学生に対して「学びマップ」を作成させ、1～3回生に「学びの選択」を各年次2回提出させている。これは学生が主体的に勉強する契機になる優れた方法であると評価できる。
- 2) 一般に、法学部の教育では、文章を書く訓練が軽視されているが、立命館大学法学部では、ライティング、卒業論文など、文章を書く訓練を重視していて、この点は優れていると評価できる。

4 学生の受け入れ、学生支援

- 1) 多様な入学試験を行い、受験生に対して幅広い入学の機会を提供している。
- 2) 諸々の課題について、学生自治会との間で年2回ほど五者懇談会を行っている点は特記すべき長所である。

5 教育研究等環境

- 1) 衣笠キャンパスにおいて学生参加によるキャンパス整備を進めていることは特記すべき長所である。

6 内部質保証

- 1) 毎年度末に実施される「教学総括」の取り組みは、現状の把握、評価すべき成果、問題点、改善すべき方向および4年ごとのカリキュラム改革に結びつける点など、構成員共通の認識を共有するとともに、改善や改革に向けて組織的に取り組むための保障となっていると評価できる。

<法学研究科>

I 総評

立命館大学は、1900年5月19日に京都法政学校として京都府から認可を受け、法律学校として開学したことに始まる。のちに、創立者・中川小十郎が学祖・西園寺公望からその家塾「立命館」の名称を継承することの許諾を得て、1913年に立命館大学となり、今日に至る。「自由と清新」を建学の精神とし、「平和と民主主義」を教学理念と定め、立命館大学大学院法学研究科は、この精神に則り、教学優先の徹底、民主的な意思決定を尊重しつつ、人材育成目的に見合った教育目標を確立し、その達成のために努力を続けている。

当該研究科は、法学および政治学の研究者養成を目的として1950年に設置された。その後、1994年に高度専門職養成のための専修コースが加えられ、2004年に法務研究科が、2007年に公務研究科がそれぞれ設置された。このような新たな展開のなかで、当該研究科は、その独自性を明確にして研究環境の充実に力を入れるとともに、時代の要請に応え、社会に通用する専門性の高い優れた人材の育成に取り組んできた。

当該研究科は、現在では、博士課程前期課程（以下、前期課程という。）60名・博士課程後期課程（以下、後期課程という。）10名の定員で、研究者養成の伝統を引き継ぐ「研究コース」をはじめとして、企業法務や司法書士、税理士などのいわゆる準法曹を志望する者を対象とする「リーガル・スペシャリスト・コース」、学部での学修をベースに特定のテーマを深く掘り下げて研究する者を対象とする「法政リサーチ・コース」という、3つのコースを設けている。さらに、最近では、東アジアの有力な大学院（中国4大学、台湾2大学、韓国2大学）と協定を結び、院生の積極的な海外交流を進めて、国際化の要請に対応している。

当該研究科の各コースに共通する特色は、高度で専門的な教育内容を修得させることを目的として、小規模クラスにおける双方向授業を行うことにある。また、各自の専門領域についての学修だけでなく、関連する他分野あるいは他研究科科目の履修を通じて、広い視野を形成することが可能となり、その結果多角的な思考能力も培えるように配慮している。こうした授業環境を通じて、法学及び政治学の専門的知識がよりいっそう実質的なものとなり、各院生の専門性が確実に向上していくことがめざされている。

当該研究科では、院生の修了後の進路が多様化していることに応じた能力開発にも力を入れている。リーガル・スペシャリスト・コースには、「税務プログラム」・「ビジネス法プログラム」・「公共法務プログラム」など修了後の進路に対応した科目群を履修モデルとして提供し、企業や税理士法人・事務所などでの法律関係業務を体験実習する「法務実習」という科目も用意しており、キャリア志向にも十分対応している。2012年度から国家公務員試験制度が改革されたことをふまえて、公務員を志望する院生のニーズに応えた科目を提供している。

混迷の時代の今、時代を切り拓く専門性を有した人材が求められている。社会に生起する諸問題にかかわる法学および政治学という学問領域の果たすべき役割は実に大きいといえる。しかしながら、それにもかかわらず、法曹人気の低下、受験生の法学部離れ、その重要な一因となっている法科大学院の存在が、法学研究科進学希望者の激減に繋がっている。法学研究科を取り巻く厳しい環境の中にあって、当該研究科は、時代を切り拓く人材の育成をめざして、魅力ある法学研究科作りに真摯に取り組んでおり、その着実な成果が期待される。

II 評価結果

1 理念・目的

[基盤評価]

大学の学則第1条において、教育研究機関としての目的を定めるとともに、法学研究科では、法学研究科学則において、法学研究科の研究教育上の目的について定めている。その目的は、ホームページなどに示されている。

[達成度評価]

立命館大学は、「自由と清新」を建学の精神とし、「平和と民主主義」を教学理念と定めている。この教学理念をもとに、法学研究科は、「法律学および政治学の研究者およびその高度な専門知識を必修とする職業分野で活躍しうる人の養成を目的」としている。

前期課程は、①研究コース、②リーガル・スペシャリスト・コース、③法政リサーチ・コースの3つのコースを設けて、①は「学術研究者の育成」、②は「高度専門職業人の育成」、③は「豊かな学識教養を持った人の育成」を目的としている。

リーガル・スペシャリスト・コースは、「ビジネス法プログラム」、「不動産法務プログラム」、「税務プログラム」、「公共法務プログラム」の4つのプログラムを設けて、学生の志望動機に対応しうる履修モデルを提供している。

当該研究科が、大学院の教育目的を研究者養成に限定せず、高度の専門知識を必要とする職業分野で活躍できる人の育成もその対象とし、そのためのプログラムを明確にしている点は高く評価されよう。

研究科教務委員会および研究科委員会が、これらの人材育成目的を定期的に確認・点検する体制がとられている。

2 教員・教員組織

おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。

[基盤評価]

学部企画委員会、教授会、研究科委員会、研究科教務委員会が中心となって、教学上の管理運営を行っている。教員数は確保されており、その資格要件・能力・資質を明らかにし、その役割分担は明確である。

[達成度評価]

大学院を担当するにあたって求められる教員像は、「立命館大学大学院担当教員選

考基準」で定められており、法学研究科は、その選考基準および「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」に基づいて、厳格な資格審査を実施している。

いったん「不適」と判断された教員についても、定期的な審査を行い、任用基準をクリアした場合には、「適」と判断され、大学院担当教員となっている。

教員の資質向上を図るための研修等につき、法学部FD委員会との共同による「FD茶話会」が定期的開催され、「法学研究科教学改善アンケート」（毎年2回）の実施とともに、授業改善にも役立てている。

教員組織の適切性を検証するにあたり、学部・研究科として取り組んでいるが、研究科教務委員会が中心的にその任に当たり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしている。検証プロセスは機能しており、計画的な採用人事などの改善につなげている。

3 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度がきわめて高い。

[基盤評価]

課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための修了要件等を明確にした学位授与方針を設定している。

研究科として、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を設定している。

ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表している。また履修要項では各方針の具体的な展開を明らかにしている。

[達成度評価]

学位授与方針と整合するように教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明示されている。

前期課程のカリキュラム・ポリシーは、①リーガル・スペシャリスト・コースでは、「法律学の知識を必修とする職業分野で活躍できる人材育成」をめざして、「税務プログラム」「ビジネス法プログラム」「不動産法務プログラム」「公共法務プログラム」を提供し、「民間企業における進路直結型の法務実習を通じて実務感覚を涵養」するとしている。②法政リサーチ・コースは、「社会人としての体験を通じて抱いた問題意識や学問的関心、学部段階での学修では究明しきれなかったテーマ等を、より専門的に深めるため」のものであり、「各人の興味・関心にあわせて、他コース向けに開

設された諸科目を比較的自由に履修する」ことができる。③研究コースは、「研究者養成を目的とする『ゆるやかな5年一貫制』をとり、修士論文の作成や専門誌への掲載論文作成の指導・助言を行う」ものであり、外国語能力の涵養と他分野・関連領域の視点の保持にも留意されている。

後期課程のカリキュラム・ポリシーは、研究コースとして、「自らの研究活動を適時に社会に発信し、課程修了期には、博士論文としてその成果をまとめることが予定」されており、これを実現するために『特別研究』『文献研究』等の科目を系統的に配置し、「比較法政研究、歴史的研究、解釈論または政策論を縦横に組み合わせ、総合力の涵養に資するよう設計」されている。

研究科教務委員会が中心となって、人材育成目的、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針について定期的に確認と点検が行われている。

(2) 教育課程・教育内容

方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度がきわめて高い。

[基盤評価]

前期課程の各コース、後期課程（研究コース）について、それぞれ教育課程編成、実施方針が定められている。

[達成度評価]

前期課程の3つのコースに対応するカリキュラムおよび科目が配置され、院生の履修に際して順次的・体系的な配慮がなされている。

特に、リーガル・スペシャリスト・コースは、「ビジネス法プログラム」「不動産法務プログラム」「税務プログラム」「公共法務プログラム」に各々対応する履修モデルが提示されており、学生が求める高度専門職業人養成に応えるものとなっている。

また、外国語教育も重視されており、研究コース以外の2つのコースも法政専修外国語科目の履修を可能としている。

さらに、研究コース以外のコースには、「法務実習」という実習科目が開講されており、税理士法人・事務所、民間企業、司法書士事務所、地方公共団体に学生を派遣し、キャリア形成に役立っている。

教育目的に沿ったカリキュラム編成には多くの工夫がみられる。

教育課程の適切性は、研究科教務委員会が中心となって検証にあたっている。責任主体・組織、権限、手続は明確であり、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているように思われる。研究科教務委員会は、4つの履修プログラムに整理した最初の修了者へのアンケートで、「履修プログラムがわかりやすい履修モデルとして有

効に機能した」ことを確認している。

(3) 教育方法

おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。

[基盤評価]

研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導については、ガイドライン的な試みはあるが、今後の課題となっている。

授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめ知ることができるようこれを公表している。

授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定している。

既修得単位の認定を、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施している。

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした全学的な組織があり、研究科の教育方法等を客観的に検討する機会となっている。また、FDについては組織的な研修・研究の機会を設けている。

[達成度評価]

学生に対する適切な学習指導推進の観点から、「研究指導フローチャート」を作成し、履修要項で学生に公表、新入生オリエンテーションにおいて周知して、指導の可視化が図られている。このフローチャートは、「学生の研究進捗状況を把握でき、指導教員が修士論文の研究指導計画を立てやすく」するものである。

授業は、学生の主体的参加を促す方法として、双方向方式が採られている。予め与えられた課題について、学生が報告し、教員と受講者の間でディスカッションするという形態が多い。

シラバスは、全学的に「2014年度シラバス編集・公開方針について」に基づいて作成され、全学的なシラバス点検マニュアルに沿ってすべての内容が点検されている。シラバスの重要事項を事後的に変更する場合は、研究科の執行部会議で審議され、その他の事項を変更する場合にも、教員は授業のなかで学生に事前に説明することが義務づけられている。

単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業とするため、研究科委員会と研究科教務委員会のもと、在学生と修了生に対するアンケート調査による検証を行っている。

教育内容・方法等の改善を図るための責任主体は直接的には研究科教務委員会であり、研究科としては研究科委員会である。それらの権限と手続は明らかである。その検証プロセスは機能しており、研究指導の標準シラバス作りなど少しずつであるが、改善が進み始めている。

(4) 成果

おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。

[基盤評価]

修了の要件を明確にし、履修要項によってあらかじめ学生に明示している。

学位授与論文の審査における学位水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)は、一般的な論文の要件として示されている。

[達成度評価]

教育成果の検証に関して、『立命館法政論集』の刊行、天野和夫賞、平井嘉一郎研究奨励賞という学術賞の授与の取り組みがある。進路状況も教育成果の検証指標として把握されている。

学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与している。

4 学生の受け入れ、学生支援

方針に基づいた活動、理念・目的及び教育目標の達成が、やや不十分である。

<学生の受け入れ>

[基盤評価]

建学の精神、教学理念、研究科の目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、研究科で定めている。

入学試験要項、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表している。

学生募集については、全学と歩調を合わせるとともに、広報などでは独自のものを展開している。

法学研究科の2013年5月1日付の収容定員に対する在籍学生数比率は、前期課程

0.46、後期課程 0.30、2014 年 4 月 1 日付のそれは、前期課程 0.46、後期課程 0.26 であり、大学基準協会が定める「修士課程 0.5、博士課程 0.33 に満たない」場合にあたり、努力課題となる。

[達成度評価]

学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性をとる努力がされているが、成果が上がっていない。

学生の受け入れの適切性を検証するのは、研究科教務委員会を中心に、組織的に当たっており、責任主体、権限、手続を明確にしている。法学部企画委員会の議論として、「法学研究科の志願者・入学者の大幅な減少の要因は、法務研究科（2004 年度）や公務研究科（2007 年度）の開設などの影響から学内進学者が急激に減少したことによる」ことが明らかにされている。検証プロセスは機能しているが、改善につながっているかどうかは不確かである。

<学生支援>

[基盤評価]

学生の進路選択に関わる指導は指導教員が当たることとしているが、全学のキャリアオフィスや法学部と連携しながら、全教職員で取り組んでいる。法務や公務など専門職種が明らかな進路もあるが、キャリア形成支援教育として組織的・体系的な指導・助言に必要な体制は整備されていない。

[達成度評価]

修学支援、生活支援、進路支援のための仕組みや組織体制は、全学的に整備されており、法学部とともに、法学研究科もそれに従って、その独自性を活かしながら運用に参加している。

修学支援については、留年者には「論文執筆状況報告書及び今後の計画書」を執筆させる。休・退学者にはあらかじめ面談を行い、要件や手続きを履修要項で明示し、研究科教務委員会、研究科教授会で審議し許可する。

障がい学生に対する修学支援は、個別に対応することとし、研究科として状況を把握して、教職員等に対応を求めることになる。

奨学金・研究助成等の経済的支援措置は、多様に用意されており、全学としての対応によっている。

生活支援については、ルール化された健康診断、保健センターの相談、カウンセリングのための学生サポートルームの設置、ホームページ等での学生への案内が行われている。

各種ハラスメント防止に向けた取り組みとしては、大学として防止規程と防止委

員会を定め、履修要項によって学生に周知している。ハラスメント相談員が選出され、事案に対応している。

キャリア形成支援としては院生についても全学でキャリアパス支援によるセミナー開催などが行われているほか、法学研究科としてもキャリア形成科目を開講し、法務インターンシップによる事業所派遣もある。

学生支援の検証は、特に組織的に行われていない。研究科全体で学生の支援に取り組んでおり、その中で、大学の学生部やキャリアオフィス、国際部と連携、また法学部とも連携して、生活支援、就職支援、留学支援などを行っている。なお、責任主体・組織、権限、手続は、それぞれ別の規程に基づいており、学生側からは、明確になっているとはいえない。法学研究科では、研究科懇談会で学生との対話機会を持ち、大学では、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげていると考えられる。

5 教育研究等環境

方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度がきわめて高い。

[基盤評価]

法学部の所見と同じである。

[達成度評価]

キャンパス整備や施設・設備の拡充などは、全学レベルで対応する委員会が構想・検討している。キャンパスの主要施設概要は、大学設置基準等を大きく上回っている。

図書館の蔵書数も図書・雑誌・電子ジャーナル・視聴覚資料ともかなりの数に上っている。また、開館時間も8時30分から22時までであり、年間の開館日数も341日に及んでいる。さらに、図書館の学修環境を「学術情報を利用し主体的に学修し学びあう学生をサポートする」ラーニングコモンズとして整備することが予定されている。

国立情報学研究所の提供する各種サービスのほか、第一法規判例文献情報、TKC LEX-DBといった日本法のデータベース、Westlaw、Lexis-Nexis、Hein on Lineといった外国法のデータベースを利用することができ、また、Web上で自学自習できる機能をもつRAIL（基礎編・応用編）についても利用することができる。

院生の共同研究室では、一人一机が確保されており、また、研究コースとそれ以外のコースで研究室を別にする運用がなされている。

研究倫理については、「研究倫理ハンドブック」が院生にも配布され、その周知と遵守がはかられている。

6 内部質保証

方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度がきわめて高い。

[基盤評価]

自己点検・評価は、定期的実施され、報告書を作成している。

受験生を含む社会一般に対して、大学のホームページの情報公開、研究科ホームページ等によって、学校教育法（同法施行規則）によるもの、財務関係書類などを公表している。

[達成度評価]

法学部・法学研究科の内部質保証については、「毎年度末に『教学総括』を作成し、各種委員会での検討の後に、教授会・研究科委員会で審議し承認する手続があり、この手続によって、内発的に教育の質を改善させる方針が樹立されてきた」とされる。

法学研究科の「教学総括」は、「入学試験結果とその分析、在籍院生の学籍状況、科目の開講状況、学位授与を含む教育効果、進路・就職状況、担当資格審査結果・FD活動・クラス会との研究科懇談会などの教育の改善、東アジア展開、社会人向け講座の状況など」が検討され、指摘された問題点はその後の授業改善やカリキュラム改革の契機となっており、教育におけるPDCAサイクルの役割を果たしている。

内部質保証システムに対する客観性・妥当性を高めるため、法学研究科では本外部評価委員会の設置がある。また法学研究科については、法学部や全学の観点からの相互チェックが働く。

学部との共同設置科目につき、認証評価機関からの指摘事項に対して、解消したことにより、適切に対処していることが確認できた。

評価やコンプライアンスに関しては、全学での質保証の体制が充実している。

Ⅲ 研究科に対する提言

一 長所として特記すべき事項

1 理念・目的

- 1) 大学院の教育目的を研究者養成に限定せず、高度の専門知識を必要とする職業分野で活躍できる人の育成もその対象としている。このようにめざすべき人材像を具体的に定め、そのためのプログラムを明確にしている。

3 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

- 1) 教育目的に沿ったカリキュラム編成に多くの工夫が見られる。
- 2) 税理士事務所などにおける実務教育が行われているのは、法学研究科の学生の大学院終了後の将来に役立つものといえよう。

4 学生の受け入れ、学生支援

- 1) 法学研究科懇談会が年1回開催されていること、立命館大学法学会に院生も参加し、院生代表が常任委員会に出席していることは特に評価に値すると思われる。

6 内部質保証

- 1) 評価やコンプライアンスに関しては、全学での質保証の体制が充実している。

二 努力課題

3 教育内容・方法・成果

(4) 成果

- 1) 修士論文の評価基準と博士論文の評価基準を比較すると、修士論文の評価基準の③では「研究内容の独創性」とされ、博士論文の評価基準の③では「研究内容の独創性および国際性」とされている点が異なるだけである。このように、両者の基準は国際性の有無の点だけが異なっており、学生からすれば、その違いが理解しがたいのではないか。修士論文と博士論文の違いを総体的に示す文言を入れることが望まれる。

以 上

提出資料一覧

立命館大学（法学部）

調書

資料の名称	
1	自己点検・評価報告書
2	教員基礎データ ・専任教員個別表（教員業績一覧）

添付資料・根拠資料

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
1 (理念・目的)	学部・研究科の理念・目的ならびに教育目標が明文化された冊子等（学部・研究科概要、学生募集要項、入学案内等）	2014年度入学試験要項	1-0	●
	学部・研究科の概要を紹介したパンフレット	立命館大学法学部2014パンフレット	(1-8-2)	(●)
	その他、根拠資料	立命館大学学則	1-1	
		立命館大学法学部学則	1-2	
		立命館憲章	1-3	
		立命館大学法学部「2014年度学修要覧2013年度以前入学生用」	1-4	●
		立命館大学法学部HPのURL： http://www.ritsumeai.ac.jp/law/ （2014年5月1日確認）	1-5	
		法学部2013教学総括	1-6	
		2013年度法学部1回生小集団担当体制について	1-7	
		立命館大学法学部2013パンフレット	1-8-1	●
		立命館大学法学部2014パンフレット	1-8-2	●
2012年度法学部カリキュラム改革答申（案）	1-9			
2 (教員・教員組織)	教員人事関係規程等 (教員選考委員会規程、教員資格審査規程、教員任免・昇格規程等)	立命館大学教員任用・昇任規程	2-1	
		立命館大学教員選考基準	2-2	
	教員の任免および昇任に関する規則 (学部・研究科規程、任用規程、懲戒規程、就業規則等)	立命館大学教員任用・昇任規程	(2-1)	
		教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン	2-3	
	その他、根拠資料	国際化対応法学専門科目人事の人事方針	2-4	
		「全学の教員組織」立命館大学教学関連基礎データ（2012年度）	2-5-1	
		「全学の教員組織」立命館大学教学関連基礎データ（2013年度）	2-5-2	
		「専任教員数・兼任教員数」立命館大学教学関連基礎データ（2013年度）	2-6	
		法学部・法務研究科連携委員会まとめ	2-7	
		「開設授業科目における専兼比率」立命館大学教学関連基礎データ（2013年度）	2-8	
		「2013年度 法学部役職表」	2-9	
		「法学部2014年度開講方針」	2-10	
		「2014年度 法学部時間割編成委員会」第1回～第6回 2013年6月25日～11月26日資料	2-11	
		「2012年度法学部カリキュラム改革答申（案）」	2-12	
「『税法』人事」	2-13			
「2011～2015年度教員組織整備計画について」	2-14			

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
2 (教員・教員組織)		「2014年度法学部開講責任科目担当体制一覧」	2-15	
		「2014年度法学部開講責任科目時間割一覧」	2-16	
		「教養枠（2人目）人事方針」	2-17-1	
		「立命館大学法学部専任教員の（公募政治意識論及び政治コミュニケーション論）」	2-17-2	
		「国際化対応の法学専門科目人事」	2-17-3	
		「国際化対応法学専門科目人事の人事方針」	2-17-4	
		「法学部専任教員（民事訴訟法）募集要項」	2-18-1-1	
		「法学部教養枠の人事方針」	2-18-1-2	
		「法学部憲法専任教員募集要項」	2-18-1-3	
		「スペイン語専任教員の募集（公募）および全学人事委員会の設置に向けて」	2-18-1-4	
		「2012年度法学部教学総括」	2-18-2	
		法学部教授昇任規程	2-19	
		「法学部教授昇任人事」（日本政治史）	2-20-1	
		同（行政法、民法、行政学、英語、中国語）	2-20-2	
		同（刑法、民法）	2-20-3	
		「2013年度授業アンケートの実施日程について」	2-21-1	
		「『授業改善に関わる担当教員と受講生の意見交換』のためのインタラクティブシート配布にあたって」	2-21-2	
		「2013年度法学部五者懇談会議事録」	2-22-1	
		法学部学生自治会「授業懇談会総括」	2-22-2	
		「2013年度前期科目別成績分布について」	2-23	
		本学のHP http://www.ritsumei.jp/index_i.html	2-24	
		研究活動面に関するHP http://www.ritsumeilaw.jp/	2-25	
		「2014年度新任教員ガイダンス（法学部版）」	2-26	
	「専任教員の移籍について」	2-27		
	「法学部2016年改革の骨子」	2-28		
3 (教育内容・方法・成果)	学部・研究科の教育内容、履修方法などを記載したもの（学生便覧、履修要項等）	2013年度 履修要項	3-1	●
	授業計画、科目概要など授業内容、成績評価内容を示した冊子等（講義要項、シラバス等）	2013年度法学部シラバス https://campusweb.ritsumei.ac.jp/syllabus/kokai/KJgSearchNendoHenkou.do	3-0-1	
	年間授業時間割表	2013年度法学部時間割	3-7-1	●
	履修科目の登録に関する規則等（学部・研究科則、学部・研究科規程等）	立命館大学法学部学部則	(1-2)	
	進級要件、修了要件の定め等（学部・研究科規程等）	立命館大学法学部学部則	(1-2)	
		2013年度 履修要項	(3-1)	(●)
	インターンシップ等が実施されている場合 ・実施要項 ・受け入れ先、実施状況が把握できる資料	2014年度インターンシップ・ガイドブック	3-0-2	
	他の大学・大学院において履修した授業科目の単位認定に関して定めた規定（学部・研究科規程等）	立命館大学法学部学部則	(1-2)	
	2013年度 履修要項	(3-1)	(●)	

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
3 (教育内容・方法・成果)	学習相談体制について定められた規定 (学部・研究科規程等) オフィスアワーの内容やその周知に関する資料	2013年度 履修要項	(3-1)	●
	成績の分布に関する資料	2013年度前期 科目別成績分布について	(2-23)	
	成績評価基準を明示している規則等 成績評価の異議申立に関する規則等	立命館大学学則 2013年度 履修要項	(1-1) (3-1)	●
	授業評価に関する定めおよび結果報告書	法学部 F D 委員会規程	3-0-3	
		2013年度授業アンケート結果報告書 (前期・後期)	3-0-4	
	授業内容・方法の改善のための研修に関する定め	法学部 F D 委員会規程	(3-0-3)	
	その他、根拠資料 【欠番】3-2、3-3、3-17	法学部HP http://www.ritsumei.ac.jp/law/introduction/policy.html/	(1-5)	
		2013年度法学部教学総括	(1-6)	
		教学関連基礎データ (2013年度) (各学部における重要科目) の受講者数、合格者数	3-4	
		2013年度法学部基礎演習テキスト	3-5	●
		法学ライティング使用テキスト ピアで学ぶ大学生の日本語表現	3-6	●
		2014年度法学部時間割	3-7	
		学部 (学士課程) 教学改革ガイドライン・同執行基準	3-8	
		2014年度manaba+R 教員用マニュアル	3-9	
		教学関連基礎データ (2013年度) 年間受講登録単位数、GPA(平均) (学部・研究科別/回生別)	3-10	
		2013年度入学生用法学部学びマップ	3-11	●
		シラバス入稿マニュアル (2014年版)	3-12	
		2014年度学部・研究科・教学機関執行部によるシラバス点検について	3-13	
		2014年度授業アンケート実施方針ならびに実施手順について	3-14	
		2014年度開講案内 (授業編)	3-15	
		法学部開講責任科目の成績評価にあたってのお願い	3-16	
		2013年度前期科目別成績分布について	(2-23)	
		教学関連基礎データ (2013年度)	3-18	
		2013年度前期授業アンケート結果報告書	(3-0-4)	
		2013年度後期授業アンケート結果報告書	(3-0-4)	
		2013年度法学部1回生学生実態アンケート結果分析	3-19-1	
		2013年度法学部2回生学生実態アンケート結果分析	3-19-2	
		2013年度学生実態アンケート分析 (3回生)	3-19-3	
		立命館大学2012年度就職決定状況	3-20	
	2013年度立命館大学学部卒業者数および卒業率について	3-21		
	学生募集要項 (再掲)	2014年度入学試験要項	(1-0)	●
	入学者選抜に関する規則	立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程	4-0-1	
入学者選抜試験に関する業務の実施体制についての定め (学部・研究科規程等)	入学試験委員会規程	4-0-2		

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
4 (学生の受け入れ、学生支援)	入学者の多様性を確保するための工夫に関する資料	2014年度入学試験要項	(1-0)	(●)
	学生生活の相談、助言、支援体制に関する定め (学生相談室規程、学生相談室報等)	2014学生サポートルームのご案内	4-0-3	
		立命館大学学生サポートルーム規程	4-0-4	
		2012年度立命館大学学生サポートルーム報告書	4-0-5	●
	各種ハラスメントに対応する規程およびパンフレット (ハラスメント防止規程、啓蒙パンフ、ハラスメントを受けた場合の救済措置についてのパンフレット等)	2013ハラスメント相談の手引き (リーフレット)	4-0-6	●
		立命館大学ハラスメント防止に関する規程	4-0-7	
	奨学金・教育ローンなどの募集要項、規則等	立命館大学ホームページ「奨学金・助成金制度」 URL : http://www.ritsumei.ac.jp/scholarship/ (最終閲覧日 : 2014.04.09)	4-0-8	
	進路選択に関わる相談・支援体制について資料	PLACEMENT DATA 2013 [年刊]進路・就職の実績報告	4-0-9	●
		文理系対象第3回就職ガイダンス	4-0-10	
	身体に障がいのある者等への物的・経済的支援体制に関する規程	障害学生とサポートスタッフのためのガイドブック2014	4-0-11	
		障害学生支援のための対応例【新任教員ガイダンス配布資料】	4-0-12	
		立命館大学障害学生支援委員会規程	4-0-13	
	その他、根拠資料	2014入試ガイド	4-1-1	●
		2014年度特別入学試験要項について	4-1-2-1	
		2014年度AO選抜入学試験要項について	4-1-2-2	
		2014年度推薦入学試験要項 (指定校制) について	4-1-3	
		2013年度高大連携協定校プログラム法教育プログラムハンドブック	4-1-4	●
		2014年度特別入学試験要項について	4-1-5	
		立命館大学法学部2014パンフレット	(1-8-2)	(●)
		2013年度第5回教授会資料	4-1-6	
		リッツネット http://ritsnet.ritsumei.jp/	4-1-7	
		2013年度第22回教授会回収資料	4-1-8	
		2013年6月18日執行部会議資料	4-1-9	
		2013年度第15回教授会資料	4-1-10	
		2013年度第10回教授会資料	4-1-11	
		2013年度第12回教授会資料	4-1-12	
		2013年度第2回教授会資料	4-1-13	
		2013年度第26回教授会資料	4-1-14	
		立命館大学HPデータで見る立命館 (学生・生徒数)	4-1-15	
		2014年度第1回常任理事会資料	4-1-16	
		2014年度第2回企画委員会資料 (2016年度入試定員について)	4-1-17	
		2013入試ガイド	4-1-18	
2014入試ガイド	(4-1-1)	(●)		
2012年度第11回入学試験委員会資料	4-1-19			
2013年度第7回入学試験委員会資料	4-1-20			

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
4 (学生の受け入れ、 学生支援)		2013年度第2回入試担当副学部長会議資料	4-1-21	
		2013年度第6回入学試験委員会	4-1-22	
		「2012年度法学部教学総括」	(2-18-2)	
		2014年3月27日新・現執行部会議	4-1-23	
	(2) 学生支援	2013年度前期<2回生以上>単位僅少者に対する指導・援助方針(2013年5月7日法学部教授会)	4-2-1-1	
		2013年度前期単位僅少者・学部基礎科目不振者のための学習会の開催について(2013年度6月18日法学部教授会)	4-2-1-2	
		2013年度後期1回生単位僅少および学部基礎科目不振者に対する面談・援助方針について(2013年7月16日法学部教授会)	4-2-1-3	
		2013年度後期単位僅少者・学部基礎科目不振者のための学習会の開催について(2013年10月29日法学部教授会)	4-2-1-4	
		2014年度法学部役職表(第3次案)(2014年3月25日教授会)	4-2-2	
		2013年度自治委員・自治会委員長選挙の結果について(報告)(2013年6月17日学生生活会議)	4-2-3	
		2013年度法学部教学総括 136-137頁	(1-6)	
		2014年度法学部オリター支援方針概要(2014年3月4日法学部教授会)	4-2-4	
		2013年度法学部教学総括 139頁	(1-6)	
		立命館大学特別ニーズ学生支援室規程	4-2-5	
		立命館大学学生サポートルーム規程	4-2-6	
		2014年度第1回法学部学生委員会資料(部外秘)	4-2-7	
		2014年度転籍および学科内異動面接実施方針(2013年12月24日法学部教授会)	4-2-8	
		本学独自の奨学金・助成金制度の概要	4-2-9	
		2013年度法学部学生実態アンケート結果分析	(3-19)	
		2013年度法学部教学総括 131-135頁	(1-6)	
		法学部学修要覧(2014年度入学生用)44頁	4-2-10	
		2013年度法学部教学総括 24-30頁	(1-6)	
		2014年度法学部役職表(第3次案)(2014年3月25日教授会)	(4-2-2)	
		2013年度法学部教学総括 25-26頁	(1-6)	
		2013年度法学部教学総括 26-28頁	(1-6)	
		2013年度法学部教学総括 140-141頁	(1-6)	
		単位僅少者に対する指導・援助方針における見直しについて(2012年10月23日法学部教授会)および同付属資料②	4-2-11	
		2013年度経済支援型奨学金運営について(総括)(2014年3月28日学生生活会議・資料6)	4-2-12	
		2013年度法学部教学総括 132頁	(1-6)	
		2013年度法学部教学総括 28頁	(1-6)	
		2013年度法学部教学総括 133頁	(1-6)	
		2013年度法学部教学総括 138頁	(1-6)	

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
		2014年度第1回法学部学生委員会議事録（第2回法学部学生委員会資料（部外秘））	4-2-13	
		2014年度転籍および学科内異動面接実施方針(2013年12月24日法学部教授会)	(4-2-8)	
		2013年度後期法学部五者懇談会議事録（2014年3月25日法学部教授会）11頁	4-2-14	
		2013年度法学部教学総括 131-132頁	(1-6)	
	自習室の利用に関する定め	2013年度 履修要項	(3-1)	(●)
	情報関連設備等の利用に関する定め	RAINBOW GUIDE 2014（学生版）	5-0-1	
		RAINBOW GUIDE 2014（教員版）	5-0-2	
	図書館利用に関する定め（図書館利用規程、資料室規程等） 図書館利用ガイド等	LIBRARY GUIDE 2014	5-0-3	●
		2014年度版教員用図書館利用案内	5-0-4	●
		立命館大学学術情報施設利用規則	5-0-5	
	その他、根拠資料	R2020イニシアティブ委員会の設置及び諸委員会の再編について	5-1	
		立命館大学キャンパス創造を進めるにあたっての基本構想	5-2	
		立命館大学研究倫理指針	5-3	
		「研究高度化中期計画（2006-2010年度）」	5-4	
		「立命館大学第2期研究高度化中期計画（2011-2015年度）」の策定について	5-5	
		図書館将来構想検討委員会答申	5-6	
		立命館大学キャンパス創造とキャンパス整備に係る基本的確認	5-7	
		京都・BKC キャンパスにおける2012年度の施設整備について	5-8	
		2013年度大学基礎データ（表5）校地、校舎、講義室・演習室等の面積	5-9	
		2013年4月からのキャンパス禁煙化基本方針について	5-10	
		立命館大学 教育研究情報システム アニュアル・レポート2012	5-11	
		学内無線LAN環境の拡張整備について	5-12	
		2013年度RAINBOW環境におけるプリンターの更新について	5-13	
		安全管理室2012年度活動まとめと2013年度課題	5-14	
		2012年度クリーンラボ・キャンペーン結果について	5-15	
		2012年度大学データ集（表31）図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況	5-16	
		故加藤周一氏の蔵書受入と『加藤周一文庫』の開設について	5-17	
		2012年度からのビッグディールの全学予算化について	5-18	
		次期立命館学術情報システム（RUNNERS）リプレイスについて	5-19	
		RAIL応用編の製作	5-20	
		大学図書館電子学術書共同実証実験への参加について	5-21	
		立命館学術成果リポジトリ（R-Cube）の到達点と今後の取り組みについて	5-22	

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
5 (教育研究等環境)		本学デジタルアーカイブ事業についての検討状況(報告)	5-23	
		立命館大学図書館 Food and Drink Policy の策定について	5-24	
		著作権法改正に伴う図書館における視覚障害者支援の拡充について	5-25	
		びあら(BKC)開設について	5-26	
		2014年度基幹時間割について	5-27	
		平成21年度国際化拠点整備事業構想調書	5-28	
		平成24年度国際化拠点整備事業費補助金(大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業)実績報告書	5-29	
		立命館大学における国際寮(仮称)の建設にむけた基本コンセプトと建設基本施設について	5-30	
		京都キャンパス国際寮基本構想(案)	5-31	
		2013年度の留学生奨学金制度について	5-32	
		「立命館大学の教員任用制度および客員教授制度の再構築に関する基本方針について」	5-33	
		研究高度化推進施策の実施について(その2)	5-34	
		学外研究制度および研究専念教員制度の利用実態・ニーズに関する調査の実施について	5-35	
		学外研究制度および研究専念教員制度の利用実態・ニーズに関する調査の回答結果について	5-36	
		研究専念制度の創設について	5-37	
		研究高度化推進施策の実施について(その1)	5-38	
		立命館大学個人研究費取扱規程	5-39	
		立命館大学専任教員学外研究規程	5-40	
		立命館大学助教学外研究規程	5-41	
		立命館大学研究専念教員規程	5-42	
研究倫理ハンドブック	5-43			
2014年度学外研究員の決定について	5-44			
6 (内部質保証)	自己点検・評価関係規程等	立命館大学自己評価委員会規程	6-0-1	
		立命館大学大学評価委員会規程	6-0-2	
		法学部自己評価推進委員会規程	6-0-3	
	情報公開に関する規程	学校法人立命館情報公開規程	6-0-4	
		適切な情報公開と説明責任が確認できる実績データ(ホームページ、大学案内、各種パンフレット)	立命館大学法学部2014パンフレット 立命館大学法学部HPのURL: http://www.ritsumei.ac.jp/law/ (最終閲覧日: 2014.05.27)	(1-8-2) (1-5)
	その他、根拠資料	2013年度法学部教学総括	(1-6)	
立命館大学研究者学術情報データベース		6-1		
7 (その他)		立命館大学大学案内2015	7-1	●
		立命館大学大学院案内2015	7-2	●
		立命館大学2013年度大学基礎データ(抜粋) http://www.ritsumei.jp/profile/a10_2013_j.html	7-3	
		立命館大学2013年度大学データ集 http://www.ritsumei.jp/profile/a10_2013-2_j.html	7-4	

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
		立命館大学大学案内2014	7-5	
		大学基準協会「大学基準の解説」	7-6	
		対応法令付 点検・評価項目	7-7	

<注意事項>

- 1、 添付資料の該当資料が重複する場合、提出する資料はひとつでよい。その際、重複する資料の番号は（括弧）書きで付すこと。
- 2、 原則として、複数の項目でひとつの根拠資料を掲載する場合、資料番号は一番関連の深い大項目の番号（1～8）でとり、1-1、1-2、のように表記すること。
- 3、 「その他、根拠資料」には、点検・評価報告書の記述内容を裏付ける資料を記載すること。

提出資料一覧

立命館大学（法学研究科）

調査

資料の名称	
1	自己点検・評価報告書
2	教員基礎データ ・専任教員個別表（教員業績一覧）

添付資料・根拠資料

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料	
1 (理念・目的)	学部・研究科の理念・目的ならびに教育目標が明文化された冊子等（学部・研究科概要、学生募集要項、入学案内等）（受験生向けの資料は、2013年度に発行した2014年度入学者用資料とする）	2014年4月入学立命館大学大学院入試要項（法学研究科）	(1-5)		
	学部・研究科の概要を紹介したパンフレット	法学研究科入試パンフレット（2014年入学者用）	(3-6)		
	その他、根拠資料	立命館憲章	立命館憲章	1-1)	
		立命館大学院法学研究科研究科則	立命館大学院法学研究科研究科則	1-2)	
		2013年度法学研究科履修要項	2013年度法学研究科履修要項	1-3)	●
		立命館大学大学院法学研究科委員会規程	立命館大学大学院法学研究科委員会規程	1-4)	
		2014年4月入学立命館大学大学院入試要項（法学研究科）	2014年4月入学立命館大学大学院入試要項（法学研究科）	1-5)	
		2013年度第20回研究科委員会議事録	2013年度第20回研究科委員会議事録	1-6)	
		2013年度法学研究科懇談会報告（未定稿）	2013年度法学研究科懇談会報告（未定稿）	1-7)	
		2013年度立命館大学大学院博士課程後期課程研究奨励奨学金A・B募集要項	2013年度立命館大学大学院博士課程後期課程研究奨励奨学金A・B募集要項	1-8)	
		法学研究科ホームページ「研究科ポリシー」 http://www.ritsumeai.ac.jp/gsla/introduce/policy.html/ 〔2014年5月1日閲覧〕	法学研究科ホームページ「研究科ポリシー」 http://www.ritsumeai.ac.jp/gsla/introduce/policy.html/ 〔2014年5月1日閲覧〕	1-9)	
		人材育成目的ならびに教学上のポリシー検証・公開に関するガイドライン	人材育成目的ならびに教学上のポリシー検証・公開に関するガイドライン	1-10)	
		教務委員会規程起草委員会の設置および教務委員会規程（案）について	教務委員会規程起草委員会の設置および教務委員会規程（案）について	1-11)	
		2013年度第17回教務委員会議事録	2013年度第17回教務委員会議事録	1-12)	
リーガル・スペシャリスト・コースのプログラム（履修モデル）の見直しについて	リーガル・スペシャリスト・コースのプログラム（履修モデル）の見直しについて	1-13)			
2013年度法学研究科教学総括	2013年度法学研究科教学総括	1-14)			
2 (教員・教員組織)	教員人事関係規程等（教員選考委員会規程、教員資格審査規程、教員任免・昇格規程等）	立命館大学教員任用・昇任規程	2-0-1		
		立命館大学教員選考基準	2-0-2		
	教員の任免および昇任に関する規則（学部・研究科規程、任用規程、懲戒規程、就業規則等）	立命館大学教員任用・昇任規程	(2-0-1)		
		教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン	(2-5)		
	その他、根拠資料	2011-2015年度教員組織整備計画（2011年3月23日常任理事会）	2011-2015年度教員組織整備計画（2011年3月23日常任理事会）	2-1)	
		立命館大学大学院担当教員選考基準	立命館大学大学院担当教員選考基準	2-2)	
		2012年度教学総括・2013年度計画概要（法学研究科）	2012年度教学総括・2013年度計画概要（法学研究科）	2-3)	
		教員一覧（法学研究科ホームページ http://www.ritsumeai.ac.jp/gsla/introduce/professor-list.html/ 〔2014年5月1日閲覧〕）	教員一覧（法学研究科ホームページ http://www.ritsumeai.ac.jp/gsla/introduce/professor-list.html/ 〔2014年5月1日閲覧〕）	2-4)	

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
2 (教員・教員組織)		教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン	2-5)	
		第1305回(2012年度第20回)大学協議会議事録 (「(報告)2013年度の教員の所属と学部および研究科の各課程における専任教員の確認について」)	2-6)	
		修士学位および博士学位論文審査における主査・副査の選任に関する申し合わせ	2-7)	
		法学研究科大学院担当資格審査内規	2-8)	
		2013年度大学院担当資格審査委員会の設置と委員の選任について	2-9)	
		2013年度大学院担当資格審査結果について	2-10)	
		2013年度法学研究科教学総括	(1-14)	
		2013年度法学研究科履修要項	(1-3)	(●)
		2013年度法学研究科教学改善アンケート	2-11)	
		授業アンケート集計結果について	2-12)	
		2013年度第23回教務委員会議事録	2-13)	
		(報告)授業アンケート集計結果について	2-14)	
		立命館大学教育開発推進機構規程	2-15)	
		2012年度第6回法学部FD茶話会記録	2-16)	
		2013年度第3回法学部FD茶話会記録	2-17)	
		2013年度法学研究科履修要項	(1-3)	(●)
		立命館大学院法学研究科研究科則	(1-2)	
3 (教育内容・方法・成果)	学部・研究科の教育内容、履修方法などを記載したもの(学生便覧、履修要項等)	2013年度法学研究科履修要項	(1-3)	(●)
		2014年度法学研究科履修要項	1-3-1	●
	授業計画、科目概要など授業内容、成績評価内容を示した冊子等(講義要項、シラバス等)	法学研究科オンラインシラバス http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/gaku/onlinesyllabus.htm [2014年5月1日閲覧]	(3-5)	
	年間授業時間割表	2013年度法学研究科時間割	3-0-1	
	履修科目の登録に関する規則等(学部・研究科則、学部・研究科規程等)	立命館大学院法学研究科研究科則	(1-2)	
	進級要件、修了要件の定め等(学部・研究科規程等)	立命館大学院法学研究科研究科則	(1-2)	
		2013年度法学研究科履修要項	(1-3)	(●)
	インターンシップ等が実施されている場合 ・実施要項 ・受け入れ先、実施状況が把握できる資料	2014年度インターンシップ・ガイドブック	3-0-2	
	他の大学・大学院において履修した授業科目の単位認定に関して定めた規定(学部・研究科規程等)	立命館大学院法学研究科研究科則	(1-2)	
		2013年度法学研究科履修要項	(1-3)	(●)
	学習相談体制について定められた規定(学部・研究科規程等) オフィスアワーの内容やその周知に関する資料	2013年度法学研究科履修要項	(1-3)	(●)
	成績の分布に関する資料	成績評価分布	3-0-3	
	成績評価基準を明示している規則等 成績評価の異議申立に関する規則等	立命館大学学則	3-0-6	
		2013年度法学研究科履修要項	(1-3)	(●)
	授業評価に関する定めおよび結果報告書	法学部FD委員会規程	3-0-4	
	2013年度授業アンケート結果報告書(前期・後期)	3-0-5		

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
3 (教育内容・方法・成果)	授業内容・方法の改善のための研修に関する定め	法学部FD委員会規程	(3-0-4)	
	その他、根拠資料	2013年度課程博士の学位・博士（法学）論文の申請について	3-1)	
		法学研究科博士課程前期課程における標準修業年限未満での修了（早期修了）に関する規程	3-2)	
		2013年度第22回教務委員会議事録	3-3)	
		文・社系研究科における課程博士学位申請要件に関する申し合わせ	3-4)	
		法学研究科オンラインシラバス http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/gaku/onlinesyllabus.htm [2014年5月1日閲覧]	3-5)	
		法学研究科入試パンフレット（2014年入学者用）	3-6)	
		2013年度法学研究科新入生オリエンテーションガイダンス日程	3-7)	
		2013年度法学研究科懇談会報告（未定稿）	(1-7)	
		法学研究科ホームページ「研究科ポリシー」 http://www.ritsumei.ac.jp/gsla/introduce/policy.html/ [2014年5月1日閲覧]	(1-9)	
		2013年度第17回教務委員会議事録	(1-12)	
		2013年度第24回教務委員会議事録	3-8)	
		法学研究科入試パンフレット（2015年入学者用）	3-9)	
		公務員試験改革に対する法学研究科の対応	3-10)	
		リーガル・スペシャリスト・コースのプログラム（履修モデル）の見直しについて	(1-13)	
		2012年度法学研究科改革について	3-11)	
		2013年度法学研究科教学総括	(1-14)	
		（報告）2013年度大学院前期課程研究実践活動補助審査結果および採択について	3-12)	
		研究コース科目標準シラバス（2013年度第17回教務委員会）	3-13)	
		立命館大学大学院学則	3-14)	
		2013年度新入生オリエンテーションレジュメ	3-15)	
		学部との合併科目「法政情報処理」の扱いについて	3-16)	
		2012年度法学研究科教学総括	3-17)	
		2012年度教学総括・2013年度計画概要（法学研究科）	(2-3)	
		（報告）法学研究科2013年度前期開講科目の閉講について	3-18)	
		2014年度法学研究科開講責任科目時間割について	3-19)	
		2013年度法学研究科新入生オリエンテーションガイダンス日程	(3-7)	
		2013年度修士論文希望教員調査票（リーガル・スペシャリスト・コース／法政リサーチ・コース）	3-20)	
		2013年度第8回研究科委員会議事録	3-21)	
		2013年度法学研究科交流会の開催について（報告）	3-22)	
		2013年度法学研究科教学改善アンケート	(2-11)	
		2013年度第7回法学研究科教務委員会議事録	3-23)	

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
3 (教育内容・方法・成果)		授業アンケート集計結果について	(2-12)	
		2013年度第23回教務委員会議事録	(2-13)	
		(報告) 授業アンケート集計結果について	(2-14)	
		特別演習1「レポート(修士論文作成に向けた研究報告)」の提出について(案内)	3-24)	
		文・社系研究科における課程博士学位申請要件に関する申し合わせ	(3-4)	
		『立命館ロー・ニューズレター』75号 http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/nl/nl75/nl.75.pdf [2014年5月1日閲覧]	3-25)	
		『立命館ロー・ニューズレター』74号18ページ http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/nl/nl74/nl74.pdf [2014年5月1日閲覧]	3-26)	
		『立命館ロー・ニューズレター』76号25ページ http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/nl/nl76/nl76.pdf [2014年5月1日閲覧]	3-27)	
		2013年度シラバス編集・公開方針について	3-28)	
		シラバス執筆入稿マニュアル(2013年度版)	3-29)	
		2014年度シラバス編集・公開方針について	3-30)	
		2013年度学部・研究科・教学機関執行部によるシラバスの点検について	3-31)	
		法学研究科のシラバス点検結果について	3-32)	
		「成績確認制度」に関する申し合わせ(意見集約を受けて)	3-33)	
		外国留学単位認定に関わる授業時間の確認について	3-34)	
		立命館大学教育開発推進機構規程	(2-15)	
		2013年度教学総括・2014年度計画概要(法学研究科)	3-35)	
		『立命館法政論集』11号 http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/hoseironshuindex.htm [2014年5月1日閲覧]	3-36)	
		『立命館法政論集』12号 http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/hoseironshuindex.htm [2014年5月1日閲覧]	3-37)	
		(報告) 第11回(2013年度)天野和夫賞受賞者および授与式の開催について(2013年度第13回研究科委員会)	3-38)	
		2012年度大学院博士課程後期(一貫制博士)課程修了・満期退学者の進路について(報告)	3-39)	
		立命館大学学位規程	3-40)	
		「学位論文審査要旨」(立命館法学2013年第4号) http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/13-4/sagami.pdf [2014年5月1日閲覧]	3-41)	
		博士論文公聴会案内(2013年度)	3-42)	
		立命館大学機関リポジトリR-Cube< http://r-cube.ritsumeikan.ac.jp > [2014年5月1日閲覧]	3-43)	
		博士論文をインターネット公表できないやむを得ない事由とその場合に公表する要約についての法学研究科のガイドライン	3-44)	
	2014年4月入学立命館大学大学院入試要項(法学研究科)	(1-5)		

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
		法学研究科ホームページ「研究科ポリシー」 http://www.ritsumei.ac.jp/gsla/introduce/policy.html/ 〔2014年5月1日閲覧〕	(1-9)	
4 (学生の受け入れ、学生支援)	学生募集要項(再掲)	2014年4月入学立命館大学大学院入試要項(法学研究科)	(1-5)	
	入学者選抜に関する規則	立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程	4-0-1	
	入学者選抜試験に関する業務の実施体制についての定め(学部・研究科規程等)	大学院入試執行ガイドラインの年次改定について	(4-19)	
	入学者の多様性を確保するための工夫に関する資料	2014年4月入学立命館大学大学院入試要項(法学研究科)	(1-5)	
	学生生活の相談、助言、支援体制に関する定め (学生相談室規程、学生相談室報等)	学生サポートルームのご案内	4-0-3	
		立命館大学学生サポートルーム規程	4-0-4	
		2012年度立命館大学学生サポートルーム報告書	4-0-5	●
	各種ハラスメントに対応する規程およびパンフレット(ハラスメント防止規程、啓蒙パンフ、ハラスメントを受けた場合の救済措置についてのパンフレット等)	ハラスメント相談の手引き	4-0-6	●
		立命館大学ハラスメント防止に関する規程	4-0-7	
	奨学金・教育ローンなどの募集要項、規則等	立命館大学ホームページ「奨学金・助成金制度」 URL: http://www.ritsumei.ac.jp/scholarship/ (最終閲覧日: 2013.09.05)	4-0-8	
	進路選択に関わる相談・支援体制について資料	PLACEMENT DATA 2013 [年刊]進路・就職の実績報告	4-0-9	●
		文理系対象 第3回就職ガイダンス	4-0-10	
	身体に障がいのある者等への物的・経済的支援体制に関する規程	障害学生とサポートスタッフのためのガイドブック2014	4-0-11	
		障害学生支援のための対応例【新任教員ガイダンス配布資料】	4-0-12	
		立命館大学障害学生支援委員会規程	4-0-13	
	その他、根拠資料 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【欠番】4-0-2</div>	立命館大学大学院入学試験要項掲載ホームページ http://www.ritsumei.jp/gr/gr02_j.html 〔2014年5月1日閲覧〕	4-1)	
		立命館大学大学院入学試験要項別冊7ページ	4-2)	
		2015年4月入学大学院入試方針集約表(法学研究科)	4-3)	
		2015年入試からの「APUからの特別受入入学試験」の廃止について	4-4)	
		2013年9月入学大学院入学試験要項の作成にあたって	4-5)	
		2014年4月入学試験要項作成方針について	4-6)	
		立命館大学大学院案内2014	4-7)	
		2013年度大学院入試広報における取組みについて(報告)	4-8)	
2013年度教学総括・2014年度計画概要(法学研究科)		(3-35)		
法学研究科入試パンフレット(2014年入学者用)		(3-6)		
法学研究科ホームページ http://www.ritsumei.ac.jp/gsla/ 〔2014年5月1日閲覧〕		4-9)		
2012年度法学研究科教学総括		(3-17)		
(報告) 法学研究科公開授業について		4-10)		
公務員試験改革に対する法学研究科の対応		(3-10)		
2012年度教学総括・2013年度計画概要(法学研究科)		(2-3)		

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
4 (学生の受け入れ、 学生支援)		2013年度法学研究科教学総括	(1-14)	
		大学院科目早期履修制度・大学院進学プログラム募集要項	4-11)	
		2013年9月入学法学研究科博士課程後期課程外国人留学生海外推薦入学試験要項	4-12)	
		「金融と法」東京講座案内 http://www.ritsumeai.ac.jp/tokyocampus/course_guide/detail/?course_id=1 [2014年5月1日閲覧]	4-13)	
		「金融と法」東京講座募集要項	4-14)	
		2014年度からの東京講座の開講について(報告)	4-15)	
		大学院法学研究科(行政書士対象)「司法研修講座」の新規実施および覚書の締結について	4-16)	
		法学研究科2011年度「司法研修講座(行政書士対象)」の継続実施について(報告)	4-17)	
		法学研究科2014年度開講方針(第二次案)	4-18)	
		大学院入試執行ガイドラインの年次改定について	4-19)	
		大学院入学試験問題の公開方針の変更および2013年度に執行する入試問題公開の取扱について	4-20)	
		法学研究科入試問題の公開方針について	4-21)	
		大学院教学改革の基本方針	4-22)	
		2012年度第7回法学部企画委員会議事録	4-23)	
		2013年度第7回法学研究科教務委員会議事録	(3-23)	
		2013年度第23回教務委員会議事録	(2-13)	
		大学院改革推進委員会中間まとめに対する法学研究科の意見	4-24)	
		2014年4月入学入試概要(2012年10月29日大学院教学委員会)	4-25)	
		2013年4月立命館大学大学院入学者数について(報告)	4-26)	
		『立命館ロー・ニューズレター』75号 http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/law/lex/nl/nl75/nl.75.pdf [2014年5月1日閲覧]	(3-25)	
		立命館大学院法学研究科研究科則	(1-2)	
		2013年度法学研究科履修要項	(1-3)	(●)
		2013年度法学研究科懇談会報告(未定稿)	(1-7)	
		立命館大学法学部・法学研究科・法務研究科研究データベース http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/law/lex/default.htm [2014年5月1日閲覧]	4-27)	
		修士論文執筆状況報告書および今後の計画書	4-28)	
		博士論文執筆状況報告書および今後の計画書	4-29)	
		2013年度第1回研究科委員会議事録	4-30)	
		2013年度第10回研究科委員会議事録	4-31)	
		立命館大学大学院キャリアパス支援室ホームページ http://www.ritsumeai.ac.jp/ru_gr/g-career/fellow/ [2014年5月1日閲覧]	4-32)	
		立命館大学学生健康診断規程	4-33)	

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
		立命館大学授業に関する規程	4-34)	
		学校法人立命館学校保健安全管理規程	4-35)	
		2013年度教学総括・2014年度計画概要（法学研究科）	(3-35)	
		法学研究科キャリア支援企画および交流会の開催について（報告）（2013年度第15回法学研究委員会）	4-36)	
		2013年度法学研究科教学総括	(1-14)	
5 (教育研究等環境)	自習室の利用に関する定め	2013年度法学研究科履修要項	(1-3)	(●)
	情報関連設備等の利用に関する定め	RAINBOW GUIDE 2014（学生版）	5-0-1	
		RAINBOW GUIDE 2014（教員版）	5-0-2	
	図書館利用に関する定め（図書館利用規程、資料室規程等） 図書館利用ガイド等	LIBRARY GUIDE 2014	5-0-3	●
		2014年度版 教員用図書館利用案内	5-0-4	●
		立命館大学学術情報施設利用規則	5-0-5	
	その他、根拠資料	立命館大学ホームページ「TA制度とは？」 http://www.ritsumei.ac.jp/ru_gr/g-ta/ta/ 〔2014年5月1日閲覧〕	5-1)	
		立命館大学研究倫理指針	5-2)	
研究倫理ハンドブック		5-3)		
6 (内部質保証)	自己点検・評価関係規程等	立命館大学自己評価委員会規程	6-0-1	
		立命館大学大学評価委員会規程	6-0-2	
		法学研究科自己評価推進委員会規程	6-0-3	
	情報公開に関する規程	学校法人立命館情報公開規程	6-0-4	
	適切な情報公開と説明責任が確認できる実績データ（ホームページ、大学案内、各種パンフレット）	法学研究科入試パンフレット（2014年入学者用）	(3-6)	
		法学研究科ホームページ http://www.ritsumei.ac.jp/gsla/ 〔2014年5月1日閲覧〕	(4-9)	
	その他、根拠資料	立命館大学自己評価委員会規程	6-1)	
		立命館大学大学評価委員会規程	6-2)	
		立命館大学自己点検評価報告書 http://www.ritsumei.jp/profile/a10_2012_tenken_j.html 〔2014年5月1日閲覧〕	6-3)	
		立命館大学研究者学術情報データベース http://research-db.ritsumei.ac.jp 〔2014年5月1日閲覧〕	6-4)	
		学校法人立命館情報公開規程	6-5)	
		2013年度教学総括・2014年度計画概要（法学研究科）	(3-35)	
		法学研究科ホームページ http://www.ritsumei.ac.jp/gsla/ 〔2014年5月1日閲覧〕	(4-9)	
		立命館大学ホームページ「情報公開インデックス」 http://www.ritsumei.jp/public-info/index_j.html 〔2014年5月1日閲覧〕	6-6)	
		立命館大学ホームページ「研究・産学官連携」 http://www.ritsumei.ac.jp/research/ 〔2014年5月1日閲覧〕	6-7)	
		立命館大学法学部・法学研究科・法務研究科研究データベース http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/default.htm 〔2014年5月1日閲覧〕	(4-27)	

章	提出資料	資料の名称	資料番号	現物資料
		『立命館ロー・ニューズレター』 http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm [2014年5月1日閲覧]	6-8)	
		法学部&法科大学院 研究GATEWAY http://www.ritsumeilaw.jp/index.html [2014年5月1日閲覧]	6-9)	
		2013年度法学研究科教学総括	(1-14)	
		学校法人立命館コンプライアンス推進規程	6-10)	
		学校法人立命館コンプライアンス委員会規程	6-11)	
		立命館大学ハラスメント防止に関する規程	6-12)	
		立命館大学利益相反規程	6-13)	
		2013年度法学研究科教学改善アンケート	(2-11)	
		学部との合併科目「法政情報処理」の扱いについて	(3-16)	
7 (その他)		立命館大学大学案内2015	7-1	●
		立命館大学大学院案内2015	7-2	●
		立命館大学2013年度大学基礎データ (抜粋) http://www.ritsumei.jp/profile/a10_2013_j.html	7-3	
		立命館大学2013年度大学データ集 http://www.ritsumei.jp/profile/a10_2013-2_j.html	7-4	
		立命館大学大学院案内2014	(4-7)	
		大学基準協会「大学基準の解説」	7-5	
		対応法令付 点検・評価項目	7-6	

<注意事項>

- 1、添付資料の該当資料が重複する場合、提出する資料はひとつでよい。その際、重複する資料の番号は（括弧）書きで付すこと。
- 2、原則として、複数の項目でひとつの根拠資料を掲載する場合、資料番号は一番関連の深い大項目の番号（1～8）でとり、1-1、1-2、のように表記すること。
- 3、「その他、根拠資料」には、点検・評価報告書の記述内容を裏付ける資料を記載すること。

2014 年度 自己評価・外部評価結果報告書

発行 2015 年 3 月
立命館大学法学部・大学院法学研究科
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
Tel. 075-465-8175
URL <http://www.ritsumeai.ac.jp/law/>
印刷 株式会社田中プリント